



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	水田転作を契機とする経営組織の再編条件に関する実証的研究
Author(s)	仙北谷, 康
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(農学)
Dissertation Number	甲第3434号
Issue Date	1994-03-25
DOI	https://doi.org/10.11501/3095174
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/50024
Type	doctoral thesis
File Information	000000272738.pdf



水田転作を契機とする経営組織の再編条件
に関する実証的研究

仙北谷 康

仙北谷 康

目 次

序章 課題と方法	7
第1節 転作下における水田作経営の経営組織再編	7
第2節 問題意識と課題	10
第3節 分析方法	14
第1章 旧開水田作地帯における選択的拡大と水田転作の矛盾	28
第1節 本章の課題	28
第2節 旧開水田作地帯における選択的拡大政策の影響	30
第3節 稲作偏重の農業構造の形成	41
第4節 小括	46
第2章 水田単作的大面積経営における経営転換の特色	49
第1節 本章の課題	49
第2節 空知地域における水田単作的大面積経営の展開過程	52
第3節 経営の再生産条件の変化	75
第4節 小括	78
第3章 水田作生産組織の段階的機能	84
第1節 本章の課題	84
第2節 研究対象の概要と生産組織の結成	86

第3節	共同作業の変遷と構成員の就業状態の変化	91
第4節	水田作生産組織の機能的限界	101
第5節	小括	103
第4章	土地利用再編を規定する諸要因	106
第1節	本章の課題	106
第2節	水田転作を契機とする産地形成過程	108
第3節	水田転作下の集落の再編成	115
第4節	耕圃の位置づけと土地利用再編	122
第5節	小括	137
第5章	経営組織再編と生産力形成	140
第1節	本章の課題	140
第2節	たまねぎ産地の形成過程	142
第3節	経営組織再編と農業生産力	150
第4節	農協の農産物販売方法と販売方法選好の集落間格差	160
第5節	小括	168
終章	水田作経営の経営組織再編のための課題と条件	170
参考文献		178

表 目 次

第 1 - 1 表	各市町村の農業粗生産額の割合	36
第 1 - 2 表	土地改良区別圃場整備事業の実施状況	44
第 2 - 1 表	調査農家の概況	54
第 2 - 2 表	農家の水田面積規模と団地数	56
第 2 - 3 表	農家の水田面積規模別にみた水田圃場の距離と団地数	56
第 2 - 4 表	保有団地数とその分散距離別団地数	57
第 2 - 5 表	宅地からの距離と土地利用の違いでみた団地数	57
第 2 - 6 表	南空知地域の調査農家の作付概況	59
第 2 - 7 表	中空知地域の調査農家の作付概況	60
第 2 - 8 表	北空知地域の調査農家の作付概況	61
第 2 - 9 表	調査農家の水稻および秋小麦の反収	62
第 2 - 10 表	小作料と土地利用	65
第 2 - 11 表	南空知における水田の相対価格の推移	74
第 2 - 12 表	中空知における経営主、後継者の農業就業年と土地拡大年	76
第 2 - 13 表	土地利用別農地相対価格	83
第 3 - 1 表	栗山町における産業別人口構成	88
第 3 - 2 表	南学田 2 における調査農家の概要	89
第 3 - 3 表	調査農家における 1991 年度の作付	90
第 3 - 4 表	調査農家の現在の兼業就業と中止の理由	97
第 3 - 5 表	兼業就業を中止した農家における、兼業就業の年間の時期	97
第 3 - 6 表	兼業就業の中止および労働集約的作物導入の理由	100
第 4 - 1 表	雨竜町における主要野菜の収穫量	109
第 4 - 2 表	雨竜町における野菜作拡大振興方策	111
第 4 - 3 表	雨竜町におけるメロン販売額の推移	111
第 4 - 4 表	雨竜町のメロン生産にしめる中島集落の位置	114
第 4 - 5 表	中島集落の調査農家の概要	116
第 4 - 6 表	農家類型の区分標識	118
第 4 - 7 表	農家類型の結果	120

第4-8表	中島集落における第二次構造改善事業による組織の概要	120
第4-9表	兼業就業者の就業開始年	123
第4-10表	事例経営の作付の推移	128
第4-11表	事例経営の圃場別にみた作付の推移	132
第4-12表	A群農家における1978年の転作圃場と てんさい作付開始圃場の相関	134
第5-1表	たまねぎ作付の集落間格差	146
第5-2表	たまねぎ作をめぐる取り組みの集落間格差	149
第5-3表	作物の収益性比較	153
第5-4表	たまねぎ作の新畑、熟畑における収益格差の試算	159
第5-5表	栗山町農協のたまねぎ販売方法の概要	159
第5-6表	一戸あたり販売数の集落差	162
第5-7表	「成行共販」の出荷日の集落間格差	167

目 次

第序-1図	北海道における水田転作の内訳	8
第序-2図	農業経営における組織再編の構造仮説	20
第1-1図	空知支庁における各市町村の 水田率・耕地率の変化(1975→1990)	31
第1-2図	特化係数の推移	33
第1-3図	米以外の農産物粗生産額の対前年比	33
第1-4図	小麦単収の町村比較	36
第1-5図	面積規模階層構成の町村比較	36
第1-6図	男子150日以上農業従事者数(1970年)	39
第1-7図	男子150日以上農業従事者数(1980年)	39
第1-8図	男子150日以上農業従事者数(1982年)	40
第1-9図	男子自家農業従事者数(1982年)	40
第1-10図	動力田植え機の農家100戸あたり普及台数	44
第2-1図	一戸当たり転作奨励金と水田面積の町村比較	51

第2-2図	水稻単収差による水稻作所得と転作奨励金	65
第2-3図	調査事例の一戸当たり水田面積の推移	67
第2-4図	調査事例と空知地域における稲作機械化の進展	67
第2-5図	米販売農家の資本投下額の推移	70
第2-6図	自家農業従事者1人あたり水田面積の推移	70
第2-7図	中空知調査事例における水田の集積過程	73
第3-1図	栗山町における農業農業粗生産額の推移(名目)	88
第3-2図	南学田第二営農集団における作業体系の変化	93
第3-3図	南学田第二営農集団の作業面積	95
第3-4図	南学田第二営農集団構成農家の農外就業の変化	95
第4-1図	経営水田面積の2時点比較	118
第4-2A図	A群の作付合計	123
第4-2B図	B群の作付合計	124
第4-2C1図	C ₁ 群の作付合計	124
第4-2C2図	C ₂ 群の作付合計	125
第4-2D図	D群の作付合計	125
第4-3図	事例経営の作付面積の推移	128
第4-4図	事例経営の耕種梗概	129
第4-5図	事例経営の圃場図	131
第5-1図	栗山町におけるおもな転作作物の作付面積	144
第5-2図	栗山町の土壌とたまねぎ作付面積割合の集落差	147
第5-3図	南学田第2実行組合の作付の推移	149
第5-4図	「稲作+たまねぎ作」経営の作業概要	152
第5-5図	たまねぎ専作経営の作業概要	152
第5-6図	たまねぎの収量水準と作付面積の変化の相関	155
第5-7図	栗山町農協におけるたまねぎの共計価格の推移	157
第5-8図	たまねぎの反収、価格と土地純収益	157
第5-9図	「成行共販」たまねぎLおよびMの 価格の推移(1990年度)	165
第5-10図	「ネット詰め」たまねぎの価格の推移(1990年度)	165

序章 課題と方法

第1節 転作下における水田作経営の経営組織再編

農業経営は、経営諸要素をさまざまに結合させて、農業生産を中心とした経済活動を営む組織体である。経営諸要素の結合形態さらには結合方式は、生産技術の面での改良進歩や個別経営をめぐる社会的経済的条件の動向いかんによって、間断なく調整されていく必要がある。この点からすると、経営組織論の課題は、単なる経営諸要素の合理的結合比率を明らかにすることのみならず、その調整過程、言い換えるならば経営組織の再編過程と、それにかかわる様々な経営問題を整理し、経営組織再編のために必要な条件を明らかにすることだといえる。

経営組織とは、生産力構成諸要素の具体的な結合（いわばフローの状態にある生産力諸要素）の態様を示す概念¹⁾であり、間断なく繰り返される経営組織再編の過程は、経営組織の「形成－発展－再編（新たな組織の形成）」というサイクルの繰り返しであるが、この点に関する近年の特徴は、そのサイクルが非常に短期間のうちに繰り返されているとみられることである。この点を水田転作に限定して概観しよう。周知のように1970年からいわゆる米の生産調整政策が本格的に実施され、今日に至っているが、この間の北海道における水田転作作物の推移を示したのが第序-1図である。このほかに米の生産調整にかかわって水田土地改良および単純休耕も実施されているが、作物の作付けということでこの図には示さなかった。

図によると、水田転作開始当初において作付け面積が増加したのは飼料作物と、豆類およびそばなどの雑穀類である。1976年には減反緩和とともにとくに雑穀・豆類が急激に減少し、その後、水田利用再編対策が開始された1978年頃からは麦類の作付けが急速にのびる。この間に飼料作物は徐々に減少する傾向にあり、また雑穀・豆類は、ほぼ1976年の水準で推移している。麦の増加と並んで注目されるのはてんさいである。利用再編第三期である1984年以降の減反強化によって麦類も再び増加に転ずるが、それとともに野菜、たまねぎ、食用馬鈴薯といった作物の作付け面積の増加が注目されるようになる。

以上のように作付け作物はおよそ7～8年の間隔を示しながら、面積の増減と作目の交替を繰り返していることがわかる。しかしこの動向は単なる作付け面積という量的な側面の変化にとどまらない。すなわち、当初は、水稲作との前後作の組み合わせが比較的容易であり、かつさしたる資本の投下も必要としないとみられる牧草、雑穀・豆類が多かった状態であったが、のちに土地改良、土壌改良が必要で、さらに作業機械等のために多額の資本投下を必要とする麦類、てんさい、たまねぎ等へ作付け作目が交替している。つまり、水田転作開始当初の7～8年ほどの間は、近い将来の水稲作への全面的な復帰を予想して、いわば「嵐が過ぎるのを待つ」という性格の転作対応が主流を占めていたのに対して、近年、とくに1980年代後半以降は、少なくとも短期的には水稲作への復帰を期待せず、転作作物で一定の収益が得られるものの作付け割合が増加する傾向が顕著にみられるようになってきたのである。

確かに北海道における水田作農業は、1960年代前半の選択的拡大政策を通じて、急速に稲作地帯が形成され、米の生産が拡大してきたのであり、その意味では、本州府県のように水稲連作状態が連綿と続けられてきたこととは事情を異にする。しかしそれを差し引いても、水田転作による作付け作目交替のサイクルの短さは近年の特徴的な動向として指摘されるべきであろう。

さらに経営組織再編に関連して注目されるのは、農業経営をとりまく1980年代後半における社会的経済的条件の変化である。これは農業経営の経営経済活動にかかわる「保護・統制」の後退と、それと表裏をなして、個別経営が高度に発達した市場経済システムへ対応せざるを得なくなった局面の増加と表現することができるであろう²⁾。短期間における転作作目の交替や、さらにはその質的な変化も、これとの関連で理解するべきであろう。

さきに経営組織再編にかかわって水田転作に注目したのも、まさにこの点にかかわる特徴的な場面と判断されるからである。つまり、食糧管理法の運用を弾力化することで米の生産調整を実施し、当初は水稲作に匹敵する転作奨励金を交付していた。減反政策開始当初、北海道においては転作割り当てをこえてまで過剰な転作対応がとられたのは、この影響が大きいといわれている。しかし近年、転作割り当てはさほどかわらず、その見返りとしての転作奨励金は引き下げられてきた。さらに食糧管理制度そのものをみても、一部の米の価格形成に入札制度が

導入され、米の流通における直接的管理部分が低下し、政府買い入れの生産者米価水準も抑制から引き下げられる傾向にある。他方、転作作物の内容が、野菜やたまねぎなどの、土壌改良投資や機械投資を必要とするために容易には水稲生産に復帰できず、くわえて価格水準が需給関係に影響されるため変動が激しい作物にシフトしてきている。

1960年代前半からの選択的拡大政策にもとづいた、畑地目の水田地目への転換、泥炭土壌地帯等の条件不利地における大規模な開田事業を通じて、北海道におけるいわゆる稲作中核地帯が急速に形成された。これは、主食である米の増産というマクロ政策に農業者を従わせるための「統制」であるという側面を持つとともに、これに応じ米増産に協力した農業者に対しては、他作目を凌駕する収益性を保証するという農業者「保護」の政策でもあった。このようにして水稲単作という経営組織の農業経営が、石狩、空知、上川地域の平坦部において集中的に出現したのであった³⁾。

しかし近年の転作作物の質的变化にみられる経営組織再編はそれとは異なり、農業経営に対する「保護・統制」の後退と、それと表裏をなして進行する、高度に発達した市場経済システムへの対応局面における経営行動であるとみられるのである。

第2節 問題意識と課題

1. 新たな経営組織再編の局面

1970年に本格的に開始された米の生産調整政策は、水田圃場への作物の作付けという点では、水稲作付け面積の減反と他作目への転作を要求するものであった。同政策は、協力しない農家および地域に対しては事業参加、補助金交付等について様々なペナルティを課し、また協力した農家に対しては水稲作と同程度の所得を補償する奨励金を与えるという、アメとムチの手段をもって対処するものであり、食糧管理制度の運用弾力化の枠内の政策ではあるが、結果的には水稲単作的土地利用に対してその再編を迫ることになった。このため水田作農業は、1960年代までとはいちじるしく異なった様相を呈している。しかし水稲単作的土地利用

にしても、1961年に成立した農業基本法にもとづく選択的拡大政策に強く規定されていたのであり、この意味では水田作農業はわが国農業政策の影響を強く受けて、その都度、土地利用の再編を経験してきたともみることができる。

では、水田作農業における土地利用の再編とそれに対応する経営組織の再編を、農業政策という与件が直接的かつ一義的に規定できるものとし、さらに農業者の行動をそれへの単なる対応と片づけてもよいのであろうか。この点に関する疑問が、本論文の出発点である。つまり第一に、このような局面の解明のためには、農業者の与件対応に伴う過程こそが重要なのであり、経営組織の再編過程・調整局面にかかわって生起する問題を明らかにする必要があるのではないかということである。第二には、農業者の経営経済活動の与件としての農業政策が、「選択的拡大」的性格を後退させてきており、農業者の単なる政策への「対応」だけでは対処しきれない問題が生じてきているとみられるのである。

前者については、われわれは、短期間のうちに選択的拡大政策、水田転作政策という、経営組織再編の方向性という点では極端に性格の異なる二つの政策を経験したのである。つまり、これらに対する水田経営の経営対応を、単なる比較検討ではなく、政策の転換過程における経営対応の変更、転換にともなって、経営内部に発生した矛盾の処理の過程という点も含めて分析することが可能である。

後者については、農業経営をとりまく社会的経済的条件の質的な変化という問題である。この点をやや詳しく述べるために、水田転作政策の推移を大まかにたどるならば、米の「過剰」対策が本格化した1970年からおよそ数年間は、単純に米を減らすことが政策目標の第一にかかげられていた。その手段は、当初は、とにかく稲作以外ならば何でもよいということで、単純休耕や水田土地基盤整備によって割当面積の相当部分を消化していた。その後、対策の重点は米の計画的生産という需給調整に加えて、水田基盤をフルに使って米以外の作物の自給率の向上、生産性の向上をはかることを目標としてかかげるようになった。このようにして、およそ水田利用再編対策期までは、水稻作付け面積の削減、他の作物の作付け面積増加という作物ごとの「選択」が実施されていたといえる。そしてその「選択」の内容は、転作奨励金体系によって示されていた。つまり自給率の低い麦、豆類などでは転作奨励金の単価が高く、野菜類では低く設定されていたのである。

しかし1987年にはじまる水田総合利用対策期では、対策の重点として、「行政と生産者・生産者団体とが一体的に推進」すること、また「地域の合意形成の推進等による」という項目がかかげられるようになった。これはつまり「転作奨励金依存からの脱却」のために、「生産者団体がむしろ自分からものを選んで」「自立できる水田農業ということに方向を転換し、そして農業者団体の主体性を強める」⁴⁾という方向に水田転作政策自体がシフトしていったことのあらわれといえる。

つまり、水田作経営に対して作物「選択」を提示することから、生産者・生産者団体の自主性にまかせるというように、行政の関与を薄めてきているのである。これはさきに示した水田作経営に対する「保護・統制」の後退の現れであり、その結果がさきに第序-1図に示したように、転作作物の内容が、野菜やたまねぎなどの転作奨励金が相対的に低い作物の作付け拡大となってあらわれてきているのである。

この水田作農業に対する政策的「保護・統制」の後退をうけて、水田作経営は不可避免的に、高度化した市場経済システムに対応せざるを得なくなったのであるが、その対応局面で発生する経営組織再編においては、単なる政策への対応とは異なる問題が生起しているものと考えられるのである。

2. 従来の研究と本論文の課題

従来、農業経営学における組織論および組織再編論は、主に経営複合化論として論じられてきた。これについては、二重構造論の立場をとる金沢夏樹が代表的な論者であるが、その第一の特徴は、「紐帯」概念を用いて経営の複合化を説明しようとしたことである⁵⁾。つまり、作目の補完・補合関係に注目し、いかなる方向でその結合を考えるか、その方向性を与えるものとして「複合化の諸紐帯」があり、具体例として地力維持、地代節約、生産手段利用共同など、6～7点が指摘されている。

しかし第二の特徴として、この「紐帯」に依拠した複合経営のメリットを規範的に主張しているにとどまっている印象が否めない。これは氏の論理が、技術論優先的性格が強いこと、さらには複合経営実現のための条件の提示が不十分であることと無関係ではないであろう。このため、たとえば、水稻単作化、農業労働

力の兼業化という、高度経済成長以降の水田作農業に特徴的な変貌を、「紐帯」理論をもって説明することは困難なのである⁶⁾。

また、金沢二重構造論的経営学について、和田照男は、「主体性認識は基本的に経営管理や意志決定といった実践性へ結合するものであるとすれば、現在のところまだその体系には管理論的領域において弱さがあるといわざるをえないであろう」としている⁷⁾が、この指摘も、金沢の技術優先的な論理ゆえの特徴というべきであろう。

この点に関する新たな分析手法として大泉一貫の提起が注目される。氏は「農業経営組織の構造を主体的展開との関連で把握」し、「組織を動かし支配する原理・原則を経営主体の行動に基づきながら解明」するために、「管理的経営組織」という概念を提起した⁸⁾。経営者の主体的意志決定という側面に重点を置き、それを分析するための方法として、労働力組織に注目したという特徴がある。

しかし氏の農業経営組織の理論的枠組みでは、個別経営をとりまく与件の変化とそれへの農業者の対応という点に関する整理が不十分であるように思われる。そのため、与件の変化（歴史的変化）に伴う経営組織再編の性格変化という点が、十分に議論されていない。

農業経営組織の再編過程を、歴史的発展段階的に捉える分析手法として、農法論のフレームワークがある。このうち水田作農業に関わる代表的な論文として、八木宏典⁹⁾、長憲次¹⁰⁾が注目されるが、農法論においても技術論的性格が強く、農業経営をとりまく現段階的な、高度に発達した市場経済システムへの対応に関わる経営組織の再編を分析する枠組み足りえないと考えられる。

これはそもそも農法論は、「基本として、『社会経済史をふまえて体系化された経営発達史』であり、『農業経営様式ないし農耕方式の発展段階を示す歴史的な範疇概念』を明らかにすることを課題にしているのであって、個別経営実践を重視する農業経営学とは、」「基本的に別な学問体系」¹¹⁾であることによる問題であるといえる。

その他、農業経営組織論に関わって様々な研究蓄積があるが、1980年代後半以降を分析対象期間とし、さらにこの期間を農業経営に対する「保護・統制」の後退局面ととらえ、農業経営組織の再編を論理化したものは少ない。

農業経営が、土地利用を基盤とした経営経済活動である以上、農業生産技術の

発展によってそこに程度の差こそあれ、土地利用に関わる諸問題が経営展開を規定する要因となることは否定しえないであろう。しかしながら、水田作経営が高度に発達した市場経済システムへ対応せざるを得なくなった局面が増加しているということは、1980年代後半以降の水田作農業をめぐる状況を理解する上で欠くことができない視点である。農業労働力の兼業化の問題にしても、ひとつには兼業所得と農業所得の機会費用の問題であるし、また同時に、農業経営が高度に発達した市場経済システムに包摂され自給経済局面が後退する過程において発生した、現金需要の高まりの結果引き起こされた、特徴的な現象として理解することができよう。このため、農業生産に関わる土地利用上の技術的制約と、農業経営が高度に発達した市場経済システムへ対応せざるを得なくなった局面の増加という二側面の認識が、課題の把握およびその解明のための分析手法に組み込まれている必要があるといえる。

いかなる経営形態が最も適合的であるのかということは、その時々々の市場動向に応じて一様ではない。時に単品目生産が農業経営にとって最も望ましい経営組織形態であることもあろう。また市場動向がめまぐるしく変化する場合、それに対応する経営組織再編のサイクルも短期的であり、そのため俊敏な対応が農業者に対して求められることになるだろう。高度に発達した市場経済システムに対応しつつ経営の再生産を実現し、さらに農業生産を拡大させていくためには、そのような変動する市場条件に応じて、つねに自らの経営組織を再編していくことが要求される。

以上の諸点をふまえるならば、農業経営組織論が取り組まなければならないことは、経営組織再編のための条件とそれを妨げている要因を、経営組織の再編過程に即して実体的に明らかにすることだといえる。農業経営をとりまく与件の現段階的特徴を、農業経営に対する「保護・統制」の後退と高度化した市場経済システムへの対応局面の増加ととらえ、既存の経営組織再編の論理に、現局面の特殊条件を加味した論理を明らかにすることが、本論文の課題である。

第3節 分析方法

1. 前提的考察

上記の課題を明らかにするために、本論文ではまず、農業経営が高度化した市場経済システムにより強く包摂される過程において生じる、農業経営主体の変化に注目する。

経営組織再編が、農業者の合目的的行動であり、その目的最大化のために経営諸要素の結合を調整するプロセスであるとするならば、つまり、経営組織再編が、農業者の経営目標最大化のための経営行動であるならば、経営組織再編過程を分析するためには、その経営目標を明らかにしなければならない。

通常、経営目標は、経済主体の性格によって様々に異なる。「過渡的存在としての小農」¹²⁾は、経済主体としては地主的、資本家的、労働者の性格を合わせ持つ「三位一体」的性格であると評されている。その意味では、組織再編の方向性は特定の地域においても様々な向きと強さを持つものが、重層的に影響しあいつつあらわれているのであり、われわれの理解を困難なものにしていると考えられる。しかし、農業経営をとりまく現段階的な状況を、商品経済社会の一層の高度化と、農業経営に対する「保護・統制」の後退に起因する、市場経済システムへの対応機会の増加ととらえるという、われわれの問題認識からすると、これにより、「過渡的存在としての小農」の性格が、徐々に純化する過程にあると考えられる。

つまり、水田作農業において全般的にみられる傾向として、農業労働力の兼業化、農地を資産的に保有する傾向の増加などが指摘されているが、これはそもそも、「三位一体」的性格をもつ「小農」が、あるものは農地の転用を期待する地主的性格を強めていき、またあるものは兼業就業を深化させることによって、労働者の性格を強めていく、その過程において特徴的にあらわれる現象であるといえる。そうであるならば、他方で、農産物商品の生産者、農業経営者としての性格を純化させている農業経営主体もまた存在するであろう。これにつれて経営目標およびその最大化を動機とする経営組織再編の性格もまた純化していく過程にあると考えられるのである。

われわれは、農業経営者、商品生産者としての性格を純化させている農業経営における、水田土地利用再編を分析の対象とする。これは先に述べた、農業経営の主体的かつ合目的的な経営組織再編の方向であるとともに、わが国水田作農業

の一つの進むべき方向と、その担い手像に対して有力な示唆を与えるものと考えられ、農業経営学が緊急にこたえるべき課題であると考えられるからである。

このような経営主体の存在を水田転作との関連において考察するならば、転作奨励金は、水稻共済基準単収と、転作作物によって定められた奨励金単価をもとに、転作を実施した水田面積あたり金額として支払われ、それ自体は農業労働とは有機的関連をもたない、いわば「属地的被贈所得」¹³⁾といえる性格をもつ。一定の転作奨励金が保証されているならば、たとえ転作作物は「捨て作り」「荒らし作り」的に作付けされ、作物収益が低くとも（時にはマイナスであっても）、転作対応は継続されるであろう。このような土地利用は労働投下と有機的な結びつきに乏しいために、兼業就業と結びつきやすくなることはいうまでもない。この土地利用は転作奨励金の交付が中止された後にも、土地利用秩序として継続的に存続するとは考えにくい。

他方、農業生産を拡大し、自家労働力を農業に専従させ転作に取り組んでいる農業者も各地に存在する。最近年になって、米の不作と政府在庫米の適正水準割れを受けて、転作割り当てが緩和されてきているが、その達成は困難であるとの見通しがだされている。これは長期にわたる水田転作によって水田圃場が物理的に水稻栽培のための機能を喪失したことにもよるが、他方、水稻作よりも高い収益が得られる作物の生産が定着したためともみられている。これは、性格が分化した「小農」のうち、農業経営者、商品生産者としての性格を強めてきている農業者が存在することの状況証拠といえる。

つぎに、このような農業者の経営目標について考察する。一般に農業所得は、資本利子、地代、労賃さらには一定額の利潤を合計した混合所得であるが、しかし単に標準的な資本利子、地代、労賃および平均利潤の獲得だけが経営目標であるならば、自家労働力をはじめとする経営諸要素を農業生産に投下する必要はなく、長期的には他産業に移動することも考えられる。具体的には農地転用、自家労働力の兼業化・農外流出、農業資本の農業生産からの引き上げ等が発生すると考えられるのである。そうであるならば、経営諸要素が農業生産過程に投下されるのは、平均利潤をくわえた標準的な所得水準をこえる利潤（超過利潤）が存在するからである。

ところがこの超過利潤は、農業生産が資本家的借地農によって担われているよ

うな状況下にあっては、長期的には地代として制度化するところの差額地代にほかならない¹⁴⁾。この点については、わが国のような自作農制を主体とする農業生産においても、差額地代は発生しているのであるが、それが土地所有者である自作農に帰属しているという点を見逃すことはできない。さらに、平均利潤は経営者に帰属するということを考慮するならば、経営者としての農業者にとっての経営目標とは、地代+利潤（平均利潤+超過利潤）である土地純収益ということになる。

この点は、地代自体が、「剰余の剰余」¹⁵⁾としての性格を有するために、超過利潤と一体的にとらえるべきものであること、このために実際問題として地代と利潤の分離が困難であること¹⁶⁾、さらには、農業経営を土地利用体として抽象化する立場からも、経営目標を土地純収益の最大化とすることは妥当性を有し、「一定の位置ないし一定の豊沃度の土地が与えられているとして、そこで立地を要求する諸作物の競争地代としてみることができる」¹⁷⁾のであり、われわれの土地利用再編に対する分析において、有効な視点たりうると判断される。本論文では、経営目標としての土地純収益の最大化に着目する。

ところで、「三位一体」的「小農」の性格が純化する方向にあるとはいえ、それが完全に分化しているとは考えられず、現状としては、多かれ少なかれ「小農」としての過渡的な性格をもっているのであり、土地純収益の取得についても、農業者に対しては労働投下を前提としている。このため、農業に専門的に従事しつつ、より高い土地純収益が得られる経営組織形態が、農業経営者の性格を強める農業経営にとって最も有利な経営組織形態といえるのである。ここで前提とされる労働投下の可能性については、農業経営活動の基盤となる土地利用を分析の俎上に載せなければならない。

2. 本論文の方法と構成

以上に示した前提的考察をふまえるならば、農業経営の基盤となる土地利用上の技術的制約と、農業経営が高度に発達した市場経済システムへ対応せざるをえなくなった局面の増加という二側面を十分認識する必要がある。そのため、農業経営者の性格を強めていく農業経営の土地利用再編過程を、実態調査を通じて分析するというのが、本論文全体を貫く分析方法となる。

本論文における主要な分析素材は、水田転作を契機とした産地形成の取り組みである。これは一つには産地が、上記の農業経営が高度に発達した市場経済システムへ対応せざるをえなくなった局面の増加と、密接に関連する側面を有すると判断されるからである。つまり産地の一般的な性格としては、農業生産が自給自足段階を脱し商品生産段階に至った時期に、特定の農産物商品を生産する経営主体が集中している地域を、市場もしくは買い手側との関係において把握する場合に用いられる概念であり、農業生産が商品生産的性格を強めていく際の特徴的な対応として捉えられる。しかしさらに、先に示した水田作経営に対する「保護・統制」の後退と、商品経済・農産物市場システムへの対応という現段階的な局面と無関係ではなく、水田作経営がそれへ対応する一形態としてとらえられるのである。産地形成とは、経済規模の零細な小農民が「小農」のまま¹⁸⁾、大量流通大量販売、さらには様々な情報をもとにした総合的なマーケティングを要求される高度に発達した商品経済・農産物市場システムに見合う市場対応をなしとげた姿といえるからである。

他方、われわれの方法論におけるもう一方の特徴である、土地利用上の制約に注目するという点からは、経営組織再編を議論の俎上に載せる場合の優位性が存在することを指摘することができる。つまり、産地とは一定の空間的な拡がりをもった地域的概念であるが、経済体としては、その地域内における個別経営群の、農産物の生産・販売両面にかかわる経済活動の場としての組織である。そして、産地の形成過程をいわばミクロ的に注視するならば、個別経営の経営組織を同一作物部門の導入・拡大という方向に再編した経営が、一定地域に高密度に存在するようになると、その地域は当該作物の産地と見なされることになる。つまり、農産物の産地形成、発展過程は、その産地内における個別農業経営群の経営組織再編過程と表裏の関係にあるといえることができるのである。

分析対象地域は、経営組織の再編を困難ならしめている要因としての農業政策の転換と、それが土地利用再編に与えた影響に注目するという点から、北海道における水田作地帯とする。北海道農業全般において、高度経済成長期以降に農家数は激減しつつも、いわゆる農業主業的農家の割合は依然として高い。1990年センサスによると、水稻を収穫した農家のうち、男子生産年齢人口のある専業農家と経営主農業専業である第1種兼業農家を合計した割合は、水稻収穫面積が3～5

ha階層では70%、5～7ha階層以上では80%以上である。

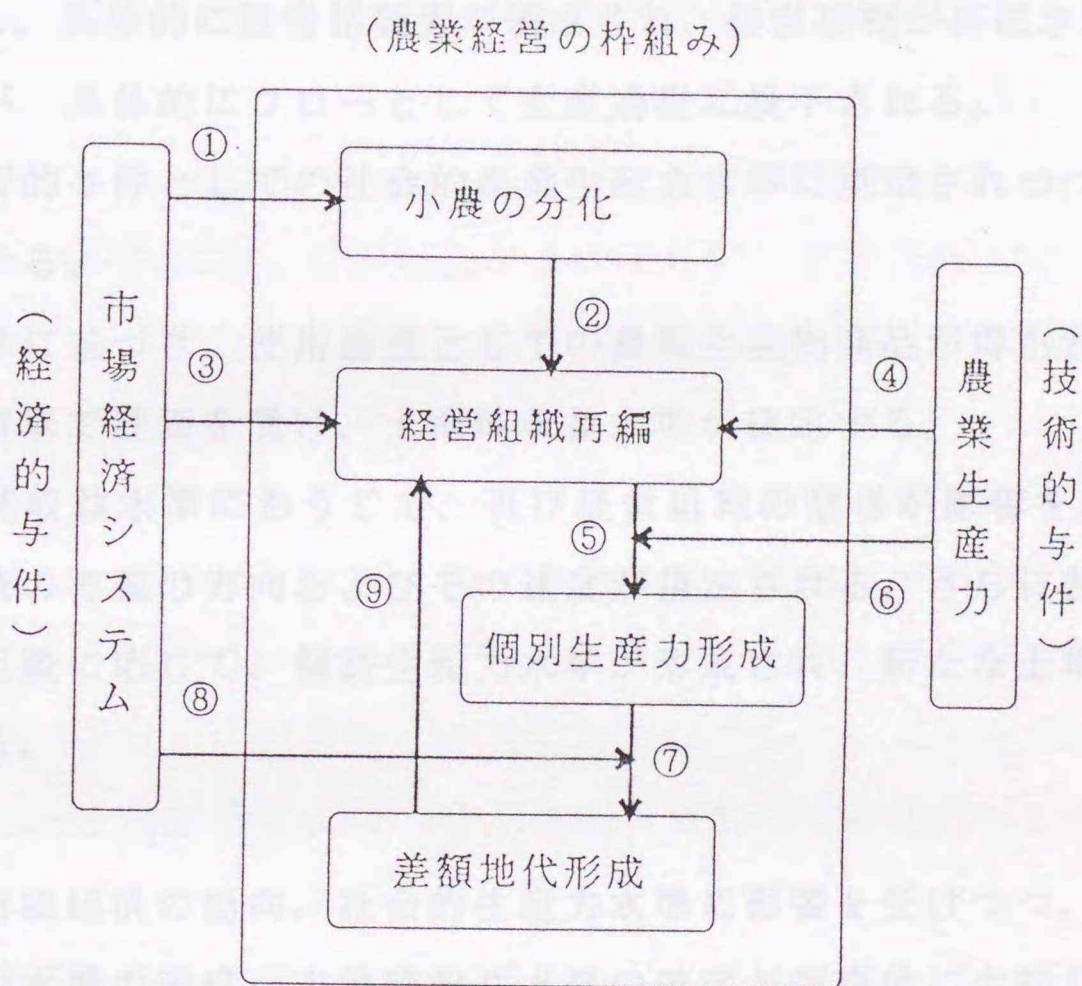
これはとりもなおさず、農業主業的でなければ離農せざるをえないという農村社会の特色が依然として北海道農業をとりまいていることを示している。北海道農業は農業生産における自然的・技術的限界地、経営的・経済的限界地であるほかに、政治的・政策的限界地であり、農政の変化による影響が最も先鋭的に表面化する地域であることが指摘されている¹⁹⁾。北海道における農業者は、これにいかにかつ適合的に対応するかということが求められているのであり、そうでなければ離農の道を選ばざるを得ないという状況が常につきまといっていると考えられる。このような地域であるからこそ、経営組織再編とそれにかかわる諸問題が最も明確に表面化するものと考えられるのである。

北海道水田作地帯を分析対象とする理由の第二として、府県農業と比較した場合の水田土地利用の性格がある。通常土地利用は、土地純収益水準によって左右されるが、わが国における水田土地利用は、長期間にわたって水稻作がその首座にあった。そのため、水田土地利用は、水稻連作という形態がきわめて固定的な状態となり、それが逆に水田土地利用を規定するように作用してきたと考えられる。つまり、水稻連作という土地利用行動が、稲作農民の経営活動の中に「埋め込まれている」²⁰⁾と考えられ、必ずしも土地純収益水準に左右されない場合があると考えられるのである。また、それは農業生産が自給目的である場合はなおさらである。

この点について北海道における水田作地帯は、相対的に水稻作の経験が短期間であり、また、水稻作に限らず農業生産の性格が、農業形成の早期から商品生産的であり、逆に自給部分の割合が低かった。このため水稻連作という土地利用行動が稲作農民の経営活動の中に「埋め込まれている」程度は低いと考えられるのである。しかしその差はあくまでも本州府県と比較して相対的なものにすぎない。そうであるから、典型として北海道水田作地帯に注目するのであり、また、そこでえられた、経営組織再編のための条件を、本州府県の水田地帯にも敷衍することは、不可能ではないと考えられる。

以上の考察をふまえ、農業経営の組織再編の構造仮説を提示しておきたい。模式を第序-2図に示した。以下の番号は、図中の矢印の数字に対応している。

第序-2図 農業経営における組織再編の構造仮説



- ①まずはじめに、農業経営に対する政策的「保護・統制」の後退により、個別経営が市場経済システムに対応せざるを得なくなる機会が増加し、その影響を受けて「小農」としての農業経営の「三位一体」的性格が分化する。
- ②分化した農業経営の中から、経営者、商品生産者としての性格をより強くもつようになった経営主体は、土地純収益の最大化を経営組織に経営目標として提示し、経営組織の再編を働きかける。
- ③市場経済の動向および、④社会的農業生産力水準を見きわめ、経営組織再編の方向が確定し、具体的に経営諸要素が編成され、経営組織が再編される。
- ⑤生産力諸要素が、具体的にフローとして生産過程に投下される。
- ⑥生産活動は技術的与件としての社会的農業生産力水準に規定されつつ、個別生産力を形成する。
- ⑦個別生産力水準に基づき、使用価値としての農業生産物商品が得られる。
- ⑧この生産物は市場で評価を受け、土地純収益水準が確定する。
- ⑨確定した土地純収益水準におうじて、再び経営組織の態様が影響を受け、さらなる経営組織の再編の方向およびその速度が規定される。さらに新たに再編された経営組織に応じて、個別生産力水準が形成され、新たな土地純収益水準が確定する。

このように、常に市場経済の動向、社会的生産力水準に影響を受けつつ、経営組織再編、個別生産力水準の形成、土地純収益水準の確定が循環的に生起していくものと考えられる。本論文ではこの点を実態調査を通じて明らかにしていく。

さて、経営組織再編の実態がこのようなものであるならば、具体的土地利用は水田作農業経営が「保護・統制」下にあった時期と比較すると、固定的なものにはなりえず、相対的に流動的な性格を強くもつものになる。しかし多分に流動的な様相をもつ市場経済システムの中で、産業としての農業と、またその担い手を議論する場合、これは必然といわざるをえないと考えられる。この点からすると、われわれに求められているのは、経営組織再編を可能にする条件をいかに整備していくかということであり、同時に正常な土地純収益の取得を妨げている事柄の明確化と、その除去のための方策の提示であろう。経営経済活動としての農業生

産である以上、農業者の判断ミスなどによって、それが必ずしもプラスの収益をもたらすとは限らず、短期的または個別的にはそれがマイナスである場合もあるであろう。しかしそのすべてが、必ずしも農業者の責任に帰することができないとするならば、政策など何らかの支援措置をとることが求められることになるといえる。

次に、本論文の課題および方法との関係から、本論文の構成について述べる。

まず、課題としてかかげた、経営組織再編を妨げている要因の解明という点から、政治的・政策的限界地であることが、水田作経営に与えた影響を明らかにする。農業経営が、土地利用を基盤とした経営経済活動であることから、土地利用に関わる諸制約から免れることはできないのであるが、それはまず、農業生産活動が、ほとんどの場合に一年をサイクルとした作物の生育過程であることから、短期的な土地利用再編の困難性として表面化する。そこで、農業経営をとりまく政策的与件が短期間のうちに方向を転換したとしても、それに対して俊敏に対応することが困難になると考えられるのである。

そこで、北海道における水田作農業のあり方を強く規定した、選択的拡大政策と水田転作政策に注目し、両者の矛盾が水田作農業経営の経営組織再編を困難ならしめている実態を明らかにする。著しく方向性が異なる土地利用を要求する両政策が、1960年代、1970年代と入れ替わりで登場したのであり、このため、政治的・政策的限界地である北海道農業には、政策の転換に起因する矛盾が先鋭的に表面化するものと考えられるからである。

しかしここで注意を要することは、水田作地帯によって、経営組織の再編問題の性格も、さらには問題が表面化した時期も一様ではないということである。ここではそれらを大きく二つに分け問題を明確化することにした。区分するために着目した点は、選択的拡大政策への対応いかんであり、さらには同政策を受容するための条件である。

北海道における新開水田作地帯では、1960年代に、水田の拡張と同時に規模の拡大を実現し、それまではほとんど例外的にしか見られなかった高い生産力を実現しつつある経営が、広範に見られたのであった。これは、選択的拡大政策がめざす「単作的規模拡大」路線を踏襲するものであったが、この展開を支えたのは、水田作農業の機械化とともに、より直接的には、新開水田作地帯における水田の

拡張を可能とする土地の所有条件であった。このために、新開水田作地帯においては選択的拡大政策を早期に受容することが可能であった²¹⁾。

これに対して旧開田畑作地帯では、この条件に乏しく、漸次開田事業が採択されていったのではあるが、必然的に同政策への対応は新開水田作地帯に対して遅れていたものであり、一部には水田転作が恒常的なものと農業者に認識されるようになってようやく整った地域もある。これら地域においては、選択的拡大政策と水田転作政策の不整合性が他の地域と比較して早い1970年代の後半に、最も先鋭的に表面化したものと考えられる。そこで第1章では、旧開水田作地帯を対象として、選択的拡大政策と水田転作政策の不整合性と、それが同地帯にもたらした影響を明らかにする。

さらに第2章では、もう一方の新開水田作地帯を分析の対象として、両政策の矛盾の表面化の特徴とその原因を明らかにする。新開水田作地帯は、水稻単作化・面積規模拡大という点では、選択的拡大政策がめざした経営形態の典型例と目されているようであるが、個別経営の水田面積拡張は水田転作が実施されていた1970年代においてもめざましく進行していたのであり、その意味では両政策の矛盾は水田転作開始当初から1980年代前半まで表面化していなかったといえる。しかし近年、新開地帯における負債問題、離農問題が、旧開水田作地帯やさらには畑作、酪農地帯に比較しても深刻な問題として注目されている。これは、選択的拡大政策と水田転作政策の不整合性による矛盾が、近年先鋭的に表面化したものと理解されるのである。そこで第2章では、なにゆえ水田転作下であっても個別経営の水田面積の拡張が進行していたのか、また、なにゆえ旧開地帯に比較した場合に遅れて、近年その矛盾が表面化したのかということを明らかにする。

さて、本論文では、分析対象とする農業経営活動として主に産地形成に関わる取り組みに注目するのであるが、これは、産地形成が、経済規模の零細な小農民が「小農」のまま、大量流通大量販売を条件とする高度に発達した商品経済・農産物市場システムに見合う市場対応をなしとげた姿といえるからであった。産地形成の経済的意義としては、特定の経営経済活動を共同化することによって、規模の経済（準内部経済または外部経済）を追求することがあげられるが²²⁾、これは何も産地形成に限定されるものではない。多くの農業経営は、産地形成以外にも、集団的土地利用をはじめとして、生産過程に関わる様々な個別経営の組織

化を経験してきている。

このような個別農業経営の組織化は、農業の生産過程や流通過程における技術革新に対応して、これを受容するための一経営方式であるとされている²³⁾。ところがその技術革新の性格は、個別経営群がこれを受容せざるを得なかった社会経済的与件と密接に関連していると考えられるから、個別農業経営の組織そのものが、社会経済的与件に強く規定されているものと理解される。

ここでの組織は、個別農業経営の集団であり、going concern としての経営体ではない。そのため社会経済的与件の変化によって、それまでの技術が陳腐化し、新たな技術革新の受容が求められるようになれば、既存の組織は新たな組織に取って替わられなければならない。そうでなければ、既存の組織が新たな展開に対する桎梏とさえなりかねないのである。

そこで第3章では、生産過程における新技術受容のための生産組織を分析対象として、その現段階における機能的限界を明らかにすることによって、個別経営群の組織化は、それを取りまく社会経済的与件と密接に関連した段階的な機能を有し、そのため与件変化と共に新たな組織化が必要とされていること、さらに、現段階において必要とされている組織は、農産物の産地形成であることを明らかにする。

つづく第4、5章では、旧開水田作地帯において展開している産地形成を分析対象とする。さきに述べたように、水田作地帯のなかでも旧開地帯である田畑作地帯では、選択的拡大政策を受容する基盤に乏しく、その対応は不完全なものとなった。そのため同地帯では、その後に実施された水田転作政策との矛盾が、他の地域に比較して早期にかつ先鋭的に表面化したとみられるのである。そのような地域においてかろうじて展開している産地形成の取り組みのなかには、経営組織再編のための条件が典型的に表面化しているものと考えられるのである。また矛盾が早期に表面化したという点からは、当初において様々な混乱はありつつも、その後の展開によって分析対象として一定の評価が与えられる程度に産地が展開しているであろうと予想されるのである。

そこでまず第4章では、方法論と関連して、農業経営者の性格を強めていく農業経営の土地利用再編過程を実態的に分析する。分析内容を先の構造仮説に即して述べるならば、まず第一に、農業経営が市場経済システムに対応する局面が増

加するとともに、「小農」としての性格が分化していくものと考えられるが、この点について、土地利用および農業労働力の就業状態に注目して、農業経営を峻別する。そして第二に、農業経営者の性格を強めていく農業経営の土地利用再編過程を、実態的に分析する。

ここでの主課題は、作付構成の変更を伴う経営組織再編は、それ以前の土地利用秩序に対する不確実要素の発生・拡大という性格をもつという作業仮説をたて、それを処理していく過程から経営組織再編の構造を明らかにすることである。経営組織再編を土地に焦点をあててとらえた場合、土地利用再編という経営行動が注目されることになる。農業経営は土地利用を基盤とする経営経済活動であり、土地利用にかかわる諸問題が経営組織の再編に密接に関連しているものと考えられるのである。農業生産における土地の意義は他産業とは異なり、ほとんどの場合に作物の生育という有機的生産に直接的にかかわっている。そのため土地利用において、農業経営特有の問題が発生することになる。水田作経営が、めまぐるしく変化する市場経済システムに対応するためには、それなりの俊敏な経営組織再編が要求されることになると考えられるが、しかし土地利用上の制約からそれには一定の限界が存在すると考えられるのである。

さて、第4章では、経営組織再編のプロセス、具体的にはその再編速度に直接的に関わるとみられる土地純収益水準についてはふれられていない。そこで第5章では、経営組織再編と土地純収益水準およびそれを規定的する個別生産力水準について分析し、さらに経営組織再編段階が異なる個別経営間における経営行動の差異を明らかにする。

経営組織は最大の土地純収益を獲得する方向に再編されるものと考えられるが、しかしそれは特定の経営形態に対して一義的に約束されているわけではなく、個別生産力に規定されている。このため経営組織の再編は個別生産力水準の制約から免れえないということを明らかにする。

このことは特定方向への経営組織再編であっても、取り組み時期によって産地の内部には様々な組織再編段階の個別経営が存在することを意味している。そこで第二に、これら経営組織再編段階の差異が、特定の経営行動に差異をもたらしていることと、その原因を明らかにする。農産物の産地形成には、個別経営が市場経済システムに対応するための技術を受容するための一経営方式であると考え

られ、この側面から個別経営の経営組織再編を支援する組織としての機能があると考えられる。異なる経営組織再編段階にある個別経営の経営行動を明らかにすることによって、組織としての産地形成のために必要とされるオルガナイザーの役割について考察する。

最後に終章では、本論文を総括し、水田作経営の組織再編のために必要とされる条件について考察する。

注

- 1) 七戸長生『日本農業の経営問題』北海道大学図書刊行会 1988
- 2) 農業経営に関わる「保護・統制」の後退については、田代洋一「1980年代における農業保護政策の撤退とその背景」(季刊思想と科学 No.74 1989.10)を参照されたい。
- 3) この点に関しては、北海道の農業開発の歴史全般にも当てはまる場面が多い(坂下明彦『中農層形成の論理と形態』御茶の水書房 1992)。
- 4) 渡辺好明「米の生産調整の経緯・現状と今後の課題」季刊農業構造問題研究 第168号 (財)食料・農業政策研究センター 1991
- 5) 金沢夏樹「農業経営複合化の理論と現実」(金沢夏樹編著『農業経営の複合化』地球社 1984)、同著『水田農業を考える』(東大出版会 1989)等参照。
- 6) この点に関する限界については、中島征夫「米麦二毛作の展開過程」(金沢前掲書『農業経営の複合化』所載)を参照されたい。
- 7) 和田照男「生産構造論的農業経営学の展開」金沢夏樹編『農業経営学講座1 農業経営学の体系』地球社 1978

- 8) 大泉一貫『農業経営の組織と管理』農林統計協会 1989、また、大泉一貫、木村伸男、松木洋一らは、労働様式に基づく経営組織の把握を提起している（木村伸男『農業経営発展と土地利用』日本経済評論社 1982 等）。
- 9) 八木宏典『水田農業の発展論理』日本経済評論社 1983
- 10) 長憲次『水田利用方式の展開過程』農林統計協会 1988
- 11) 和田前掲論文
- 12) 矢島武『現代の農業経営学』明文書房 1961
- 13) 秋山邦裕は「属地的農外収入」とした（秋山邦裕「大規模水田経営と集団による組織的補完」『大規模水田農業経営育成のための諸条件』中期金融69 農林漁業金融公庫 1989）が、労働投下と有機的関連をもたないということから、「被贈所得」とするほうが適切であると思われる。
- 14) 七戸長生『農業機械化の動態過程』（農業総合研究所 1974）を参照されたい。
- 15) 阪本楠彦『地代論講義』東京大学出版会 1978
- 16) ブリンクマンは、農業経営を土地利用体として抽象化し、「地代＋利潤」である土地純収益を「地代」として、その最大化を農業経営の目標とした（ブリンクマン『農業経営経済学』大槻正男訳 地球社 1969、この点の理解については、金沢夏樹『農業経営学講義』養賢堂 1984参照。）。
- 17) 金沢同上書
- 18) 川村琢『農産物の商品化構造』三笠書房 1960
- 19) 七戸長生「いわゆる限界農業地帯としての北海道－その特色の内実－」七戸、大沼、吉田著『講座日本の社会と農業① 日本のフロンティアのゆくえ』日本経済評論社 1985
- 20) 石田正昭・木南章「稲作をめぐる組織と市場」農業経済研究第59巻第3号 1987
- 21) 七戸長生「選択的拡大政策への農民的解答－北海道米作展開の意義」『日本農業年報XVI 米作－新しい波』御茶の水書房 1967
- 22) 頼平「主産地の形成と発展のメカニズム」農業計算学研究第11号 1978
- 23) 綿谷赴夫『農業生産組織論』綿谷赴夫著作集 第三巻 農林統計協会 1979

第1章 旧開水田作地帯における選択的拡大と水田転作の矛盾

第1節 本章の課題

農業基本法の生産政策における特徴点は、選択的拡大として知られており、農産物輸入をも視野に入れた農産物需給構造の変化に対応するために、生産の合理化や転換を通して、個別経営における商品生産の専門化、専作規模拡大を促すことを政策的課題としてかかっていた。しかし結果的には、水田裏作の消滅、畑地、樹園地の水田への地目転換などを通じて、水稲単作化が全国的に展開するという事態を引き起こした¹⁾。これに対して1970年から本格化する水田転作政策は、単なる作物作付けという点からするならば、水稲単作ではなく複数作物の作付けを農家に要求するものであった。水田転作政策は、立法を伴うものではなかったが、その後、水稲単作経営は相当程度減少する結果となった²⁾。

両政策は、それが要求する経営形態に相当の隔たりがあるものの、しかし経営組織再編の論理という視点が欠落していたという点では共通性をもっていた³⁾。そのため、個別経営が両政策に対応するに伴って、経営組織再編にかかわる深刻な問題を生起するにいたった。つまり作物選択、作付けという点において、両政策は異質な性格を持つのであるが、個別経営にとって新規作物へ取り組むことは、個別経営の経営組織の全体に様々な影響を引き起こす。個別経営の経営組織における特定部分の経営要素の再結合は、不可避免的に他の局面に対して再結合、調整を要求するものであるために、一朝一夕に対応可能であるものではない。本来的にこれを誘導するための方策も、経営組織再編の論理に則ってとりおこなう必要があったのである。

この経営問題発生の様態は、選択的拡大政策への対応、さらには対応を可能とする地域的条件の差によって、大きく二分される。第一は、選択的拡大政策を受け入れやすい条件が比較的整っていたために、それに積極的に対応し、「単作面積拡大」という経営組織の方向をとる個別経営が広範に展開をみた地域である。これら経営においては次章において述べるように水田転作下にあっても、莫大な転作奨励金の交付や、米価が上昇を続けていたことなどによって、両政策の矛盾

が最近になるまで表面化しなかった。しかし近年、「単作面積拡大」という経営展開に起因する深刻な経営問題に直面しており、新たな経営組織の再編を迫られている。

第二は、選択的拡大政策を受け入れる条件に乏しく、即座には「単作面積拡大」という対応をとることが不可能であった地域である。それら地域における対応の実状は、前者の地域と比較した場合に不完全な面を多くかかえていた。そのために、政策対応に起因する矛盾がより深刻に表面化するにいたった。府県ではこの時期に、水稻単作化は進むが、経営耕地面積の拡大は実現せず、広範な兼業化が進行したのであるが、北海道の一部地域においても同様の現象が進展した。

このような選択的拡大政策への対応の矛盾が表面化している上に、さらに転作政策への対応を迫られたのである。両政策の矛盾点は、さきに示した第一の地域以上に激しく、かつ早期に表面化し、そのため経営組織再編の必要性が深刻な経営問題として生起していたと考えられる。

選択的拡大政策を受容するための条件とは、水田土地基盤であり、より根本的には土地所有条件である。選択的拡大政策をうけて、北海道稲作中核地帯の稲作生産力は1960年代前半に飛躍的に発展し、稲作の「新しい波」⁴⁾として多方面から注目された。その中心的地域は、農業生産において不利である泥炭土壌であったために農民の定着に乏しく、そのために水田の拡張を可能とする条件に恵まれていた新開水田作地帯であった。

この後、1969年に試行的に、さらに1970年からは「緊急非常の措置」として水田転作政策が実施に移された。これは水田作経営に対して、それまでの米増産路線から180度の転換を要求するものであったが、それにも関わらず一部地域においては開田事業実施時期の遅さから、水田転作政策下においても開田事業が継続された。同政策では、新規の開田、造田計画は認められないが、転作政策開始以前から継続されている事業を中止する措置は取られなかった。それ以前の開田が、比較的平坦で事業規模の大きな新開水田作地帯であるのに対して、この時期の開田はおもに旧開田畑作地帯であった。

開田という生産基盤の拡大にともなって、同時に労働手段の高度化もめざましく進展し、田植え作業の機械化による稲作機械化体系が完成した。稲作に限らずほとんどの農業機械化は、何らかの事業によって補助を得ていたとはいえ、農家

負担も相当の額にのぼる。この投資は数年間の農業生産を通じて回収されることを見越しての投資であった。水田転作下においても稲作農業の機械化のための機械投資が進んだのは、水田転作はあくまでも一時的、緊急避難的なものであり、将来的に廃止されるものと農家に認識されていたことが大きい。しかしその後水田転作は恒常的なものとなり、さらに転作率も強化されたのであった。選択的拡大政策にそった経営展開を思い描いていた稲作農民は、それと180度方向を異にする水田転作政策の中におかれることになるのである。

先発的な新開水田作地帯と比較した場合、これら地帯には選択的拡大政策の波は「遅れて」到来したといえるのであるが、その方向にそって急速に水稻単作化をおしすすめようとした経営群では、深刻な経営問題を招来することになったのである。

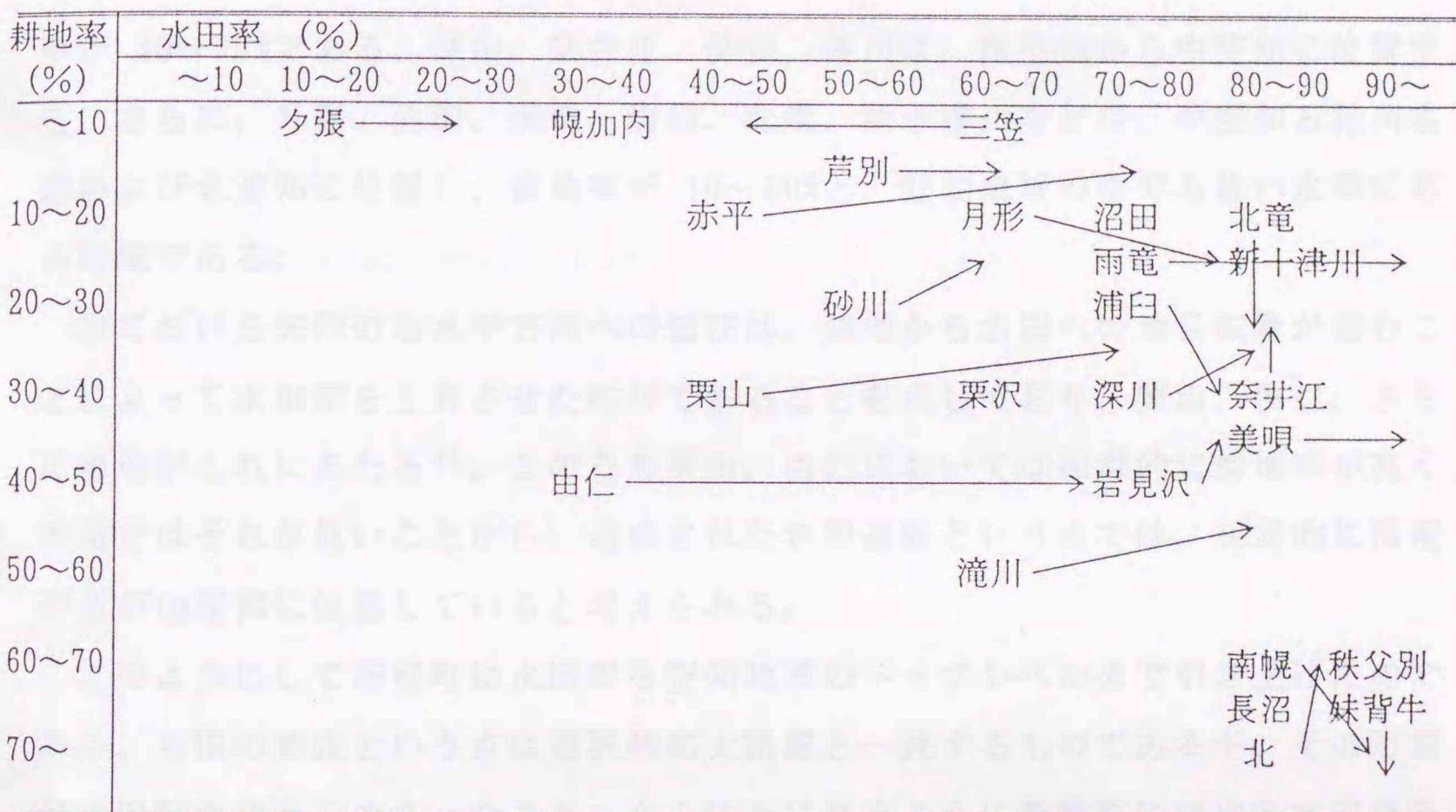
本章ではまずはじめに、以上に示した二地域の生産調整下における構造変化の概要を示し、ついで旧開地帯における経営問題を検討することによって、選択的拡大政策と水田転作政策の矛盾点を明らかにすることを課題とする。

第2節 旧開水田作地帯における選択的拡大政策の影響

本章におけるおもな分析の対象として、北海道の稲作中核地帯と言われる空知支庁の西北部に位置する雨竜町をとりあげる。この町の名前は、戦前期には同町のほぼ全域を所有していた蜂須賀農場の小作争議で知る人も多いであろう。同町は蜂須賀農場の財政力によって北海道水田作地帯の中でも早期に水田開発をなし得た地域である。しかし後にみるように米以外の農産物の生産拡大という点では大きく立ち後れており、稲作に偏重した農業構造が一般的である。つまり同町は「稲作＋粗放転作＋兼業化」という、水田転作下における選択的拡大路線の矛盾が表面化した典型的な地域として指摘することができるのである。

まずはじめにこの点をいくつかの指標によって検討する。

第1-1図は、空知地域の各市町村における水田土地基盤の概要を把握するために、水田率・耕地率の変化を示したものである。市町村名が記されている位置が1975年における水準を示し、矢印の先が1990年におけるそれである。この図から



第1-1図 空知支庁における各市町村の水田率・耕地率の変化(1975→1990)

出所)「市町村を単位とした日本農業の地域構造一階層別の市町村名一」(農林省農林経済局統計調査部 1968年)、「1990年世界農林業センサス第9巻」、

注)市町村名の記入されている位置が1975年のデータであり、矢印の先が1990年のデータであることを示し、また矢印のない市町村は、変化がないことを示す。

およそ次のような点を指摘することが可能である。

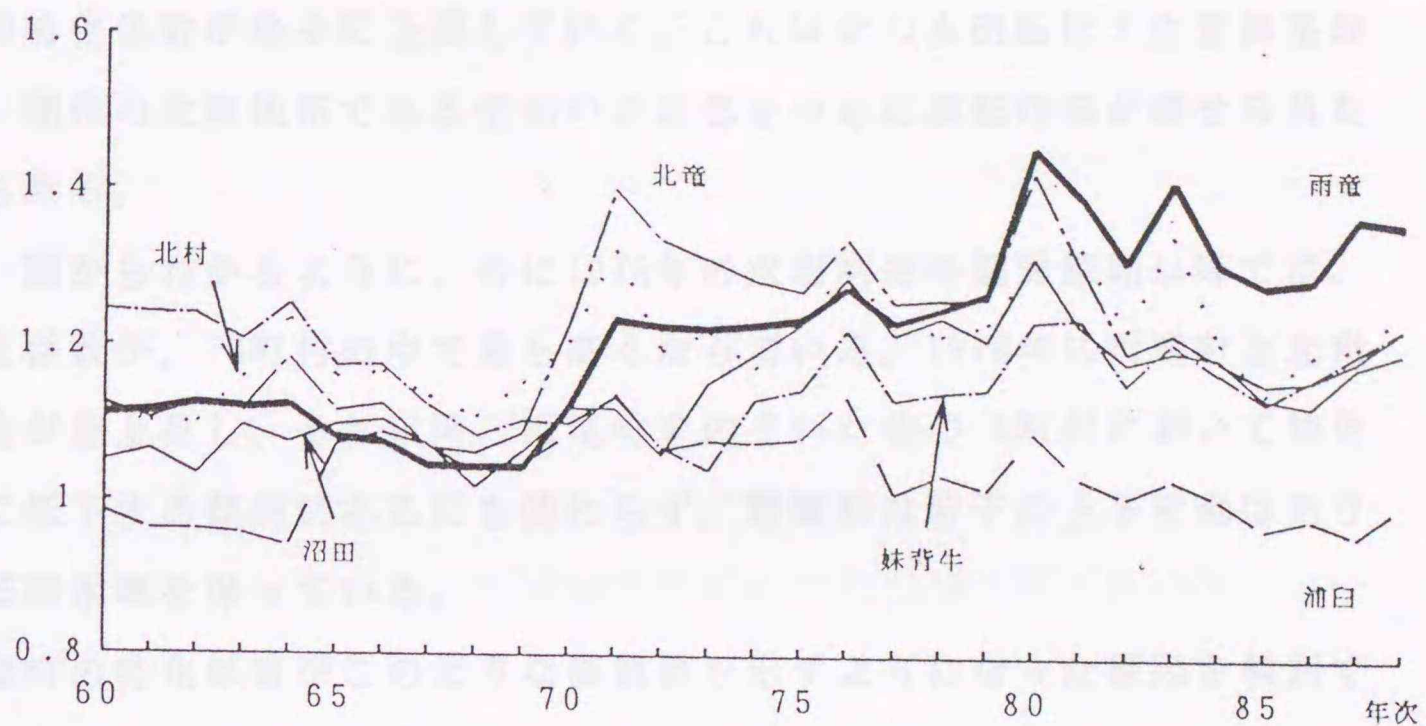
水田率が70%以上である地域は、水田作経営が土地利用の中心的担い手層であるとみられるが、耕地率から判断されるようにその水田基盤は一樣ではなく、耕地率の高い地域は比較的平坦部に、それが低い地域は比較的山間部に位置する水田であることが予想される。このうち、耕地率が60%以上、水田率が80%以上である南幌、長沼、北は、南空知を代表する水田大面積経営が集中している新開水田作地帯であり、他方、秩父別、妹背牛は、北空知の旧開地帯である。また、耕地率が30~50%である、深川、奈井江、美唄、滝川は、南空知から中空知に位置する。さらに、月形、沼田、雨竜、浦臼、北竜、新十津川などは、中空知石狩川右岸および北空知に位置し、耕地率が10~30%と、空知地域の中でも低い水準にある地域である。

図における矢印の右水平方向への延びは、畑地から水田への地目転換が進むことによって水田率を上昇させた町村であることを示しており、栗山、由仁、さらに雨竜がこれにあたる⁵⁾。このうち栗山、由仁においては相対的に耕地率が高く、雨竜ではそれが低いことから、造成された水田基盤という点では、相対的に雨竜の方が山間部に位置していると考えられる。

このようにして雨竜町は水田率を空知地域のトップレベルまで引き上げたのである。水田の拡張という点は選択的拡大路線と一致するものであるが、その時期が水田転作政策下であったこと、さらに後に見るように雨竜町における水田作経営の面積階層構成という点では、南幌、北といった南空知地域における町村とは著しく異なった様相を呈している。これらの点が、雨竜町農業の展開に様々な問題を生起させる要因になっている。

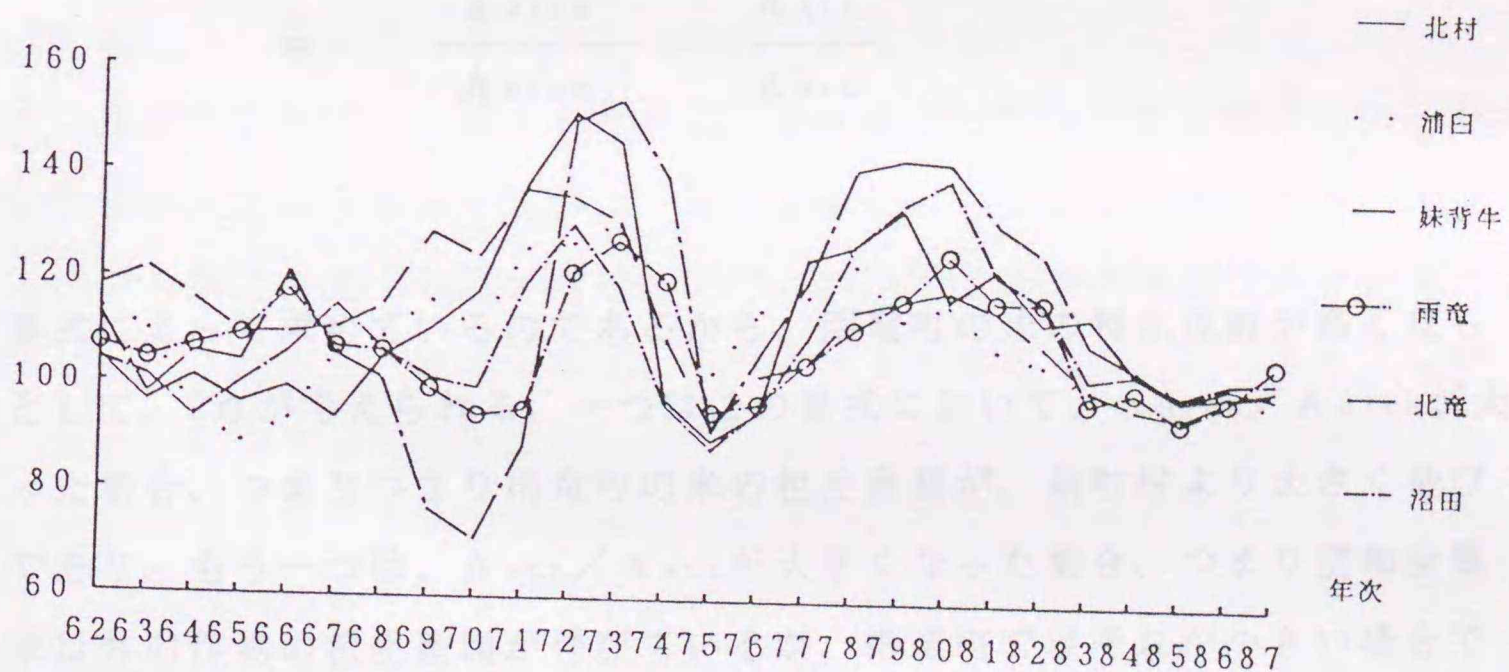
この点をまず農業粗生産額を手がかりにして検討する。ここでは比較のために南空知から北村を、中空知からは浦臼町を、また、雨竜町と同じ北空知からは、妹背牛、北竜、沼田の各町村に注目する。

第1-2図は1960年以降の農業粗生産額によってもとめた米の特化係数の推移であり、空知全域を基準としている。この図では、1970年以前は、良質米の産地として有名であった妹背牛町や、戦後開拓によって泥炭地の開田が行われたために水田率が特に高い北村では特化係数が高く、反対に畑地を多くかかえた浦臼町や沼田町では特化係数が低かったことがわかる。しかし、1970年の水田転作政策開



第1-2図 特化係数の推移

出所) 生産農業所得統計各年次より。



第1-3図 米以外の農産物粗生産額の対前年比

出所) 「生産農業所得統計」各年次より。

始以降、北竜町、雨竜町、北村で特化係数が急上昇し、さらにその後は、沼田町を除いて米の特化係数が徐々に上昇していく。これは米の水田転作・生産調整政策によって、稲作の北限地帯である空知の北端部を中心に高転作率が課せられたためと考えられる。

ところが、図からわかるように、特に1978年の水田利用再編対策期以降では、雨竜町の特化係数が、6町村の中で最も高くなっている。1978年に雨竜町と北竜町で特化係数が急上昇し、それ以降、雨竜町をのぞいた他の5町村において特化係数が徐々に低下する傾向にあるにも関わらず、雨竜町は若干の上下変動はありつつも、ほぼ同水準を保っている。

そこで雨竜町の特化係数がこのような高数値を示すようになった原因を検討する。ここでは、米粗生産額の特化係数を、

$$\begin{aligned} \text{特化係数} &= \frac{\frac{\text{当該町村の米の粗生産額 } (a_{\text{RICE}})}{\text{当該町村の全農業粗生産額 } (a_{\text{ALL}})}}{\frac{\text{空知全域の米の粗生産額 } (A_{\text{RICE}})}{\text{空知全域の全農業粗生産額 } (A_{\text{ALL}})}} \\ &= \frac{a_{\text{RICE}}}{A_{\text{RICE}}} \times \frac{A_{\text{ALL}}}{a_{\text{ALL}}} \end{aligned}$$

という算式によって求めているのであるから、雨竜町の米の特化係数が高くなった原因として、2点が考えられる。一つはこの算式において、 $a_{\text{RICE}}/A_{\text{RICE}}$ が大きくなった場合、つまりつまり雨竜町の米の粗生産額が、他町村より大きく伸びる場合であり、もう一つは、 $A_{\text{ALL}}/a_{\text{ALL}}$ が大きくなった場合、つまり空知全域では、米以外の作物の粗生産額が伸びているが、雨竜町ではそれが小さい場合である。

まず米の粗生産額の伸びをみると、資料としては示さなかったが、豊作年、冷害年によって、北海道稲作特有の急激な上下動が見られるが、町村間の差異とい

う点では、ほぼ全期間にわたって大差はないとみてよい。このことは、雨竜町の米の特化係数が高いのは、同町の米の粗生産額が他町村に比較してきわだって伸びたからではないということを意味している。つぎに第 1-3図は、米を除いた農産物の粗生産額の伸びをみたものであり、前年度のその他の農産物の粗生産額を 100とした指数で示されている。これによると、年次によって振れがあり、特に水田転作政策が開始された1970年以降と、水田利用再編期の1978年以降に指数が高くなっていることがわかる。この時期に米を除く農産物の粗生産額が大きく伸びたことがわかる。その伸びは町村によって、また時期において一様ではないが、雨竜町の指数の動向に注目すると、水田転作が開始された1970年以降の指数の伸びは、ほぼ全期間において他の町村よりも低かったことがわかる。

以上の分析から、雨竜町の米粗生産額の特化係数が他町村よりも高くなった原因として、米以外の農産物の伸びが他町村よりも低かったことが指摘されるのである。つまり、他町村では水田転作政策開始以降、米以外の作物の導入、拡大によって粗生産額の拡大を図っていたのであるが、雨竜町は相対的にそのような動きが低調であったのである。転作割り当ておよびその消化という点では、北空知の各市町村とほぼ同レベルの水準にあったのであるから、町全体としては農業生産を拡大するような作目の導入、拡大という取り組みが低かったことを示している。そのため、依然として米生産に偏重した農業生産構造から脱却できなかった、もしくは脱却しようとはしなかったとみられるのである。

米以外の農産物の伸びを検討するために、農産物粗生産額を割合で示したのが、第 1-1表である。このうちまず北村は、麦の割合が高いことが注目される。水田転作政策開始直後は雑穀・豆類が増加したが、1978年の利用再編期以降は麦類の増加が著しい。これら豆、麦の大半は、大豆と秋小麦であった。このように主要転作物が短期間に交代した背景には、利用再編期以降、転作奨励金の交付体系が変化し、麦作付けに対する転作奨励金が、相対的に有利になったことがあげられるが、さらに、村内の各地にミニライスセンターを中心とした米麦の生産組織が作られ、麦転作に対する組織的な支援体制が確立したことも見逃すことができない。

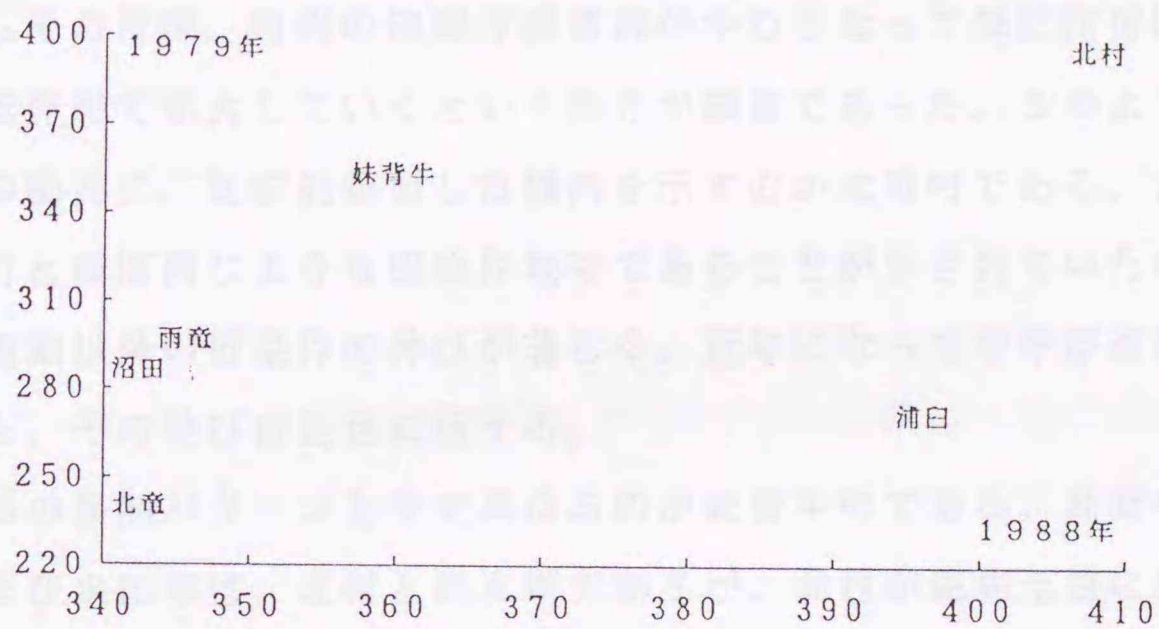
しかしこのような北村農業の展開を可能にした要因として指摘されなければならないことは、選択的拡大路線に基づく泥炭地の造田とそれによって広範に出現

第1-1表 各市町村の農業粗生産額の割合

(1985)

	空知 平均	北村	浦臼	妹背牛	雨竜	北竜	沼田
総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
米	65.8	75.2	63.8	74.6	84.4	76.0	74.9
麦	8.6	15.5	7.3	6.0	8.1	5.7	8.3
雑穀豆類	2.8	2.5	1.8	5.2	1.2	3.0	4.4
野菜	10.2	1.6	12.0	3.7	4.4	8.4	3.7
畜産	8.4	4.3	7.1	9.6	1.2	5.9	6.6
その他	4.3	1.0	7.9	0.9	0.6	1.0	2.1

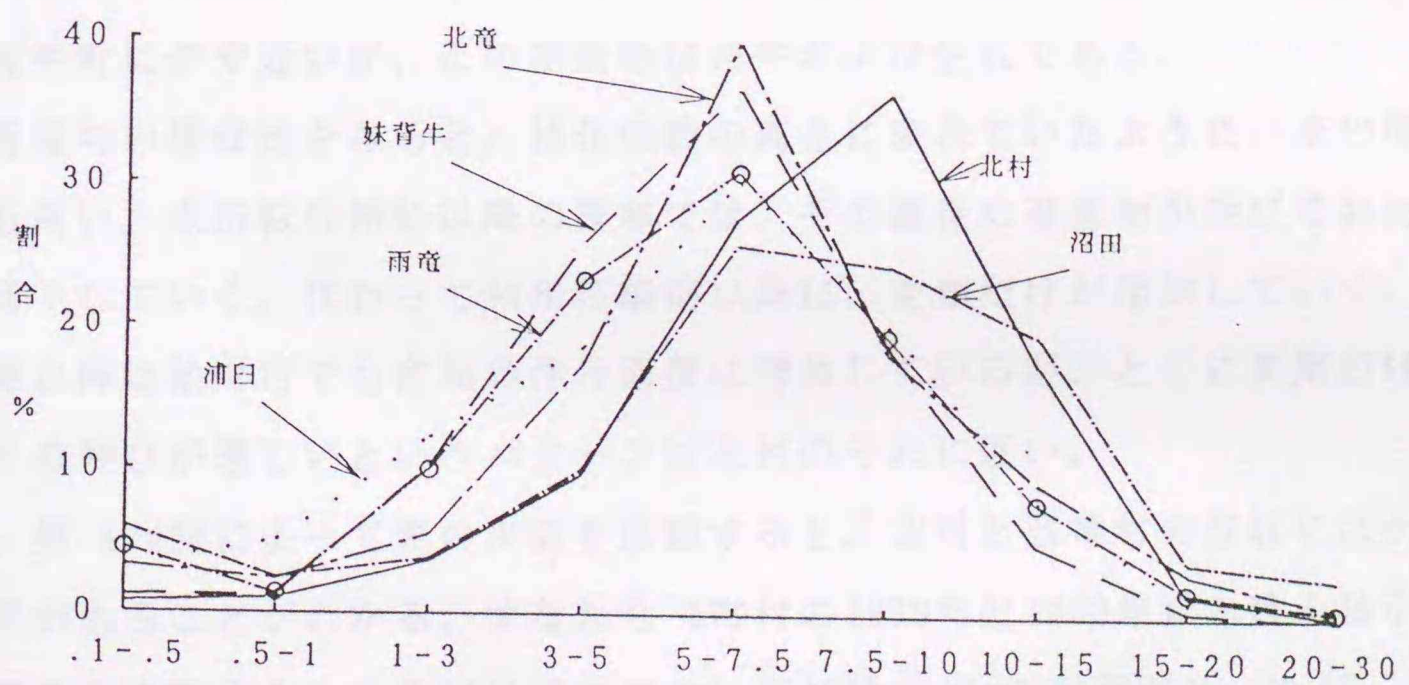
出所)「生産農業所得統計」より。



第1-4図 小麦単収の町村比較

出所)「農林水産統計年報」(各年次)より。

単位) kg/10a



第1-5図 面積規模階層構成の町村比較

規模階層

出所) 1985年農業センサスより。

(ha)

した水田作大面積経営の叢生であろう。先の第 1-1図において示したように、新開地帯である北村は、耕地率および水田率ともに空知地域のトップレベルに位置するのであり、選択的拡大路線を受容する条件に恵まれていた。この平坦な地形に位置する水田基盤の上に「水稲作+麦作」の大面積経営が展開していったのである。

他方、浦臼町は野菜の生産額の割合が高い。中空知で石狩川の右岸に位置する同町では、他町村と比較して畑地面積が大きく、そのために田畑作経営の割合が高い。また基盤整備等も概して低く、選択的拡大路線を受容できる条件に乏しかった。しかしその反面、町内の田畑作経営群が中心となって畑に作付けされていた野菜類が転作田で拡大していくという動きが顕著であった。このような浦臼町の転作対応の動向に、比較的類似した傾向を示すのが北竜町である。先の第 1-1図でも浦臼町とほぼ同じような田畑作地帯であることが示されていたのであるが、水田利用再編期以降の野菜作の伸びが著しく、近年になってやや停滞的な浦臼町と比較しても、その伸びは注目に値する。

以上の二つの展開パターンとやや異なるのが妹背牛町である。妹背牛町における耕地率および水田率は、北村と同水準であるが、北村が泥炭土壌に位置する新開地帯であるのに対して、妹背牛町は旧開地帯に位置する。そのため水田拡張の余地は小さく、選択的拡大路線を受容する条件に乏しかった。しかし同町では、水田転作政策開始以前から畜産物生産額の割合が高く、水田転作政策開始以降それがさらに大きく伸びている。この畜産物のほとんどは養鶏養豚などである。沼田町も妹背牛町にやや近いが、この畜産物は肉牛および生乳である。

最後に雨竜町の構成比をみると、特化係数の高さに表れていたように、米の構成比が最も高い。水田転作開始以降の推移では、その直後に畜産物が伸びていたが徐々に低下していく。代わって利用再編期以降に、麦類だけが增加していく。利用再編期以降は他町村でも麦類の作付面積は増加しているが、とくに麦類だけに限ってその伸びが著しいというパターンは北村のそれに近い。

しかし、第 1-4図によって麦の反収を比較すると、北村と雨竜町の反収にはかなりの開きがあることがわかる。すなわち 6町村の1979年と1988年における秋小麦の反収量を比較すると、北村は両年において400kg/10aの収穫があったが、雨竜町は、北竜町や沼田町などとともに、両年ともに300kg台の前半である。

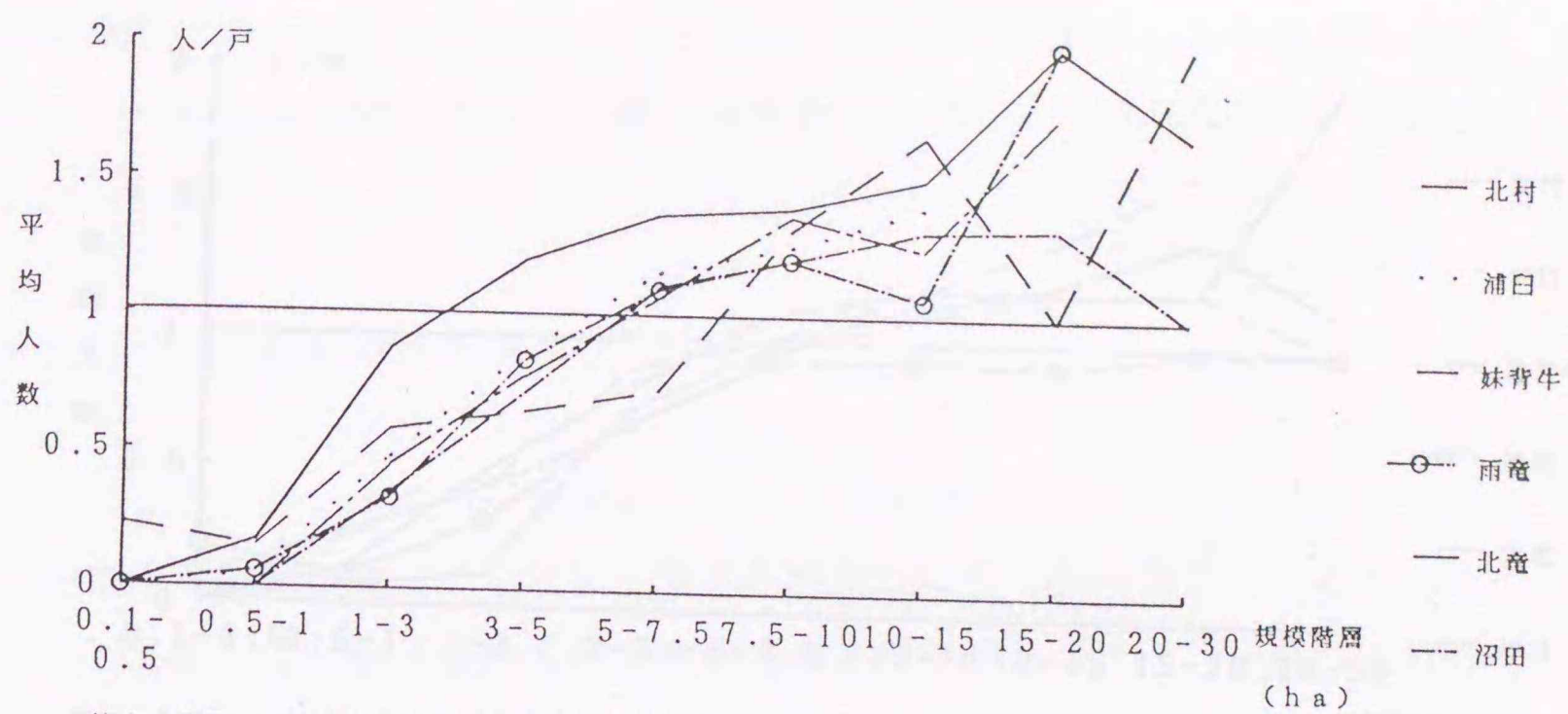
第1-5図は、各町村の経営耕地による規模階層構成を示したものである。北村だけが、モード階層が7.5~10haにあるが、その他の町村は雨竜町も含めてすべて5~7.5haがモード層である。このうち沼田の階層構成がやや特徴的であるが、これは近年同町において畑地造成事業があったためである。雨竜町に限ってみると、モード階層への集中が低い分だけそれより下位の階層の割合が若干だが高い。

作付構成でみると、転作作物として麦作割合が高いという点で雨竜町と北村は類似していたのであるが、麦の反収の差、規模階層構成の差という点をみると、両者の麦作の性格は異なったものといえることができる。土地利用型作物といわれる小麦作を採算ベースにのせるためには、規模の経済によって生産コストを下げることは必須であるが、この点に関して特に組織的支援がみられない雨竜の作付動向には問題があったといわざるを得ない。

以上の分析において明らかにしてきた雨竜町の農業展開の特色は、同町の兼業化傾向の特異性にも照応するものとみられる。第1-6図~1-8図は、ここで取り上げた6町村における1970、80、82年の農家1戸あたり150日以上男子農業従事者数を規模階層別に示したものである。この図では、15ha以上の階層ではサンプル数が少ないためふれが大きく一般化はできないが、それ以下層からそれぞれの町村のモード階層である5~7.5ha階層までを比較すると、次の点を指摘することができる。1975年には、いずれの町村においても1戸あたり150日以上男子農業従事者数が1人の水準を上回っていた。それが、1980年頃から、雨竜町のみが1戸あたり

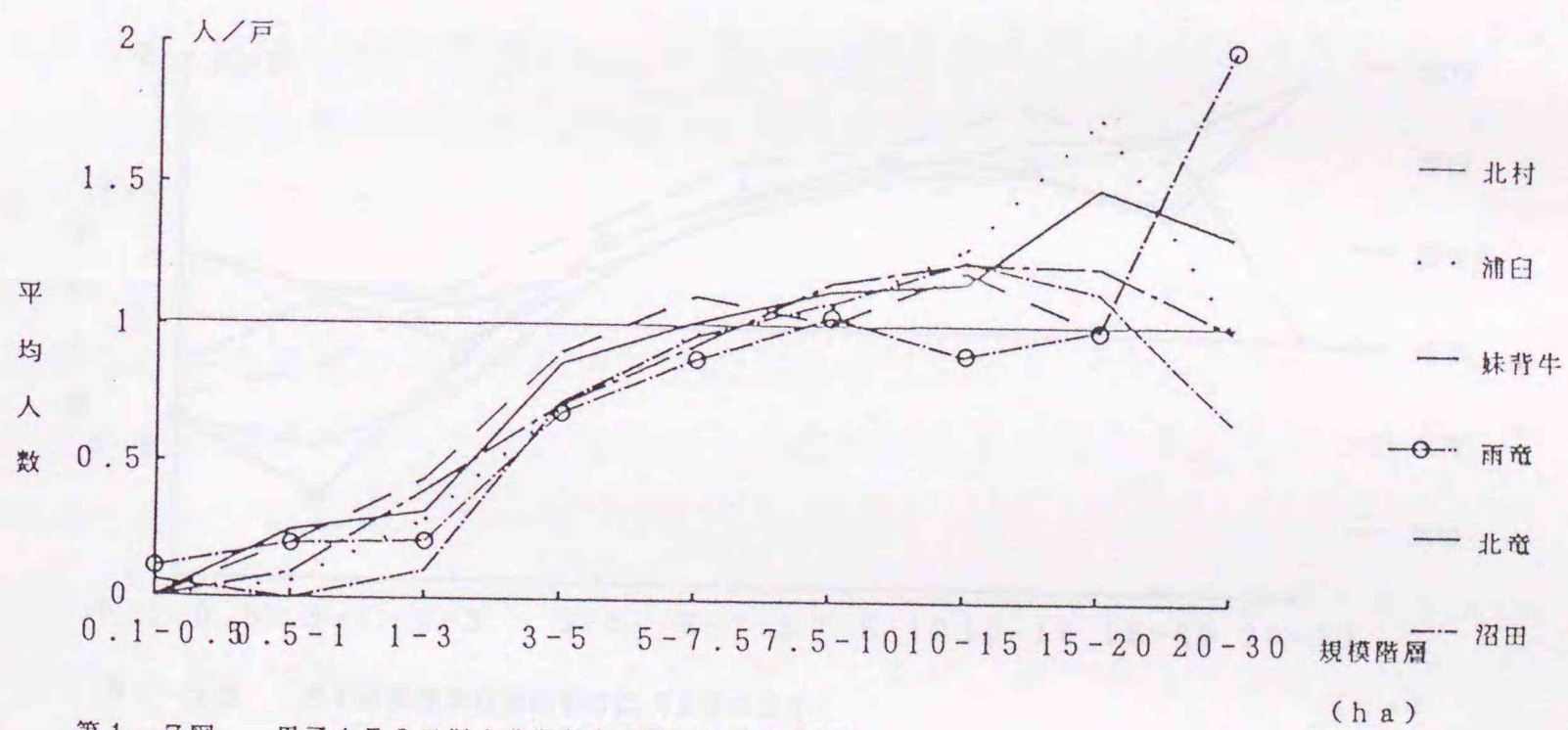
1人の水準を下回るようになる。しかしこれは雨竜町において男子農業就業者が相対的に少ないからではない。第1-9図に示したように、1戸あたり男子農業従事者数をみると、町村間にほとんど差はない。つまり、農業労働力ストックという点においては、雨竜町にも他町村並に男子農業従事者がいるのであるが、それにもかかわらずフローとしての150日以上従事者は農家1戸あたり1人を割っている。以上は、あくまでも平均値の分析ではあるが、雨竜町における男子農業労働力の兼業深化を示すものといえる。

北村では、経営耕地面積を拡大しつつ転作は麦に集中する事によって、また、浦臼、北竜では、面積規模階層構成では雨竜町に類似しているが、野菜作の生産をのばすことによって、いずれも男子労働力の農業就業を確保しているとみられる。これに対して雨竜町では、粗生産額の構成によって明らかになったように水



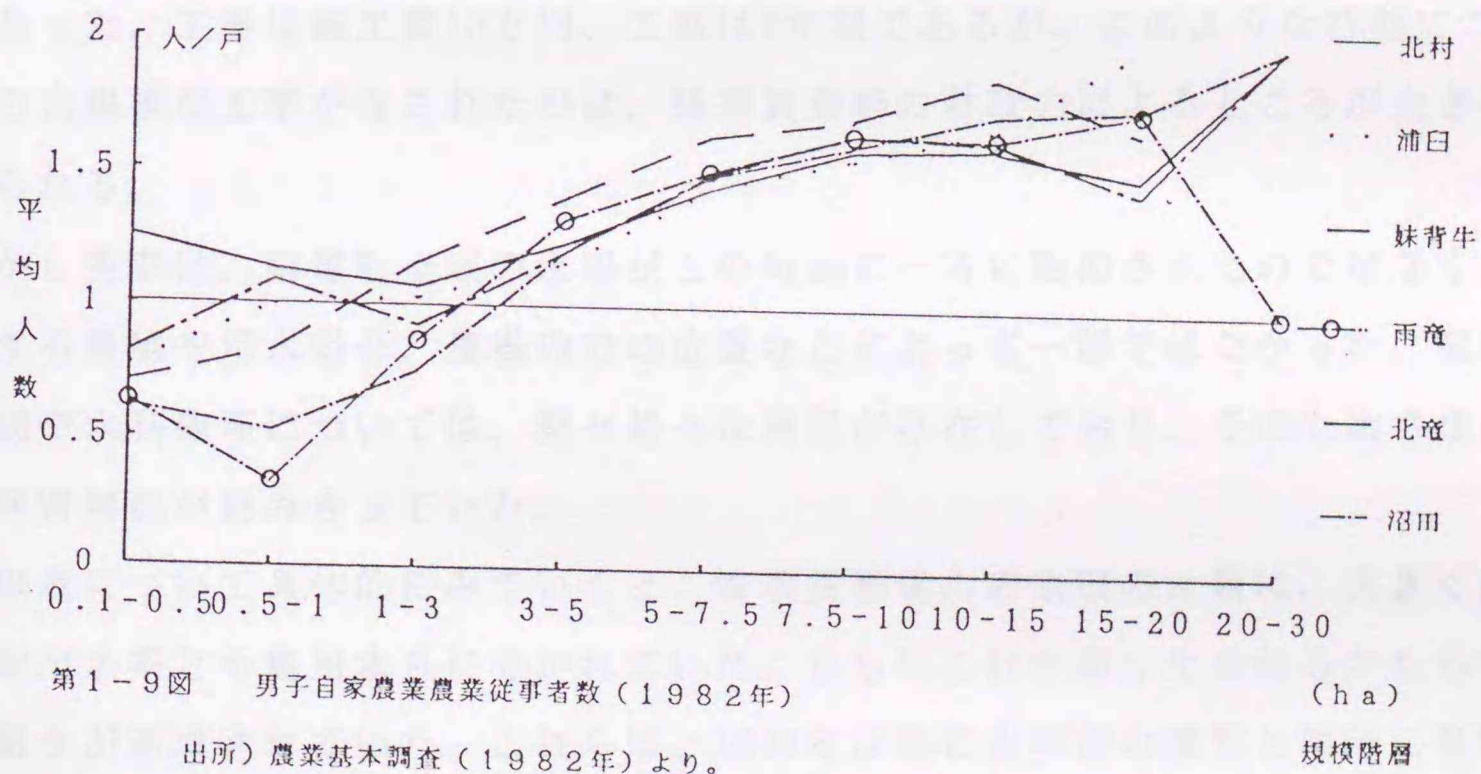
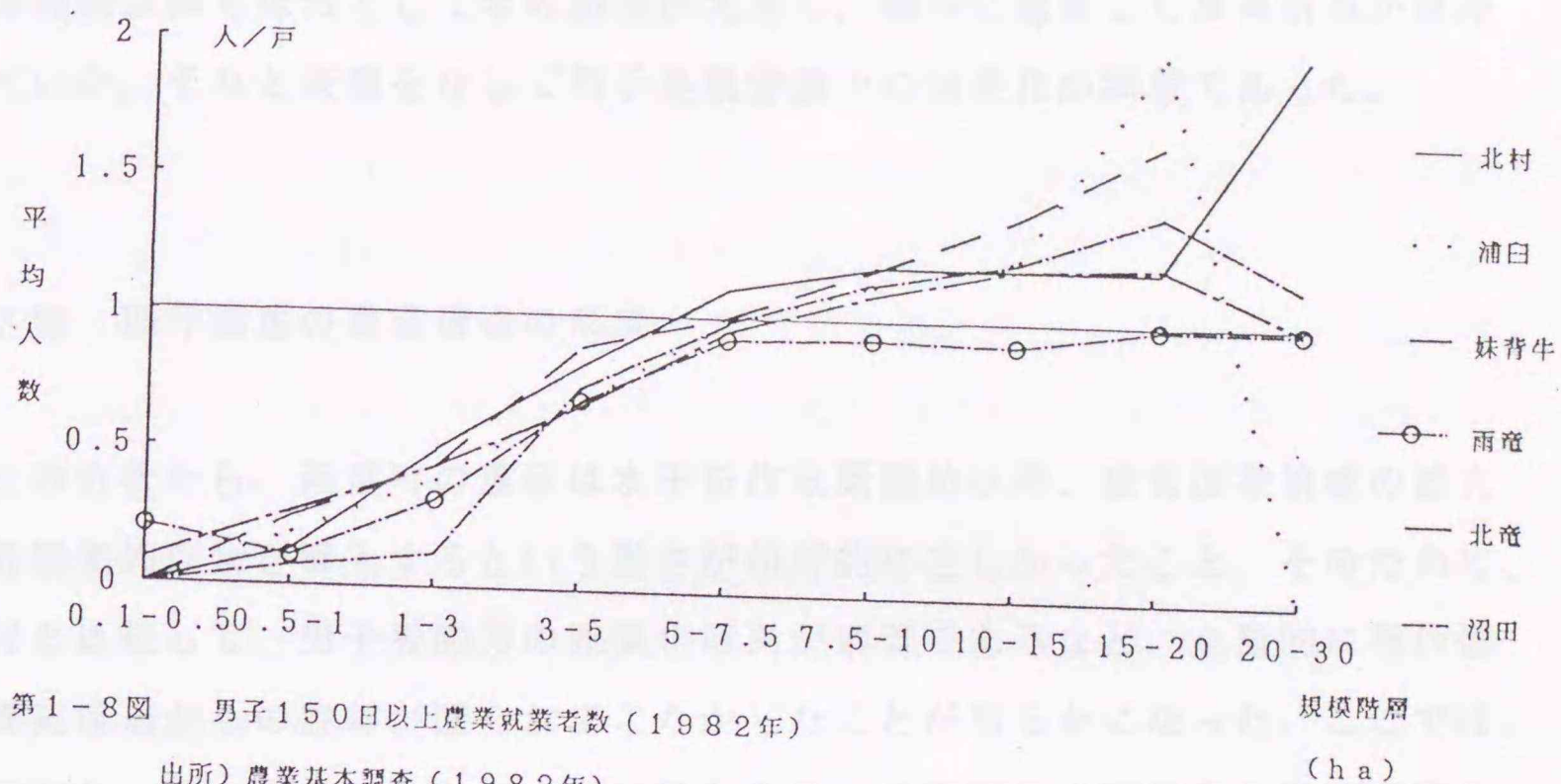
第1-6図 男子150日以上農業就業者数(1970年)

出所) 農業基本調査(1970年度)より。



第1-7図 男子150日以上農業就業者数(1980年)

出所) 農業基本調査(1980年)



田転作開始以降も依然として米の割合が大きく、稲作に偏重した農業構造が維持されていた。それと表裏をなして男子農業労働力の兼業化が顕著であった。

第3節 稲作偏重の農業構造の形成

以上の分析から、雨竜町の農家は水田転作政策開始以降、経営面積規模の拡大や、労働集約作物を導入するという動きが相対的に乏しかったこと、そのために、他町村と比較して、男子労働力の兼業化傾向が顕著であるなど、全般的に稲作偏重の農業構造からの脱却が図られてこなかったことが明らかになった。ここでは、その原因と、その形成にかかわっているとみられる同町の水田農業の展開過程を検討する。

雨竜町における開田の歴史は、蜂須賀農場の私設土功組合に端を発している。現在は良質米の産地として評価が高い近隣の深川市や北竜町と比較すると、雨竜町はかなり早い時期の開田であった。すなわち蜂須賀農場では1897年に開田計画の具体案を作成し、北海道長官に申請した。ついで1899年に1565haに及ぶ水利権を得ている。この後、用水路の掘削工事が終了し稲作生産が軌道にのるのは1904年であった。工事は総工費15万円、工期は5年間であるが、このような時期にこれほどの大規模な工事がなされたのは、蜂須賀農場の財政力によるところが大きいとみられる。

しかし実際は、雨竜町全域の水田がこの時期に一齐に開田されたのではなく、所属する農場や用水組合、農場内での位置などによって一様ではなかった。開田の時期や水利権等については、種々様々な農民が存在しており、そのためさまざまな利害関係が絡み合っていた。

この点について具体的にみていくと、蜂須賀農場内の水田の水源は、大きく尾白利加川水系と中島用水系に分かれていた。さらにこれが細分化されるかたちで用水組合が形成されていた。これらは、1909年以降に水利権の調整と同時に農場が小作人を統括するための末端組織として、各支線ごとに作られたもので、1920年までに20組合が設立された。

また、同じ雨竜町内であっても、すべての農民が蜂須賀農場の小作人であった

わけではない。このほかには、蜂須賀農場と同じ華族共同牧場に起源を持つ戸田農場と町村農場が存在していた。このうち戸田農場は、蜂須賀農場内を横断するかたちで土地を所有していたため、その位置関係から蜂須賀農場の余り水を利用して無願で開田していた。このほかに町村農場と共同で1908年に道庁から100ha余りの開田許可を得ている。この水源は蜂須賀農場の余り水と幌加尾白利加川や、無名の小沢を合流し尾白利加川から引き入れたものであり、水源の用水確保は非常に不安定なものであった。

また蜂須賀農場内であっても、水利権の無い水田が存在していた。このように水利権のない水田は戸田農場分や個人の分を合わせて440haあまりに達し、当時の水稲作付け面積のおよそ25%を占めていた。このため深刻な用水不足問題が発生し、「他町村で豊作で喜ぶ年にも本村は干ばつとなり、水量豊富な年は冷害に悩まされ、その度毎に利害関係から紛争の絶え間がなく、時に流血の惨事さえみられ」（雨竜町史）たという。

1927年には、水稲作付け農民のほとんど全戸が参加していたとみられる雨竜水利組合が結成されているが、これは申し合わせ組合であり、用水確保にかかわる利害関係の調整については、ほとんど有効に機能しなかったとみられる。そこで1932年には水不足の抜本的な解決のために土功組合法に基づく土功組合を作り、大貯水池を作ることが計画されたが、蜂須賀農場と、水利権のない戸田農場との間で意見の調整がまとまらず、申請後8年を経てようやく組合が設立されるまで、道をはじめとする調停者の作業は困難を極めた。

こうして1940年に土功組合ができるのであるが、これも「今までの申し合わせ水利組合の域を脱せず」、「幾多の苦悩と障害の道をたどった」（町史）。結局無願田の存在による用水不足、それに基づく水利紛争が根本的に解決するのは、1957年に起工し1977年に竣工する暑寒ダムができてからのことである。

以上のように、水利をめぐるさまざまな利害関係の対立の中で、農民の意識が用水の確保という点に非常に執着するようになった。これによって雨竜町の稲作農民は、「既得権」に対して非常に固執するようになり、このことが稲作をめぐる保守的な性格の形成につながったと考えられるのである。

第二の要因として、蜂須賀農場の小作争議をあげることができる。これに関して詳細を述べることはしないが、注目したいのは、激しい小作争議を通じて「土

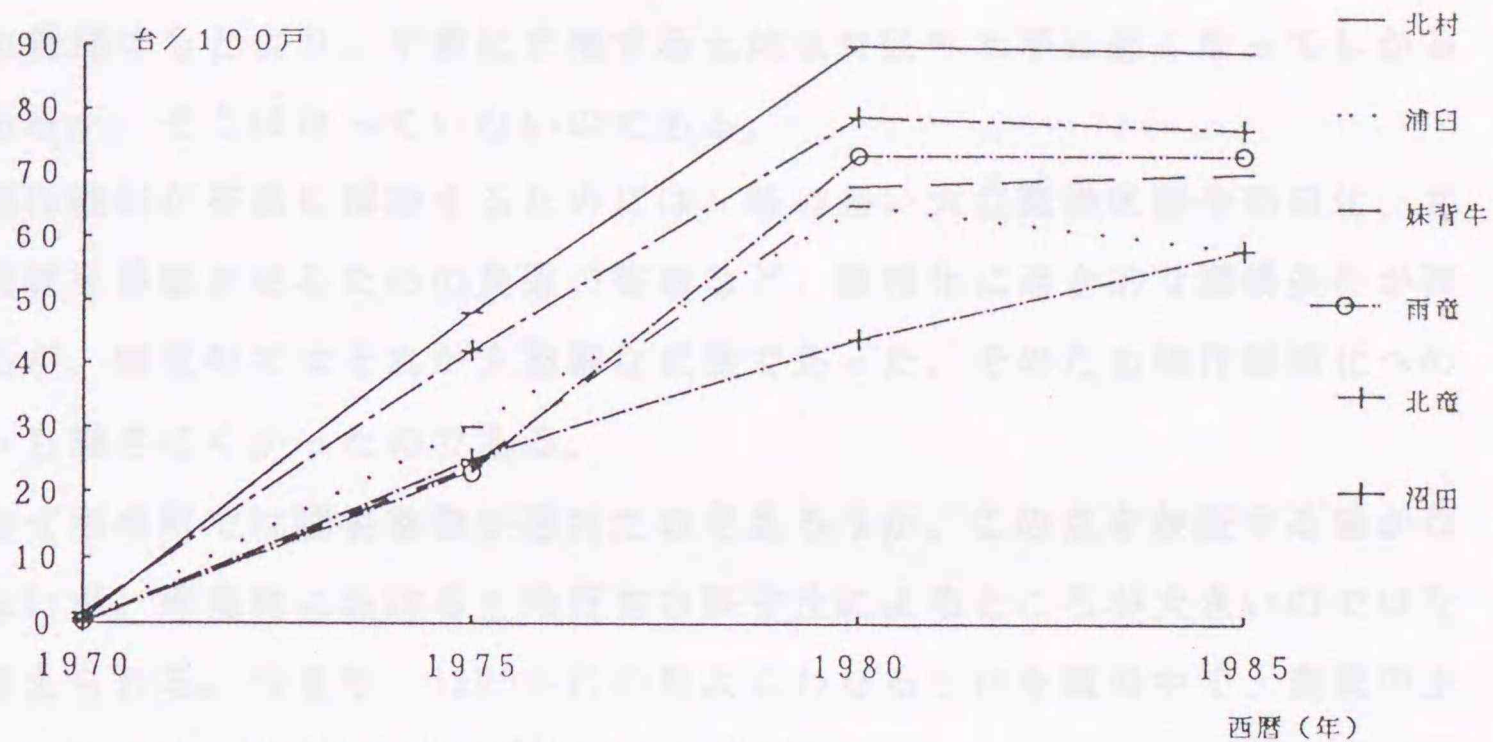
地」に対する執着心が形成されたことである。これら「水」と「土地」をめぐる争いを通して、同町農民の保守的性格が形成されたものと思われる。

このような稲作農業の歴史を有する雨竜町に対して、基本法農政に基づく選択的拡大政策が実施された。生産基盤の拡大である造田事業と、稲作機械化体系の完成である。この点に関して、一般に北海道の稲作地帯では1970年代の田植機の導入をもって稲作一貫機械化体系が確立したといえることができるが、この田植機の普及度合いを町村間で比較することによって、雨竜町における稲作機械化の特徴を明らかにしたい。

第1-10図は、各町村ごとに農家100戸に対する田植機の保有台数の推移を示したものである。ここで雨竜町の田植機保有台数の推移を見ると、1975年は6町村の中で最も保有台数が少なかったのが、1980年にかけて急速に普及し、第3位にまで伸びている。農業機械は、通常その後何年間かの使用期間の中で投資を回収することを見込んでいる。雨竜町のように稲作の機械化、稲作の機械投資が遅れて展開した場合には、投資の回収期間もそれだけうしろにずれ込むために、米の作付けをできるだけ確保し継続しようとする意識もそれだけ遅くまで働くであろう。このことによって、農民の中に稲作に偏重した農業構造から脱却しようとする意識は形成されにくかったものと考えられる。

雨竜町において稲作の機械化が遅れた理由としては、圃場整備の遅れがあげられる。第1-2表は、北空知の土地改良区ごとに、圃場整備の実施状況を示したものである。雨竜町はほぼ1町1土地改良区であり、雨竜土地改良区の圃場整備状況を、そのまま雨竜町の圃場整備状況とみなしてよい。表中の雨竜土地改良区については、数値を二通り示した。このうち上段に示した数値は道営圃場整備事業等による圃場整備（区画整理、暗渠排水等）の面積によって求めたものである。これによると、水田面積中に占める実施割合は7割をこえ、山麓部の土地改良区としては、あまり遜色のない水準である。

しかし雨竜町では、1969～78年にかけて道営の農地開発事業が実施され、その分の690ha余りが圃場整備実施面積としてカウントされているのである。この事業に関しては後に詳しく述べるが、既存田が比較的平場に展開しているのに対して、丘陵地帯であり、用水体系も異なる。そこでこの分の面積を除いたのが＊マークを付けた下段の数値であるが、これをみると、山麓部の土地改良区内でも最



第1-10図 動力田植え機の農家100戸あたり普及台数

資料) センサス各年次より。

第1-2表 土地改良区別圃場整備事業の実施状況

土地改良区	実施面積 合計(ha)	水田面積に占める実施割合 (%)	着工年				
			～1964	65～69	70～74	75～79	1980～
平場 深川	4360.9	90.5	14.8	62.7	0.7	7.1	5.1
神竜	2777.4	93.1	0.0	28.0	65.1	0.0	0.0
秩父別	3822.8	95.3	0.0	53.9	13.1	28.4	0.0
山麓 空知	576.1	65.2	0.0	8.6	56.6	0.0	0.0
北竜	2086.4	76.5	0.0	54.5	22.0	0.0	0.0
沼田	2047.6	66.7	6.2	60.4	0.0	0.0	0.0
多度志	1369.6	86.9	6.4	47.7	32.8	0.0	0.0
雨竜	2233.7	71.6	0.0	50.3	21.3	0.0	0.0
雨竜*	1538.6	63.4	0.0	36.1	27.3	0.0	0.0
北空知計	19274.5	83.0	4.3	50.7	20.6	6.4	1.1

出所) 仁平恒夫「北空知における北竜町の農業展開の特徴」(北海道農業研究会「北海道農業No.11」)に一部加筆修正。原資料は、土地改良区要覧、道農政部資料、その他である。

注1) 1970年以降着工されたものの中で、深川や秩父別土地改良区の事業は現在も工事中的のものが含まれている。

2) 表中「雨竜*」に関しては、本文参照。北空知計には含まれていない。

も低い数値となっている。雨竜町内の丘陵地帯の新規開田分を除いた数値であるから、山麓部はもとより、平場に立地する土地改良区の水準に近くなってしかるべきであるが、そうはなっていないのである。

また稲作機械が有効に稼動するためには、畦の長い大型圃場区画や乾田化、さらには機械を移動させるための農道の整備など、機械化に適合的な圃場条件が要求されるが、雨竜町ではそれが未整備な状態であった。そのため稲作機械化へのモメントも働きにくかったのである。

ではなぜ雨竜町では圃場整備が遅れたのであろうか。この点を検証する確かな資料はないが、雨竜町における土地所有の保守性によるところが大きいのではないかと考えられる。つまり、1920年代の数次にわたる小作争議の中で、農民の土地に対する執着心は、他町村と比較して並々ならぬものになっていったと考えられる。一方、圃場整備によって用水路、排水路また農道などが整備されるが、これは必然的に圃場面積の減歩を伴う。これは同町の農民にとっては耐え難いことであろう。先に、新規開田分の面積を除いて圃場整備実施面積割合を求めたのも、実は土地に対する執着心が、既存田と新規に開田された水田とでは異なると考えられたからである。以上のことから、土地所有に対する保守性が圃場整備にたいしてマイナスに作用し、機械化のための条件整備がおくれたと考えられるのである。

このような気質を有する雨竜町に対して、農地開発が実施されている。先にもふれたように、蜂須賀農場時代の開田は空知内でも先駆的なものであった。しかし、1960年代以降をみると、同町内の最も遅い農地開発事業は、1969年に始まり1978年まで行われている。これは、道営総合農地開発事業であって、受益面積は693.6ha、総事業費は18億4千2百万円にもおよび、全道的にみても最も遅い農地開発事業のひとつである。

1970年の水田転作政策開始以降は、政府の方針として基本的に新規開田は行われなかったが、この事業は1969年からの着工のものであったため、水田転作政策実施下においても開田が進められた。また、事業が終了した1978年は、水田利用再編対策事業が開始され、水田転作が一層強化されるとともに、同政策が恒常化したことが各方面に認識されだしたとみられる時期でもある。

農民側にしてみれば、多大な投資と時間をかけて開田したのであるから、投資

の回収という意味からも、そこへ水稻を作付したいと考えることは、当然の発想であろう。水田転作政策開始以降、雨竜町の農民の意識とそのまわりを取り巻く環境は、180度くいちがっていたのである。そのため空知地域内の各町村の中でも、選択的拡大政策と水田転作政策の矛盾が、最も深刻かつ典型的に表面化した地域であるといえることができるのである。

第4節 小括

北海道稲作における1960年代は、年雇労働者、稲作機械化の進展、土地条件、さらには、国の選択的拡大政策に支えられて、稲作生産力展開のめざましい発展がみられた時期であった。しかし、一口に1960年代とはいっても、地域によっては先発的に開田がすすみ、稲作機械化体系が整備された地域もあれば、それが後追的であった地域もあり、さまざまな地域ラグ、タイムラグを伴いつつ進んだ。

先の分析において、雨竜町における稲作機械投資、水田の拡張時期の問題が目されたのであるが、これを稲作生産力発展の条件整備という観点から検討すると、雨竜町は北海道における稲作中核地帯の中でも、最も遅い時期にその条件が「整えられた」といえるのである。「整えられた」がゆえに、農業経営者の行動としては、投資の回収ということを含めて生産条件をフルに使おうというモメントが働くのは当然であるが、農民をとりまく水田転作という状況がそれを許さなかった。その軋轢が、その後の雨竜町農業の展開の上に、さまざまな矛盾をもたらしたといえるのである。

水稻作への保守的な性格の裏返しとして、ほかの作物に対する進取的な取り組みが脆弱であり、本腰をいれて取り組むことにはなりにくい。そのため転作物としては、労働粗放的なものが選択されるが、しかし稲作の省力化とともに農閑期が形成される。他方、労働粗放的な作物においては一定の作付面積がなければ十分な収益は期待できない。以上のような流れにおいて兼業就業が発生するとみられるのである。かくして稲作に偏重した農業構造から脱却しようとするモメントが脆弱であり、「稲作＋粗放転作＋兼業」という経営形態が多くみられることになる。

このような状況において必要とされる施策を指摘するならば、まず第一に、将来を見越してなされた農業投資への補償であり⁶⁾、具体的には農業機械投資および、開田事業等における負担金の問題である。特に後者は負債問題として表面化し深刻な問題を引き起こしている。また前者の農業機械投資にかかわって、経営組織再編後に農業機械が遊休化する場合は、その償却期間内における経営転換は困難であり、農業者の行動を制約する性格を有している。これらの問題のすべてを農業者の判断ミスに起因させることができない場合は、何らかの支援が必要であると考えられる。

第二には、経営転換のための条件整備である。具体的には、作付作物の転換という点において、土地利用再編、さらにはそれを包括する意味で経営組織再編のための条件の整備が必要である。この具体的条件を明らかにするためには、経営組織再編の構造を明らかにしなければならない。これは農業経営の経営目標と密接に関連しており、さらには経営組織再編と生産力、土地利用メカニズムとの関連も明らかにされなければならない。これらの点を明らかにすることが、以下の諸章における課題である。

戦後における北海道農業は、「国の経済政策ないしは農業政策の曲折によって、北海道農業の活動場面がたえず根底から揺り動かされつつあるという意味において、いまや『政治的・政策的限界地』の様相を深め」⁷⁾てきているのであるが、雨竜町は、この意味において北海道稲作地帯の中でも最も「限界地」的位置にあり、政策の転換によって、揺り動かされた幅も軋轢も極めて大きく、そのため、地域農業の再生産が著しく不安定な状況に追い込まれていると見られるのである。

われわれが以下の諸章における分析対象地域として雨竜町および栗山町に注目することにしたのも、この「政治的・政策的限界地」の様相が最も端的にみられる地域と判断されたからである。つまり、旧開地帯であり、かつては田畑作地帯であって、基盤整備等の生産条件が比較的未整備であった地域において、選択的拡大路線と水田転作政策の矛盾が最も典型的なかたちで表面化するからである。

その中であって、経営の再生産を確保するためには、経営組織を新たな方向に再編させていくことが必要であり、地域農業においてそれが緊急の課題として表面化しているのである。その再編方向としてわれわれは農産物の産地化とそれと表裏をなす個別経営の経営組織再編に注目するのであるが、これら矛盾が典型的

に現れた地域においてかろうじて展開している産地形成のメカニズムにこそ、経営組織再編の論理がより強く作用していると考えられるのである。

注

- 1) 近藤康男『高度経済成長と農業問題』近藤康男著作集 第十二巻 農文協 1975、近藤康男編集代表『基本法農政の総点検—二十年の総括—』日本農業年報 第30集 御茶の水書房 1982
- 2) 「減反」政策開始当初における矛盾点の提起として、近藤康男編集代表『日本農政の転換—不況・外圧・減反—』（日本農業年報XXVII 御茶の水書房 1979）所載の各論考を参照されたい。
- 3) 金沢夏樹は、「行政の持つ体質と農業経営とは、本質的に異なる」という認識から、「経営政策」を論じている（金沢夏樹「農業経営政策の構想」金沢夏樹編『農業経営学講座10 農業経営と政策』地球社 1985）。
- 4) 七戸長生「選択的拡大政策への農民的解答—北海道米作展開の意義—」大内力編集『米作—新しい波—』日本農業年報XVI
- 5) 赤平はこの間に耕地率が10~20%水準から10%以下にまで低下している中での水田率の上昇であるため、畑地が林地等に転換するという耕境後退が起こっており、他の町村とは事情が異なると考えられる。
- 6) この点に関しては、七戸長生「転作下の水田農業 一部 北海道篇」（農業構造問題研究1992年No.1（財）食料・農業政策研究センター）を参照されたい。
- 7) 七戸長生「いわゆる限界地としての北海道農業」七戸、大沼、吉田『日本のフロンティアのゆくえ』講座日本の社会と農業① 日本経済評論社 1985

第2章 水田単作的大面積経営における経営転換の特色

第1節 本章の課題

選択的拡大政策と水田転作が、個別経営の作物選択に与えた影響を端的に指摘するならば、前者が専作規模拡大であり、後者は水田の一部に水稻以外の作物の作付けを半ば強制するものであった。この点からすると、個別経営の経営組織に与える影響という点では、性格が著しく異なるものであった。そのため深刻な経営問題を引き起こしている水田作地域が少なくない。しかしその問題発生の時期および特徴は、選択的拡大政策への対応とそのための条件の差によって、大きく二通りに分かれる。一つは前章において検討した、選択的拡大路線を積極的に受容する条件に乏しく、そのため両者の矛盾が相対的に早期に表面化した旧開水田作地帯である。

他方、水田拡張の可能性など、選択的拡大路線を積極的に受容することが可能であった新開地帯は、上述の地域とは異なった様相を呈している。これら地域においては、1960年代前半の水田の拡張と水稻単作化にくわえて、1960年代後半から1970年代前半にかけて、水田作農家の離農離村にともなう水田の集積が進展し、水稻単作的大面積経営が集中的に出現した。その後の米の生産調整政策では、個々の農家に対して、ほぼ地域一律の転作率が課せられ、水稻単作という経営展開の道を選んだ水田作経営であっても、当初意図せざる転作作物に取り組まざるを得なかったのである。しかし水田転作開始当初は、両政策の経営組織再編に与える矛盾は、深刻な問題として表面化することはなかった。それどころか1970年代前半は、活発な農地取得によって水田の集積が進展し、また水田地価も上昇していたのである。

ところが1980年代後半から、これら新開地帯において負債問題が表面化してきている。北海道は深刻な負債に直面している農家に対して、1987年から農家再建緊急対策事業を開始したが、農林漁業金融公庫もこの対策を支援し自作農・再建整備資金の貸し付け、「5年以内の中間据え置きの設定と同年数の償還期限の延長」を行っている。これら対策を受けている農家のうち「農業経営再建計画書」

を作成した経営は983戸であるが、その46.7%は稲作経営であり、さらに空知地域の経営がそのうちの51.4%をしめている。

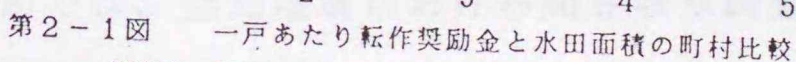
空知地域では特に新開地帯を中心として経営の行き詰まりから農地を処分せざるを得ない経営が増加しているが、しかし水田地価が下落したために資産額が負債額を下回るという事態が発生している。そのため離農問題は解決を見ないまま表面化せず、潜在化しているとみられるのが現状である。

本章では、水田転作政策開始当初における、選択的拡大という経営方針と水田転作という個別経営をとりまく与件との矛盾をいかにして処理し、大面積経営としての展開を可能にしたのか、そして現在どのような問題に直面しているのかという点を明らかにする。

考察の視点を以下に示す。第一は、農地市場の性格変化である。戦後における北海道稲作中核地帯、特に新開地帯の農業展開には、いくつかの画期が認められ、戦後開拓事業期、1970年代後半の選択的拡大政策期、1980年代前半の農地価格が下落する中で農地移動が活発化した時期などを経て現在にいたっている。ここで1970年代後半と1980年代前半の時期を比較すると、前者は、離農離村農家からの有償移動であったのに対して、後者は後継者不在による老齢在村型の離農農家からの貸借によるものが主流を占めるようになってきている¹⁾。それと同時に1980年代後半の特徴的な傾向として、水田地価および小作料水準が低下してきている。これらは農地取得に対するインセンティブが低下していることの端的な現れであるといえ、両時期を比較した場合、水田大面積経営の存立基盤は異なると考えられるのである。

考察の第二の視点は、転作奨励金の性格である。周知のように転作奨励金は単位面積当たり単価をもとに交付されているために、その額は転作面積にほぼ比例し、現状では、水田大面積経営が多額の転作奨励金を受け取っている。第2-1図は空知地域内における市町村の一戸当たり水田経営面積と転作奨励金の受取額を示したものであるが、両者には正の相関関係があり、南幌、北、長沼などの新開地帯で平均的な経営水田面積の大きい市町村ほど多額の転作奨励金を受け取っていることがわかる。

水田転作政策開始当初は単純休耕に対しても奨励金が支払われていたが、1974年からはそれが認められなくなった。この奨励金は、労働と直接的な関連を持た



資料)「昭和63年度 水田農業確立対策実績の概要」北海道農政部

ない「属地的被贈所得」とでも言うべき性格を有し、水田転作・減反に協力した農家に対する所得補償的な性格がつよい。つまり、大面積経営ほどこの所得補償の恩恵を手厚く受けられることになり、結果として転作作物そのものの収益が低くとも（時としてマイナスであっても）、転作奨励金額が一定以上であれば水田転作を続けていた方が有利な状況にある。そのため大面積経営において麦、大豆などの労働粗放的な作物の転作に集中している場合が多い。

しかし近年、この奨励金額が引き下げられてきている。たとえば水田利用再編対策期においてももっとも奨励金額の高い作物では、加算額を含めた場合、水稻反収平均で、10aあたり平均8万円にも上ったのであるが、水田農業確立対策期には5万5千円まで低下している。またこの減額の実状以上に、いずれ転作奨励金は撤廃されるのではないかという不安が水田農村に広まっているように見受けられる。このように転作奨励金交付の実状は変化してきており、これが水田大面積経営の経営展開に少なからず影響を与えていると考えられるのである。

第2節 空知地域における水田単作的大面積経営の展開過程

1. 土地利用と転作奨励金の影響

本節では、空知地域における聞き取り調査をもとに、水田単作的大面積経営の生成過程とその後の転換の実状を明らかにする。同地域は、1950年代後半から水田転作政策開始までの期間において、稲作生産力のめざましい進展を見せた地域であり、米の供給能力という点においても、この間に新潟県を抜いて北海道をトップに立たしめた中心的勢力といえる²⁾。同時に、北海道における平均的な稲作規模を大きくこえる水田作経営群が集中的に展開している地域でもある。

ところで、従来、これらの経営を素材とする経営経済的研究、特に個別経営の経営展開を軸とする経営経済的研究は、それが屢々個性的、また特異的であることから、一般論的に議論することが困難であったと考えられる。これは大面積経営の経営展開が「企業的」であることと無関係ではないと思われる³⁾。

この点に関して本節では、個々の経営における個性的な展開を看過する危険性

を覚悟しつつも、できるだけ数多くの経営実態調査に基づき、いわば大数観察の中から比較的共通的にみられる事柄に的を絞って議論することにした。

調査対象とする水田作経営は、空知地域の市町村役場、農協、普及所に対して、それぞれの地域において水田経営面積（地目）がおよそ15haをこえる経営の紹介を求めてリストを作成した。各機関から紹介された総農家数（一戸一法人を含む）は、およそ150戸である。それらから地域的なバイアスをできるだけ避けるように農家を選定したうえで調査協力を依頼し、応諾をえた47戸にたいして聞き取り調査を実施した。以下の分析ではその中から、一市町村一農家という例は除いて、37戸（南空知地域15戸、中空知地域13戸、北空知地域9戸）のデータを使用した。また以下の議論においては調査農家を番号で示すが、その際の「S-」「M-」「N-」は、それぞれ空知の南、中、北地域の農家であることを示し、数字はそれぞれの地域において耕地面積規模の大きい順に付した。

全調査農家の概要を、第2-1表に示した。この中には、水稻の作付け面積だけで15haをこえる経営も相当数に上る。その面積が最も大きい経営はS-1である。この経営について付言するならば、一戸一法人であるが、表に示した「自家農業就業者年齢」が4人ともほぼ同年齢であることから察せられるように、兄弟とそれぞれの妻の4人が就業しているのであり、一般的にみられる、経営主夫婦が就業している経営と比較した場合に、その「2セット型」経営であるとみてよい。つまり機械装備、保有労働力、経営耕地面積という点において通常の経営の2戸分を保有しているのである。

第2-1表にはこの経営の他にも水稻作付け面積が10haをこえる経営も散見されるのであるが、自家農業就業者をみると機械オペレータを担っているとみられる年齢の男子労働力を複数保有している事例がほとんどである。現在の稲作機械体系における水稻作付け面積規模の上限が、10ha前後であることを示唆している⁴⁾。

その他の点では、やはりS-1が、その他経営耕地300haと肉牛500頭を飼育していることが注目される。これは日高の山林を借り入れしてアンガス牛とヘレフォード牛を飼育しているのである。このようにS-1経営は他と比較した場合に例外的な展開がみられるため、以下の分析では除外した。

さて、まずはじめに経営耕地の保有、利用状況について検討する。経営耕地面積の拡大に伴って圃場の分散が進むものと予想されるが、この点について示した

第2-1表

調査農家の概況 (1988年調査時点)

農家 番号	自家農業 就業者年齢	水田面積		合計	うち 借入地	畑面積	その他 所有、 借入地	家畜
		水稻作付	転作作付					
S-1	46, 44, <u>44</u> , <u>43</u>	2650	1740	4390	—	2300	300	肉牛約500
S-2	59, <u>58</u> , 30, <u>27</u>	1047	1445	2492	110	50	—	—
S-3	56, 32	1216	1127	2343	123	193	—	—
S-4	68, <u>64</u> , 32, <u>32</u>	947	1182	2129	530	160	—	—
S-5	57, 31, <u>21</u>	1270	790	2060	—	15	—	—
S-6	61, 30, <u>30</u>	1270	740	2010	—	20	—	—
S-7	38, <u>37</u>	1327	623	1950	233	...	—	—
S-8	71, <u>64</u> , 38	1181	591	1772	—	...	—	—
S-9	38, <u>37</u> , 67, <u>65</u>	1020	750	1770	—	795	—	—
S-10	43, <u>43</u> , 70	1095	495	1590	—	15	—	—
S-11	40, <u>41</u>	942	642	1584	—	...	—	—
S-12	<u>38</u> , 43, 64	970	555	1525	—	10	—	—
S-13	40, <u>37</u> , 67, <u>65</u>	980	525	1505	—	30	6	—
S-14	41, <u>41</u>	952	546	1498	—	11	—	—
S-15	39, <u>38</u>	867	462	1329	—	380	—	—
M-1	49, 26, 24	1550	1355	2905	—	20	—	—
M-2	64, 37, <u>37</u>	1370	930	2300	—	20	—	—
M-3	51, <u>50</u> , 26	1300	781	2081	—	10	2	—
M-4	62, 38, <u>35</u>	1460	499	1959	—	201	—	—
M-5	35, <u>29</u> , 62, <u>59</u>	895	1040	1935	200	30	—	—
M-6	60, <u>56</u> , 27	1105	624	1729	—	50	0.4	—
M-7	41, <u>37</u>	1105	598	1703	899	20	—	—
M-8	37, <u>37</u>	1218	440	1658	90	30	—	—
M-9	38, <u>36</u> , 64, <u>62</u>	1129	501	1630	920	75	0.3	肉牛17
M-10	51, <u>49</u>	910	653	1563	989	20	—	繁殖豚4
M-11	34, <u>33</u> , 61, <u>60</u>	1055	452	1507	—	29	—	—
M-12	65, <u>62</u>	1173	330	1503	—	140	12.2	—
M-13	39, <u>37</u> , 70, <u>65</u>	900	318	1218	—	90	—	—
N-1	40, <u>35</u>	1474	694	2168	965	50	—	—
N-2	48, <u>46</u>	1495	509	2004	230	...	—	—
N-3	37, <u>34</u> , <u>60</u>	1029	681	1710	270	80	—	—
N-4	36, <u>33</u> , 68	1184	354	1538	—	...	1.6	肉牛45
N-5	48, <u>47</u> , 26	1240	260	1500	400	...	—	—
N-6	<u>54</u> , 30, <u>29</u>	1164	316	1480	—	33	—	—
N-7	55, <u>54</u> , 29	1281	98	1379	75	5	—	—
N-8	52, <u>48</u> , 26	1051	245	1296	—	700	2	—
N-9	39, <u>35</u>	1056	236	1292	330	120	3	—
単 位	才	a	a	a	a	a	ha	頭、羽

注 1) 野線によって囲まれた年齢は女子であることを表している。

2) 聞き取り調査から。

3) N-7 農家の事実上のヤミ小作の土地は除いてある。

4) 「…」は不詳を示す。

のが第2-2表である。全経営の団地数の分布では、3団地である経営が13、また4団地である経営が8となっている。この点に関して広く調査した統計データがないために、他の農家との比較は困難であるが、平均的な数値よりやや多いという程度ではないかと思われる。しかし、面積規模の増加につれて団地数が増加するという傾向はみられない。21～23haの階層以上になると5団地以上の経営がいなくなるというように、20ha以上の経営になるとかえって団地をまとめようとする動きが認められる。平均団地数でみると、各階層ともほぼ3～4団地の中にあり、階層間にほとんど差は認められない。そのために一団地あたり面積を求めると、19～21haの階層以下では4～5haであるのに対して、21～23ha階層が約8ha、それ以上の階層では約7haと、総経営耕地面積の増加につれて大きくなる傾向にある。

次に第2-3表には、それぞれの団地の宅地からの距離をしめした。全体的には1kmの距離内である団地が圧倒的に多いのであるが、他方3km以上である圃場も14と、全体の1割以上を占めている。これを水田面積規模別にみると、3km以上の団地のほとんどは水田面積が19～21ha以下の経営層にしまわれていることがわかる。水田規模の拡大とともに団地を近くに集積しようとする動きが認められるのである。

この点についてさらに詳しくみたのが第2-4表である。これは脚注に示したように、各経営を団地数で表頭について分類し、その階層に含まれる経営全体の団地それぞれについて、宅地からの距離で分類したものである。この表によると、団地数が5～6である経営の団地は、ほぼ2km以内にあるとみてよい。逆に団地数が4である階層の場合は、3km以上の距離にある圃場数が8と、全体の四分の一を占めている。つまり団地数が多い経営では、圃場をできるだけ宅地近くに集積しようとする傾向があることがわかる。逆に4団地と団地数が少なくなると比較的遠距離に位置する団地があるということは、経営全体の面積に差がなくまた団地の面積もほぼ等しいとすると、1団地あたりの面積が大きくなることを意味している。つまり、遠距離にあってもその団地の面積が大きければ、耕作する上で、問題は少ないということの意味している⁵⁾。

以上に示したように、単に水田面積規模が拡大しても圃場の分散が進むとはいえず、かえって団地数をまとめようとする傾向や、また、比較的宅地の近くに保有するという傾向が認められる。また、3km以上の遠距離の圃場であっても、一

第2-2表 農家の水田面積規模と団地数

		合計	団 地 数						平均 団地数	平均 団地面積 (a)
			1	2	3	4	5	6		
水 田 規 模	～15ha	8	1		5	1	1		3.1	439.7
	15～17ha	10		5	1	3		1	3.1	503.3
	17～19ha	5		1	2	1		1	3.6	482.4
	19～21ha	7	1		2	1	3		3.7	538.4
	21～23ha	3		1	2				2.7	824.6
	23～25ha	2			1	1			3.5	690.7
	25～	1				1			4.0	726.3
計		36	2	7	13	8	4	2	3.4	600.8

- 注 1) 聞き取り調査から。
 2) 団地数については、農道の辻向いは、1団地とし、国道をは
 さんで、隣合う団地は、2団地とした。
 3) 聞き取り調査時点(1988年)。

第2-3表 農家の水田面積規模別にみた水田圃場の距離と団地数

		距 離 別 団 地 数 (km)					団地数 合計
		～0.1	0.1～1	1～2	2～3	3～	
水 田 規 模	～15ha	9	6	8		2	25
	15～17ha	11	12	4		4	31
	17～19ha	6	6	1	2	3	18
	19～21ha	7	8	6	1	4	26
	21～23ha	3	2	1	1	1	8
	23～25ha	2	2	1	2		7
	25～	2	2				4
計		40	38	21	6	14	119

- 注 1) 第2-2表に同じ。聞き取り調査から。
 2) 距離は宅地からのおよその道のりとした。

第2-4表 保有団地数とその分散距離別団地数

団 地 数		1	2	3	4	5	6	合計
距離別 団地数	～100m	2	8	14	10	4	2	40
	100m～1k		5	9	11	7	6	38
	1k ～2k			10	2	6	3	21
	2k ～3k			3	1	1	1	6
	3k ～		1	3	8	2		14
合 計		2	14	39	32	20	12	119

注1) 第2-3表と同じ。

2) 各農家の保有団地数で表頭について分類し、それぞれの保有する団地を宅地からの距離で分類した。

第2-5表 宅地からの距離と土地利用の違いでみた団地数

距離 (km)		～0.1	0.1～1	1～2	2～3	3～	合計
南部	水稲作	9	10	1	2		22
	転 作	2	3	4	1	2	12
	両 方	5	4	5	2	1	17
中部	水稲作	3	5	3			11
	転 作		4	1		3	8
	両 方	12	4	1	1	2	20
北部	水稲作	5	4	3		1	13
	転 作			2		2	4
	両 方	4	4	1		3	12
全域	水稲作	17	19	7	2	1	46
	転 作	2	7	7	1	7	24
	両 方	21	12	7	3	6	49

注 1) 1988年について、聞き取り調査から。

2) 団地の数え方については、第2-2表におなじ。

団地としての面積が十分であれば問題が少ないことも推察された。

次に作付け作物の現状について検討する。まず、先に検討した圃場の距離の関係からみると、水稲作に利用しているのか、それとも転作畑として利用しているのかという差異に応じて、一定の序列がみられる。それを示したのが第 2-5表である。圃場の相対的な遠近関係は、本来的には個々の経営において比較すべきものであり、この表に示したように圃場全部をプールして比較することとは厳密にはイコールではないが、しかしこの表にも一般的な傾向は表れていると思われる。

表には比較するために地域別に分けて表示したが、いずれの地域においても相対的に近距離にある圃場を水稲作に、遠距離にある圃場を転作に利用していることがわかる。全地域合計でみると、100m以内の団地のうち、水稲作と転作の両方に利用している団地を除く19団地のうち、17は水稲作のみである。100m～1km以内では、同様に26団地のうち19が水稲作のみの作付けである。反対に3km以上の団地は14あるが、そのうち半数の7団地が転作のみの利用であり、残りの7団地のうち6団地は水稲作と転作の両方に利用されている。

一般的に、管理作業の関係から、相対的に労働集約的な作物を宅地から近い圃場に、粗放的な作物を離れた圃場に作付ける傾向がある。この表に示された事柄も同様であるのかどうかということは、転作作物の具体的内容にまで踏み込んで検討する必要がある。そこでそれぞれの経営の作付け作物を示したのが、第 2-6表～第 2-8表である。転作作物に注目すると、やはり麦類、豆類、そばなどの比較的労働粗放的作物の作付け割合が高いことがわかる。秋小麦と小豆の合計面積の、転作作付け全体に占める割合は50%をこえる。この点については調査事例の中では特に階層性はみられず全体的な傾向である。

水稲と秋小麦について、それぞれの単収を第 2-9表に示した。地域平均と比較すると、水稲は、南空知で地域平均より低く、中空知ではやや均衡し、北空知においては高くなっている。南空知において水稲大面積経営が特に集中している町村として、南幌、北村、長沼などをあげることができるが、これら町村に共通していることとして、選択的拡大政策期における、泥炭地や沼地の造田事業がある。ところがこれら水田は一般的に土地生産性が低いのであるが、それにもかかわらず事業の償還金は農家に課せられるのである。1960年代以降から近年まで、経営

第2-6表 南空知地域の調査農家の作付概況

農家番号	水稲 作付 (a)	空育					転作					合計 (a)	転作率 (%)				
		みち こがね	キタ ヒカリ	ゆき ひかり	とも ひかり	上育 397	その他	秋 小麦	春 小麦	甜菜	大豆			小豆	長葱	野菜	その他
S-1	2650	265		1590		795		420		520	800					4390	40
S-2	1047	186		503		358		223	442	200	110	250	120	100		2492	58
S-3	1216	238		601		235	40	360	467	300						2343	48
S-4	947	270	78	265		334		534		390	39	219				2129	56
S-5	1270	220		610		410	30	710			400	80				2060	38
S-6	1270			1070	150	200		320				70	113		20	2010	37
S-7	1327	150		664		363		440								1950	32
S-8	1181	471		710				220	134	232					5	1772	33
S-9	1020	290		430		300		200	220	194		110			26	1770	42
S-10	1095	220		455	260	160		160		220	35	80				1590	31
S-11	942	296		467	45	134		93		80			253	204	12	1584	41
S-12	970			680		290		555								1525	36
S-13	980	260		540		180		130	52	193		150				1505	35
S-14	952	150		485		317		200			128	207		11		1498	36
S-15	867	278		416		173		219	215						28	1329	35
S-1	2538	762	760	1016				不明								不明	
S-2	1169	368	278	470		53	30	197	306	350						2492	53
S-3	945	300		565		50		348	120	344	123	370	100			1880	50
S-4	不明							不明								不明	
S-5	不明							不明								不明	
S-6	1290		400	890				300			400					1990	35
S-7	不明							不明								不明	
S-8	1035	493	503	39					185	232		53		35		1540	33
S-9	730	330	190	210				200		160	80	160				1330	45
S-10	865	220	260	285	100				220	155						1240	30
S-11	847	421	296	130							64		280	80		1271	33
S-12	945	100	345	360	140				260							1205	22
S-13	不明							200	130	50	150					不明	
S-14	916	150	237	507		22			200	128		207		11		1462	37
S-15	838	350	280	208							215	57				1110	25

注 1) 聞き取り調査から。

第2-7表 中空知地域の調査農家の作付概況

農家番号	水稲 作付 (a)	転作										合計 (a)	転作率 (%)						
		作付 (a)																	
		みち こがね	キタ ヒカリ	ゆき ひかり	とも ひかり	空育 125	上育 397	その他	秋 小麦	春 小麦	甜菜			大豆	小豆	えん 麦	野菜	その他	
M-1	1550	150		1140		260			1355	290	1065							2905	47
M-2	1370	140		861		369			930	450					450	30		2300	40
M-3	1300	135		825	230	110			781	200	155		50		296	80		2081	38
M-4	1460		207	985		228	40		499	499								1959	25
M-5	895			737		37	37	84	1040	770								1935	54
M-6	1105	468		448		189			624	624	270							1729	36
M-7	1105	307	51	601		146			598	144				454				1703	35
M-8	1218			720		498			440	400				40				1658	27
M-9	1129		250	690		99		90	501	430				20		26		1630	31
M-10	910	338		461		111			653	65			25	588		18		1563	42
M-11	1055			651	215	189			452	96				98	220			1507	30
M-12	1173	350		577		246			330	330			20					1503	22
M-13	900	68	80	568	68	116			318		285				17	16		1218	26
M-1	1375	175		700		500			1530	1530								2905	53
M-2	1370	140	369	861					930	450					450	30		2300	40
M-3	1300	100	200	890	110				781	355			50		296	80		2081	38
M-4	不明								不明									不明	
M-5	1210			800	400			10	750	750								1960	38
M-6	1105	221	332	331				221	624	624								1729	36
M-7	649	150	214	225				60	170				170					819	21
M-8	1218	490	230	270	228				440	400					40			1658	27
M-9	994	200	635	99				60	391	180	35		70	30	20	56		1385	28
M-10	573	310		263					199					199				772	26
M-11	825	179	225	268	153				323	96				28	177	22		1148	28
M-12	1173	491	150	532					330	120	210							1503	22
M-13	900	216	251	249	184				318	302						16		1218	26
1988年																			
1987年																			

注 1) 聞き取り調査から。

第2-8表 北空知地域の調査農家の作付概況

農家番号	水稻 作付 (a)	転作										合計 (a)	転作率 (%)				
		作付 (a)						その他									
		みち こがね	キタ ヒカリ	ゆき ひかり	とも ひかり	空育 125	ユ一 カラ	秋 小麦	春 小麦	甜菜	そば			小豆	えん 麦	野菜	その他
N-1	1474	220		554	110	460		694	400		150				144	2168	32
N-2	1495	95	216	755		429		509	130	127	137	33	82			2004	25
N-3	1029			405	319	305		681	90		140					1710	40
N-4	1184	126		442			616	354			171	22			5	1538	23
N-5	1240			150		250	840	260				250			10	1500	17
N-6	1164			750		125		316	89				24			1480	21
N-7	1281	250	550	90	200	63		98				98				1379	7
N-8	1051			441		405		245	100		49		54		15	1296	19
N-9	1056	52	250	526		408		236	73		98		65			1292	18
N-1	1528	153	611	458	306			640	460		180					2168	30
N-2	1214	474	147	371	222			299	75	55	87		82			1513	20
N-3	893		491	219	183			337	257							1230	27
N-4	1184	274		294			616	354			171	22			5	1538	23
N-5	1233	200		143			890	267	250						17	1500	18
N-6	1047	203	477	132	235			433		111	144					1480	29
N-7	不明							不明								不明	
N-8	896	264	332	182	118			400	132		177		64			1296	31
N-9	746	224	635	99				126	126							872	14
1988年																	
1987年																	

注 1) 聞き取り調査から。
2) 1988年の「N-7」農家の「ヤミ小作」に出している転作地は除いた。

第2-9表 調査農家の水稻および秋子麦の反収（1987年実績、単位：kg／反）

南空知			中空知			北空知		
農家 番号	水稻	秋小麦	農家 番号	水稻	秋小麦	農家 番号	水稻	秋小麦
S-1	450	300	M-1	600	450 ○	N-1	474	240
S-2	362	300	M-2	540	498 ※	N-2	468	450 ○
S-3	420	420 ※	M-3	480	420 ※	N-3	440	120
S-4	450	…	M-4	510	…	N-4	588	—
S-5	430	—	M-5	510	—	N-5	510	240
S-6	406	300	M-6	360	345	N-6	490	—
S-7	540	480	M-7	402	—	N-7	526	—
S-8	389	—	M-8	450	300 ※	N-8	464	…
S-9	372	480	M-9	486	390	N-9	498	300
S-10	410	—	M-10	432	—			
S-11	456	—	M-11	474	…			
S-12	365	300	M-12	410	96 ※			
S-13	393	300 ※	M-13	510	—			
S-14	…	—						
S-15	430	—						
平均値	411	360		482	358(400)		493	255
地区平均	432	365		469	311		432	301

- 注 1) 表中「…」は不明、「—」は作付していないことを表す。
 2) 各農家の水稻反収は、作付面積をウェイトとした、加重平均（但し、水稻作付面積がわからない場合は、単純平均とした）。
 3) 秋子麦の反収の「※」はチホクコムギ、「○」はチホクとホロシリの単純平均、無印はホロシリであることを表す。
 4) 地区平均は、「昭和62年度 北海道農林水産統計年報（農水省統計部）」より。
 5) 農家の反収は、聞き取り調査から。
 6) 各地域ごとの調査農家の反収は、水稻に関しては作付面積をウェイトとした加重平均、小麦は単純平均である。
 7) 中空知地域の麦反収の（ ）内の数値はM-12農家を除いた反収である。

の再生産が困難になり、離農離村をやむなくされた農家が後を絶たなかった。今日の大面積経営には、そのような水田を負債とともに引き受けているという事例が数多くみられる⁶⁾。我々の調査事例でも水田集積の背景として、以上のような点があったことが多くの経営から聞かれた。水稲単収の地域差もそれを間接的に裏付けるものといえる。

このほかに特徴的な点としては、南空知においてはてんさいの作付けが相当面積に上るにもかかわらず、北空知においては1戸、中空知にいたっては全くみられないということが指摘される。この点については、中空知、北空知の農家であっても、水田利用再編対策の期間は作付けしていたのであるが、転作奨励金が引き下げられたために、てんさい作の有利性がなくなり、そのために作付けを中止したとする回答が多かった。

転作奨励金は、作物をいくつかのグループに分類して奨励金額の単価に差を付けて交付されているが、さらに奨励金そのものも基本額と加算額等に分けられる。このうち基本額については、転作を実施する水田圃場の水稲反収（具体的には共済基準単収）の高低に応じて、交付される金額にも高低の差が付けられる仕組みになっている⁷⁾。1978年から開始された水田利用再編対策は、3年ごとに3つの期にわかれて実施された。このうち第1期と2期を比較すると、ほぼすべての奨励金額が10aあたりで5千円減少し、特例作物の基本額の平均が5万円、加算額の最高は2万円である。第3期では加算額の最高は据え置かれ、基本額が8千円ほど減額になった。さらに水田農業確立対策では加算額は据え置かれたが、基本額はほぼ半額にされている。具体的な金額は、水田農業確立対策下には、基本額が、一般作物が2万円、特例作物が7千円、生産性向上加算として、一般作物は2万円、特例作物が5千円になっている。

この間のてんさいの扱いであるが、水田利用再編対策の第2期までは特定作物として扱われていたが、第3期には一般作物とされた。そのために基本額＋加算額の平均額では、10aあたり6万円であったのが、第3期には4万2千円にまで引き下げられている。水田農業確立対策期においても一般転作作物として扱われているが、この期においては転作作物のグルーピングが見直されているために、永年性作物を除いた最高額が交付されている。しかし奨励金額そのものは全体的に引き下げられたために、利用再編第3期とほぼ同額である。

さて、第 2-2図は1987年以降の水田農業確立対策下における転作奨励金額と共済基準単収および調査から得られた1987年度の水稲単収の関係を示したものである。厳密には調査農家の共済基準単収も検討するべきであろうが、ここでは大きな差はないと想定し平均値を用いた。水稲所得は、生産費調査における北海道の5ha以上層の10aあたり生産費と60kgあたり粗収益にもとづき試算した⁸⁾。

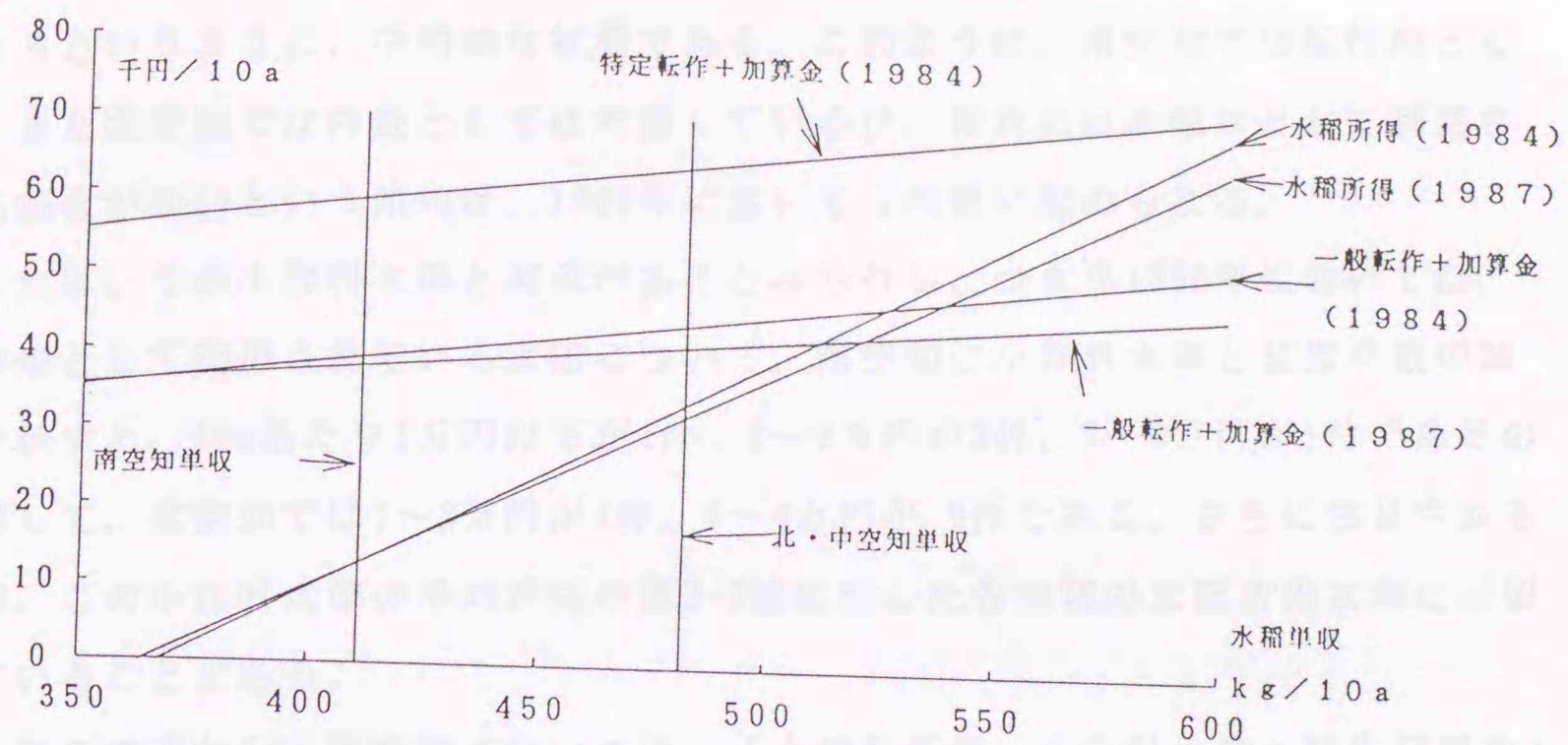
調査各地域の水稲単収水準において転作奨励金額、水稲所得額を比較すると、北・中空知においては、1984年の「特定転作奨励金+加算金額」は、同年の水稲所得を大きく上回っているのであるが、「一般転作奨励金額+加算金額」では両者が均衡してくる。また、1987年における「一般転作奨励金額+加算金額」と水稲所得も均衡している。しかしながら南空知においては、いずれの時期においても転作奨励金合計金額が、水稲所得を大きく上回っている。

つまり、水田利用再編対策第2期から第3期、水田農業確立対策期へと水田転作政策が推移し、それに伴って転作奨励金の交付額が変化してくるに従って、北・中空知においては、転作作物としてのてんさい作の、水稲作に対する有利性が急速に低下してきた。その一方で南空知においては、てんさい作が水稲作に対して依然として有利性を保ち続けていたのであった。このことが、我々が調査した経営において、南空知ではてんさい作が継続されているにも関わらず、北・中空知においては中止されていることの背景になっていると考えられる。

以上において示した転作奨励金とてんさい作付けの有無の関係は、奨励金の水準が水田大面積経営の水田土地利用に直接的な影響を与えるということのあらわれといえる。むろん転作奨励金水準の問題は、大面積経営のみに影響を与えるものではなく、全水田作経営に影響を与えるのであるが、先の第 2-1図において示したように、大面積経営ほど奨励金の受取額が大きいのであり、そのために、奨励金の減額についてもより大きな影響を受けることになる。

次にこれに関連して、近年増加してきている水田借入地と土地利用の関係に注目したい。第2-10表には、1987年と1988年における借入地の支払い小作料と、その水田における水稲作と転作利用の別を示したものである。

この表でまず注目されるのは土地利用の地域性である。1988年では、南空知では4事例すべてが転作畑として利用されているが、北空知では両者がほぼ均衡し、7事例中4事例が水田作に利用されている。中空知では8事例中3件が水田作に利用



第2-2図 水稻単収差による水稻作所得と転作奨励金

第2-10表 小作料と土地利用 (単位: 件)

1988年		小作料 (万円)					
		1以下	1~2以下	2~3以下	3~4以下	4~5以下	5~
南空知	水稻転作	1	2	1			
中空知	水稻転作	1		1	1		
北空知	水稻転作	1		3	1		
計	水稻		1		4		
	転作				2		
1987年		1		4	5		
		2	3	1	3		
南空知	水稻転作	1	2				
中空知	水稻転作				1		
北空知	水稻転作				3	1	
計	水稻			1	1	1	
	転作				4	1	
		1	2	1	1	1	

- 注 1) 聞き取り調査から
 2) 水利費、土地改良区負担金などは含まない。
 3) 一団地を水稻作と転作の両方に利用している場合は、2団地とした。

されるというように、中間的な状態である。このように、南空知では転作畑として、また北空知では件数としては均衡しているが、相対的に水稲作として利用される割合が高いという傾向は、1987年においても同様に認められる。

これは、その小作料水準と関係があるとみられる。つまり1988年においては、転作畑として利用されている水田について、南空知の小作料水準と貸借件数の関係を示すと、10aあたり1万円以下が1件、2～3万円が2件、2～3万円が1件であるのに対して、北空知では1～2万円が1件、3～4万円が6件である。さらに注目されるのは、この小作料水準の平均が先の第2-2図に示した各地域の水稲所得水準に近似していることである。

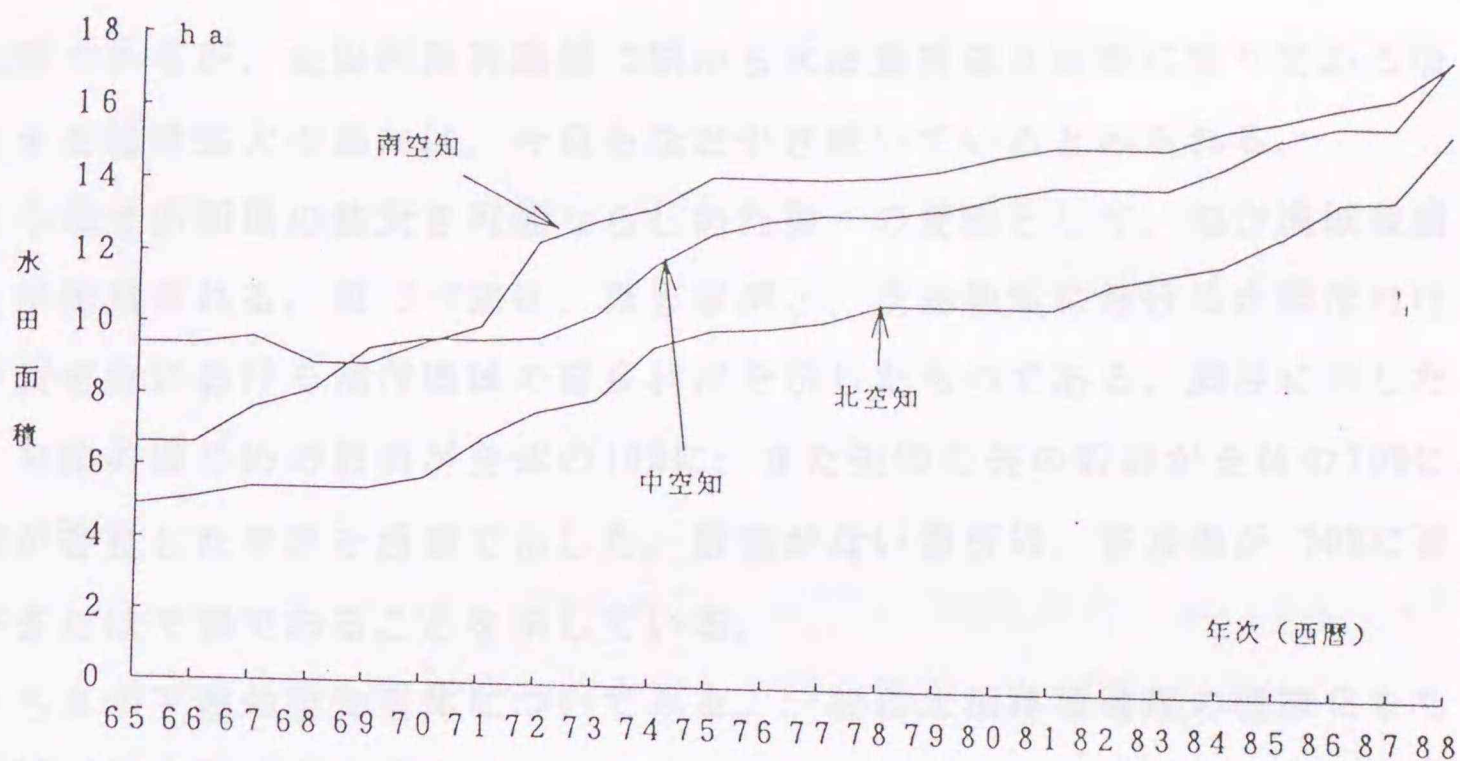
これらの点から、南空知においては、「水稲作所得＝小作料水準＜転作奨励金」という関係が成り立つのに対して、北空知においては、「水稲作所得＝小作料水準＝転作奨励金」という関係が成り立つことが指摘できる。要するに借入地利用の地域性は、小作料水準の地域性を反映したものにすぎないということがわかる。南空知において借入地を転作畑として利用すると、小作経営は転作奨励金と支払い小作料の差額を取得することができるのである。また北空知において件数が均衡しているのは、水稲所得、転作奨励金、小作料水準がほぼ均衡しているため、土地利用に対する選好がこれらの点に関しては無差別であるからと思われる⁹⁾。

以上の検討から明らかになったことは、小作料水準と転作奨励金水準の相対的な関係が、借入地が水稲作に利用されるのかそれとも転作畑として利用されるのかを規定しているということである。先に転作作物としてのてんさい作の有無に転作奨励金水準が影響していることを明らかにしたのであるが、ここでも転作奨励金の影響を読みとることができるのである。

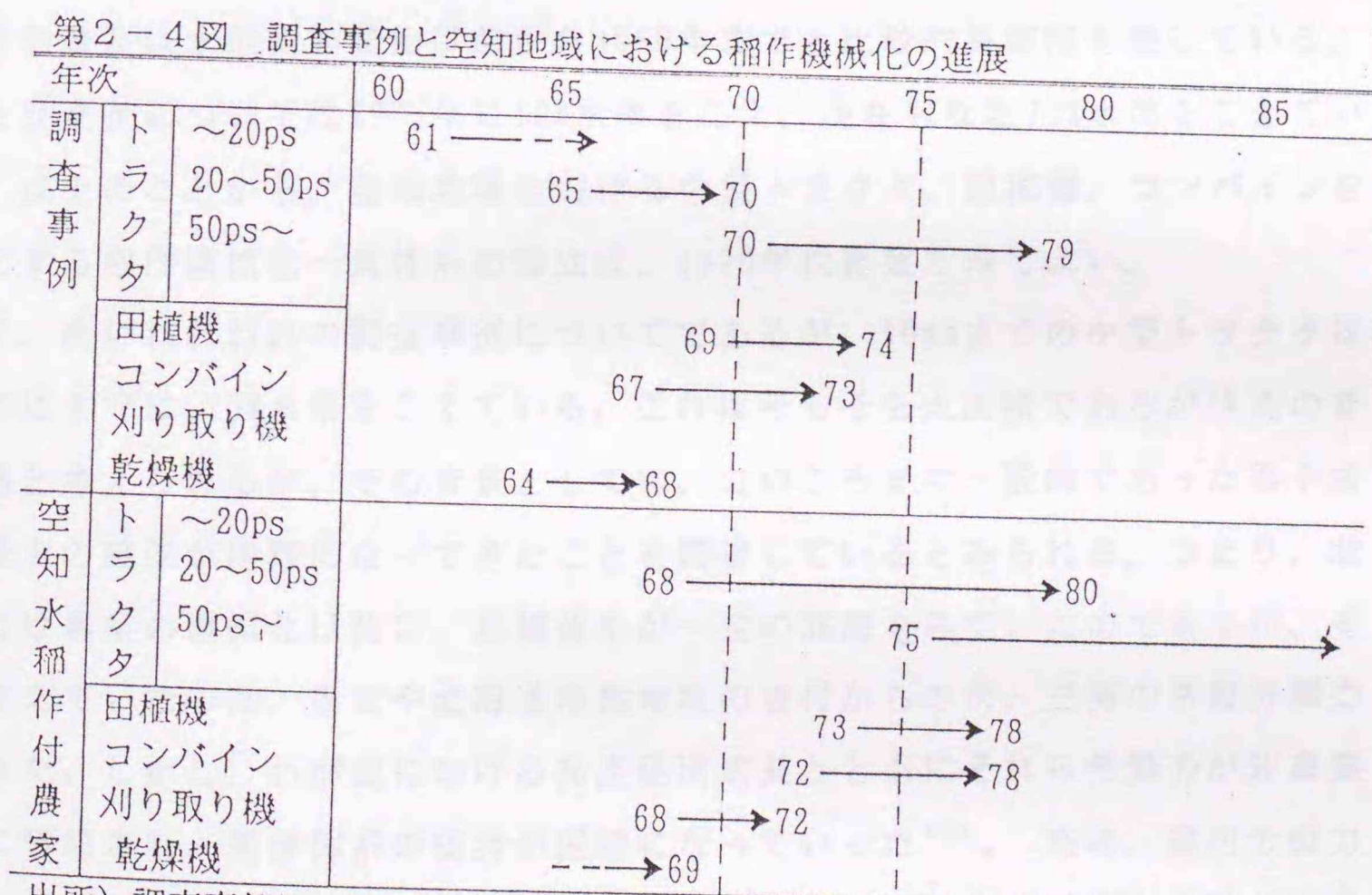
2. 水田集積の諸画期

次に、これら事例とする経営群は、どのような経過で現在に至ったのか、その展開過程を検討する。

まずはじめに水田の集積過程を各地域ごとに示したのが、第2-3図である。3地域に共通して、1970年から75年までと、1985年以降今日までという、二つの面積拡大時期の存在を確認できる。つまり第一は、水田転作が開始された1970年からその後の5年間であり、各地域ともに4～5haの水田を取得している。また第二は、



第2-3図 調査事例の一戸当たり水田面積の推移
出所) 実態調査から。



出所) 調査事例については、聞き取り調査から、空知地域については、「北海道農業基本調査(各年次)」より。

注1) 図中の数字は年次であり、矢印は、普及割合が、「10% → 70%」であることを示す。

1985年以降であるが、水田利用再編第3期から水田農業確立対策に移り変わる頃を起点とする面積拡大の動向は、今日もなお引き続いているとみられる。

このような水田面積の拡大を可能ならしめた第一の要因として、稲作機械装備の高度化が指摘される。第2-4図は、調査事例と、空知地域における水稻作付け農家のそれぞれにおける稲作機械の普及状況を示したものである。脚注に示したように、矢印のはじめの数値が全体の10%に、また矢印の先の数値が全体の70%に、当該機械が普及した年次を西暦で示した。数値がない箇所は、普及率が70%に達しないかまたは不明であることを示している。

このうちまず下段の空知全体についてみる。一般に水稻移植過程の機械化をもって稲作機械化一貫体系の確立として指摘されるが、空知地域ではそれが1970年代の後半であることがわかる。田植機の普及が10%をこえたのは1973年であるが、その5年後の1978年に70%水準をこえている。コンバインについてもほぼ同時期の普及である。普及速度を他の機械と比較すると、非常に短期間のうちに普及している。トラクタのうち20～50psのものを中型、それ以上を大型とすると、中型トラクタの普及は水田転作開始以前から1980年までと比較的長期間を要している。大型トラクタについては1975年に10%水準をこえ、現在もなお70%水準をこえていない。以上のことから、空知地域における中型トラクタ、田植機、コンバインを中心とする稲作機械化一貫体系の確立は、1970年代終盤とみてよい。

さて、次にわれわれの調査事例についてであるが、50psまでの中型トラクタは、1970年にすでに70%水準をこえている。これはそもそも大面積であるがゆえの普及実態と考えられるが、その背景としては、このころまで一般的であった男子常雇労働力の確保が困難になってきたことと関連しているとみられる。つまり、北海道では農業の機械化以前に、馬耕体系が一定の展開をみていたのであるが、それを支えていたのは、東北や北海道南部地域の農村からの次、三男の常雇労働力であった。しかし、わが国における高度経済成長とともにそれら労働力が非農業部門に吸収され、馬耕体系の維持が困難になっていった¹⁰⁾。当時、雇用労働力への依存度の大きい経営が「富農」等とよばれ注目されたが、常雇の確保が困難になってきたことが深刻な問題としてこれら経営にのしかかってきたのであった。調査事例の多くがこれに当てはまるものと思われる。また大型トラクタについても水田転作が開始された1970年にはすでに10%水準を、1979年には70%水準をこえ

ている。現在は 100ps前後のトラクタと中、小型トラクタを所有する経営が一般的となっている。

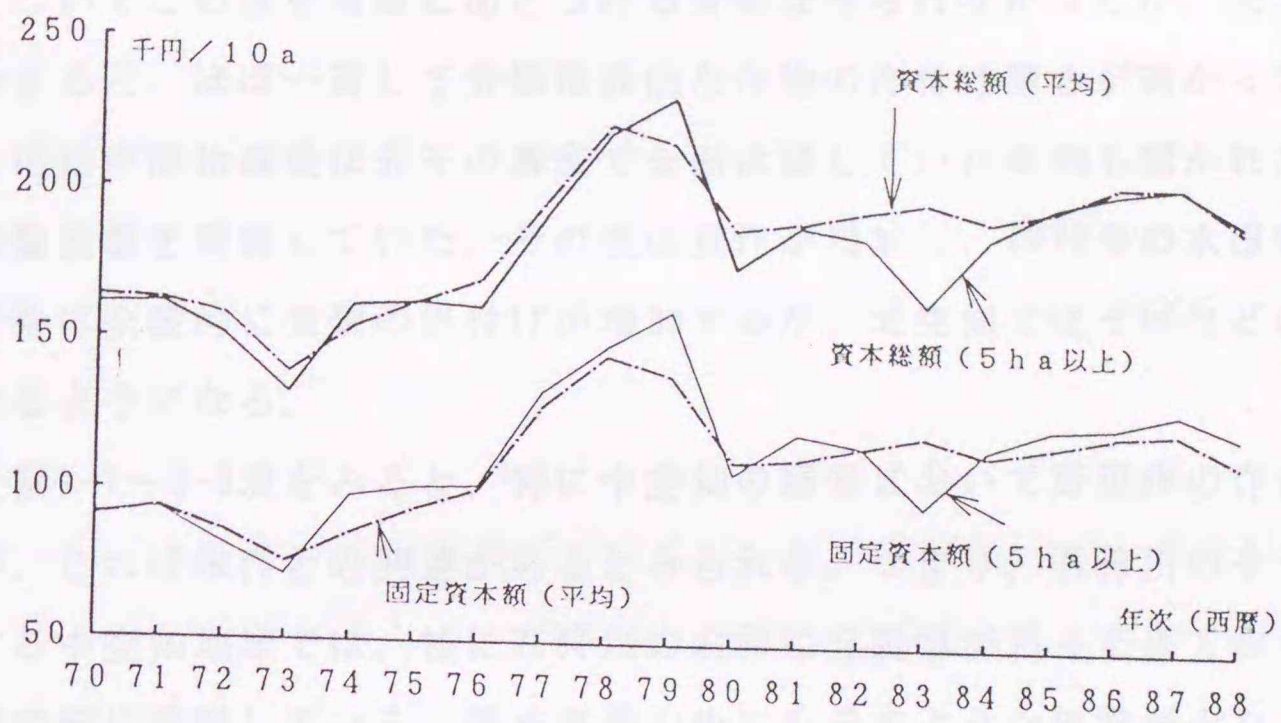
一方田植機については、69年に10%水準を、74年に70%水準をこえている。これについても雇用労働力問題が関係していたとみられる。しかし調査事例の中には田植機の導入が1970年代終盤にまでずれ込んだ経営もみられた。これは、当時発売されていた田植機的能力では大面積の田植えを処理できず、かといって大量の労働力を雇用することはできない、そのために水稻移植は苗の散播きで対応したという事例であった。コンバインについても1967年に10%水準を、1973年に70%水準をこえるというように、空知平均に比較して普及度合いが5年ほど早い。

以上検討した調査事例の稲作機械化と水田面積を関連づけると、1970年代前半の水田面積拡大の時期は、稲作機械化一貫体系の確立時期と一致しているといえることができるのである。

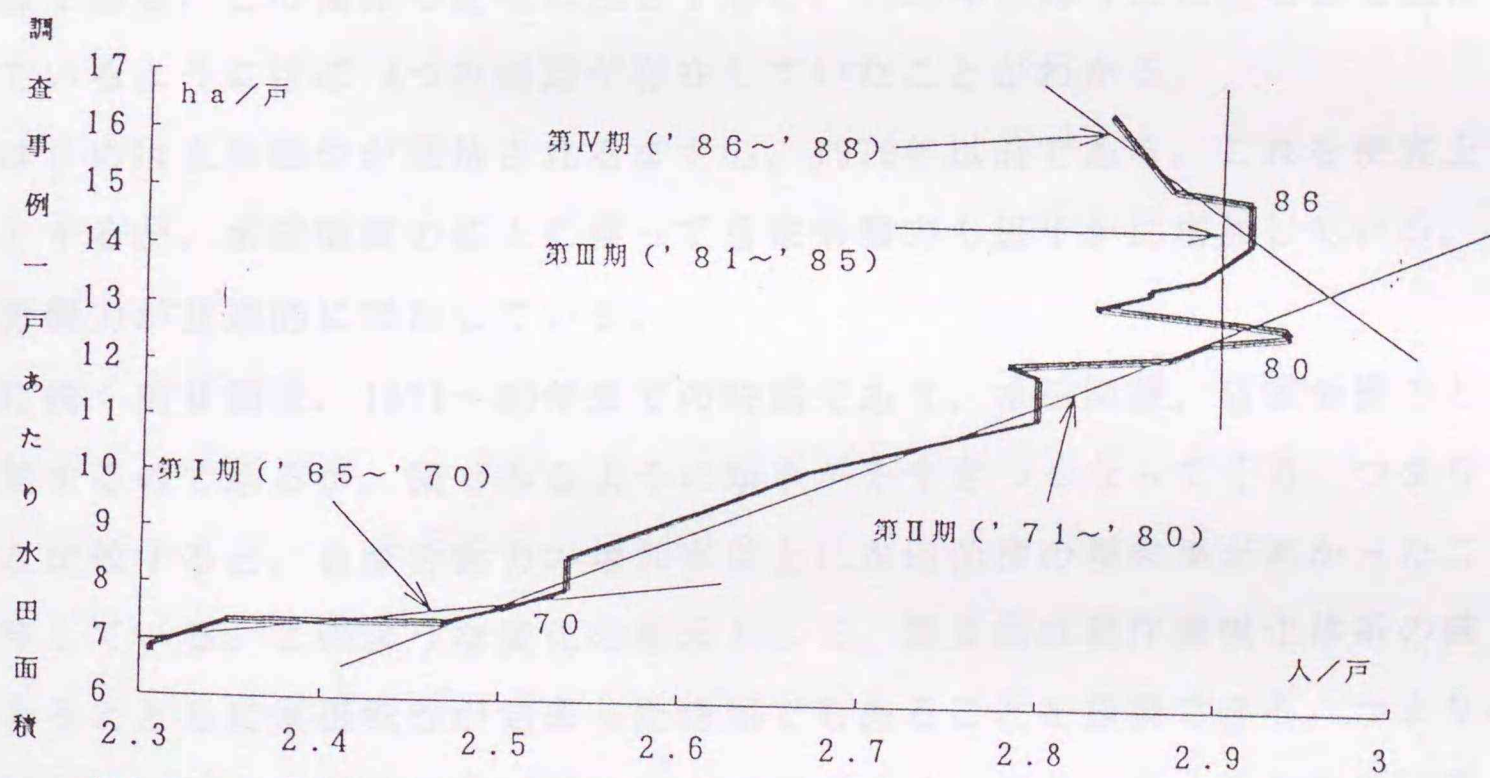
つぎに水田面積拡大の第2の時期である1985年以降と稲作機械化の関連として指摘できることは、稲作機械の高性能化である。先にトラクタの大馬力化、複数所有化については述べたが、田植機についても、8条植え乗用田植機が一般化している。またコンバインについては、自脱型が一般的であるが、袋取りのものからグレンタンク方式のものに移り変わりつつあり、かつてコンバインオペレータ、籾運搬係、乾燥機張り込みと2～3人が必要であった刈り取り作業が、1～2人で処理できる機械体系が一般的になりつつある。

しかしながら、資本装備率の推移という点からみると、1970年以降の水田面積の拡大期と、1985年以降のそれは、質的に異なるものといわざるを得ない。第2-5図は、米販売農家の資本投下額の推移をみたものである。1970～80年にかけては資本投下額のめざましい増加が認められるのであるが、近年はそれが停滞かもしくはやや減少傾向にある。いうまでもなく資本投下額が稲作機械の性能と必ずしもイコールではなく、この図だけで判断することは難しいが、近年の稲作に対する固定資本投資は、抑制傾向にあるといえることができる。

次に転作作物についてみると、転作率が一定であれば、水田面積の拡大とともに転作割当面積も増加することになる。そして、いかなる転作作物に取り組むのかということによって労働力の作付け面積処理能力は直接的に影響を受けることになる。



第2-5図 米販売農家の資本投下額の推移 (米生産費調査より)



第2-6図 自家農業従事者1人あたり水田面積の推移

調査事例についてこの点を明確にあとづける資料は得られなかったが、聞き取り内容を総合すると、ほぼ一貫して労働粗放的な作物の作付け割合が高かったようである。水田転作開始直後は若干の農家で全面休耕していた事例も聞かれたが、ほとんどは基盤整備を実施していた。その後は豆作が増加し、1978年の水田利用再編対策期以降は全般的に麦類の作付けが増加するが、北空知ではそばなどの作付けもみられるようになる。

先に示した第2-7～2-9表をみると、特に中空知の経営において野菜作の作付けがみられるが、これは畑作との関連があるとみられる。つまり、石狩川の中～下流域に位置する中空知地域では、特に石狩川の右岸に丘陵地が迫ってきており、田畑経営が広範に展開している。調査事例の中にもそのような経営が少なくなかった。その畑地で取り組まれていた野菜類が、転作を契機に水田にも作付けされるようになったのである。このような事例には地域的バイアスもみられ、空知地域全体としては少数にすぎないとみられるが、近年の特徴的な動向として注目される。

さて、以上において概観した水田面積の集積過程、稲作機械体系の高度化、作付け作物の変化によって、土地－労働力比率がいかに変化したのかを示したのが第2-6図である。この指標の変化に注目すると、1965年以降今日に至るまで図に示されているようにほぼ4つの画期が存在していたことがわかる。

まずはじめは水田転作が開始されるまでの、1970年以前である。これを便宜上第Ⅰ期とするが、水田面積の拡大に伴って自家労働力も緩やかに増加している。土地と労働力が並進的に増加している。

これに続く第Ⅱ期は、1971～80年までの時期であり、水田面積、自家労働力ともに増加するのであるが、図でみるように傾きがややきつくなってくる。つまり第Ⅰ期と比較すると、自家労働力の増加率以上に水田面積の増加率が高かったことを意味している。このような変化の原因として、第Ⅱ期は稲作機械化体系の確立期であるとともに水田転作が始まった時期でもあることを指摘できる。つまり、稲作機械化に伴って農作業処理面積は向上するが、それに見合うような作付け面積の拡大がなければ過剰投資になってしまう。さらに水田の何割かには水稻を作付けする事ができないのであるから、水田取得に対するインセンティブは高まることになる。後に述べるように、この時期には水田地価の上昇がみられたのであ

る。

1981～85年が第Ⅲ期であるが、この期には水田面積の増加はみられるが、労働力の増減に一定の傾向はみられず、土地面積の偏進という状況がみられる。さらに1986以降は引き続き水田面積は増加するものの、自家労働力は減少し、水田増加－労働力減少という傾向を示す。このような経過を経て、土地－労働力の比率を示す曲線は土地の軸の方向に旋回している¹¹⁾。

以上のことから、水田面積拡大が急速であった時期として、先の土地－労働力比率の変化の画期で示すと第Ⅱ期と第Ⅳ期があてはまるのであるが、第Ⅱ期は労働力の増加を伴っていたのに対して、第Ⅳ期は労働力が減少しているという差異が存在することが明らかになった。

両者の相違点としてさらに2点を指摘することができる。

第一は、水田集積の手段が、第Ⅱ期は売買が中心であったのに対して、第Ⅳ期は借入が中心になってきていることである。第2-7図は、中空知の事例農家における水田集積の過程を、自作地の拡大と借入地の拡大に分けて示したものである。1980年頃から若干みられた借入による水田の集積は、1988年においては主流になっているとみてよいであろう。資料としては示さなかったが、他の地域においても同様である¹²⁾。

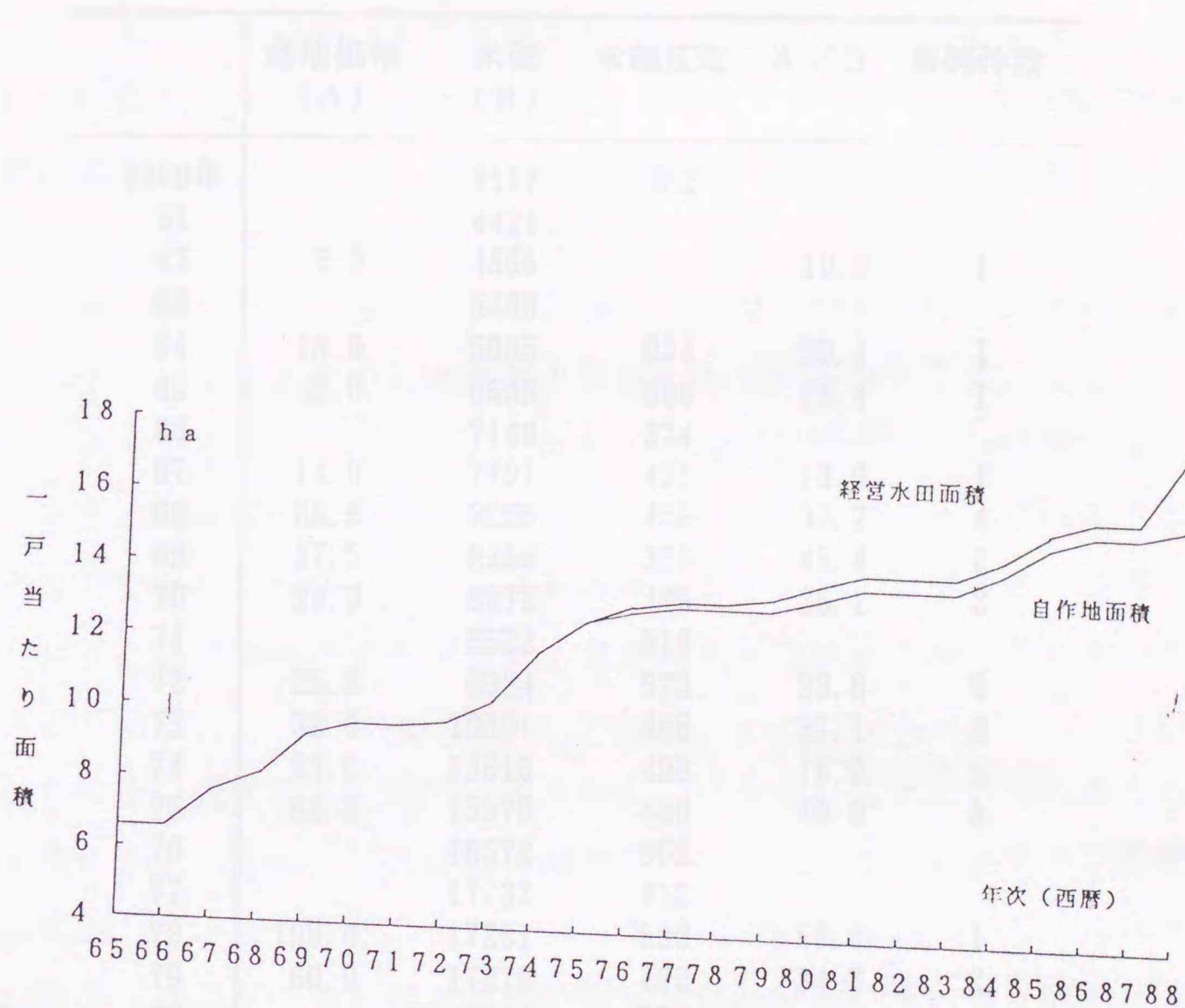
第二として、水田地価と米価の関係である。第2-11表にそれを示した。水田地価、米価ともにデフレートはされていない。両数値の比をみると、年によってややふれがあるが、最も水田地価の高かった1978年から1970年にかけて、それが60近くにまで上昇するものの、それ以前（先の画期では第Ⅱ期）及び1985年以降

（先の画期では第Ⅳ期）は比が40以下になっている。ところが水田地価と米価の推移をみると、第Ⅱ期は、米価の上昇とともに水田地価も上昇しているのであるが、第Ⅳ期は全く逆で、米価、水田地価ともに下落しているのである。

水田地価の下落は、利子率によって資本還元される地代部分の減少を意味している。そのために農業的利用に基づく土地所有に対するインセンティブの低下が生ずることになる。このことが先の、水田集積手段の売買から借地形態への変化を引き起こしているものとみられるのである。

展開過程における特徴点としてさらに、後継者（または現在の経営主）の就業年と水田面積の拡大年の関連を指摘しておきたい。この関係を中空知地域の場合

第2-11図 南空知における水田の集積過程の推移



第2-7図 中空知調査事例における水田の集積過程

出所) 聞き取り調査から。

第2-11表 南空知における水田の相対価格の推移

	農地価格 (A)	米価 (B)	水稻反収	A/B	事例件数
1960年		4162	382		
61		4421			
62	5.0	4866		10.3	1
63		5268			
64	18.0	5985	224	30.1	1
65	12.0	6538	306	18.4	1
66		7140	274		
67	14.0	7797	451	18.0	1
68	26.6	8256	456	32.2	4
69	37.5	8256	350	45.4	2
70	29.0	8272	445	35.1	3
71		8522	316		
72	25.8	8954	523	28.8	5
73	32.0	10301	468	31.1	2
74	23.0	13615	492	16.9	1
75	62.3	15570	440	40.0	3
76		16572	302		
77		17232	452		
78	100.0	17251	530	58.0	1
79	60.0	17279	490	34.7	2
80		17674	324		
81	104.0	17756	309	58.6	1
82		17951	455		
83		18266	352		
84	73.0	18668	545	39.1	2
85	96.5	18668	493	51.7	3
86	85.0	18668	509	45.5	1
87	70.5	17557	432	40.2	2
88	59.9	16743		35.8	4
単位	万円/10a	円/60kg	kg/10a		件

- 注 1) 農地価格は聞き取り調査から得られた10aあたり価格の単純平均である。
 2) 水稻反収は調査地域について、「北海道農林水産統計(各年度)」の数値を示した。
 3) 米価は「食糧統計(各年度)」より。

について集計したのが第2-12表である。他の地域についてはほぼ同様の傾向がみられるため省略した。

聞き取りから得られた41件の水田面積の拡大のうち、17件が、後継者（もしくは現経営主）が就農した年から前後3年以内になされている。しかもその17件は、1970年前後に集中している。これが第2-6図において土地－労働力比率が並進的に増加していたことの内実であるといえる。

つまり、展開の画期でいうところの第Ⅱ期には、稲作機械化の一貫体系が確立されるのであるが、これと同時に米価および水田地価が上昇することによって、水田土地所有に対するインセンティブが高まるという条件が整った時期であった。これらのことを水田集積のための環境条件としてふまえつつ、さらに水田を取得するという決断を下した契機として、後継者の就農ということが大きく影響していたと考えられる。経営展開のポイントが、家族のライフサイクルに左右されていたということである。

この点からすると近年の水田面積の拡大は、N-1を除いて後継者の就農を伴わない水田面積の拡大である。これは近年指摘されているいわゆる農業の「後継者不足」とも関連しているとみられるが、調査事例においては1970年前後に就農した経営主の息子・娘等が、まだ就業年齢に達していないという、ライフサイクル上の要因とも関連しているといえる。

第3節 経営の再生産条件の変化

調査事例における最近の作付けの変化として、今まで転作作物の主流を占めていた豆類、麦類などの比較的労働粗放的な作物のなかに、野菜類が導入され、その作付け割合や、経営の再生産という点からみた場合の、作物部門としての重要性が増してきていることが指摘される。先にも述べたように、このような転作作物の変化は、地域内に田畑作経営が多い中空知地域の石狩川の右岸地域や、北空知地域が先発的な地域であった。しかし近年はこの地域にとどまらず、石狩川下流域の泥炭土壌地域にまでこのような動向が波及している。先に第2-5図において示したように、1980年代前半までの経営展開は、稲作機械などの固定資本投下

第2-12表

中空知地域における経営主、後継者の農業就業年と土地拡大年

	経営主 就業年	後継者 就業年	土地拡大							
M-1	1957	1983, 1985	1958	1973	1975	1977	1980	1981	1985	1986
M-2		1969	1967	1968	1972					
M-3		1980	1967	1982						
M-4	1969		1965	1972	1975	1987				
M-5	1974		1967	1975	1976					
M-6		1979	1976	1980						
M-7	1965		1985	1988						
M-8	1969		1970	1975	1980	1984				
M-9	1971		1972	1976	1988					
M-10	1962		1969	1979	1988					
M-11	1969		1970	1975	1981	1984	1988			
M-12			不明							
M-13	1968		1968	1974						

出所) 聞き取り調査から。

注1) 土地拡大年の囲まれた数値は、就業年から±3年以内の土地集積であることを示す。

2) 表中における就業年の空欄は、「不明」または「未定」である。

3) M-1は、二人の息子が就農している。

4) M-12は1969年以降の農地拡大はない。

を中心とする資本装備を高める方向で経営の集約化が進展していたのであるが、この点からすると、近年の新たな動向は、資本投下をおさえつつ労働集約化の方向を指向する経営がみられるようになってきたということである。

この点を調査事例の中からS-7を事例としてしめす。S-7は、戦前は自作地主であり、資本蓄積という点からは恵まれていたとみられる。1965年にはすでに8haをこえる水田の自作農であった。また、水田転作開始以前は大量の雇用労働力に依存する「富農」的経営でもあった。その後の水田面積の拡大も自己資本を中心とする売買によるものがほとんどであり、1985年時点で1950aの水田を経営している。また機械投資という点でも、地域に先駆けて普通型コンバインを導入するなど、先進的な点がみられる¹³⁾。

水田転作開始以降の作付けを大まかにたどると、田植作業を中心とする雇用労働力の確保が困難になっていたことから、1970年、71年は、全面単純休耕であった。72年からは水稻作付を開始するが、これは、経営主の結婚によって、労働力が増加したためである。それでも1972年から77年までは、圃場整備休耕のため、年間5haほどは水稻が作付されていなかった。1978年以降の転作作物は、基本的に秋まき小麦と若干の豆類であり、作付の中心は依然として水稻であった。

しかし1980年頃から、自家消費が目的で栽培されていたながねぎの作付けが、徐々に販売目的に作付けられるようになり、その面積は1987年ころから1haをこえるようになる。近年の作付の推移を示すと、1988年にながねぎが113a、89年には130a、90年にはながねぎ130aにさらにたまねぎ150aが加わる。作付け圃場は宅地回りがほとんどであり、またたまねぎ、ながねぎ栽培のための雇用労働力は、年間に述べ60人日ほどになる。

ながねぎを導入した理由として経営主は、「確かに手間はかかるが、その分だけ儲る、麦などの一般畑作物と比べて、面積当りの収益性が高い」ことをあげている。ちなみに、この農家の1989年の農業所得の概況をみると、農業粗収益が2,540万円、うち、米の販売代金が、1600万、麦が240万に対し、ながねぎが700万である。

導入の第二の理由として、作付け期間の問題がある。ながねぎの収穫は10月で終わるため、その後作に秋まき小麦を作付するという輪作を組むことが可能になる。ながねぎの移植期間はたまねぎもほぼ同時期であるが、5月はじめから田植

開始までである。この時期は水稻苗の育苗期間に当たるが、1989年から育苗を成苗ポットにしたために、それまでの稚苗より、苗管理作業は軽減されたということであった。

このような作付け傾向の変化には、当然それぞれの転作作物の収益性の問題がある。そこでまず注目しなければならないのは、転作作物の中では、現在もなお面積的には中心的な作物である麦作であろう。この点について、調査事例の中には作物ごとの生産費まで導出可能な経営はいなかったもので、他の資料で補足せざるを得ない。

中空知地域で、調査事例が位置する美唄市の麦生産費調査によると、1986年における小麦の60kgあたり生産費は、平均単収が363kg/10aで1万2,300円であるとされている¹⁴⁾。他方、農水省「米及び麦類の生産費」によると、1987年における北海道札幌統計事務所管内のデータでは60kgあたり粗生産額は8,926円である。また、10aあたり粗収益は5万2,465円であるが、10aあたり第1次生産費は5万2,358円にものぼり、その差額は207円にしかない。第一次生産費のうち自家労賃部分は9,738円である。

ところがこの小麦転作に対して支払われる転作奨励金は、10aあたり平均で約5万円になる。単純に計算すると、15haの水田に対して40%の転作率が課せられた場合、転作面積は6haになり、この面積すべてに小麦を作付けして平均5万円の転作奨励金の交付を受けたとするならば、転作奨励金総額は300万円にのぼることになる。調査事例では最低でも約200万円であるが、中には500万円以上という経営もあった¹⁵⁾。

しかし近年転作奨励金が引き下げられる傾向にある。これが作付けに影響していることは、先にてんさいの例で示したとおりである。水田作経営としても、転作奨励金に依存した経営体質のままでは、今後経営の再生産が保障されないといったことが、労働集約的作物導入の背景にあるものと考えられる。

第4節 小括

農業基本法における生産政策の具体的内容は選択的拡大として知られている。

同法の条文によると「需要が増加する農産物の生産の増進、需要が減少する農産物の生産の転換、外国農産物と競争関係にある農産物の生産の合理化等農業生産の選択的拡大をはかること」（第2条第1項）とされている。この背景には農産物需要の構造変化と農産物の輸入圧力が存在した。しかし、このなかで米の位置づけが明確さを欠いていた。当初、生産量の増加よりも生産の合理化、生産性の向上が期待されていたのであるが、結果として全国的に水稲単作化、さらには兼業化が広範に進展する。この傾向は水田転作下においても衰えることはなく、1970年代前半は、水田地価は上昇していた。

その原因を今までの分析をふまえつつ、要点を絞って指摘すると、第一は稲作機械化体系の確立である。これによって水稲作付けにかんする技術的な規模障壁が後退した。さらに水田転作によって水稲の作付け面積が削減され、水稲作付けの適正規模を確保する必要性から、農地需要が発生しこれを受けて水田地価が上昇していた。

第二は、水田価格の上昇にも関わらず、米価算定方式の変更を通じて、米の相対価格がさらに上昇し、転作率を割り引いても水田取得の優位性は揺るがなかった。

第三に、公的資金制度をはじめとする、農地取得のための制度的枠組みが整備されてきたことである。その代表である農地取得資金制度が自作農維持創設資金制度から分離されたのは1963年であるが、1968年に融資基準の変更がなされ、貸付対象が上層農家に限定された。

むろん水田転作の実施に伴い、米生産よりも地代負担力の点で劣る一般畑作物を転作作物として作付けしている以上、農業生産全体としては収益性は低下せざるを得ない。しかしそれを転作奨励金がカバーしていた。つまり水稲作付け面積は削減されても転作奨励金によって所得は補償されていたのである。以上の点を背景として、水田大面積経営が出現した。しかしこれら経営は、その収益構造においては水稲単作化状態から引き続く「水稲所得」、及び、農業生産とはなんら有機的関連を持たない「属地的被贈所得」と呼ぶべき転作奨励金によって占められる割合が高く、そのため我々はこれを「水田単作的大面積経営」と呼ぶのである。

農業生産に関わらず、生産過程に投下された固定資本は償却期間内における生

産過程を通じてその回収と資本利子の取得を必要とする。投資の可否は償却期間内の採算性に、農業であれば冷害の発生などの危険率を割り引いて判断されると考えられる。水田転作によって水稻の作付けが制限され、それにかわって作物自体としては収益性の低い一般畑作物を作付けしたとしても、転作奨励金によって一定額の所得が補償されているならば、水田転作によって固定資本投資が制限されることはないであろう。それどころか先に述べたように水稻作の技術的適正規模の点から農家の農地取得熱はさらに高まっていったものと考えられる。

しかしそもそも転作奨励金は単年度の生産調整・減反転作への協力の見返りとして支払われるのであり、継続的な生産活動によって回収が可能な固定資本投資に見合う額を補償するものではない。奨励金額の引き下げによってこの転作奨励金の性格が露呈したのである。

転作奨励金は、選択的拡大政策から生産調整政策への移行過程において、両者の矛盾点を覆い隠す役割をもっていた。水田作経営にしても転作奨励金によって一定額の所得が補償され、水田農業に関わる固定資本投資の回収も可能であったから、その矛盾は表面化しなかった。その意味では転作奨励金は選択的拡大の方向で経営展開をはかってきた水田作経営に対する「慰撫策」という性格を有していた。転作奨励金は「減反転作」のための奨励金ではあっても、経営転換のための奨励金ではなかった。

近年の水田作農業地帯における経営問題として、負債問題が指摘されている。これは大面積経営ほど深刻であることが各種の調査・報告によって明らかにされている¹⁶⁾。この背景には一定額の奨励金の恒常的な交付を想定した、土地投資（土地改良投資を含む）や農業機械投資の償還が大きく影響している。つまり、「慰撫策」であり減反転作のための奨励金にすぎなかった転作奨励金の矛盾が最近年になって露呈し、投資の回収が困難になったものと理解される。

注

- 1) 井上裕之「北海道水田地帯における農地賃貸借の諸問題」農林水産省北海道農業試験場『北農試農業経営研究資料』第52号 1984、同『農地市場構造の変化とその要因－北海道十勝畑作地帯を対象として－』（財）農政調査委員会 1990、東山寛「最近の稲作地帯における農地賃貸借関係の形成とその性格」『農業経営研究』北海道大学農業経営学研究室 1991、等参照。
- 2) 七戸長生「選択的拡大政策への農民的解答－北海道米作展開の意義－」『米作－新しい波』日本農業年報XVI
- 3) この点について、大面積経営の経営展開を積み上げて議論している労作として、「大規模水田農業経営育成のための諸条件－経営展開の課題と展望－」『長期金融69』（農林漁業金融公庫 1989）の各論考を参照されたい。
- 4) この点に関して、仁平恒夫は、水稲作付け面積が10haをこえると規模の経済性が極端に低下することを示している（仁平恒夫「大規模水田農業の階層間格差と再編方向」牛山敬二・七戸長生編著『経済構造調整下の北海道農業』北海道大学図書刊行会1991）。
- 5) 伊藤喜雄は、団地面積と一日あたり作業の関連を明らかにした（伊藤喜雄『現代日本農民層分解の研究』御茶の水書房 1973）。
- 6) これらの点の詳細に関しては、「大規模稲作地帯の現段階－南幌町農業の実態－」「水田土地改良投資問題と農家負債の累積メカニズム－南幌町水田農業の追跡調査－」「石狩川下流域における水田農業の構造問題－南幌町水田農業実態調査報告第3報－」北海道農業研究会『北海道農業』No.8 1987、No.13 1990、No.14 1991の各論考を参照されたい。
- 7) この点に関連して、共済基準単収の差に基づく転作奨励金の高低が転作作付けのインセンティブとして作用することを論じた、西村直樹「生産調整下における水田農業の展開過程」（牛山・七戸編著前掲書）、堀口健治「水田農業と米の生産調整－土地改良投資と稲作を中心として－」（梶井功編著『農業改革の理論』VII 農林統計協会 1988）が注目される。
- 8) 生産費調査によると1987年における10aあたり第一次生産費は 99,561円、また粗収益は、273.5円/kgである。また仁平氏前掲論文の試算によると、15ha

規模における10aあたり生産費は10万4千円ほどであるとしている。

- 9) 以上のことを敷衍すると、高地代の水田が水稲作に利用され、低地代の水田が転作畑として利用されるということになるが、この傾向は自作地においても認められる。第2-13表は各地域の序列は明確ではないが、明らかに高価格の水田が水稲作として、低価格の水田が転作畑として利用されていることがわかる。この表の意味することを仮説的に述べると、地価水準が土地の生産力差を表すとするならば、生産力の高い水田が水稲作に当てられ、低い水田が転作に当てられているということである。転作作物の作物としての収益獲得よりも、転作奨励金獲得が主目的であるとするならば、これは当然のことであろう。
- 10) 北海道立総合経済研究所編『北海道農業発達史 II』pp.790-810 中央公論事業出版 1963
- 11) 以上の分析における自家労働力は、性別年齢別に労働力の質の評価はしていない。先の第2-2表における調査経営の概要において示したように、各経営ともに男子基幹的労働力は存在しており、事例経営の場合は以上の再評価後でもさほど大きな変化はみられないであろう。
- 12) この点に関しては、1) に示した論考を参照されたい。
- 13) この事例について詳しくは、仙北谷康「個別単作的大規模水田経営の転換」(牛山・七戸編著前掲書)を参照されたい。
- 14) 美唄市「美唄市農業発展方策」1987
- 15) この点に関して、秋山邦裕「大規模水田経営と集団による組織的保管」(前掲長期金融69)を参照されたい。
- 16) たとえば前掲、北海道農業研究会『北海道農業』をみよ。

第2-13表 土地利用別農地相對價格

	水稻作	転作	有意差
南空知	38.67	28.96	＊＊
中空知	40.16	29.44	
北空知	30.74	20.64	＊

注 1) 10aあたり農地価格の、同年の米価(60kg)との相対価格である。

2) ふれの大きい数値は各地域2数ずつ除いた。

3) 有意水準 ** : 1%水準で有意

* : 5%水準で有意

第3章 水田作生産組織の段階的機能

第1節 本章の課題

本章では、経営組織再編という課題に対応して、個別農業経営群における組織化が果たしうる機能の段階性について考察する。通常、農業経営群の組織化は、農業の生産過程や流通過程における技術革新に対応して、これを受容するための一経営方式であるとされている¹⁾。個別経営は、それをとりまく社会経済的与件に対応すべく、自らの経営組織を間断無く再編していくものと考えられるのであるが、それに関わる技術革新を受容するための一経営方式として個別経営の組織化が位置づけられる。さまざまな局面における個別経営の「組織化」の性格は一樣ではないが、これは、受容する技術革新の性格、さらにはその技術革新を農業経営が受容しなければならなかった、社会経済的与件のありように応じて、組織化の性格が異なるからである。

本章では個別経営群の組織化を、水田転作との関連から、生産過程に限定して議論することにする。現在、水田転作の実施のために、転作奨励金が水田作農家に支払われているが、さらに、水田転作に関わる各種補助事業が国や自治体などによって実施されている。その相当部分が、「地域営農」、「地域農業生産の組織化」など、農業経営の組織化に何らかのかたちで関わっているとみてよいであろう。

これら事業は単に水田転作の「実施」、つまり、単に水稻の作付面積を減らし他の作物を作付けするということを目的とするにとどまらず、水田転作の「定着」を目標として行われていると考えられる。そのために新商品（新作物）への取り組み、新生産方法、新生産組織等を含めた技術革新が必要であり、個別経営群の組織化が要請されているものと考えられる。

このように、水田転作開始以降に、生産過程にかかわってさまざまに実施されてきた個別農業経営の組織化は、技術革新への対応という点からすると、特に個別経営では導入不可能な労働手段の導入のための組織であったということがその第一の特徴である。水田転作にかかわる、転作作物用の大型作業機械の導入がそ

の端的な例といえる。第二の特徴は、その組織化の対象となる転作作物は、麦、大豆などの土地利用型作物である場合が多かったという点である。これは、転作奨励金の体系（作物間格差）、作業機械の適性規模と個別経営の作付面積規模との不一致等が影響していたものと考えられる。さらに第三として、転作圃場を連担団地化するための調整をはかり、転作作物に関して作業の効率化を図るとともに、転作奨励金の団地加算金を得ていた。この点も、大型作業機械の導入、土地利用型作物の導入と関連して、労働生産性の向上に寄与した。これらの点については、生産過程にかかわる個別経営の組織化によって、一定の成果が得られたものと評価できるであろう。

この間に、水田作経営とそれを取りまく社会経済的与件は様々な変貌を遂げたのであるが、最も特徴的な点は、農業経営に対する「保護・統制」の後退とともに、個別経営が高度に発達した市場経済システムに対応せざるを得ない局面が増加したということである。とくに水田作農業において全般的にみられる傾向として、農業労働力の兼業化、農地を資産的に保有する傾向の増加などが指摘されているが、これはそもそも、地主的、労働者の、経営者の性格をもつ「小農」が、あるものは農地の転用を期待する地主的性格を強めていき、またあるものは兼業就業を深化させることによって、労働者の性格を強めていく、その過程において特徴的にあらわれる現象であるといえる。

この点に関しては、上述の生産過程にかかわる農業経営の組織化も、深く関わっていたと考えられる。つまり個別経営では導入不可能である生産手段の導入によって、労働節約的な技術革新が受容可能となるが、このとき農業労働力の相当部分が農業生産過程から排除されることが考えられる。ところが、この遊休化した農業労働力を再び農業生産に吸収することが可能な部門が経営内部に導入されていなければ、それら労働力は就業場面を求めて農外に析出してしまうのである。つまり、農業経営が市場経済システムにより強力に包摂されていく中で、農業経営の組織が労働力を農外に押し出す力（プッシュ要因）の形成に寄与したともいえるのである。

「小農」としての過渡的な性格は有しつつも、経営者の性格を強めていく農業経営者にとって、望ましい経営組織形態は、自ら農業に就業しつつ、より大なる土地純収益がえられるものであると考えられる。そのため個別農業経営群の組織

化においても、これを保証するような土地利用を成立せしめる条件になっているかどうかということが重要な課題となる。しかし個別経営の組織化によって、農業生産場面から労働力が押し出されるならば、望ましい経営組織への再編の条件とはいえないのであり、さらに水田転作との関連では、経営者の性格を強めていく農業者の土地利用とはなり得ないのである。

しかしわれわれが注目する組織は、ここでは主として生産手段の共同所有、共同利用に関わる個別農業経営の集団であり、going concern としての経営体ではない²⁾。つまり経営体としての個別農業経営が、特定の機能を獲得するための技術革新を受容するために組織化された集団なのであり、この意味では組織化の性格は、組織を構成する個別農業経営が、特定の技術革新を受容せざるを得なかった社会経済的与件と、きわめて密接な対応関係を持つものと考えらるべきであろう。個別経営は、それをとりまく社会経済的与件に対応すべく、自らの経営組織を間断無く再編していくものと考えられるのであるが、それに関わる技術革新を受容するための一経営方式として個別経営の組織化が位置づけられる。このために、社会経済的与件の変化とともに、組織の存在意義は問われ直されるべきである。そうでなければ経営体としての個別農業経営の与件対応である経営組織の再編が遅れ、新たな経営展開の障害となりかねないのである。

本章では、土地利用型作物の労働手段に関する技術革新を受容するための組織を分析対象として、それが農業経営をとりまく現段階的な社会経済的与件における機能的限界を明らかにするとともに、現在、個別経営群の組織に求められている機能について考察する³⁾。

第2節 研究対象の概要と生産組織の結成

われわれが分析の対象とする夕張郡栗山町は、石狩川の支流である夕張川水系に位置する。栗山町の開発の歴史は、先の雨竜町同様に北海道では旧開的な事例に属し、水田開発も北海道第1号の角田土功組合（1902年、明治35年）を主体として、きわめて早期に行われた歴史を有している。一方、そうした水田の背後には夕張山地からの丘陵部が畑作地帯として開けており、現在では本州送りの種子

馬鈴薯生産を主体とした特徴的な輪作体系による土地利用が展開している。栗山町において種子馬鈴薯生産が本格化したのは、1936年に折からの食糧難と本州府県における食用馬鈴薯生産の拡大を背景とした道営ほ場検査が実施されて以降のことである。

第3-1表で同町の産業人口の構成比を空知管内の稲作町村と比較すると、第2次、第3次産業人口の割合が高く、他町村と比較した場合に、農外労働力市場が一定の展開をみていると判断してよいであろう。第3-1図には、1968年以降の栗山町の農業粗生産額の動向を示した。1980年からの連続冷害の影響を差し引いても、稲作の地位の低下傾向は否めない。これは、1978年の水田利用再編期以降が特に顕著であるが、このことから、転作にどのように対応していくかが、栗山町農業振興の鍵になっているといえる。他の作物に注目すると、粗生産額の割合が高いのは野菜である。とくに近年は、米の粗生産額にとどく勢いをみせている⁴⁾。

さて、われわれが分析の素材とする水田作生産組織は、栗山町南学田2の実行組合を母体として結成された、南学田第二営農集団である。この組織は母体となった集落が水田作集落であること、また、後に述べるように、組織の結成は、水稲作および、麦、てんさい作における作業用機械の共同利用が契機となっていること、以上の2点から分析の素材とした。

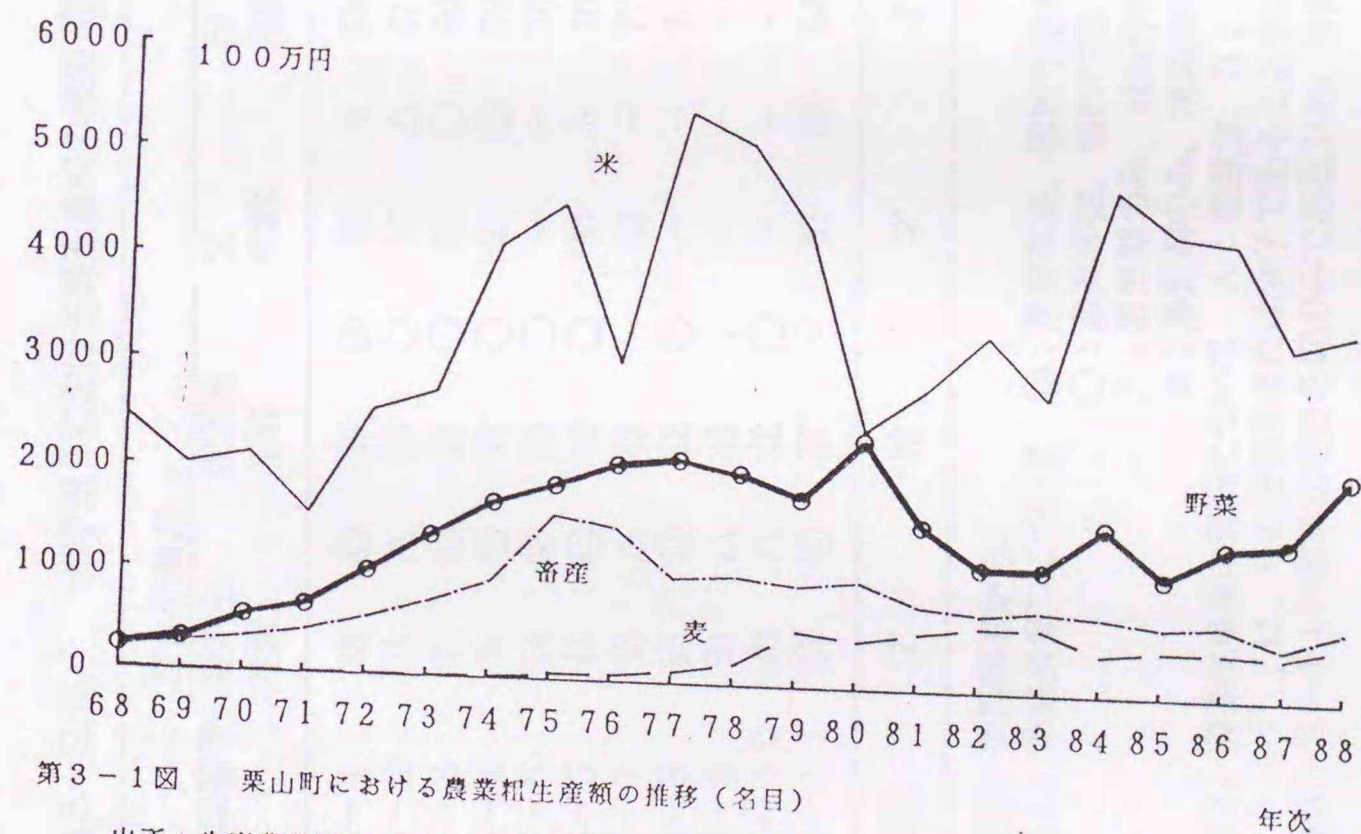
南学田地区は、1894年（明治27年）に札幌農学校の第6農場として開墾事業が開始され、小作者の入植が始まった。水田化がはかられたのは1903年（明治36年）頃からであり、町内では早期に造田化された地区に属する。地勢は平坦で、一部に火山性土を含む地帯が存在するものの、夕張川によって堆積した沖積土にひろく覆われており、町内では比較的土壌条件に恵まれた地域である。

われわれはこの実行組合の構成農家に対して悉皆調査を実施した⁵⁾。まずはじめに、集団の概要を、集落内の農家の経営展開との関連で述べる。第3-2表に、南学田2実行組合の農家の概要を示した。S-1農家が8haの畑地を経営し、かつ養豚部門を有しているほかは基本的に水田作経営とみてよい。水田経営面積は269aから1717aまで様々であるが、6～8ha前後に集中しているとみてよいであろう。労働力に関しては、いずれの経営も、50才代前半以下の年齢の男子労働力を有している。また第3-3表には1991年における各農家の作付を示した。小豆の作付が中、大面積農家に、また、食用馬鈴薯の作付が小面積農家に、それぞれやや集中

第3-1表 栗山町における産業別人口構成(1985年10月1日現在)

	地域	第1次	第2次	第3次	合計
実数	空知	44866	56808	113681	215355
	深川	4717	2632	9041	16390
	岩見沢	3374	6932	25459	35765
	北	2056	130	524	2710
	由仁	1898	666	1742	4306
	雨竜	1204	233	752	2189
	栗山	2390	2099	3957	8446
割合	空知	20.8	26.4	52.8	100.0
	深川	28.8	16.1	55.2	100.0
	岩見沢	9.4	19.4	71.2	100.0
	北	75.9	4.8	19.3	100.0
	由仁	44.1	15.5	40.5	100.0
	雨竜	55.0	10.6	34.4	100.0
	栗山	28.3	24.9	46.9	100.0

出所) 市町村勢要覧より



第3-1図 栗山町における農業粗生産額の推移(名目)

出所: 生産農業所得統計(各年次)より

第3-2表 南学田2における調査農家の概要 (調査時点)

農家番号	家族労働力			家族			経営 耕地面積	水田 面積	水稻 作付	畑 面積	家畜	兼業従事者		
	経営主 年齢	配偶者 年齢	父 年齢	母 年齢	後継者 年齢									
S-1	38	◎	36	◎	60	*	59	—	1717	917	547	800	養豚	
S-2	26	△	30	○	56	△	51	—	832	812	565	20		A、B
S-3	35	◎	31	○	65	○	59	—	830	824	562	6		
S-4	35	◎	32	◎	61	◎	59	—	765	765	515			
S-5	54	◎	50	○	—	—	76	27	694	694	480			C
S-6	43	◎	42	○	89	—	70	—	662	627	432	35		
S-7	43	△	43	—	82	—	77	21	643	643	437			A
S-8	53	◎	52	◎	—	—	74	—	628	628	429			A
S-9	50	△	46	*	—	—	—	—	585	580	412	5		A、D'
S-10	43	△	42	○	—	—	—	—	468	468	317			A、B
S-11	27	◎	27	—	57	◎	54	—	269	259	76	10		
単位	才	才	才	才	才	才	才	a	a	a	a	a		

出所) 実態調査から。

注1) 家族労働力について

◎: 農業専従、機械作業あり

○: 農業専従、補助作業のみ

△: 農繁期のみ、機械作業あり

*: 農繁期のみ、補助作業のみ

注2) 兼業従事者の属柄について A: 経営主、B: 父、C: 後継者、D: その他

「J」は、その配偶者または女子であることを示す。

注3) S-11の兼業就業は冬期のみであるため、労働力区分は農業専従とした。

第3-3表 調査農家における1991年度の作付

単位：上段、a 下段、%

農家番号	水田作		小豆	てんさい	食用芋	軟白ねぎ	メロン	かぼちゃ	セロリ	緑豆	その他 畑作物	転作畑 作物計	水田 合計	畑地作付
	水稲	秋小麦	種子芋	たまねぎ	小豆	てんさい	食用芋	軟白ねぎ	メロン	かぼちゃ	セロリ	緑豆	水田 合計	畑地作付
S-1	547	69	—	—	—	—	14	—	—	—	—	287	1273	秋小麦800
S-2	565	70	26	—	34	106	—	—	—	—	—	44	1099	—
S-3	562	102	—	—	30	55	—	31	—	—	—	—	967	—
S-4	515	80	—	—	37	70	—	—	—	—	—	—	934	—
S-5	480	76	—	14	18	72	34	—	—	—	—	—	860	—
S-6	432	111	—	—	38	—	—	—	—	—	—	—	761	小豆35
S-7	437	101	—	—	40	63	—	—	—	—	—	—	847	—
S-8	429	75	—	14	16	40	39	—	—	—	—	—	773	—
S-9	412	50	—	—	—	48	53	—	—	—	—	—	661	—
S-10	317	49	—	—	—	50	52	—	—	—	—	—	567	—
S-11	76	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	37	202	緑豆10
S-1	43.0	5.4	—	—	—	—	1.1	—	—	—	—	22.5	100.0	—
S-2	51.4	6.4	2.4	—	3.1	9.6	—	—	—	—	—	4.0	100.0	—
S-3	58.1	10.5	—	—	3.1	5.7	—	—	—	—	—	—	100.0	—
S-4	55.1	8.6	—	—	4.0	7.5	—	—	—	—	—	—	100.0	—
S-5	55.8	8.8	—	1.6	2.1	8.4	4.0	—	—	—	—	—	100.0	—
S-6	56.8	14.6	—	—	5.0	—	—	—	—	—	—	—	100.0	—
S-7	51.6	11.9	—	—	4.7	7.4	—	0.2	—	—	—	—	100.0	—
S-8	55.5	9.7	—	1.8	2.1	5.2	5.0	—	2.6	1.2	—	—	100.0	—
S-9	62.3	7.6	—	—	—	7.3	8.0	—	—	—	—	—	100.0	—
S-10	55.9	8.6	—	—	—	8.8	9.2	—	—	—	—	—	100.0	—
S-11	37.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0	—
変動係数	0.127	0.428	3.162	2.125	0.854	0.651	1.348	3.162	3.162	3.074	1.923	0.368		

出所) 実態調査および役場資料から。

注1) 変動係数は作付構成比に関して求めたものである。

注2) 表中「転作畑作物計」は、秋小麦、小豆、てんさい、その他の畑作物の合計である。

している傾向があるが、その外には特に階層性はみられない。

南学田第二営農集団は、1971年10月に発足した。この時期には全道の稲作地帯において「道営圃場整備＋第二次構造改善事業」という経過で集落ぐるみの組織化がはかられたのであるが、この集団の結成にあたっては同年に圃場整備事業が実施されているものの、第二次構造改善事業は実施されていない。制度資金と、国からの共同育苗施設設置のための補助（3分の1補助）と、町独自の近代化特別事業補助金が導入されている。

組織化の当初の目的として以下の2点をあげることができる⁶⁾。第一は、この地区で1971年に実施された圃場整備事業に関連して、大型圃場に見合った稲作機械化投資を、個人負担をできるだけ少なくして実現することである。水稻移植、収穫が一部機械化されるのは1973年になってからである。第二は、水稻移植作業の機械化以前であるということと関連して、確保困難になってきた田植え労務者の確保とその雇用を集落内で調整しようとしたことである。当時の集団の業務日誌をみると、田植え労務者への挨拶回りや懇親会を催した記録がみられる。また共同炊事として農繁期の食事の準備を集落内の非農家の婦人2名に委託していることも注目される。このように、集団設立には、稲作機械化への対応と、それまでの暫定的な時期を乗り切るための労働力利用調整という2つの目的があったとみることができる。

しかしいずれにしろ雇用労働力の確保および利用調整は暫定的なものであり、稲作農業の機械化技術に対応することが組織形成の契機であることにはかわりない。さらにはのちにみるように、水稻作のみに限られていた共同作業は、その後、麦作、てんさい作に拡大し、水田作農業の機械化技術対応が組織目的として鮮明になっていくのである。

集団結成当初における構成農家は集落内の11戸の農家全員であったが、1990年度にS-1の農家が事実上脱退している。その理由については後に述べる。

第3節 共同作業の変遷と構成員の就業状態の変化

集団における共同作業の変遷は、大きく3つの段階を経てきた。

第一段階は結成当初の1972年から1978年までである。この間は集団で取り組む作物は水稲のみであった。集団結成一年目の1972年は田植えおよび収穫作業は手作業のみであったが、73年からは一部機械化され、74年からは全面積で移植作業が機械化された。水田転作政策開始以降であるにも関わらず、集団で取り組む作物が水稲のみであったのは、栗山町全体の転作率が低かったこと、さらに、転作引き受け希望面積が多い集落と少ない集落で転作割当を調整していたために、南学田2の水田の水稲作付率は100%に近かったことが主要因である。

つづく1979年から81年までが第二段階であり、集団で取り組む作物に麦が加わる。78年に水田利用再編対策が始まり、転作が強化されるとともに各農家で麦作が始まる。78年時点では麦の作付面積が少なかったためにその作業はほとんど個人で対応していたが、79年からは集団で麦作業に取り組むようになる。

そして、82年以降が第三段階であり、「水稲+麦」に加えて、あらたにてんさいに取り組む。1年目の82年は収穫作業を外部に委託していたが、翌83年にはビートハーベスタが導入され、収穫作業にも集団で取り組まれている。

第3-2図は、以上に示したそれぞれの段階における作業日程を示したものである。作業日はその年の天候によって変動するが、ここで事例として取り上げた年次は、それぞれの段階において水稲の作況が平年作を上回った年であり（それぞれの年次の作況指数は1973年=116、79年=109、84年=117）、それぞれの段階に対応した、理想的な作業日程が組まれた年であったとみてよい。

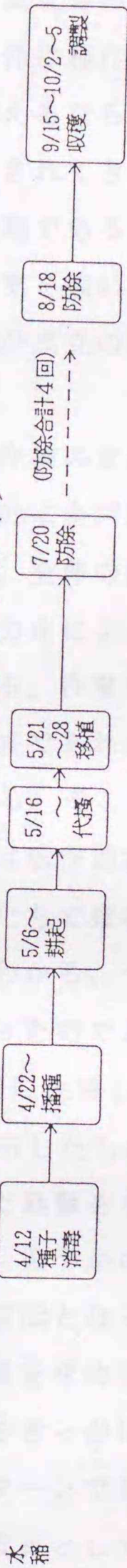
この図からまず第一に指摘できることは、集団活動の対象場面が、「水稲のみ」から「水稲+麦」を経て「水稲+麦+てんさい」にいたるのであるが、この間、既往の作物の作業日程の隙間を埋めるかたちで次の作物が導入されてきたということである。第三段階の事例として示した1984年では、春作業において、てんさいの耕起、苗準備と水稲催芽、播種が時期的に重なっているが、てんさいの耕起作業は4月28日以降が主な作業期間で、圃場が耕起された翌日に苗が移植されるという手順で作業されるために、実質的には作業の重なりはないとみてよい。秋作業の競合も9月8日の一日のみである。

しかしこのことと関連して第二に指摘されるのは、集団で新規に対応するようになった作物は、既に導入されている作物の作業日程に変更をもたらさないということである。たとえば稲作を例にしてみると、稲作のみであった1973年と、麦

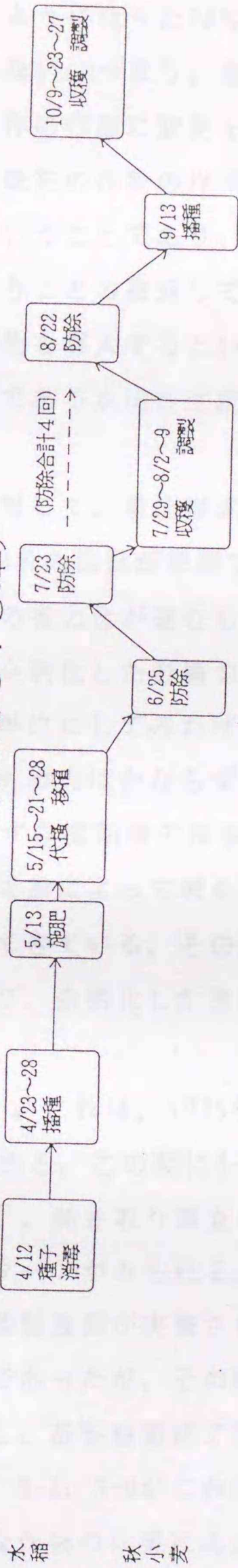
第3-2図

南学田第二営農集団における作業体系の変化

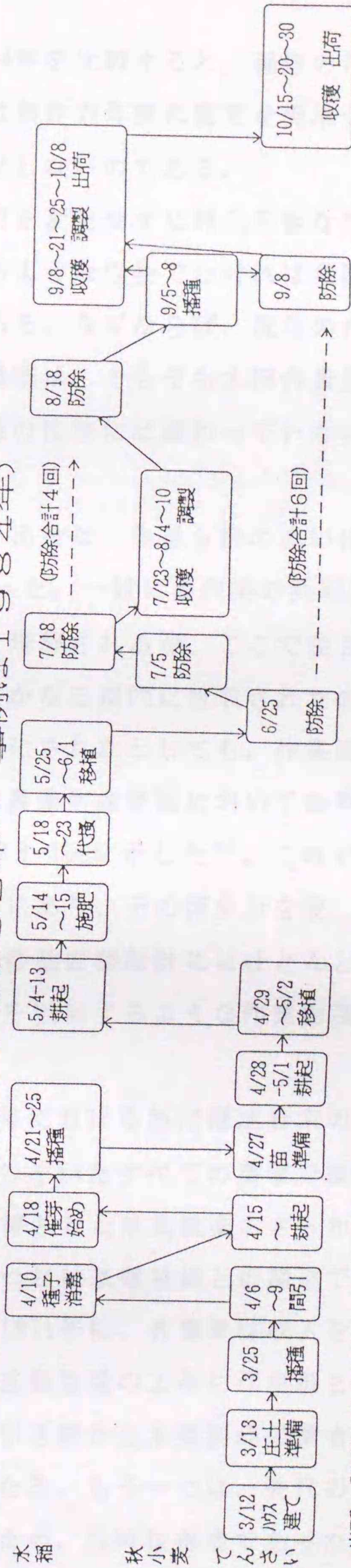
第一段階 (水稻のみ、1972~78年、事例は1978年)



第二段階 (水稻+麦、1979~81年、事例は1979年)



第三段階 (水稻+麦+てんさい、1982年~、事例は1984年)



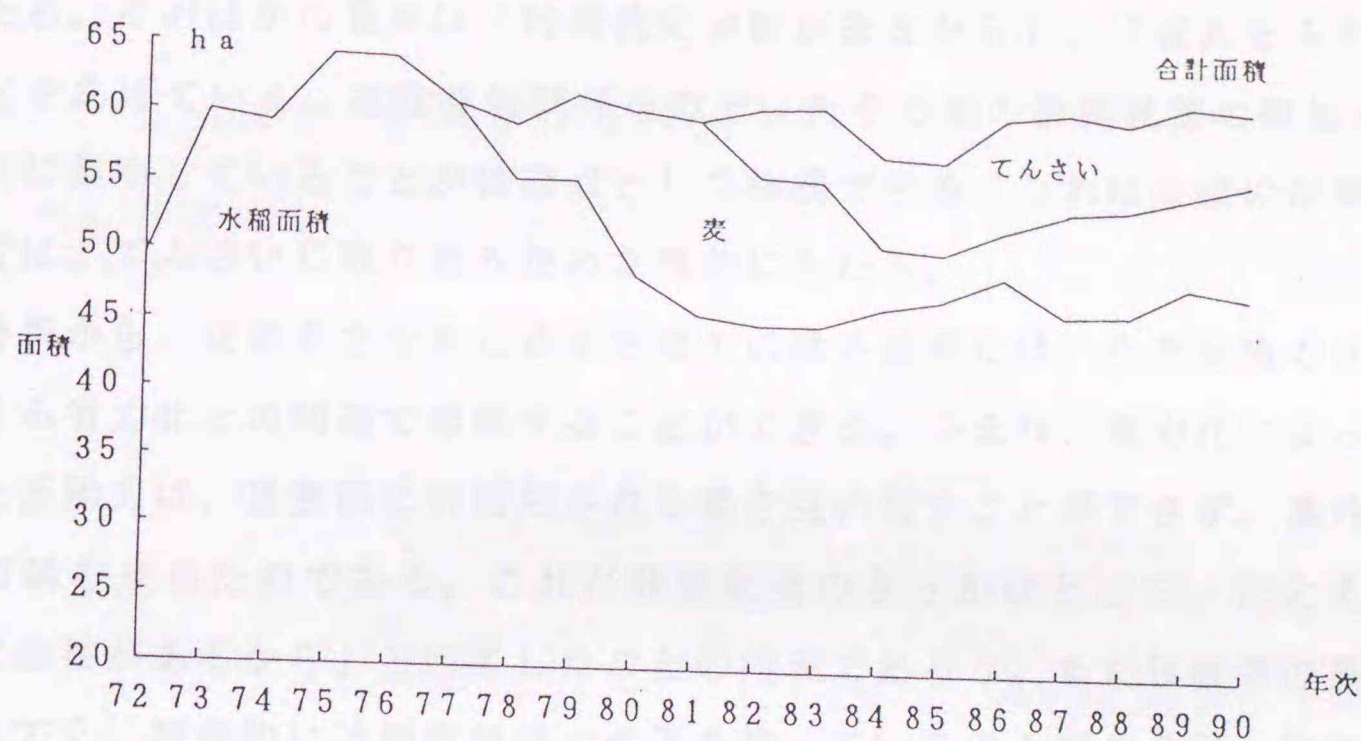
出所 「南学田第二営農集団」作業日誌より。

作、てんさい作にも対応するようになった79年、84年を比較すると、稲作の作業日程にほとんど変化はみられない。つまり、麦作は稲作の作業に変更を要求しないし、てんさい作は稲作、麦作の作業に変更を要求しないのである。

これは言い替えるならば、既往の作物の作業日程を変更せずに対応可能な作物が追加的に導入されてきたということであり、そのような作物でなければ集団としては対応が困難であるということの裏返しでもある。なぜならば、既往の作物の作業日程の変更を強いる作物を導入するという機能は、そもそも水田作農業の機械化技術対応が成立の契機である水田作生産組織の性格には備わっていないのである。

以上検討した作業の変遷に対して、集団構成員の出役は、作業分担の違いはあるものの、基本的に全戸から2名の出役が原則であった。一般に農作業の共同化、機械化によって、全体の作業の省力化が進むものと理解されるが、ここで注目したいことは、省力化によって余剰化した労働力がいかなる部門に吸収されたのかということである。作業面積単位にしてみれば省力化されたとしても、作業面積が増加しているのであれば、労働力はかならずしも農業生産場面において余剰化しないことがある。そこでまず作業面積の推移を第3-3図に示した⁷⁾。これによると、水稻面積は転作面積の増加によって減少傾向にあり、その減少分を麦、てんさいが補うかたちで推移してきている。そのため作業面積総計にはほとんど変化のないことがわかる。つまり、余剰化した労働力を吸収するような作業面積の拡大は進まなかったのである。

つぎに第3-4図に注目したい。これは、1975年以降における集団構成農家の農外就業の変化を示したものである。この間にS-1をのぞいたすべての農家で誰かが農外に就業した経験をもつ⁸⁾。聞き取り調査から得られた兼業就業のきっかけや理由を示すと、幾つかのパターンがみられる。一つ目は基盤整備との関連である。集団の結成原因となった基盤整備が実施された1971年に、各農家は収入を求め農外に就業の場を求めたのであったが、その時に基盤整備の工事に作業員として雇われたことをきっかけとし、基盤整備終了後も引き続き土木業関係の業者に雇われているパターンであり、S-2、S-6がこれにあたる。もう一つは、先代の経営主が集団の構成員として主な作物の作業にあたるため、当時後継者であった現経営主が余剰労働力となってしまう農外に就業するパターンであり、S-3、S-5が



第3-3図 南学田第二営農集団の作業面積

出所)「20周年記念誌」南学田第二営農集団(1991年)

第3-4図 南学田第二営農集団構成農家の農外就業の変化

農家 番号	構成員	就業時期 年間就業日数	就業期間																	
			75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	
S-2	経営主	200日																		
	父	6ヶ月	(71)	← 運送業 →																
S-3	経営主	10ヶ月	← 店員 →																	
	経営主	7ヶ月	← 土木作業 →																	
S-4	経営主	通年	← 運転手 →																	
S-5	後継者	通年	← 正社員 →																	
S-6	経営主	120日	(71)	← 土木作業 →																
S-7	経営主	通年	← 運転手 →																	
S-8	経営主	通年	← 鉄鋼所 →																	
S-9	経営主	110日	← 建設業 →																	
S-10	経営主	130日	← 土木作業 →																	
S-11	経営主	冬期	← 工場 →																	
	父	冬期	← 合板工場 →																	

出所) 実態調査から

これにあたる。そのほかの農家は「時間的に余裕があるから」、「収入をふやすため」などをあげている。基盤整備関係をのぞいたその他の兼業就業の開始は、1980年前後に集中していることが特徴点として指摘できる。これは集団の作業体系の変化では、てんさいに取り組み始めた時期にあたる。

以上の分析から、後継者を含めた農家労働力の農外就業化は、生産組織の作業共同化による省力化との関連で理解することができる。つまり、省力化によって余剰化した労働力は、農業面に再雇用される場を見いだすことができず、農外にその就業の場を求めたのである。これが兼業就業のきっかけとして、たとえば「時間的に余裕があるから」と回答したことの内実であろう。また後継者の農外就業に関しても、将来的には農業就業の希望を持っているようであるが、現在の状態では就業の場を見いだすことが困難であるために、暫定的に農外に就業していると判断されるのである。

しかし近年、就業状態に新たな変化が見えはじめている。さきの第3-4図には就業期間も示したが、これによると、農外就業の経験を持つ家族員を有する農家10戸のうち4戸では農外就業を中止している。この農外就業の変化もやはり、それぞれの農家の土地利用状況と深く関連していると考えられる。さきに第3-3表で示した調査農家の1991年度の作付では、若干の農家で軟白ねぎ、メロン、などの労働集約的作物に取り組んでいることが明らかにされた。これら野菜作への取り組みと、就業状態の変化との関連を示したのが第3-4表である。これによると、兼業就業を中止した農家は、S-3が1988年の軟白ねぎ、S-4は1991年のメロン、S-6も1991年のメロン、S-8は1991年のセロリ、ハウレンソウというように、いずれの場合も労働集約的作物の導入をきっかけとして農外就業を中止していることがわかる。労働集約的な作物に取り組んでいるにもかかわらず農外就業がみられるのはS-11のみであるが、この農家の場合は経営耕地面積が279aと極端に少ないこと、にもかかわらず家族労働力が基幹的男子労働力2名と豊富なこと、また農外就業は冬季のみであり、他の事例とは状況が異なると考えられる。

ここで兼業農家の農業専業化と労働集約的作物の導入の関連を検討するために、1年のうちの兼業就業の時期およびその期間、また、それとの関連で、導入された作物の耕種梗概を検討しておく必要がある。

まず兼業従事の期間であるが、これを第3-5表に示した。兼業就業を中止した4

第3-4表

調査農家の現在の兼業就業と中止の理由

農家番号	現在の兼業就業者	作付作物と兼業中止の理由
S-1		「耕種+養豚」経営
S-2	A, B	「水稻+秋小麦+てんさい+小豆+種子芋」
S-3		1988年に軟白ねぎを導入し、経営主が農業専業化する。
S-4		1991年にメロンを導入し、経営主が農業専業化する。
S-5	C	「水稻+秋小麦+てんさい+小豆+食用芋+たまねぎ」
S-6		1991年にメロンを導入し、経営主が農業専業化する。
S-7	A	「水稻+秋小麦+てんさい+小豆+かぼちゃ」
S-8		1991年にセロリ、ハウレンソウを導入し、経営主が農業専業化する。
S-9	A	「水稻+秋小麦+てんさい+食用芋」
S-10	A,	「水稻+秋小麦+てんさい+食用芋」
S-11	A, B	1973年よりハウレンソウ。兼業は冬季のみ。

出所) 実態調査から

注) 表中、兼業就業者について

A: 経営主、B: 父、C: 後継者、D: その他を表し、
「'」はその配偶者(女子)であることを示す。

第3-5表 兼業就業を中止した農家における、兼業就業の年間の時期

農家番号	兼業就業者	就業期間	農繁期休み	農繁期の作業
S-3	経営主	6~12月	30日間	水稻移植、収穫
S-4	経営主	通年	10日間	水稻移植、収穫
S-6	経営主	6~12月	約2ヶ月	移植、収穫等
S-8	経営主	通年	(集団の作業がある時期)	

出所) 実態調査から

注1) S-4 農家は複数の就業経験があるが、最近の就業事例のみ示した。

戸のうち 2戸が6～12月で残りの2戸が通年の就業であるが、農繁期における兼業の休暇および、そのときの農作業の内容をみると、基本的に水稻移植作業終了後は農外に就業していたと判断してよい。管理作業時にも農外就業が可能であったのは、経営主の父が出役していたためである。このことからつぎの 2点を指摘できる。第一は、集団の取り決めとして、出役は基本的に各農家から 2人とされていたが、兼業に従事している経営主も春秋の農繁期には兼業就業を中止して農作業に従事していたのである。つまり、農作業の機械化によって必要とされる労働力が省力化されたとはいっても、年間のすべての作業が労働力2人でできるというわけではない。春秋の農繁期は、農作業に従事できる人は兼業就業を中止してでも農作業に従事することが必要となっていたのである。このことは農繁期には普段は農作業に従事しない老夫婦や、時として就学中の子供までも動員するという事態と符合する。第二は、農業労働力の余剰化が発生するのは夏の農閑期であり、この時期に経営主は農外に就業していた。表に示した農家では経営主の父と妻（または母）が防除等に出役していれば十分であった。農作業の機械化によって農繁期に必要とされる労働力が減少したとはいっても、従来から指摘されていた農作業における労働力需要の繁閑は程度の差こそあれ依然として存在していることになる。

さて次に、新たに導入された労働集約的作物の耕種梗概であるが、これは兼業就業時期との関係で検討したい。まずはじめにS-3農家の軟白ねぎであるが、これはハウス栽培であるために、水稻の移植が終わった6月上旬から8月までと、冬の農閑期である12月上旬から3月までがちょうど収穫期になる。次にS-4農家のメロンの場合は、やはり水稻の移植が終了した5月下旬からハウスへの移植を始める。調査時点はメロンを作り初めて1年目であったために、収穫作業はまだ経験していなかったのであるが、通常は7月下旬から、価格が最も高いお盆前までが収穫・出荷ピークであり、8月下旬まで出荷が続く。S-6農家のメロンもS-4農家と同様である。S-8農家の場合もセロリ、ホウレンソウをはじめてまだ1年目であるが、ホウレンソウは6月に播種し、7月に収穫する。このように特に夏の農閑期に就業できるような作物が導入されているとみてよく、労働集約的作物と兼業就業の中止の関係が指摘できるのである。

以上のことから、S-11と農外就業の経験をもたないS-1をのぞいて、労働集約

的な作物を導入したか否かで、就業状態に差異がもたらされたのである。S-1、S-11を除く9戸の農家はいずれも夏期の農外就業経験をもつのであるが、労働集約的な作物を導入した4戸の農家は農外就業を中止しており、そうではない5戸の農家は依然として家族労働力の農外就業を継続しているのである。

次に検討しなければならないことは両者の因果関係である。つまり、何らかの理由で兼業就業を中止した、もしくはせざるを得なかったために労働力が遊休化し、その結果として野菜作に取り組んだのか、それとも農業に専門的に就業するために労働集約的な作物に取り組み、その結果として兼業就業を中止することが可能になったのか、このどちらなのかということである。もし前者の理由によるのであれば、兼業就業を中止した理由、原因が解消されることによって、再び兼業就業が開始されることが予想され、労働集約的作物への取り組み、さらには農業部門への専門的な就業が今後も継続される可能性は低いと考えられるからである。

この両者を峻別するためには、兼業中止の理由および労働集約的作物導入の理由に注目する必要があると考えられる。なぜならば、前者の場合における兼業中止の理由は、兼業先の企業の倒産や解雇など農業経営部門となんら関連を持たない場面から発生していると考えられるからである。

そこで先の兼業就業を中止した4戸について、この点に関する聞き取り内容を整理したのが第3-6表である。このうち、S-3とS-4については、農業専業就業が目的であり、その方策として労働集約的作物を導入している。その結果、兼業就業を中止したということがわかる。S-6、S-8については明確な答えは得られていないが、労働集約的作物を導入するために兼業就業を中止したのであり、因果関係としては、労働集約的作物の導入が、兼業就業の中止に起因するものではないことがわかる。これらもS-3、S-4に準ずるものと判断してよいであろう。つまり兼業中止と労働集約的作物の導入の因果関係としては、農業に専門的に就業するために労働集約的作物を導入し、その結果として、兼業を中止したのであるということがいえる。

農家番号	理由

S-3	農業収入だけで生活したかった。兼業は軟白ネギを導入し中止した。ネギに目を付けたのは、農協青年部の講習会および業者からのすすめ。
S-4	家族が農業専業で経営していくことを、本人および家族員が希望したため。メロンは高収益を見込めると考えた。
S-6	メロンを始めたから兼業を中止した。高収益をあげられると考えた。
S-8	蔬菜を栽培するために兼業を中止した。

第4節 水田作生産組織の機能的限界

商品経済社会の高度化にともなって、農業生産活動もそれに徐々に包摂されていく。農業労働力の兼業化、農外就業もその一局面にほかならない。これを単純に労働力の需給という点からみるならば、農業労働力の農外就業化はふたつの要因の結果生ずると考えられている。一つは「プッシュ」要因であり、労働力を農業の場から押しだそうとする力である。もう一つは「プル」要因であり、労働力を農業の場から引き出そうとする力である。南学田第二営農集団の場合、前者の「プッシュ」要因は農作業の共同化による省力化であり、後者の「プル」要因は、基盤整備の工事に雇われたことを始めとする土木作業等の雇用労働力市場の広がりを指摘することができる。これは時系列的なデータは示さなかったが、栗山町における第2次、第3次産業人口の割合の高さと関係していると考えられる。

つまり、農作業の共同化による省力化がすすむという状況下において、農家労働力の農外就業を未然に防ぐためには、農外からの「プル」要因に対抗して、労働集約的作物に早期に取り組む、または外延的に作業範囲を拡大するなどによって、農業内部に労働力の再雇用の場を作っていくことが必要であったと考えられるのである。ここで、北海道農業における農作業適期の短期性を考慮すると面積の拡大には自ずと限界があり、前者の労働集約的作物の導入がより現実的な方向であろう。

しかし、われわれが分析の対象とした南学田第二営農集団ではそうはならなかったのである。集団で取り組んできた作物をみると、「水稻のみ」から「水稻+麦」を経て「水稻+麦+てんさい」という段階にまで到達し、労働力が継続して利用される方向に作業体系が変化していったことは事実である。しかしその間に農外就業も進んでいたということ、その労働力は労働集約的な作物の導入を契機として専業化してきているということを考えると、集団としての作業体系、より具体的には集団として取り組む作物の組み合わせの再編の方向に問題はなかったであろうか、という疑問が生じてくるのである。つまり共同作業、大型作業機械の導入による土地利用型作物の省力化とともに、労働集約的な野菜作等へ取り組んでいたならば、労働力の兼業化は避け得たのではないかと考えられるのである。これはたとえば、S-1は早期に養豚に取り組むことによって経営主は農業専

従であったこと、またS-11は減反開始当初からハウレンソウ、はくさいなどに取り組むことによって、兼業就業は冬季のみに限られていたことがその傍証として指摘できるのである。

水田作生産組織の経済的機能は、生産過程における共同化によって、規模の経済を獲得、拡大することである。これは、労働節約的な労働手段を導入することによって、労働生産性を向上させる条件となる。これが機能面の第一の特徴である。さらに第二には、上記の規模の経済を獲得するプロセスとして、市場メカニズムによってではなく、多くの場合、地縁的農家組織によって、利害関係や財、サービスの取引を調整することがあげられる⁹⁾。これは一面では参加している各主体がお互いによく知り得ているから、それだけ不確実性が低く効率的な取引が可能である。しかし他方、各主体の結びつきが強固であるために取引の再編成が困難になるという問題を引き起こしやすいのである。

以上の点は、われわれが検討してきた営農集団にもほぼあてはまると考えられ、より労働節約的な農作業機械の導入には成功したのであるが、遊休化した労働力を農業場面において再雇用するような、労働集約的な部門に組織として取り組むことはできない。このため、組織と構成個別経営の間に新たな軋轢が生じてきている。

生産組織が既往の作物作業体系に変更を強いる作物には取り組みにくいという傾向は、個別の農家において近年新たに組み込まれた労働集約的作物の選択にも影響している。兼業就業の中止と導入された労働集約的作物の耕種梗概の検討において明らかにしたように、例えばS-3農家が取り組んでいる軟白ねぎは、露地もののねぎと異なり、稲作、てんさい作等と作業競合が少ない。他の農家の場合も同様である。

競合する作物に取り組もうとすると、組織の作業との間に軋轢が生じ、最悪の場合は組織からの脱退ということも生じかねない。それがS-1の養豚への取り組みと1990年度の脱退であると考えられるのである。水田作生産組織の機能とそれに起因する組織自体の性格は、組織形成原理に背く少数農家の行動を受け入れるよりは、そのような農家をはじき出してしまうほどに強固であると考えられるべきであろう¹⁰⁾。

ではなぜ水田作生産組織にそのような機能がないのかというと、先にも述べた

ように、われわれが注目している組織は、ここでは主として生産手段の共同所有、共同利用に関わる個別農業経営の集団であり、going concern としての経営体ではない。つまり経営体としての個別農業経営が、特定の機能を獲得するための技術革新を受容するために組織化された集団なのであり、この意味では組織を構成する個別農業経営が、特定の技術革新を受容せざるを得なかった社会経済的与件と、きわめて密接な対応関係を持つものと考えるべきであろう。

水田作生産組織が形成された1960年代後半から1970年代前半は、常雇農業労働者の確保が困難になってきており、同時に農村臨時雇労働力の労賃も急激に高騰していた時期であった。これへの対応として、高労働生産性が実現可能であるとされる農作業機械を導入することが、農政の目的でもあったし、また農民の切実な要求でもあった。この点の経緯については、南学田第二営農集団においても、その結成当初に農協の役員から説明を受けた内容などにもあらわれている。当時と現在では、組織をとりまく社会経済的与件が異なっているのであり、その意味では、個別経営に対する「保護・統制」の後退と、市場経済システムへの対応機会の増加という、現段階的な社会経済的与件に適合的な組織の形成が望まれているといえる。

第5節 小括

われわれが分析の対象とした水田作生産組織は、水田土地利用において、土地利用型作物の労働手段にかかわる技術革新を受容するための組織であり、市場プロセスではなく組織を通じて農家の利害関係の調整や財、サービスの取引を実現する農業経営の組織である。しかしそれは、労働節約的な技術革新であるために、析出された農業労働力を農業場面で再雇用するような機能をもたない。そのため組織は農業労働力の兼業化にたいしてそれを防止する機能をもたない。さらに近年新たな取り組みを始めている農家との間に軋轢が生じてきている。

この点の改善のためには、まず余剰化した農業労働力を農業に再雇用する場面を作っていくことが第一であろう。そのために組織を固定的にとらえず、取り入れる作物の耕種梗概等に関連して柔軟に対処していくことが必要であろう。水田

転作の定着、さらには水稲単作的土地利用にかわる新しい水田土地利用秩序の確立は、わが国水田作農業における急務の課題である。このためには、個別経営の限界をこえた組織の取り組みが大きな鍵を握っていると考えられる。

しかし個別経営にとっては、新規作物への取り組みとその内部化自体が個別経営の経営組織再編という困難な問題をはらんでいるのであり、その意味では水田作生産組織の組織再編問題には、「二重の組織再編の困難性」が存在しているといえる。

注

- 1) 綿谷赴夫『農業生産組織論』綿谷赴夫著作集 第三巻 農林統計協会 1979
- 2) この点については、倉本器征『水田農業の展開条件』（農林統計協会 1988）、和田照男「農業生産組織の企業形態論的分析手法」（農業経営研究 第17巻 第1号 1979）、同「稲作経営構造の再編・展開の諸課題」（『長期金融65 稲作経営構造の再編と資金供給－土地利用型農業の体質強化の観点から－』農林漁業金融公庫 1985）等を参照されたい。
- 3) 伊藤忠夫は、生産組織の類型を発展段階的に位置づけることを試みている。その展開の契機を生産組織の三つの「構成要素」の一つである客体の変化とそれへの対応に重点をおいている。そのうえで生産組織を「機械化対応」→「生産力対応」→「経営自立化対応」という三段階を経て展開しているとした（伊藤忠雄『現代農業生産組織の経営論』農林統計協会 1991）。

本章で注目した水田作生産組織は伊藤の類型では「機械化対応」もしくは「生産力対応」段階に対応するものと考えられる。しかしその発展方向は同じではない。この点について伊藤の論理は分析対象地域に制約されている面が否定できないと思われる。

本論文では、農業経営をとりまく「客体」の変化のうち、最も重要な側面を、農業経営に対する「保護・統制」の後退と市場経済システムへの対応ととらえている。そのため水田作生産組織にかわる組織をあげるならば、農産物の産地を指摘することができる。農産物の産地は、市場経済システムへの対応を果たしつつ、農家を生産および販売など様々な側面から支援している組織体といえるからである。

- 4) 図からわかるように、栗山町における野菜粗生産額は、1970年代後半にいったんピークを形成するが、その後減少に転じている。これはかつて町内にホウレンソウの種子を販売する業者がおり、町内の農家がこの業者に種子を販売していたのであるが、1980年代の中頃に倒産したためである。
- 5) この調査は、栗山町からの委託による、栗山町農業振興計画策定のための農業実態調査であり、1991年7月に実施された。
- 6) 南学田第二営農集団では、結成当初から20年以上にわたって業務日誌がつけられている。日誌には集団の総会等で話し合われた議題、様々な会合の内容、また作業の内容等が細かに記帳されている。以下の記述の多くはこの日誌によっている。
- 7) これは集団の構成農家の水稻、麦、てんさいの作付面積の合計で示したものであり、実際にはこの他に若干の委託作業の面積がある。しかし年次的にさかのぼっての補足調査が困難であるということと、いずれにしろ全体には影響を与えない程度の面積であると判断されたので、図示しなかった。
- 8) この図に示したほかに、S-1農家の経営主の父が土木会社を経営しているが、自営兼業であり、農業経営部門とは経営経済的にほとんど関連がないと判断され、図示しなかった。
- 9) 和田照男「集団的土地利用方式」梶井編『土地利用方式論－日本の土地利用の方向－』農林統計協会 1986
- 10) この点に関する組織の構成員農家の感想を参考までに紹介すると、「南学田2の農家よりもその周辺の農家の方が、野菜などの集約的作物への取り組みがさかんである。」「（農家の組織化によって）コスト低減はうまくいった、これからはどうやって営農集団を高収益をあげていく方向にもっていくかということが課題である」という意見が聞かれた。

第4章 土地利用再編を規定する諸要因

第1節 本章の課題

めまぐるしく変化する今日の社会経済の中にあって、経営体としてより高い利潤を獲得するためには、単に与件に対応するだけではなく、いかにすばやく対応していくのが重要な課題となっている。この点は農業といえども同じであり、「小農」としての形態は保持しつつも、高度に発達した市場経済システムに対応しつつ、経営者としての性格を強めていく農業者は、この点を常に念頭におかざるを得ないであろう。

しかしながら、社会経済環境の変化に対する農業者の対応を、非農業部門における経営経済主体のそれと同様に議論できるのかという点については疑問を提起せざるを得ない。農業経営が、土地利用を基盤とした経営経済活動であることから、その変化への適応とその速度には、非農業部門とは異質の局面が存在し、それに起因する農業生産特有の、技術段階に応じた限界が存在すると考えられるからである。

個別経営をとりまく社会経済環境への経営経済的な対応が、個別経営の経営組織再編として表面化する。それは同時に、それ以前の土地利用秩序に対する不確実要素の発生とその内部化過程でもある。本章では、個別経営の土地利用再編を一筆圍場地片にまで分解して分析することによって、経営組織再編を阻害する要因を明らかにする。

そのため第一に取り組まなければならないことは、商品生産者としての性格を強めていく経営主体とそうではない経営を峻別することである。水田転作によって、ほとんどすべての水田作経営が、水稻作を削減し他作物を栽培することをなかば強制されている。単なる作目の作付け構成という点からみた場合に、水稻単作経営はごく少数派であり、かわって「複合経営」が大多数を占めている。しかし、経営形態の上では等しく「複合経営」である水田作経営も、内実としては、商品経済社会の高度化にともない、その性格を分化せざるを得ないと考えられる。

その峻別の視点を以下に示す。「小農」としての形態は保持しつつも、経営者

的性格を強めつつ、高度に発達した市場経済システムに対応していこうとする農業者は、農業専従的な就業状態を実現する方向に経営組織を再編していくと考えられる。そのため、自家労働力の投下の差異と土地利用の再編過程に注目する。経営目標として労働投下を前提としつつ、最大の土地純収益が獲得可能である土地利用方式が必要とされるからである。具体的には、市場経済システムへの「小農」としての対応行動である産地形成に着目し、その内部における個別経営の土地利用再編過程に注目する。

第二に、産地形成に対して積極的に対応している個別経営の経営組織再編を、土地利用再編の側面から検討する。新規作物の導入・拡大には、一定の時間が必要と予想されるが、それは単に経営経済的不確実性によるものばかりではなく、農業生産が土地利用を基盤とした経済活動であることに根ざす農業経営特有の阻害要因が存在すると考えられる。つまり、新規作物の導入・拡大という経営組織再編は、経営行動としては最大の土地純収益を追求する経営者の活動の表面化であるが、他方、土地利用という側面からは、それ以前の土地利用にたいする不確実要素の発生、拡大にほかならず、経営の再生産の不安定化というマイナス面を引き起こすと考えられるのである。そのマイナス面の克服・内部化という再編のプロセスに、一定の時間が必要とされることが予想されるのである。そこで土地利用を地片単位にまで分解して検討し、それを明らかにする。

この点に関する分析には、作物作付けの空間的位置関係に着目する。多くの場合、農業者はみずからの耕圃について、宅地に隣接しているものを「本地」、通作地を「通い」とよび、異なる土地利用形態をとっている場合が多い。これは圃場の空間的分布の差異（具体的には通作距離）が、特に管理労働をはじめとする労働投下の多寡に直接的に影響するからである。つまり、相対的に多量の労働投下を必要とする作目（これは裏を返すならば、経営主体が多量の労働投下を意図している作目である）が「本地」に作付けされ、逆に相対的に労働投下量が少ない作目が「通い」に作付けされることになる。

一般に、農業生産力の発展とそれにとまなう土地利用方式の展開とともに、土地利用の集約度は向上していくのであるが、同一農場内の耕圃において、すべての耕地の集約度が均一であるとは限らない。それどころか、耕圃間に一定のラグを生じさせつつ、農場全体として集約化していく場合が一般的であるとみられる。

つまり、土地利用の集約化過程を明らかにするために、耕圃ごとの集約度差に注目するが、その際の分析視点として、耕圃の空間的分散を手がかりにしていく。

本章では集約度概念を次のように限定的に用いる。つまり、通常集約度とは、単位面積あたりの「労働費＋資本財費消額＋経営資本に対する利子所要額」によって示されるが、本章では労働投下に差異をもたらす要因と土地利用の関連を分析するという課題の設定から、特に労働集約度に重点をおくこととする。

本章の前半部分では、経営組織再編の方向性の差異に基づいて、水田作経営を峻別し、さらに後半部分では、産地形成に関わって経営者の性格を強めていく経営の土地利用再編過程を素材として、土地利用における集約度の差異にかかわる分析から、土地利用再編を困難ならしめる要因を明らかにする。

第2節 水田転作を契機とする産地形成過程

1. 雨竜町におけるメロン産地形成の過程

本章における分析素材は、第1章と同様に北海道雨竜町であるが、同町におけるメロンの産地化をめぐる取り組みに注目する。さきに述べたように雨竜町は空知地域における旧開地帯であり、選択的拡大路線と水田転作の矛盾が早期に表面化し、近隣町村と比較しても農業労働力の兼業化が深刻な問題として浮かび上がってきていたのであった。そこにかろうじて展開している農産物の産地化の取り組みのなかに、経営組織再編のための論理が先鋭的に表面化していると考えられるのである。

農業生産所得統計によって近年の雨竜町の野菜生産の概要について述べておくと、1981年には105百万円、84年161百万円、88年269百万円というように、徐々にではあるが粗生産額の伸びがみられる。第4-1表は、雨竜町の主要野菜の収穫量を示したものである。これによると、だいこん、にんじん、きゅうり、かぼちゃなどの野菜は、収穫量などでは停滞傾向を示しており、増加傾向がみられるのはねぎ、たまねぎ、露地メロンのみである。野菜粗生産額の伸びは、もっぱらこれら品目によるものとみてよいであろう。

野菜粗生産額の伸びに関しては、雨竜町そ菜振興生産組合の取り組みが注目さ

第4-1表 雨竜町における主要野菜の収穫量

年次	だいこん	にんじん	ねぎ	たまねぎ	きゅうり	かぼちゃ	露地メロン
1977	291	18	39	—	72	65	...
78	291	20	38	—	81	73	14
79	236	19	44	—	77	68	24
80	226	19	41	—	76	69	24
81	242	17	40	—	69	62	22
82	289	19	51	—	89	74	28
83	265	17	79	—	83	75	84
84	279	19	91	—	124	146	200
85	225	21	139	—	105	113	192
86	239	21	135	—	101	82	208
87	236	22	120	76	86	55	336
88	177	23	140	144	143	50	451
89	186	25	133	234	83	107	570

出所) 北海道農林水産統計年報農業統計市町村別編 (各年次) より

れる。この生産組合は、1981年に結成され、当初は根菜部会、果菜部会、葉菜部会、鱗茎菜部会、嫩茎菜部会、雑類部会の各部会によって構成されていたが、その後、ながねぎ、メロンなどは品目別に部会が作られるようになっていった。生産組合の事務局は農協営農部におかれている。

初年度の主な活動としては、栽培講習会、市場との打ち合わせ、先進地視察、そのほか雨竜町町民祭協賛の農産物品評会に野菜を出品するなど、野菜栽培技術の向上、市場対応に努めていた。また、転作野菜の産地化という点では空知管内の先進地である深川市のそ菜園芸振興会と定期的に連絡を取り、定期総会に出席し、また、振興会主催の先進地視察に参加している。後発野菜産地が先発産地のノウハウを取り入れて産地化をはかろうとしていた経緯がうかがえる。

こういった活動に対して町、農協の助成があった。そ菜振興生産組合の運営については、町から毎年10万円程度の補助があったが、これとは別に、1988年にはそ菜振興方策として、メロン等の野菜に第4-2表に見るような助成策が講じられた。この助成策は、町独自の「地域特産物生産施設設置助成」として実施され、「地域特産物の作付け拡大により、複合経営の安定化を図ることを目的」（助成要領・目的）としている。

このような雨竜町そ菜振興生産組合の取り組みもあって、いくつかの野菜の生産が増加していくのであるが、その中で販売額の点でも、また参加農家の点でも最も成功した事例と判断されるのがメロン部会である。同町のメロン販売額を第4-3表に示した。これによると、1981年当初は販売額が250万円ほどであったものが、88年に1億円を突破し、90年には2億円をこえるというように、かなりの急テンポで生産額が上昇している。これにともなって町全体の野菜販売額に占めるメロン販売額の割合も上昇している。

メロンの作付け拡大のために、道の転作経営安定特別事業の対象地区にえられ、1983年にメロンとながねぎのハウス増設に対して補助を受けている。メロンが町内に浸透していく過程の具体的な分析は後にゆずるとして、ここでは、産地形成にはたしたメロン部会の役割について述べておきたい。

このメロン部会は、1982年に果菜部会から独立したもので、当初会員は16名であった。メロンの品種は天恵であり、当初は「雨竜天恵メロン」として岩見沢市場を中心に出荷していたが、83年に雨竜町と増毛町の町境にある暑寒別岳から名

第4-2表 雨竜町における野菜作拡大振興方策(1988年)

作付品目		助成主体（金額単位：円）		
			町	農協
メロン	ハウス	（坪当り）	500	700
	トンネル	（m当り）	100	200
新規作付者に対し苗を100円で供給する				
ながねぎ	ハウス	（坪当り）	500	700
	トンネル	（m当り）	20	50
きゅうり	ハウス	（坪当り）	500	700
かぼちゃ		種子購入に対し1/2助成する		
スイートコーン	トンネル	（m当り）	20	50
種子購入に対し1/2助成する				
ホレンソウ	ハウス	（坪当り）	500	700
にんじん	トンネル	（m当り）	20	50

(出所) 雨竜町そ菜振興生産組合資料より

第4-3表 雨竜町におけるメロン販売額の推移

単位:百万円			
年次	野菜販売額 (A)	うちメロン (B)	B/A (%)
81	6.5	2.5	38.9
82	18.4	9.2	49.8
83	59.8	36.7	61.3
84	65.7	41.1	62.5
85	85.5	57.6	67.4
86	109.6	68.6	62.6
87	118.3	82.4	69.6
88	199.9	116.1	58.1
89	335.9	199.6	59.4
90	450.0	235.2	52.3

(出所) 雨竜町そ菜振興生産組合資料より

をとり、「暑寒メロン」として札幌市場を中心に出荷するようになった。1985年、86年に町から「暑寒メロン」の宣伝のためのポスター、パンフレット作成のための補助を受けている。

メロン栽培の技術的な面では、道内の試験研究機関、普及所、農協系統組織をはじめ、種苗会社等から指導があった。部会独自の取り組みとしては、「当部会をより強力な組織とし、「暑寒メロン」の「品質の向上と、市場性を高め」

「会員相互の経営安定化を図る」ために、集落の組織に即したグループを部会内に作り、技術指導の徹底、「暑寒メロン」の品質向上を図っている。グループづくりのための内規は部会規約とは別に定められている。これによると、「グループが行う事業」として「床土づくりの推進」、「施肥に対する研修」など12項目が定められ、この12項目の事業徹底のために各グループから役員を1名選出している。

この役員の「義務と責任」として、以下の項目が定められている。第一に、部会内での決定事項、部会からの依頼事項について、「速やかにグループ内に通知を図るものとする」こと、第二に、役員はグループが行う12項目の事業を推進すること、第三に、「グループ内における違反行為または約束不履行の会員があったときはグループ内で十分協議の上、部会長に内容を報告すること」以上3点である。このグループが上部組織の決定事項の周知徹底を図るための単位になっていると同時に、栽培協定遵守のための統制単位になっていることがわかる。

また、消費者からの意見聴取、小売り店（札幌のデパートなど）での「暑寒メロン」の評価の聞き取り調査などを行っている。

以上雨竜町におけるメロン産地形成のアウトラインを検討した。水田転作を契機として、メロン部会を中核としつつ、町、農協等の支援をうけて参加農家がふえ、作付面積、販売金額が増加していくという、きわめてオーソドックスな発展経路をたどり形成された野菜産地であるといえる。

2. 中島集落の役割

雨竜町におけるメロンの産地形成においてその中心的担い手であったのは、中島集落である。まずはじめに同集落の、雨竜町内における位置づけについてふれておきたい。農業委員会資料によると、同町の水田は上田、中田、下田に区分さ

れ、1990年におけるそれぞれの標準小作料は、2万9千円、2万6千円、2万2千円に定められている。中島集落は町東側の沖積土壌に覆われた比較的地力の高い上田地帯に位置するが、同時に石狩川沿いの低地であるために、水害の常襲地帯でもあった。

雨竜町といえば、1920年代の蜂須賀農場小作争議が有名であるが、当時この集落の農民で小作争議に参加したものはいなかった。その理由のひとつとして、この集落の小作農民の入植条件があげられる。その時期についてみると、当時の全ての農民が1896年から1898年の間に入植している。具体的には、1896年の入植者が28戸、1897年の入植者が12戸、1898年の入植者が24戸である。1896年の入植農民に関しては明らかでないが、他の農民は「五分の一無年貢報奨法」¹⁾の適用期間に入植している。

また土地条件に関しても、当初からかなり地力に恵まれ、畑作物単収が高かった。これは例えば戦前の開田の経緯からも明らかで、小作農民は農場側に対して、年々高くなる小作料と畑作物収量の不安定性の問題から、小作経営の安定化を図るために開田を要望していたのであったが、中島集落にあっては畑作物の収量が高かったため、開田への要望はさほど強くはなく、また当初は農場の開田計画にも組み入れられていなかったのである。

さきに述べた雨竜町「暑寒メロン」の産地形成には、この中島集落が、中心的な役割をはたしている。そこで、中島集落におけるメロン作導入、拡大の経緯を追ってみたい。

中島集落におけるメロン作は、1981年に始まる。これは、1980年にできた中島ビート生産組合の構成員が、ビート育苗ハウスの有効利用として、その後作としてなにか栽培できないかと検討し、さらに普及所の指導を得て、中島蔬菜研究会と称し試作をはじめたのがそもそもの始まりであった。この組織には当初16戸の農家が参加していた。初年度は作付け面積が少なく、全量を1戸の組合員農家の納屋に持ち込み箱詰めし、農協を通じて出荷した。この年の出荷量は、1868玉であった。

翌1982年には、他集落の農家の参加も得てメロン生産部会ができたことは先に述べたとおりである。この年には生産部会で4500箱を出荷し、市場の評価をえて、翌83年には「暑寒メロン」として出荷した。

第4-4表 雨竜町のメロン生産にしめる中島集落の位置

年次	メロン販売額 (万円)			作付面積 (ha)			出荷量 (ケース)		
	雨竜町 (A)	中島集落 (B)	B/A	雨竜町 (C)	中島集落 (D)	D/C	雨竜町 (E)	中島集落 (F)	F/E
1981	254.3								
82	919.0	937.0	102.0				4500	4280	95.1
83	3667.0	2881.3	78.6	3.5	3.0	85.7	10703	10030	93.7
84	4108.3	3339.6	81.3	5.3	4.5	84.9	19700	16400	83.2
85	5756.4	5260.6	91.4	7.0	6.4	91.4	18450	16900	91.6
86	6861.2	4437.0	64.7	10.0	6.5	65.0	21200	18140	85.6
87	8076.3	4523.2	56.0	12.2	6.8	55.7	38200	17040	44.6
88	13025.1	6094.9	46.8						

出所) メロン販売額 : 雨竜町野興生産組合資料

作付面積及び出荷量 : 中島集落さかさ川

その後の経過を第4-4表によって検討したい。この表には、町全体と中島集落のメロンの販売額、作付け面積、出荷量が示されているが、いずれの指標を見ても、雨竜町全体に占める中島集落の割合が、1985年までは、ほぼ9割をこえている。しかし、1985年以降は、中島集落におけるメロン販売額、作付け面積等が停滞的に推移しているため、全町に占める中島集落の位置づけは低下している。これは、メロンは、他の作物と比較すると労働集約的であること、また3年以上連作すると病虫害が発生することから作付け圃場をかえなければならないが、メロンのハウスは移動が一般に困難なことから、1985年ころに、中島集落で作付けできる面積の上限に達したこと、しかし、他集落の農家では一層の作付け拡大が可能であったためとみられる。

以上の経過から雨竜町におけるメロン作の推移をみると、メロンの試作段階、および普及段階の初期的段階を中島集落が担い、その後、他の集落にメロンが徐々に普及拡大していくにしたがって、「暑寒メロン」の主産地段階に到達したとみることができる²⁾。

第3節 水田転作下の集落の再編成

本節では、商品生産者としての性格を強めていく経営の特定化のために、個別経営の就業状態に注目して、水田転作以降の階層分化とその原因について検討する³⁾。中島集落における調査農家の概要を第4-5表に示した。この中には、統計の定義上においては「農家」ではない農家、つまり離農農家、離村農家も含まれている。離村農家については、水田転作が強化された水田利用再編期の1978年時点において、集落内で営農していた農家とした。表に示した水田面積規模の階層構成では、41戸中11戸が7.5ha以上であり、そのうち10ha以上の農家は2戸である。町全体の階層構成と比較するとやや面積規模の大きい農家の割合が高い。また、ほとんどの農地を売却もしくは貸し付けている農家が5戸、離農した農家が5戸である。階層分化という点では、町全体の動向よりもやや進展しているといえる。

家族労働力については、「基幹的農業労働力」かそうではないかはあくまでも回答者の判断によった。そのため農外に就業していても「基幹的農業労働力」で

第4-5表 中島集落の調査農家の概要

農家 番号	経営耕地面積 (a)				家族 (年齢)										農家分類		
		うち田			経営 主	妻	後 継 者	妻	父 母				農外 就業	農業 就業	土地 利用		
		うち 借入	うち 転作														
1	1247	1147	0	378	46 ◎	46 ◎	—	—	—	—	70	—	—	—	—	11	A ₁
2	1017	1017	0	326	55 ◎	51 ○	—	—	—	—	76	—	—	—	—	11	A ₁
3	1262	962	300	226	55 ◎	52 ○	—	—	—	—	—	—	93	—	D'	11	B ₂
4	939	939	183	246	43 ◎	42 ○	—	—	—	—	68	—	67	—	B	11	A ₁
5	916	916	0	295	34 ◎	30 ○	—	—	—	—	—	—	—	—	A	21	A ₁
6	915	915	222	264	42 ◎	41 ○	—	—	—	—	—	—	67	○	—	11	A ₁
7	887	887	0	281	51 ◎	49 ○	—	—	—	—	81	—	76	—	D	11	A ₁
8	870	859	0	278	39 ◎	37 ○	—	—	—	—	66	○	64	—	A	21	A ₁
9	821	821	21	241	50 ◎	50 ◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	A ₁
10	778	778	0	249	53 ◎	53 ○	29	—	—	—	—	—	—	—	C	11	A ₂
11	753	753	0	240	55 ◎	52 ○	27	—	—	—	82	—	—	—	B、C、D'	11	A ₁
12	696	696	0	185	37 ◎	37 ◎	—	—	—	—	67	○	67	○	—	11	A ₁
13	695	690	0	198	39 ◎	—	—	—	—	—	71	○	63	○	—	11	A ₁
14	688	688	363	363	46 ◎	44 ○	—	—	—	—	—	—	74	△	A	21	B ₂
15	641	641	0	201	55 ◎	55 ○	—	—	—	—	—	—	—	—	A	21	B ₂
16	622	622	0	225	40 ◎	37 ◎	—	—	—	—	—	—	65	○	A	21	B ₁
17	619	622	0	196	45 ◎	40 ○	—	—	—	—	—	—	—	—	A	21	B ₂
18	627	607	0	178	55 ◎	—	—	—	—	—	76	—	72	—	—	13	C ₂
19	583	583	0	198	53 ◎	49 ○	—	—	—	—	—	—	74	—	D	11	C ₁
20	559	559	0	166	59	—	54 ◎	—	—	—	89	—	86	—	—	31	C ₂
21	558	558	0	199	53 ◎	48 ○	—	—	—	—	—	—	79	—	D'、D'	11	C ₁
22	902	502	0	172	32 ◎	31 △	—	—	—	—	60	○	58	○	A	21	C ₂
23	490	490	90	154	58 ◎	57	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13	C ₁
24	484	484	0	142	—	—	49 ○	—	—	—	—	—	—	—	—	11	C ₁
25	499	475	0	134	—	—	58 ○	34 ※	25 ○	—	—	—	—	—	C	21	C ₁
26	406	406	0	136	62 ◎	59 ○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	C ₂
27	414	399	0	99	56 ◎	54 ○	—	—	—	—	81	—	78	—	—	11	C ₁
28	412	392	0	108	51 ◎	50 ○	—	—	—	—	—	—	—	—	A	21	C ₂
29	375	390	95	155	54 ◎	50	—	—	—	—	82	—	—	—	A'	13	C ₁
30	317	317	0	143	52 ◎	52	—	—	—	—	—	—	79	—	A'	13	C ₂
31	300	315	0	300	55 ◎	55	—	—	—	—	—	—	—	—	A	23	C ₂
32	20	20	0	0	67	—	64	—	—	—	—	—	—	—	—	33	D ₂
33	0	0	0	0	65	—	64	—	—	—	—	—	—	—	—	33	D ₂
34	0	0	0	0	56	—	54	—	—	—	—	—	—	—	A	33	D ₂
35	0	0	0	0	73 ○	68 ○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33	D ₂
36	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33	D ₂
37	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33	D ₂
38	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33	D ₂
39	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33	D ₂
40	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33	D ₂
41	0	0	0	0	—	—	74	—	—	—	—	—	—	—	—	33	D ₂

出所) 聞き取り調査および役場資料から

注1) 労働力について : ◎=基幹的労働力、○=補助的労働力、
△=農繁期のみ、※=機械作業のみ

2) 農外就業について: A=経営主、B=親、C=子、D=その他家族員
「'」はその配偶者(もしくは女子)を指す。

あるとしている農家もある。

ここで農業労働力の就業状態に差異をもたらす要因を二側面から検討する。労働力が農業部門に専従できるための条件である、労働力需要の発生のためには、第一には経営耕面積の拡大、経営規模の外延的拡大方向がある。第二には労働集約的作物の導入・拡大であり、農業労働力投下の単位面積あたりの集約化の方向である。労働集約的作物としては産地形成に関連して、メロン作の有無に注目する。

まず中島集落内の全農家を、農業労働力の保有状態およびその農業就業状態に注目して類型化する。その具体的方法を第4-6表に示した。この表で、基幹的労働力と補助的労働力の双方が農業専従であれば[11]に区分され、基幹的労働力は農業専従であるが、補助的労働力が兼業にも従事する場合は、[12]に区分される。この類型結果を前掲第4-5表の右端に示した⁴⁾。これだけをみると、さきに述べたように、[11]とされた経営、つまり経営主夫婦がともに農業専従である経営が、水田面積規模で上層に集中しているということは一概にはいえない。

調査農家の水田経営面積の変化を示したのが第4-1図である。この図には、調査時点である1990年における経営耕地面積と併せて1979年の面積を示している。この2時点の経営耕地面積の変化から、全経営を次の4つに区分することができる。

第一は、両時点において、町平均以上の経営耕地面積を保持している12戸の経営群であり、図からわかるように、ほとんどが耕地面積の拡大を図っている。この経営群をA群とする。

第二は、1979年次点においては町平均以下であったが、1990年では町平均か、もしくは、それ以上の面積規模になっている5戸の経営群であり、これらをB群とする。

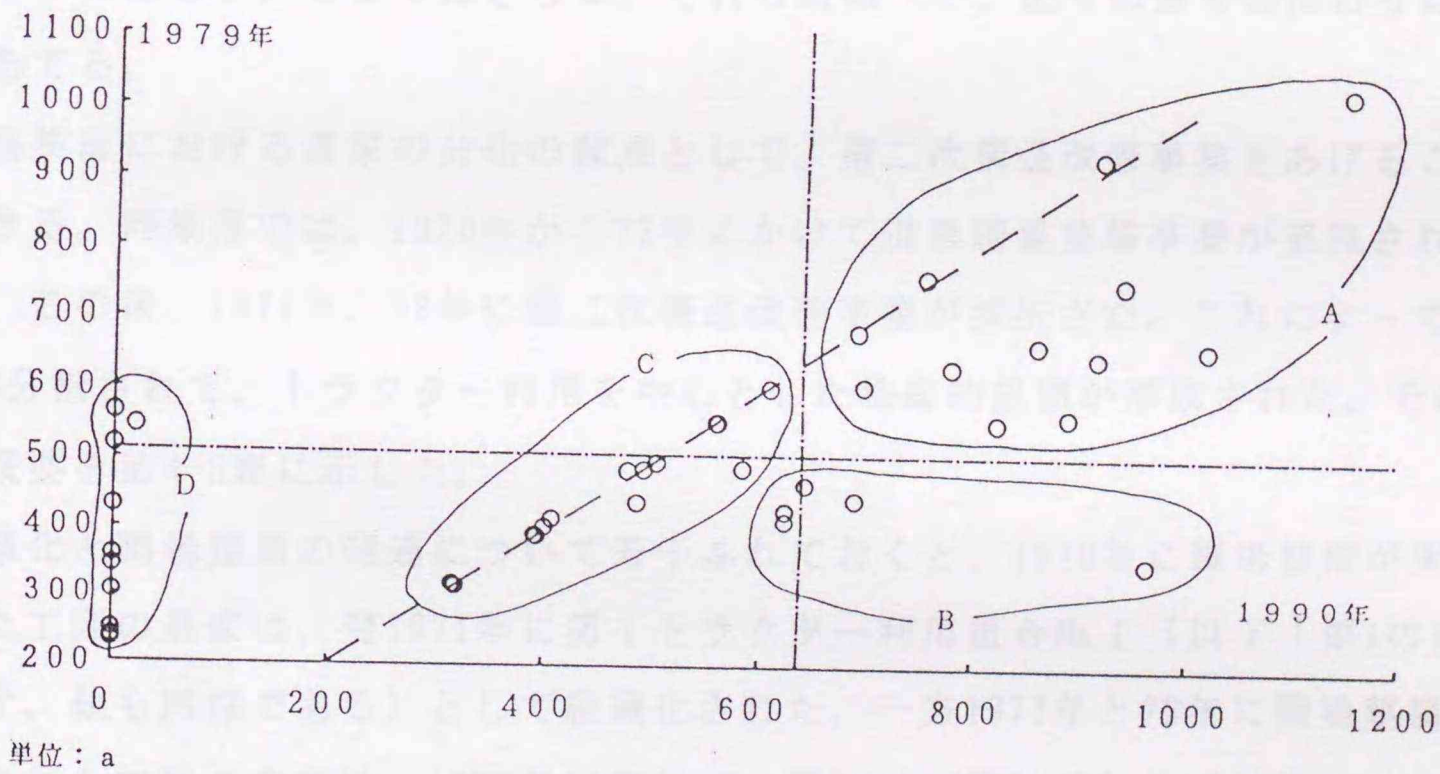
第三は、1990年において町平均以下であり、この間にさほど面積に変化がみられない14戸の経営群であり、これらをC群とする。

最後に、1990年において、農業経営からリタイヤしている10戸の経営群で、これらをD群とする。この中にはさきに述べたように離村、離農農家も含んでいる。

さらに、メロン栽培の有無に注目し、先のA～D群の類型にそれぞれメロン栽培がある場合は1、ない場合は2の添字をつける。その結果も第4-5表の右端に示している。

第4-6表 農家類型の区分標識

		補助的労働力の就業状況		
		専業	兼業	いない
基幹的労働力の就業状況	専業	11	12	13
	兼業	21	22	23
	いない	31	32	33



第4-1図 経営水田面積の2時点比較

以上の労働力の保有・就業状態、水田面積規模の変化、メロン栽培の有無によって各農家を区分したのが第4-7表である。この表によると、夫婦ともに農業専従である[11]に区分された農家のうち9戸はA₁、4戸はC₁であり、[11]に区分された農家16戸のうちの13戸を占める。水田面積の拡大がないC群に関しては、メロン栽培のあるC₁が、メロン栽培のないC₂より農業専従の割合が高いといっていよいであろう。しかし、C₁の中でも兼業就業のある経営もあることから、一定の経営耕地面積が必要であることがわかる。また単なる面積の拡大ということでB₂群とA₁群を比較するならば、B₁群では[11]の農家が少ないことから、メロン栽培の有無が自家農業労働力の就業状態に影響を与えていることがわかる。

以上の検討から、自家農業労働力の農業専従に関しては、メロン栽培の有無がポイントになっていることが明らかになったのであるが、では、なぜ一集落内において、メロン作に取り組む農家とそうではない農家に分化していったのか、さらには、なぜ兼業に傾斜していく農家と農業専業就業の農家に分化していったのであろうか、つぎにこの点について検討する。中島集落におけるメロン作付の取り組みには、ビート生産組合、中島蔬菜研究会という組織の存在が大きく影響しているのであるが、ここではさらに、それら組織への、個々の農家の関わりに焦点をあてる。

中島集落における農家の分化の起点として、第二次構造改善事業をあげることができる。同集落では、1970年から72年にかけて道営圃場整備事業が実施されており、この後、1971年、72年に第二次構造改善事業が採択された。これによって集落が4分割されて、トラクター利用を中心とした地縁的組織が形成された。その組織の概要を第4-8表に示した。

組織化と圃場整備の関連について若干ふれておくと、1970年に圃場整備が実施された工区の農家は、翌1971年に第1トラクター利用組合No.1（以下「第1の1」と略す、他も同様である）として組織化された。一方1971年と72年に圃場整備が実施された工区の農家は、1972年に第1の2、第2の1、第2の2として組織化された。圃場整備が終了した工区の農家単位で、工事完成の順にあわせた組織化にならなかったのは、中島集落はもともと4つの班で構成されており、この従来からの枠組みに合わせて組織をつくろうとしたためと考えられる。1972年に結成された3つの組織では、班の構成農家の一部または全部が1972年の圃場整備実施工区に含ま

第4-7表 農家類型の結果 (戸)

		土地利用および規模拡大状況						
就業状態		A ₁	A ₂	B ₁	B ₂	C ₁	C ₂	D ₂
実数 (戸)	11	9	1		1	4	1	
	13					2	2	
	21	2		1	3	1	2	
	23						1	
	31						1	
	33							10
合計		11	1	1	4	7	7	10

出所) 役場資料及び聞き取り調査から

注1) 具体的な類型作業については別表及び別図参照のこと

第4-8表 中島集落における第二次構造改善事業による組織の概要

		第一トラクタ利用組合		第二トラクタ利用組合	
		No. 1	No. 2	No. 1	No. 2
構成農家数 (戸)		6	14	10	8
結成年 (西暦)		1971	1972	1972	1972
共同作業	田植	74	72 ^{*1}	72	72
開始年	防除		72	72	72
(西暦)	収穫	74	72 ^{*2}	72 ^{*3}	

出所) 中島部落誌「さかさ川」より

注1) *1: 2~5戸の共同作業

*2: 5戸が共同作業

*3: 5戸が共同作業

2) 構成農家数は、調査時点(1990年)

れていたために、1971年に工事が完了した工区があっても、そこを単位として組織がつくられることはなかったのである。

道営圃場整備事業はいずれの年次も夏期工事であり、転作割当への対応として実施された。この間にほとんどすべての農民が、地元や町外の建設・土建業等の労働に従事した。圃場整備そのものは、農業生産力の一層の向上を目的として実施されたものであるが、この農外就業の経験が、結果としては農家の農外依存度を高めるきっかけとなったのである。

その後の取り組みとしてまず注目されるのは、中島集落で転作作物としててんさいの栽培が開始されたことがあげられる。栽培に取り組んだのはさきに述べたようにビート生産組合の構成員であるが、その中心人物は前掲第4-5表の農家番号で「1」としたH氏である。氏は水稻作と同程度の収益が得られる転作作物としててんさいに注目し、1970年代前半に、町内の堤外地で試作を始めた。てんさいは同氏の両親らが、雨竜町への入植・開拓時代に栽培していた作物であった。試作の結果、良好な見通しが立ち、耕地への作付を試みるのであるが、このときにビート生産組合が組織され、1980年から集落内のてんさい作付が本格化するのである。

中島集落の農家が、この組織への参加不参加で二つに分かれた要因を2点指摘することができる。第一の要因は、参加した農家の経営主が、1980年当時36才であったH氏と、ほぼ同年齢であったということである。第二の要因は、さきに述べた第二次構造改善事業の組織関係である。ビート生産組合に参加したのは、H氏と同じ第2の2利用組合に属する農家と、さらにこの利用組合に隣接する第1の2、第2の1の各利用組合の一部の農家である。

第1の2、第2の1の両利用組合において、参加者が一部であったのは、第1の2の場合、同利用組合のカバーする地域の基盤整備が2期に分かれており、このうちのH氏が属する事業時期と同じ時期に事業が実施された農家だけが参加したのである。また、第2の1の場合は、参加しなかった利用組合内の一部の農家は、共同で集落内の離農跡地を借り受け、転作作物に取り組んでいたのである。資料としては示さないが、その離農跡地で栽培されていた転作作物は、ほとんどが秋小麦や牧草などの労働粗放的といわれる作物である。

先の分析に示したように、ビート生産組合から、それを母胎として発生した中

島蔬菜研究会に参加していた経営は、その多くが夫婦農業専従の経営である。他方、これら組織に参加しなかったもしくは参加が遅れた経営では、農外に就業する家族員がいる経営が多い。

後者の場合について、兼業就業開始時期をみたのが第4-9表である。これを見てわかるように、現在の兼業就業は、基盤整備実施時期から継続されている場合が多い。つまり、1970年から72年にかけて、全集落において基盤整備事業が実施され、集落内のほぼすべての農家が農外に就業することになるのであるが、その後の対応において大きく二つの方向に分化したのであった。ひとつは基盤整備後、早期に稲作程度の収益が見込めるてんさい作、さらにはメロン作に取り組むことによって、経営主夫婦が農業専従である農家である。他方は、基盤整備後も農外就業を継続している農家群であり、転作作物としては、次節において示すように、麦や牧草などの労働粗放的作物が多い。

第4節 耕圃の位置づけと土地利用再編

さきに類型化したAからDまでの各農家群の転作作付の推移を示したのが第4-2A～2D図である。このうち、A₂とB₁は農家戸数がそれぞれ1戸ずつであるのでA群、B群として一括した。

これらの図によると、A群では、81年から83年頃までのてんさい作の拡大と、その後の縮小、かわって84年を転機として、麦作が拡大していることがまず注目される。A群は集落内でも耕地を集積していった農家群であるが、それによって増加した転作割当を消化する作物が、80年代の前半と後半では異なっているのである。さらに第二に注目されるのは、メロン作付面積の着実な増加である。90年時点で一戸あたり作付面積は、約50aであり他の農家群に比較しても大きい。集落内、また町内におけるメロン産地化の中心にない手農家群であったといえる。このように経営面積を拡大させつつさらに労働集約的な作物の導入、拡大においても主導的であった農家群という点で注目される農家群である。

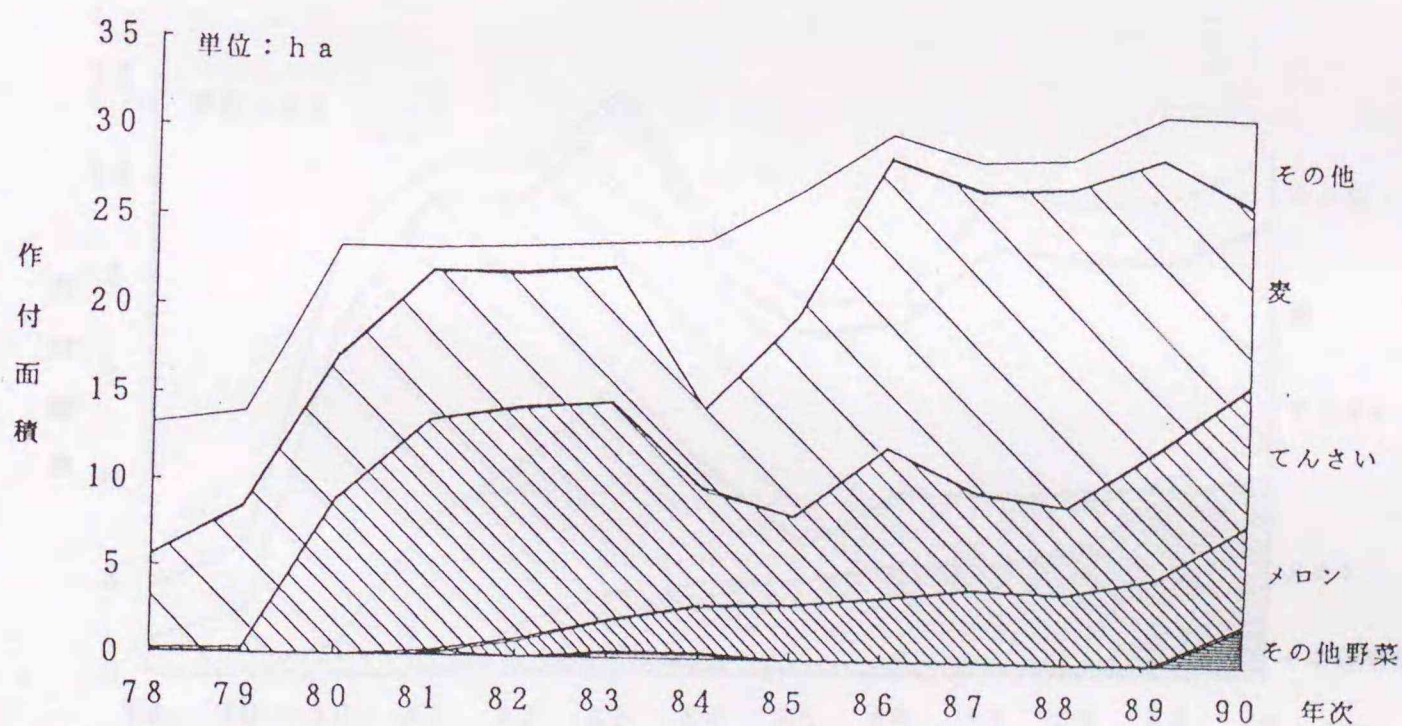
つぎにB群の転作作付の推移を見ると、A群との比較でまず目につくのが、てんさい作への取り組み・拡大の遅さである。83年に一時的に麦作面積が拡大して

第4-9表 兼業就業者の就業開始年

農家類型	農家番号	兼業就業開始年およびその概要
就業状況 作付状況		
21 A ₁	5	(不明)
21 A ₁	8	1976~82通年、83~冬期のみ
21 B ₂	14	1962~ 通年
21 B ₂	15	1971~ 夏期 土木作業員
21 B ₁	16	1980~ 夏期 土木作業員
21 B ₂	17	1970~ 通年
21 C ₂	22	不明
21 C ₁	25	(寡婦)
21 C ₂	28	1972~ 夏期 土木作業員
23 C ₂	31	1971~鉄鋼所正社員

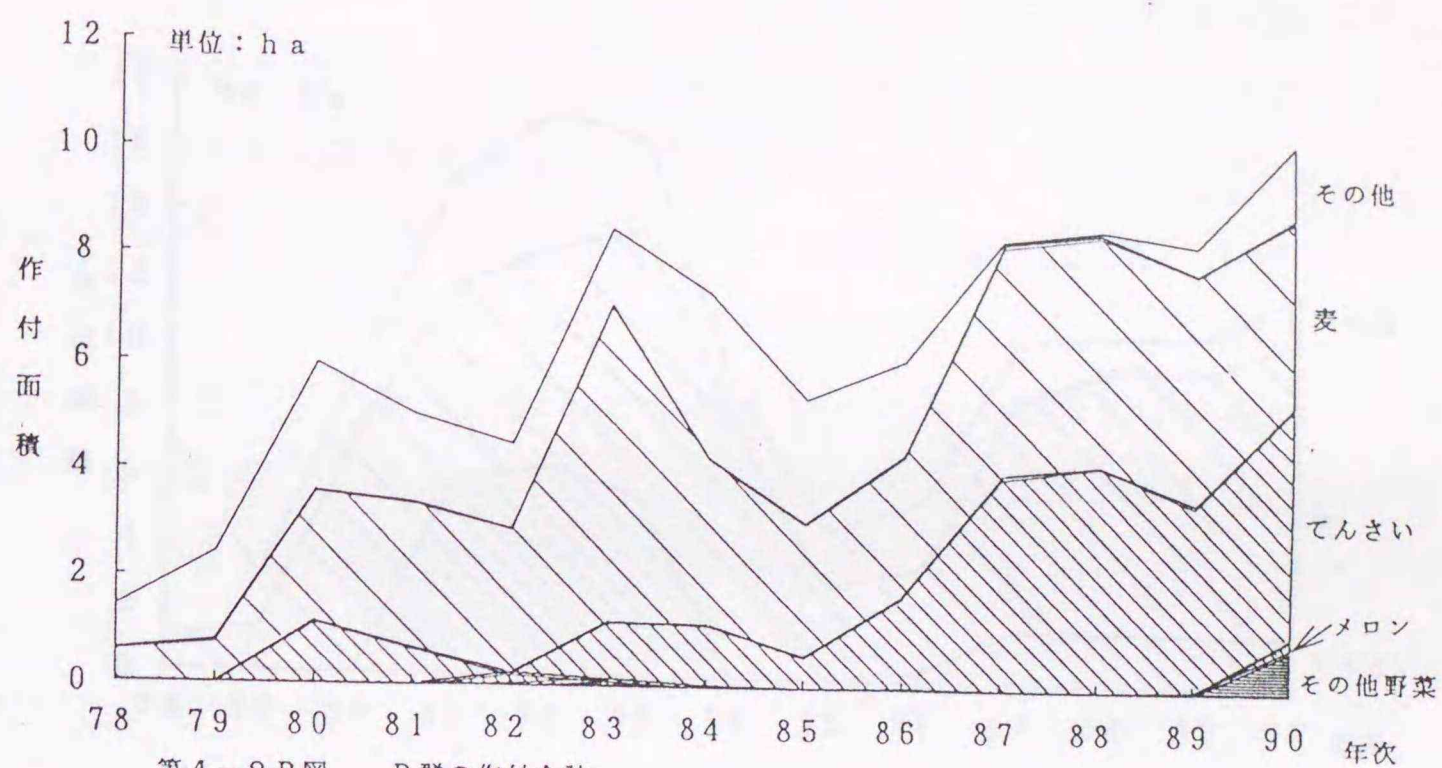
出所) 聞き取り調査から。

注) 農家類型については、第IV-5表参照。



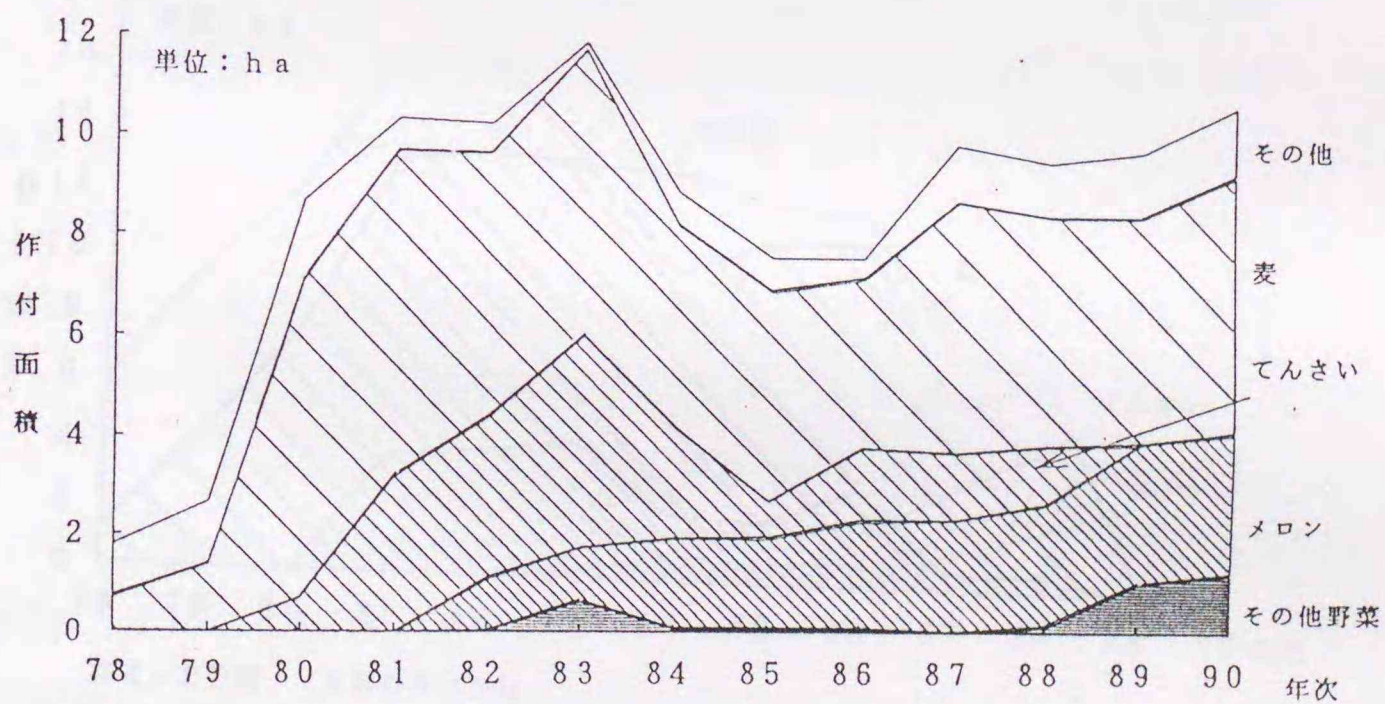
第4-2A図 A群の作付合計

出所) 雨竜町役場資料より。



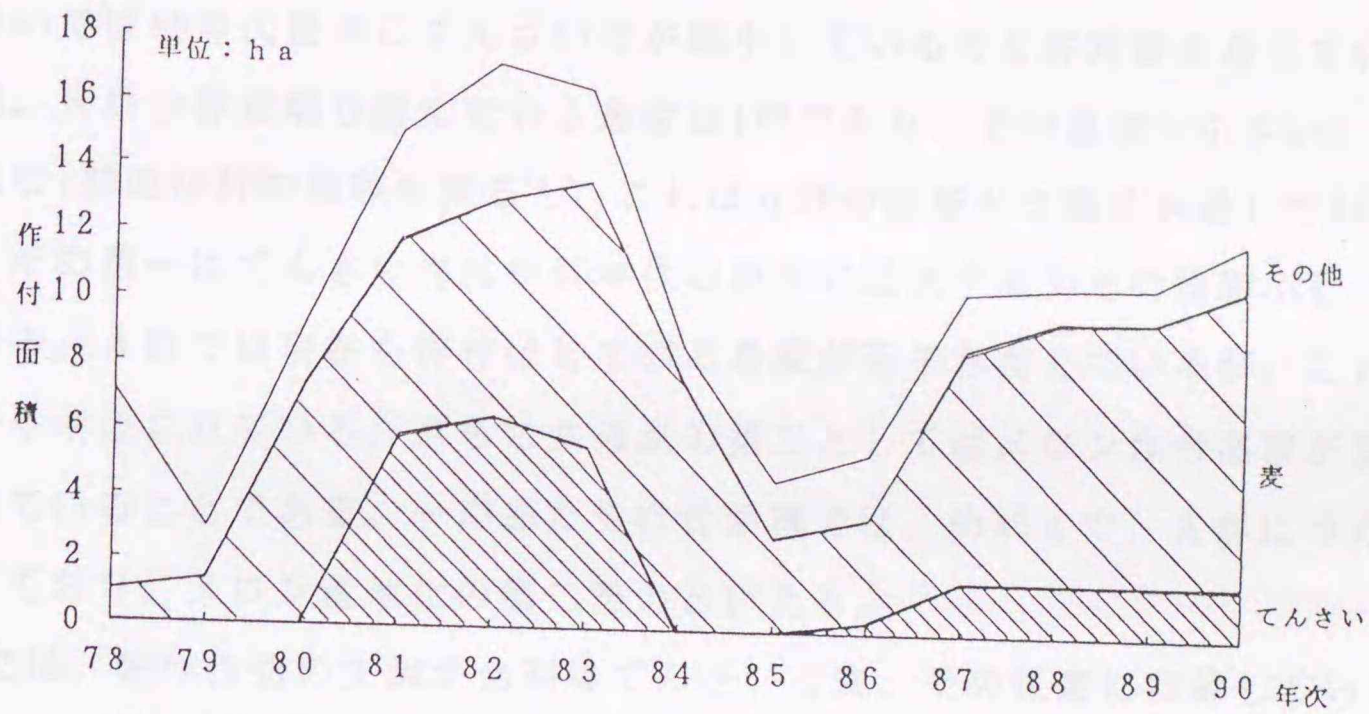
第4-2B図 B群の作付合計

出所) 雨竜町役場資料より。



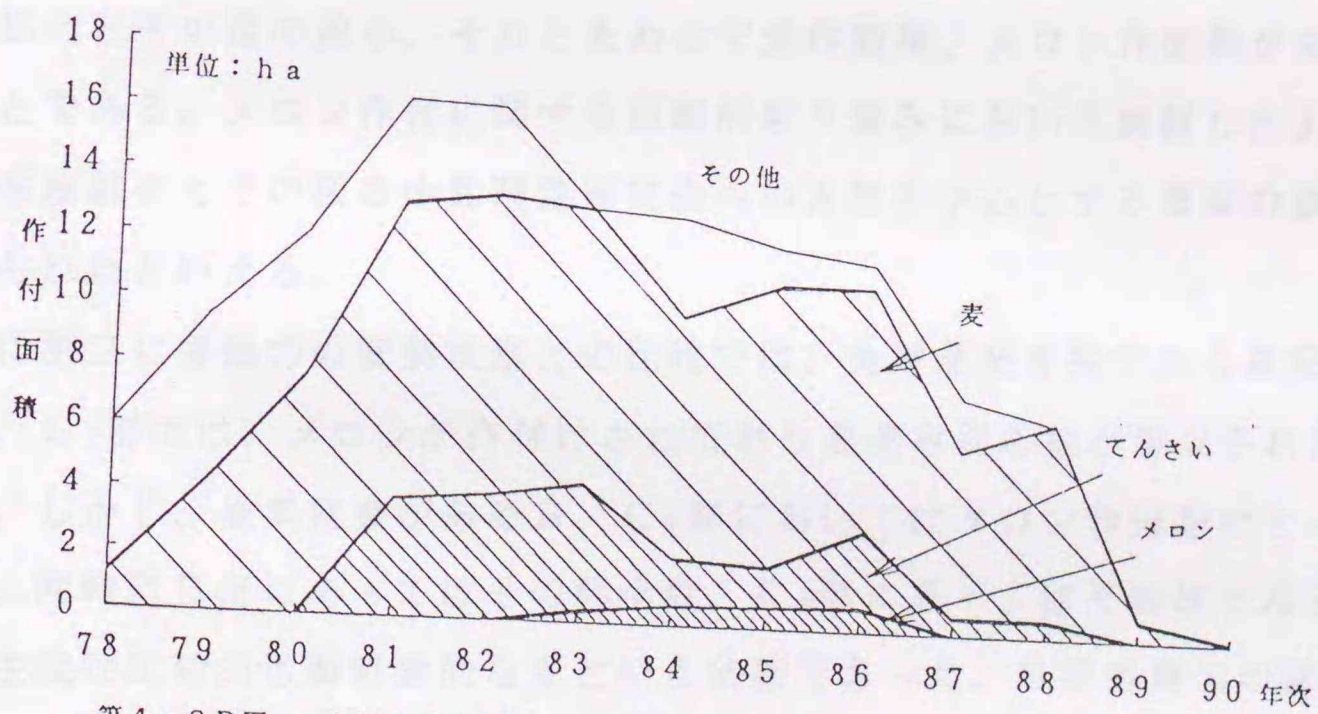
第4-2C1図 C1群の作付合計

資料) 雨竜町役場資料より。



第4-2C2図 C2群の作付合計

出所) 雨竜町役場資料より。



第4-2D図 D群の作付合計

出所) 雨竜町役場資料より。

いるが、その後縮小している。てんさいの作付が拡大するのは80年代後半である。A群においては80年代後半にてんさい作が縮小しているのと好対象をなしているといえる。メロン作に取り組んでいる農家は1戸であり、その面積も小さい。

つぎにC₁群の作付の推移を見ると、これはA群の推移と比較的共通している点がある。その第一はてんさい作付が80年代の前半に拡大するがその後縮小している点である。A群では現在も作付けしている農家が若干存在しているが、C₁群の場合は全く中止されている。さらに共通点の第二としてはメロン作付面積が堅実に拡大していることである。一戸あたり作付面積では、約40aで、A群につぐ面積となっており、メロン産地化の第二勢力といえる。

C₂群では、転作作物の主流が当初はてんさいと麦、その後麦に収斂していくという点ではC₁群と共通しているといえるのであるが、メロンは作付けされていないという点が決定的に異なる。最後にD群は、80年代はじめにてんさい作付面積が若干伸びるのであるが、転作の主流は一貫して麦作であったと見てよいであろう。

以上の検討と先のメロン産地形成および、労働力就業状態の差異に関する分析とを照らしあわせて、第一に注目されることは、メロン産地形成の中心的担い手と目されるA群及びその第二勢力といえるC₁群における、80年代はじめのてんさい作の拡大とその後の縮小、それとあわせて麦作面積、メロン作面積が拡大していることである。メロン作付に関する組織的取り組みにおいて検討したように、ビート生産組合とその後の中島蔬菜研究会へのA群を中心とする農家の参加があとづけられたといえる。

さらに第二に労働力の就業状態との比較では、夫婦農業専従である農家群の多いA群、C₁群では、メロンが作付けされており農業専従の場が形成されたと考えられる。しかし、兼業就業があるB、C₂群においてはメロン作付がほとんどみられない。同時にB群にあってはその約半数、C₂群にあってはそのほとんどが転作作物の主流は比較的労働粗放的な麦という状態であった。自家労働力の就業状態の差異が転作作物の差異という点からも裏付けられるのである。

最後に土地の移動と転作作物の推移という点を関連させて検討するとつぎのことが明らかになる。さきの第4-1図からわかるように、耕地の移動の主流はD群からA群への動きであった。比較的労働粗放的な転作作付に終始していた階層の土

地が、メロンの産地化の中心的担い手となった階層へ移動していくということは、たとえば両者の作付作物の面積比率が全く変化しなかったとしても、地域全体としてみれば相対的に労働集約的作物が増加していることになる。地域全体としての労働集約的作物の増加、その産地化と同時に土地の移動が進行していたのである。さらに土地の受け手になっていた階層において労働集約的な作物作付面積が増加していたのであるから、集落全体における労働集約的な作物の増加は、相対的に労働粗放的な作物作付構成であった農家から、労働集約的な作物作付構成であった経営への土地の移動という動きと、さらに、後者の経営の更なる労働集約化という二つの異なるベクトルの合成された動きと見ることができるのである。

さて、個別経営の土地利用という点からみた場合、新規作物の導入、拡大は、それまでの土地利用に対する不確実要素の増加という性格をもつ。そのため、土地利用再編の過程を分析するにあたっては、単に特定作物の導入、拡大を量的に比較検討するだけでは不十分なのであって、個別経営の土地利用の点から、不確実要素の内部化過程を分析することが求められる。

ここでは個別経営の土地利用の推移を事例的に取り上げ、その再編過程を分析する。注目する経営はT氏である。先の中島集落の農家一覧を示した第4-5表では農家番号「4」とした経営である。1990年時点における水田経営面積は939a、労働力は経営主夫婦が農業専従である。T氏が所属するトラクター利用組合は、さきに紹介したH氏が所属するトラクター利用組合に隣接しており、ビート生産組合、中島蔬菜研究会の発足時からの構成員である。

T氏の1978年以降の水田作付面積の推移を第4-10表と第4-3図に示した。これによるとてんさい作付面積が減少傾向にあるとはいえ依然として転作面積全体に占める割合は高く、その反対に麦の作付が少ない。この点は、A₁群全体の動向と比較して異なる点である。しかしメロン産地化の契機となった二つの組織に当初から参加していること、メロン作に関しては作付面積が66aと平均以上でメロン産地形成の中心的担い手であったと目されること、またこの間に水田経営面積の拡大を図っていること、さらには夫婦農業専従であることなどから、A₁群の代表的事例と見て良いであろう。

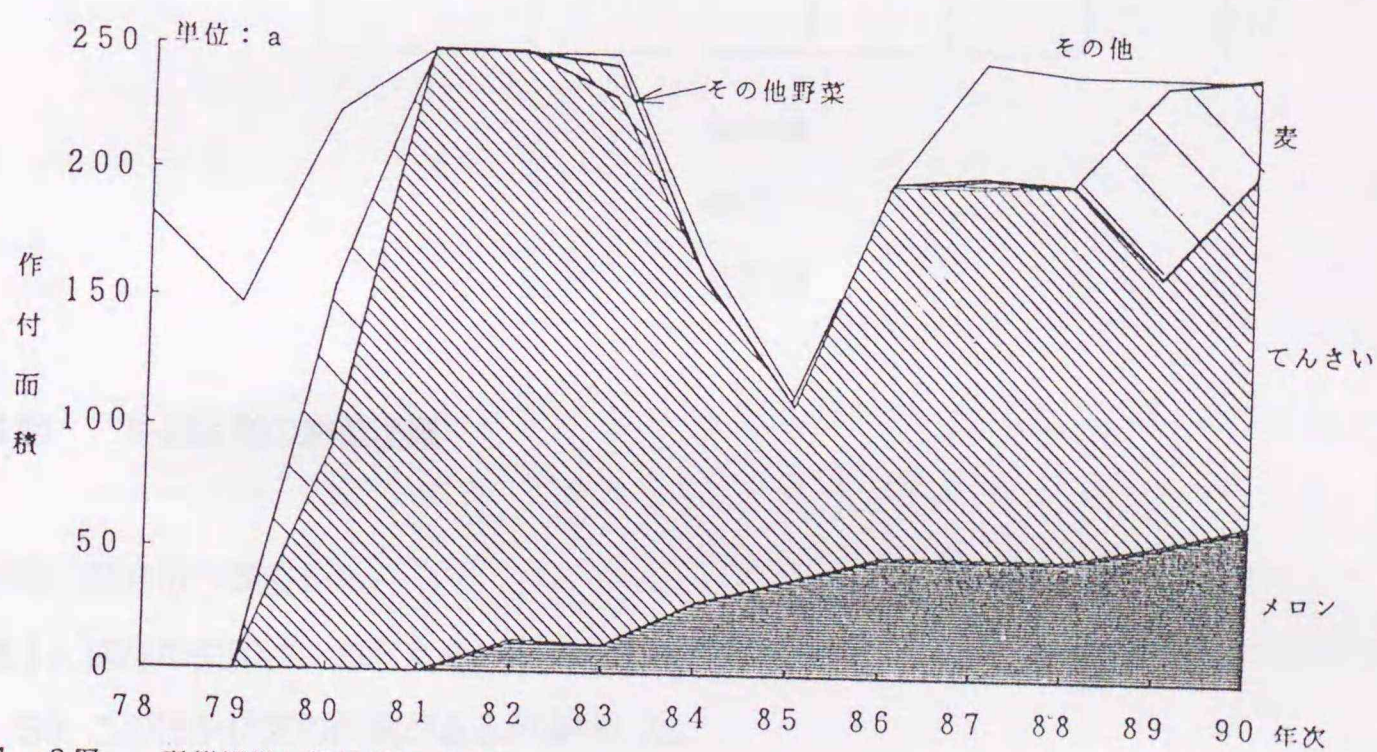
経営主夫婦農業専従の基盤となる農作業の労働力需要状態を検討するために、氏の耕種梗概を第4-4図に示した。この図のほかに麦作部門があるが、面積が少な

第4-10表 事例経営の作付の推移

単位：a

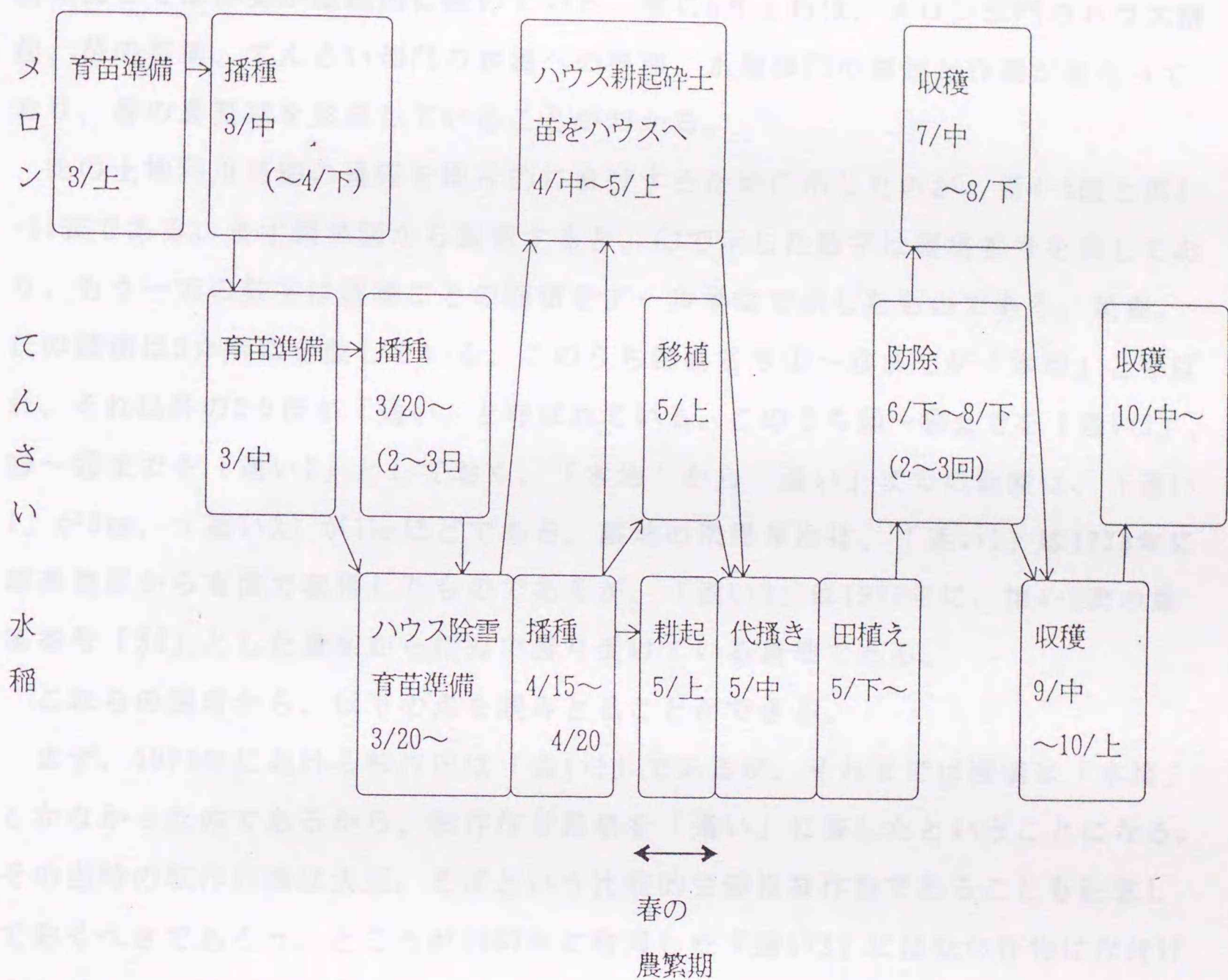
年次	水稲	てんさい	メロン	ほか野菜	麦	その他	水田合計
1978	575	0	0	0	0	183	758
79	610	0	0	0	0	148	758
80	533	92	0	0	63	70	758
81	508	250	0	0	0	0	758
82	508	237	13	0	0	0	758
83	508	220	12	13	0	5	758
84	587	131	30	0	0	10	758
85	642	72	40	0	0	4	758
86	558	150	50	0	0	0	758
87	689	150	50	0	3	47	939
88	693	151	50	0	0	45	939
89	693	108	57	0	77	4	939
90	693	140	66	0	40	0	939

出所) 雨竜町役場資料及び聞き取り調査から。



第4-3図 事例経営の作付面積の推移

出所) 雨竜町役場資料及び聞き取りから。



第4-4図 事例経営の耕種梗概

出所) 聞き取り調査から。

注1) 図注の矢印は、おおよその作業の流れである。

2) このほかに麦の作業があるが省略した。

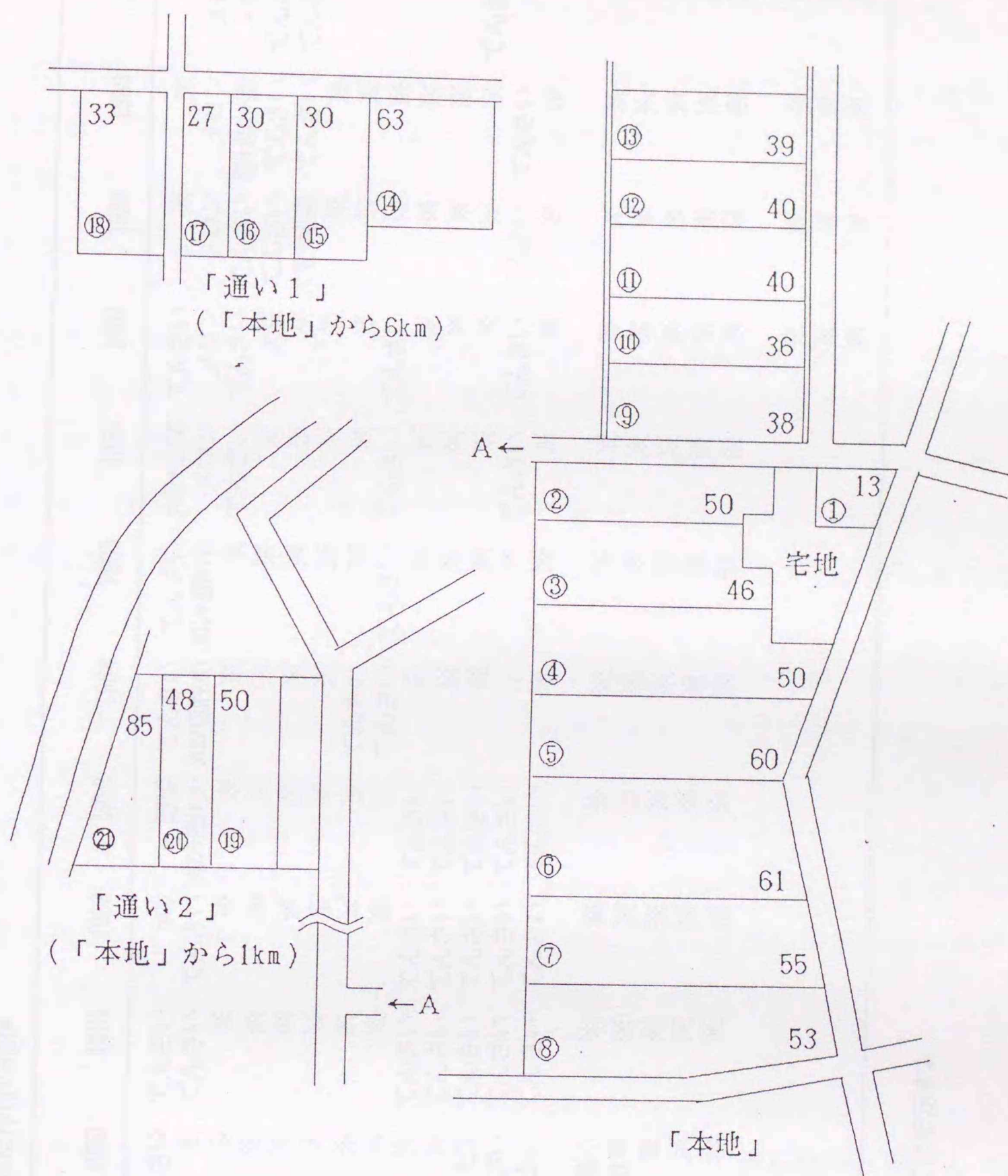
いこと、また作業量という点でも相対的に少ないことから省略した。図によると、水稲部門の田植え、補植後からメロンの収穫までと、その後水稲の収穫までの、てんさいの防除期間は、やや労働力需要が低く、農閑期といえるが、その他の期間に関しては作業が継続的に続いている。特に5月上旬は、メロン部門のハウス耕起、苗の移植、てんさい部門の耕圃への移植、水稲部門の耕起と作業が重なっており、春の農繁期を形成していることがわかる。

氏の土地利用再編の過程を地片的に検討するために示したのが、第4-5図と第4-11表である。まず圃場図から説明すると、○で示した数字は圃場番号を表しており、もう一方の数字は圃場ごとの面積をアール単位で示したものである。現在、氏の圃場は3カ所に分散している。このうち圃場番号①～⑬までが「本地」と呼ばれ、それ以外の2カ所が「通い」と呼ばれている。このうち⑭～⑲までを「通い1」、⑲～㉑までを「通い2」としておく。「本地」から「通い」までの距離は、「通い1」が6km、「通い2」が1kmほどである。耕地の取得年次は、「通い1」は1978年に離農農家から有償で取得したものであるが、「通い2」は1987年に、第4-5表の農家番号「34」とした農家から相対で借り受けている農地である。

これらの図表から、以下の点を読みとることができる。

まず、1978年における転作田は「通い1」であるが、それまでは圃場は「本地」しかなかったのであるから、転作作付圃場を「通い」に移したということになる。その当時の転作作物は大豆、そばという比較的労働粗放作物であることも注意しておくべきであろう。ところが1987年に取得した「通い2」には転作作物は作付けされていない⁵⁾。当時の転作作物はてんさいが主流であった。そこでてんさいに注目すると、てんさいがはじめて作付けされたのは1980年に「本地」に作付けされている。1978年以降にはじめて「本地」に作付けされている転作作物は、1979年の大豆であるが、これは図からわかるように翌年のてんさいのための土作りが目的で作付けされたものと見られ、実質的に「本地」作付けされた転作作物の嚆矢はてんさいであるといえることができる。てんさいが作付けされて以降の「通い」の作付は、ほぼ水稲に限られている。

宅地からの距離に応じて特に管理労働などの農作業に差異が生じるために、相対的に労働集約的な作物が「本地」に作付けされ、相対的に労働粗放の作物が「通い」に作付けされるとするならば、「大豆・そば」＜「水稲」＜「てんさい」



第4-5図 事例経営の圃場図

出所）聞き取り調査および役場資料より。

第4-11表 事例経営の圃場別にみた作付の推移

圃場 番号	面積 (a)	作付 1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
①	13	※	大豆	てんさい	てんさい	てんさい	野菜	てんさい	てんさい	畑+甜菜	てんさい	※	※	※
②	50	※	てんさい	※	てんさい	てんさい	畑+甜+大	畑+甜+小	畑+甜+小	畑+甜菜	メロン	メロン	メロン	メロン
③	46	※	※	※	※	※	※	※	※	メロン	メロン	メロン	メロン	メロン
④	50	※	※	※	※	※	※	※	※	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい
⑤	60	※	※	※	※	※	※	※	※	※	大豆	大豆+甜菜	大豆+甜菜	大豆+甜菜
⑥	61	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
⑦	55	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
⑧	53	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
⑨	38	※	※	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい
⑩	36	※	※	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい
⑪	40	※	大豆	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい
⑫	40	※	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい
⑬	39	※	大豆	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい	てんさい
⑭	63	大豆	そば等	春小	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
⑮	30	そば	そば	牧草	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
⑯	30	そば	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
⑰	27	そば	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
⑱	33	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
⑲	50													
⑳	48													
㉑	85													

出所) 役場資料及び聞き取り調査より。
注1) 表中「※」は水稲が作付けされていることを示す。

という序列が成立し、さらには宅地のすぐわきの圃場にメロンが作付けされていることから、てんさいの上に「メロン」が位置することになる。このことが注目される第一点である⁶⁾。

第二に、「本地」に転作作物が導入される契機としてのてんさい作についてである。これは事例農家だけの特殊な例ではない。この点を第4-12表に示したが、1978年において圃場が「本地」のみであった2戸をのぞいた10戸のうち、1978年には転作が「通い」であったがてんさいの作付を開始した圃場は「本地」であったという経営は5戸である。また、転作は「本地」と「通い」の両方であったが、てんさいは「本地」で作付を開始した1戸と、また、てんさいの作付開始は「通い」であるがその後「本地」に移した農家1戸は、先の5戸に準ずるとみてよいであろう。

てんさいは、その単位面積あたり労働投下量の多さからかつては「耨耕作物」といわれ、また一般畑作地帯にあっては畑地の地力維持・管理に対する農家の取り組みの水準を示す作物として「教育作物」などといわれてきた⁷⁾。水田転作に関しても、労働集約的な転作への契機にてんさい作が登場している。このことから、てんさいを作付けしているか否か、またそれはいつからなのかということから、その農家が農業専従を指向しているのか、それとも「労働粗放的作物＋兼業就業」を指向しているのかという点に関する意識とその変化を読みとることができるといえる。

第三に、てんさいとメロンの作付を時系列的にみると、「本地」のてんさいは、圃場番号⑨～⑬にみられるように過作傾向であったが、その後に面積が減少し、田畑輪換の中で作付けされるようになっている。すなわち、てんさい作付け面積が多かった1981年から83年にかけては、220～250aと、水田面積のおよそ3割にてんさいが作付けされていたのであり、しかもそれらはすべて連作されていた。しかしその後は作付け面積が150a前後で、水田への作付け割合としては10%強にまで減少し、規則的にてんさいと水稻による田畑輪換が実施されているとみてよい⁸⁾。

他方、「本地」の中でもより宅地に近い①～③の圃場では、「水稻→(大豆)→てんさい→メロン」というように、徐々に、より労働集約的な作物が作付けされるようになっている。しかしそのテンポは非常にゆっくりとしたもので、①の圃場でメロンがつくられてから③の圃場でメロンが作付けされるまで7年を要して

いる。また新たな圃場にメロンを作付けする場合も圃場一枚に作付けされるのではなく、1983年の②の圃場、1989年の③の圃場にみるように、その一部分にまず作付けし、その後徐々に拡大している。さらに新たに転作田として利用される圃場を見ると、メロンの前作としててんさいが作付けされ、さらにその前作として大豆が作付けされている圃場がある。これらの作付は、還元状態にあった水田を畑作物に適した土壌環境に矯正するために取られている措置である。特にてんさいは根菜類であることから、その収量や病害の発生は、水田の乾湿の程度から影響を受けやすい。

てんさいにしろメロンにしろ、その導入、拡大は、それ以前の「水稻＋そば、大豆」という土地利用秩序に対しては、不確実要素の発生、拡大という性格をもつ。つまり第一に、特にてんさいは根菜類であるために、還元状態にある水田土壌をてんさい作に適した状態に矯正することが必要であるが、しかし畑作物であるから連作には限界がある。また第二に、メロンも土壌矯正が必要であるが、より高い収益を得るためにハウスで栽培されるようになってきている。そのため連作には限界があるが作付圃場の移動は困難であるという矛盾をかかえることになる。第三に、どちらも相対的に労働集約的な作物である。そのため作付構成の変化は、作業体系の再編を引き起こすことになる。

このような不確実要素の内部化のための方策としては、まず第一に、周密な作業を可能にするような作物の空間的配置を考えることである。具体的には、相対的に周密な作業を必要とする作物を、宅地近くの圃場に作付けすることになる。そのため、転作圃場として利用されていた「通い」が、より労働集約的な転作作物の導入にともない水稻作付になり、それにかわって「本地」に転作作物が作付けされるようになったのであった。これは栽培技術の発達により、稲作栽培については、かつてほどの労働集約度が必要ではなくなったことを示している。また、不確実性という点において、長期にわたる作付け経験を持つ稲作ではそれが低く、他方、新規作物であるてんさい、メロンではそれが高いことも見逃すことができない。

第二にはそれと同時に、それまでの土地利用秩序にかわる新しい土地利用秩序を模索していくことである。これはたとえばてんさい作の作付変化にみられたように、てんさいが「本地」に作付けされ始めた頃は、てんさい過作傾向であった

が、それが数年を経て、田畑輪換の中で作付けされるようになったのであった。この新しい土地利用秩序へ移行する過程において、てんさい連作による病害の発生とそれに伴う収益の低下というリスクがあった。

第三には、新しい作物栽培の技術を農業者が修得し、作業の効率化によって徐々に広い面積に対応できるようになっていくことがあげられる。メロン作付面積の緩やかな面積拡大がこれにあたる。

以上あげた三点は、新規作物の導入、拡大という不確実要素の内部化のための方策であるが、いずれにしろ農業者が急速に対応できるものではない。そのため、不確実要素の内部化には、作付け順序、労働力編成、さらには労働手段等の間の調整のために相当の時間が必要とされるのである。

最後に、経営組織再編に関わるビート生産組合の機能について考察する。前節において述べたように、雨竜町におけるメロン産地形成の端緒的な取り組みとしてビート生産組合の活動が注目されるのであるが、事例経営における経営組織再編過程とビート生産組合、さらには個別経営の経営組織再編過程と農家間組織の関連については十分検討されていない。

これまでの分析において明らかにしてきたように、水田転作における労働集約化の契機として、てんさい作の導入が注目された。つまり、てんさい育苗ハウスの有効利用を目途としてメロン作が開始され、メロン産地が形成されていったのであった。しかしメロン産地は結果として形成されただけであって、てんさい作自体はメロン作およびその産地化を保証するものではない。てんさい育苗ハウスを有効利用しようとするか否かということは個別農業者の問題であって、生産組合の機能とは直接的な関連をもたない。つまりビート生産組合の機能としては、水田転作における労働集約化の契機としてのてんさい作を技術的に支援することにとどまり、その後の経営組織再編には直接的には関与していないとみるべきであろう。

では、ビート生産組合と、メロン部会の前身ともいうべき中島蔬菜研究会との関連はどうであろうか。ビート生産組合の機能が中島蔬菜研究会を通してメロン栽培に影響を与えているということは考えられないであろうか。この点について、まず組織的なつながりについてみる。ビート生産組合は1980年に組織された。その中心人物は中島集落の農業者であったが、組織としては全町的な広がりを持ち、

中島集落はその中の第3ビート生産組合という位置づけであった。一方、中島蔬菜研究会は、1981年に、中島集落内の農家のみによって結成された。構成農家の点からは、1981年における第3ビート生産組合が14戸であるのに対して、中島蔬菜研究会は16戸であり、ほぼ一致しているとみてよい。ところがその機能という点からは、ほとんど関連は無いとみられる。これはそもそも構成員がほぼ一致しているにも関わらず、全くの別組織をつくらざるを得なかった点にもあらわれているといえる。両組織が異なった作物の生産過程における技術支援、労働手段の共同所有、利用を目的とする農家集団であるからである。

さらに、栽培技術の研鑽と共同作業を主な機能とする中島蔬菜研究会が組織されても、メロン生産部会が組織されなかったとしたならば、やはり今日みられるような水田転作の労働集約化、個別経営の経営組織再編とメロン産地形成はなかったであろう。雨竜町におけるメロン産地形成の生産対応、販売対応全般に関わるマーケティング機能を担うのは、具体的にはメロン生産部会であるからである。

ビート生産組合にしても中島蔬菜研究会にしても、経営体である個別農業経営の組織であり、going concern としての経営体ではない。さらにその機能は特定の作物栽培に関わる技術支援に限定されている。そのため、求められる機能に応じて新たな組織が形成されることになる。

われわれは、農業経営をとりまく社会経済的与件の変化のなかで、最も重要な側面を、農業経営に対する「保護・統制」の後退と市場経済システムへの対応ととらえている。高度に発達した市場経済システムの中で農業生産者としての性格を強めていく経営主体は、これに対応すべく自らの経営組織を再編していかざるを得ない。このとき、これら経営主体の市場対応を支援する機能を持つ組織は、農産物の産地であると考えられる。

第5節 小括

本章では、まず、産地形成の取り組みのなかにおいて、産地形成に積極的に対応しつつ自家農業労働力を農業部門に専従させる方向に経営組織を再編させている経営と、そうではない経営を、経営耕地面積の拡大と土地利用の面から峻別し

た。こうした異なる経営路線の選択の起点として、水田転作に関わる基盤整備事業を指摘することができた。つまり、水田転作への対応として夏期に実施された水田基盤整備事業は、水田作農家が農外就業の機会を得る契機となり、その後において、自家労働力の専従を可能とするような方向に経営組織を再編した経営においては、兼業就業から脱却し農業専業化したのであったが、そうではない経営は依然として農外就業を継続していたのであった。このような選択の差異をもたらした要因としては、一定以上の水田経営耕地面積を保持していることと、より直接的には、農家組織への対応いかんであった。

さらに、農産物の産地内部においてこれに積極的に対応することによって、自家農業労働力の農業専従を可能にしつつ、経営者の性格を強めていく農業経営の、土地利用再編過程を分析し、土地利用再編を困難ならしめる要因を明らかにした。新規作物の導入、作付け構成の変化は、土地利用秩序に対する不確実要素であり、その内部化のために数年単位の時間が必要とされるのであった。

最後に、産地形成に直接的に関与していた作物部会の成立母胎といえる農家組織について、その機能について考察した。ここでも特定の機能について特定の組織が形成されていたのであり、この意味では前章の成果を裏付けるものであった。また、農業経営者が「小農」としての形態を保持しつつ、市場経済システムに対応していかざるをえないという現段階において、そのための技術革新を受容するための組織は農産物の産地であり、その成立母胎となった農家組織はあくまでも契機に過ぎないことが考察されたのであった。

生産手段の発達にもとづく社会的生産力の上昇は、土地利用再編における不確実要素の内部化過程に要する時間の短縮化と、再編の方向にかかわる選択肢をふやすように作用するであろう。しかしそれらは個別経営にとってはあくまでも与件である。経営組織再編の速度は、作物の収益水準の変化から直接的に影響をうけるが、これは作物の価格水準とともに、個別生産力水準によっても変化する。この点を次章において検討する。

注

- 1) 開墾後は前開墾地の5分の1は小作料を免除するという、蜂須賀農場独自の小作農民を定着させるための方策である（中島部落誌『逆川』より）。
- 2) 七戸長生『日本農業の経営問題』第3章参照。
- 3) 以下の集落分析は、1990年7月に北大農業経営学研究室が実施した雨竜町農業実態調査に基づく。この調査は、同町農業が稲作偏重の農業構造からいかにして脱却していくかを明らかにするのが主目的であって、同町の中島集落と、南伏古集落の二集落の農家悉皆調査を実施した。
- 4) 表中「26」とした農家は、基幹的労働力がいないが〔11〕にランクされている。これは、経営主が調査の数日前になくなり、表は調査時点で示しているためである。しかし分析に用いるデータは、作付け作物など多くが1989年時点のものであるため、このように分類した。
- 5) 借入地と自作地という違いはあるが、転作作物の構成からみて、この段階においては「通い」に転作をもってくる可能性は小さいと思われる。
- 6) 生産費調査によると、単位面積あたり投下労働量はてんさいよりも水稲の方が多い。しかし事例のように栽培経験の浅いてんさいを作付けする場合は、栽培経験が多く作業の要点を心得ている水稲作よりも、より周到に注意を払うことが必要であると思われる。そのため管理作業労働に関しては、てんさいの方が投下労働量が多いのではないかと予想される。
- 7) 七戸長生「近年の畑作の構造変化とてん菜生産」てんさい研究会報告 第30号 1988
- 8) 第4-11表に示したように、てんさいは水稲のなかに規則正しく作付けられているが、しかし4年間の連作であるために、てんさい連作の3～4年目には病害が発生している。聞き取りによると、これら病害による収益のマイナス分よりも、てんさいの作付け圃場を頻繁に変えることによる肥料管理や、土壌矯正等に関わるマイナス分の方が大きく、そのために病害は発生しても、あえて4年連作するとのことであった。

第5章 経営組織再編と生産力形成

第1節 本章の課題

近年の農業経営をとりまく社会経済的与件の特徴的な点として、農業経営に対する「保護・統制」が後退し、個別農業経営が、経済規模が零細なままで高度に発達した市場経済システムに対応せざるを得ない局面が増加していることが指摘される。このため、個別経営の経済活動を補完する組織の意義はますます重要になってきている。

われわれが第3章において検討した水田作生産組織における中心的な経済的機能は、労働手段をめぐる規模の経済性の追求であり、個別経営では導入不可能な労働節約的労働手段を受容することによって、労働生産性を向上させることであった。しかし、それを獲得するために市場メカニズムによってではなく、地縁的農家組織によって利害関係や財、サービスの取引を調整しているのであり、いったん形成された取引の再編成が困難である。そのため、労働節約的労働手段の導入の結果、農業生産からはじき出された労働力を、再び農業生産に従事させるための個別経営の経営組織再編は、しばしば生産組織とのあいだに軋轢を生じさせる。

これは、従来の水田作生産組織は、個別水田作経営が市場経済システムへ対応せざるを得ない局面における経営経済活動を支援する機能を持たないからであった。この点については、第4章でも同様の結論が導かれ、生産過程に関わる組織では市場経済システムへの対応は不十分であり、市場対応を積極的に行う作物部会の役割が注目されたのであった。

そこでわれわれは農産物の産地形成に着目するのであるが、それは水田作経営が商品経済・市場経済システムへ対応する一形態であること、つまり商品経済・農産物市場システムに見合う大量流通大量販売を可能とする技術を受容するための個別経営の組織であることがまず注目される^{1) 2)}。

序において述べたように、農業者にとって最も有利な経営組織とは、最大の土地純収益をもたらす組織形態であり、その組織形態実現の方向に自らの経営組織を再編していくものと考えられる。この意味において経営組織再編のモーメント

は土地純収益であるといえることができる。農産物の産地形成・発展過程と表裏の関係にある個別農業経営群の経営組織再編過程も同様の土地純収益最大化行動と判断される。しかしその一方で第4章において示したように、経営組織再編はそれ以前の土地利用秩序に対する不確実要素の発生およびその拡大という性格を持つ。そのため土地利用再編および経営組織再編には一定の時間を必要とし、その中で徐々に進行するのが一般的と見られる。第4章ではその時間をたんに「不確実要素の内部化のための時間」としたが、本章ではさらにこの点に踏み込んで、経営組織再編に必要とされる時間的要素の存在理由を明らかにする。

その最大の理由をあげるならば、特定の作物に対してあらかじめ一定額の土地純収益が約束されているわけではない。このため、特定の経営組織形態に対して、経営組織再編のモーメントである土地純収益の水準が一義的に確定することはないことが指摘される。これは、私経済領域である収益水準は、個別農業生産力水準によって規定されているのであり、それは与件である社会的生産力と等しいとは限らないからである。

農業生産力の発現には農業者の技術習得や経営諸要素の改良などによっても左右されることが考えられるが、本章では地力水準に注目する。具体的には、土地の継続的な利用によって土地の属性（端的には豊度）が変化し、これに応じて生産力水準、およびそれによってもたらされる土地純収益水準も変化する、そのため個別生産力の発現の仕方が、経営組織再編に直接的な影響を与えていることを明らかにする。

さらに本章では以上の点をふまえ、経営組織の差異に起因する経営活動の差異について考察する。経営組織再編に一定の時間が必要とされるということから、特定の産地内において、様々な経営組織再編段階にある個別経営群が存在することが予想される。産地形成の経済的意義としては、大量流通・大量販売を実現するために必要とされる技術革新を受容し、これによって規模の経済（外部経済）を獲得・拡大することがあげられるが、そのためには、産地を形成する個別経営の経営活動に一定の秩序が保たれていることが必要となる。組織体である産地のオルガナイザーはこの点を十分に把握しておく必要がある。

個別経営群は、経営外から得られるさまざまな情報をもとに営農に関わる意志決定を下しているのであるが、その判断の結果は、それぞれの経営の経営要素賦

存や技術水準の差異、さらには経営組織によって一様ではないであろう。この点はわれわれが注目する農産物の産地内における個別経営においても同様であると考えられる。

本章では農産物の販売対応に注目する。具体的には、農協という組織のオルガナイザーによって、いくつかの農産物販売方法が個別経営に対して提供されている場合、個別経営の販売行動に差異が存在するのか、存在する場合にそれは何に根ざすものなのか、ということを明らかにする。産地としての農産物販売は、農協などの産地のオルガナイザーの対応として認識されることが一般的であり、産地を形成する個別経営の対応は注目されることは少ない。しかし、技術指導などの生産面のみならず販売面から個別経営を組織化するためには、この点を明らかにしておくことが重要であると考えられる。

以上の検討をふまえ本章の分析手順を整理すると、まず第一に、経営組織再編と表裏の関係にある産地形成の過程を画期性、地域性、階層性の視点から検討する。さらに第二に、経営組織再編のモーメントとしての超過利潤と、それに対する生産力的制約の存在を明らかにする。第三に、個別経営の農産物販売行動の差異とその要因を明らかにする。

第2節 たまねぎ産地の形成過程

1. 減反・転作と産地形成の画期

分析の対象は、第3章同様、夕張郡栗山町である。先にも述べたように栗山町の水田開発はきわめて早期に行われたのであるが、減反政策開始以降は、稲作の地位が年々低下し、他方、野菜作振興が地域農業振興の大きな柱として位置づくにいたっている。生産農業所得統計によると、同町の野菜粗生産額は1969年時点では農業粗生産額全体の10.1%であったが、1988年には26.2%までに拡大している。

現在、野菜作の中で大きなウエイトを占めているのはたまねぎ作である。これはおもに関西市場に向けて出荷されており、中堅的な産地として一定の評価が得られている。1990年における栗山町農協のたまねぎ販売高は7億1千600万円であり、全販売高の11.3%、ばれいしょを除く野菜のなかでは38.9%をしめる。また近年は

転作作物として作付される割合が高く、1989年にはたまねぎ作付面積の72.6%が転作田に作付けされている。第5-1図に転作作物の作付け面積の推移を示した。

このように栗山町におけるたまねぎ作の拡大には、減反・転作の影響が大きいのであるが、しかし、栗山町におけるたまねぎの作付け開始そのものは、明治期にまでさかのぼる。当時のたまねぎは畑地への作付けに限られていた。また、現在でこそたまねぎの産地形成における栗山町農協の役割は多大なものであるといえるが、1960年代の中ごろまでは、農協はたまねぎ販売にはいっさい関わっておらず、産地集荷業者が個々の経営から買い集めていたのであった。そのため当時は、栗山町は、たまねぎの産地としてとくに市場から評価される存在ではなかった。

しかし後に詳しく述べるように、1966年11月に栗山町農協と近隣の2農協は「南空知玉葱振興会」をつくり、はじめてたまねぎの共販事業に乗り出した。その後、栗山町農協は、独自に複数のたまねぎ販売・精算方法を用意し、生産者が自らの経営状態に合わせてそれらを選択できるシステムを採用するとともに、1988年にはたまねぎ選果場を拡充することによって共販事業を拡大させ、栗山町をたまねぎ産地として確立するために重要な役割を担ったのである。

以上、栗山町におけるたまねぎ産地形成の経過を大まかにたどるならば、当初は畑地への作付けのため面積も少なく、また農家が個別に産地集荷業者へ販売していたために、たまねぎ産地として市場から特に注目される存在ではなかった。しかし、水田転作政策によって畑地以外の水田にもたまねぎが作付けされる契機が生じ、また農協がたまねぎの販売に本格的に乗り出したことによって、たまねぎの産地としての地位を確立していったのであった。

2. 土壌条件・地目と産地の地域性

水田転作政策開始以前のたまねぎ作付けは畑地に限られていたのであるから、その地域的広がりには、当然に畑地の分布に制約を受けていた。しかし畑地の中でもたまねぎ作への適・不適があり、かつては町内で沖積土（褐色低地土）とされる土壌でなければ作付けは無理であるとされていた。

そこでまず町内の畑地の分布について述べると、これは位置、土地条件、およびそれらと関連する土地利用によって大きく二分される。その一方は、町西部を

走る河川の流域に位置する沖積土壌の畑地で、土地利用としてはたまねぎ、ながねぎなどの、比較的労働集約的な作物が作付けられている。他方は、町の東部を走る夕張山地の丘陵部地域に広がる火山性土壌の畑地で、本州移出用の種子馬鈴薯生産を中心とした輪作的土地利用がとられている。転作開始以前にたまねぎが作付けされていたのは、河川流域の沖積土壌の畑地である。

その後、転作政策の開始とともに、水田にも転作作物としてたまねぎが作付けされるようになったのであるが、その先駆的な取り組みがみられたのは、先の沖積土壌の畑地の周辺部に位置する水田であった。これは、それらの地区の水田土壌は、やはり沖積土壌であったこと、さらにこの地区は用水系の末端に位置するために造田時期が遅く、そのため水田としての利用期間が比較的短期間であったことから、土性が畑地とさほどかわらず、畑地としての利用が比較的容易であったためである。さらにその後、たまねぎ作はその周辺部のグライ土地帯へと広がっていった。これは後に詳しくふれるように、適当な土壌改良剤等の投与によって、沖積土壌ではない水田でもたまねぎ作が可能になったためである。

第5-1表は、たまねぎ作への取り組みの地域間格差を示したものであり、表中のたまねぎ作付け面積割合の高い集落から順に並べられている。また第5-2図は、たまねぎ作付け面積割合と、町内の土壌条件を示したものである。

まず表に注目すると、上位の集落と下位の集落で畑地面積割合が高いが、畑地へのたまねぎ作付け面積割合をみると上位集落では高く、下位集落ではほとんどみられない。また図をみると、たまねぎ作付け面積率が高い上位集落が、町西部の河川流域の褐色低地土壌地帯に位置し、下位集落はその周辺部に位置していることがわかる。表の上位集落では、減反・転作開始以前に畑地で作付けされていたたまねぎが、その後早い時期に転作田にも拡大し、集落全体のたまねぎ作付け面積割合が高まっていった。他方、表の中・下位集落は減反・転作以降、とくに最近になって転作田でたまねぎを作付けしたのであり、そのためたまねぎ作付け面積は小さい。

以上の検討から、たまねぎが先駆的に作付けされていた河川流域に位置する沖積土の畑地が産地の中心地であり、減反・転作政策を契機に、そこから周辺部に徐々にたまねぎの作付けが広がっていったということができる。

第5-1表 たまねぎ作付の集落間格差(1989年度)

集落名	総畑面積 割合(A)	作付面積 割合(B)	畑への 作付(C)
三日月	46.2	63.3	39.0
栗山2	82.3	39.5	100.0
桜丘	53.9	29.0	100.0
共和	8.7	22.2	8.6
阿野呂	13.9	20.5	21.1
富士	11.5	11.1	18.1
湯地	34.6	3.0	46.4
角田	18.0	2.7	0.0
中里	8.9	1.7	0.0
旭台	3.9	1.6	0.0
南学田	8.6	0.9	0.0
御園	29.6	0.9	0.0
雨煙別	21.2	0.5	6.0

出所) 栗山町農協資料、1990年センサス集落別データ

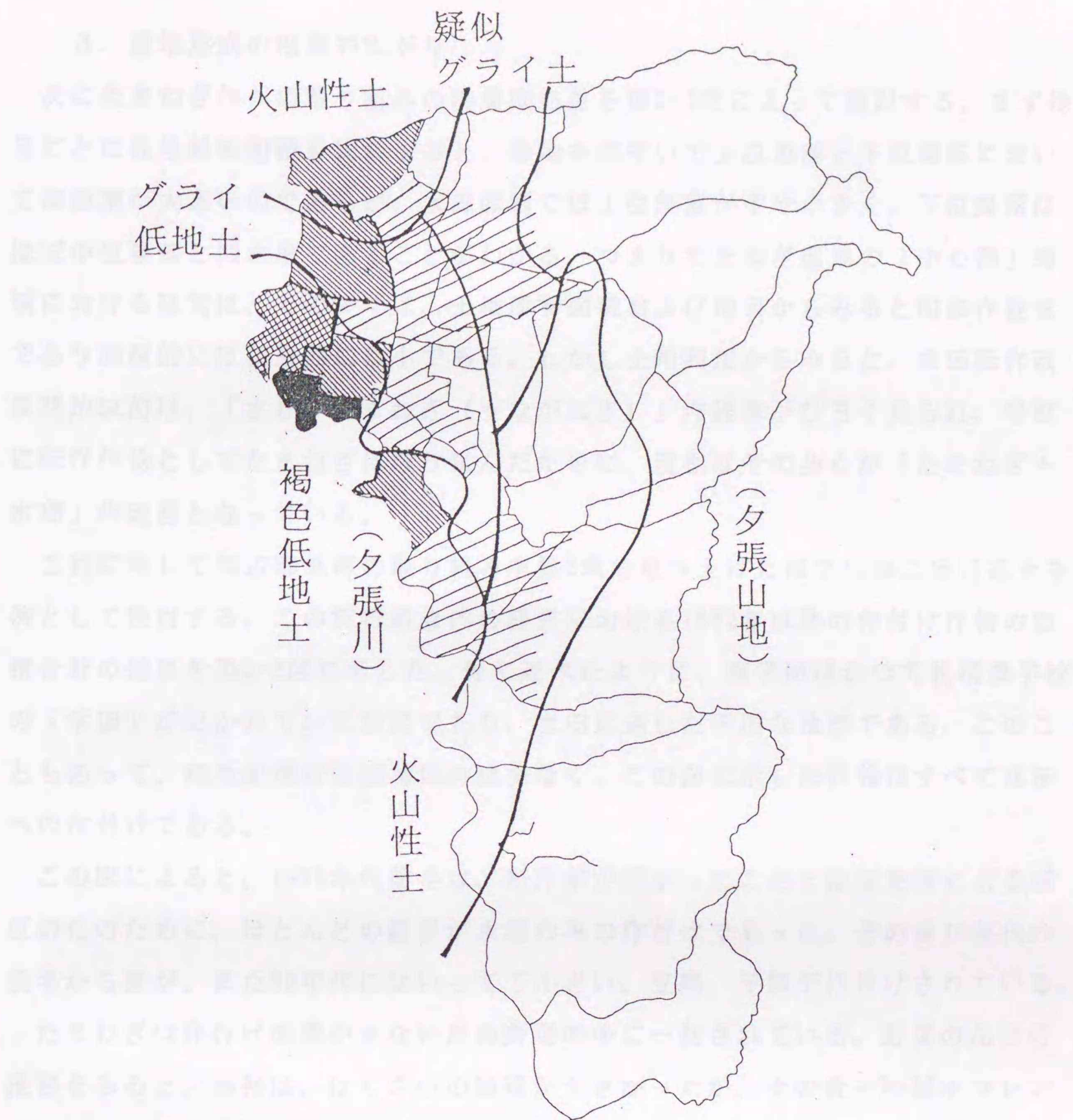
注1) A: 畑面積/総耕地面積

B: たまねぎ作付面積/総耕地面積

C: 畑へのたまねぎ作付面積/たまねぎ作付面積

2) 表中「雨煙別」は、雨煙別、北学田、鳩山の合
計数である。

3) 単位: %



凡例	たまねぎ作付け 面積割合 (%)	10未満	10～20	20～60	60以上

第5-2図 栗山町の土壌とたまねぎ作付け面積割合の集落差
出所) 第1表におなじ。

3. 産地形成の階層的広がり

次にたまねぎ作への取り組みの階層間格差を第5-2表によって検討する。まず地目ごとに経営耕地面積を比較すると、湯地をのぞいて上位集落と下位集落において畑面積が大きいのであるが、水田面積では上位集落がやや小さく、下位集落はほぼ中位集落と同水準であることがわかる。つまりたまねぎ産地の「中心部」地域における経営は、その多くは、土地所有面積および地目からみると田畑作経営であり面積的には相対的に狭小である。しかし土地利用からみると、水田転作政策開始以前は、「水稻+たまねぎ(+ながねぎ)」作経営がひろく見られ、早期に転作作物としてたまねぎに取り組んだために、現在はその多くが「たまねぎ+水稻」作経営となっている。

これに対して周辺部集落の取り組みを第3章で取り上げた南学田第二実行組合を例として検討する。この実行組合内の経営における1972年以降の作付け作物の面積合計の推移を第5-3図に示した。先に述べたように、南学田はかつて札幌農学校の「学田」がおかれていた地区であり、水田に適した平坦な地形である。このこともあって、畑地面積は自給用以外は少なく、この図に示した作物はすべて水田への作付けである。

この図によると、1970年代前半は、転作率が低かったことと基盤整備による減反消化のために、ほとんどの経営が水稻のみの作付けであった。その後70年代の後半から麦が、また80年代にはいっててんさい、豆類、芋類が作付けされている。

たまねぎは作付け面積が少ないため野菜の中に一括されている。野菜の品目の推移をみると、当初は、はくさいの面積が大きかったが、その後一時期ハウレンソウが増加している。1991年におけるたまねぎの作付け面積は、野菜作付け面積255aのうち、28aであり、作付けに取り組んでいる経営は11戸中2戸である。

つまり南学田第二の土地利用は、減反・転作開始当初は水稻単作的土地利用であったが、その後転作作物として麦、ついでてんさい、豆類が導入され、近年ようやくたまねぎが導入されてきたのである。このことから南学田第二はたまねぎ産地の周辺部であり、最近になって産地化の波が押し寄せてきたということがいえる。

このように産地の中心部と周辺部では、作付け作物の変遷はことなる。中心部集落は土地所有としては「水田+畑」であり、また経営耕地面積そのものが狭小

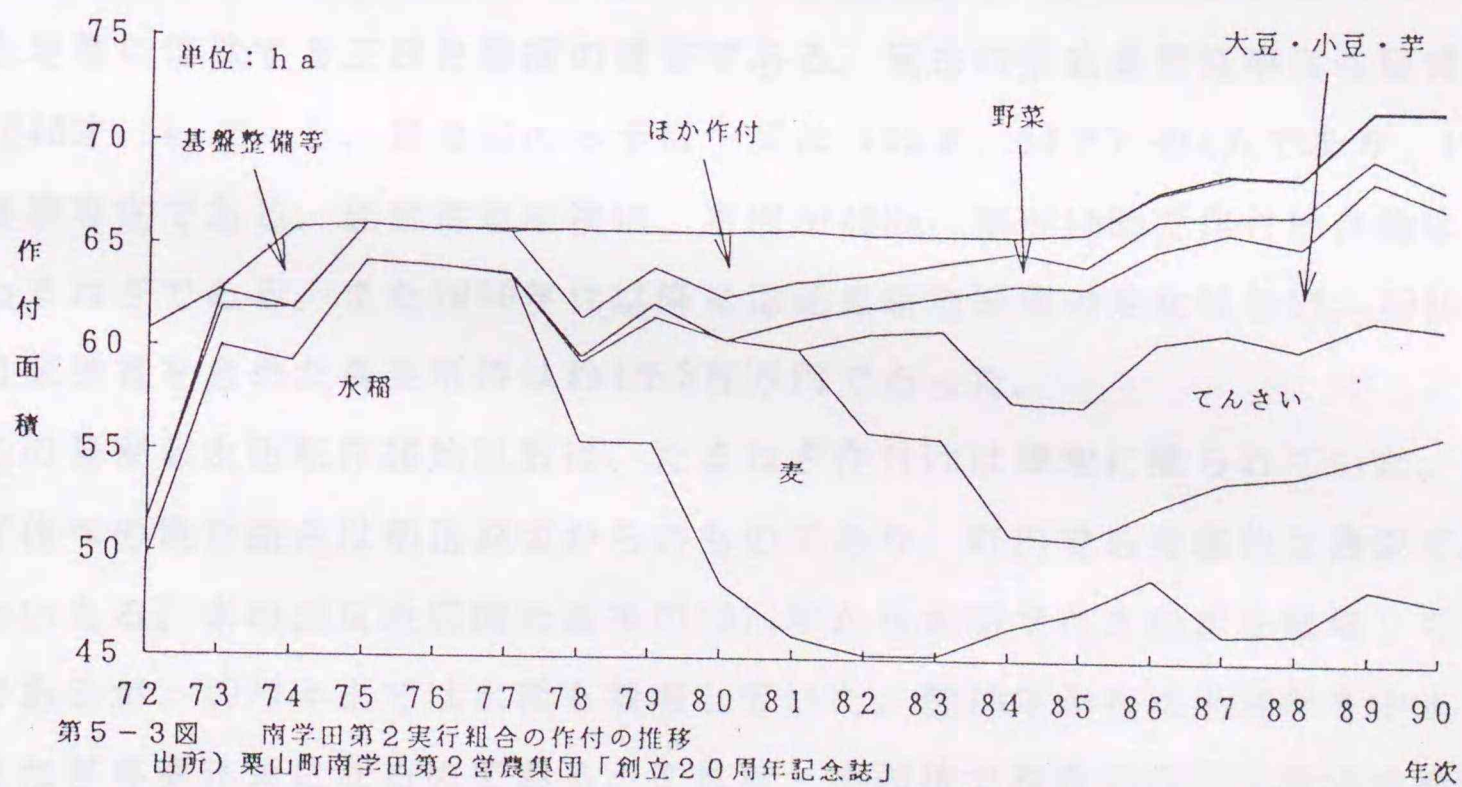
第5-2表 たまねぎ作をめぐる取り組みの集落間格差

集落名	農家総数 (たまねぎ 出荷)(戸)	一戸当たり たまねぎ作 付面積 (a)	農家一戸あたり 経営耕地面積(a)	
			水田	畑
三日月	19 (16)	464.8	309.3	265.8
栗山2	14 (6)	204.0	42.9	199.8
桜丘	9 (2)	210.0	82.8	96.8
共和	33 (25)	214.0	558.1	53.2
阿野呂	28 (12)	397.6	646.8	104.1
富士	38 (14)	277.9	574.9	74.7
湯地	31 (10)	123.5	436.2	231.2
角田	6 (1)	77.0	186.1	40.8
中里	36 (4)	77.3	448.5	43.9
旭台	41 (6)	184.0	549.6	22.3
南学田	72 (2)	477.5	658.8	61.8
御園	53 (1)	...	763.8	321.1
雨煙別	123 (10)	79.1	603.4	162.1

出所) 1990年センサス(集落集計表) および、栗山町農協資料より。

注1) 表中「畑」は樹園地を含まない。

2) 表中「雨煙別」の数値は、北学田、鳩山、雨煙別の数値の合計である。



であったが、たまねぎをはじめとする労働集約的作物に早期に取り組むことによって農業経営として存立しえた。しかし南学田では土地所有は水田にほぼ限られていたこと、またその面積も比較的大であったことにより、減反・転作政策開始当初も水稻単作的であり、その後取り組まれた転作作物も、土地利用型作物が中心であって、近年ようやくたまねぎ作への取り組みがみられるようになったのである。

第3節 経営組織再編と農業生産力

1. 個別経営における経営組織再編の過程

以上は、産地形成を地域的な視点から概観したものであるが、これはとりもなおさず個別経営における経営組織再編の過程と表裏をなすものである。産地の「中心部」地域に位置する経営にあっては、たまねぎ作への取り組みが他の地域に比較して早いため、相対的に経営組織におけるたまねぎ作部門の比重は大きく、転作割当面積を越えてたまねぎを作付けしている経営も珍しくない。中には水稻作を完全に中止し、たまねぎ単作経営になった事例もある。

ここではたまねぎ単作経営の経営組織再編の過程を事例的に紹介し、経営組織再編にともなう労働組織の再編を明らかにしたい。この経営は、夕張川沿いの沖積土地帯に位置する三日月集落の農家である。現在の家族農業従事者は経営主夫婦（46才、43才）と、農繁期のみ手伝う父母（65才、64才）の4人であり、いずれも農業専従である。経営耕地面積は、水田が498a、畑が168aで作付け作物はすべてたまねぎである。また1950年代以降には経営耕地面積の変化はない。1990年度の自家労賃を含めた農業所得は約1千3百万円であった。

この農家も水田転作開始以前は、たまねぎ作付けは畑地に限られていた。たまねぎ作への取り組みは明治期頃からのものであり、町内でも先駆的な農家であったといえる。米の減反政策開始直後の1971年から水田でたまねぎを栽培していたのであるが、1977年までは水稻も栽培していた。翌78年からは水稻作を中止し、たまねぎ専業経営になるのである。これは、小面積で複数の作物を栽培することによる投資の非効率性をさけることと、さらにたまねぎ作の将来性を考慮しての

判断である。水稻作用の農業機械は所有しておらず、1974年に農協倉庫を買い取って改造した、たまねぎ貯蔵庫1棟と、堆肥を製造するコンクリート製の堆肥場(540㎡)をもつ。

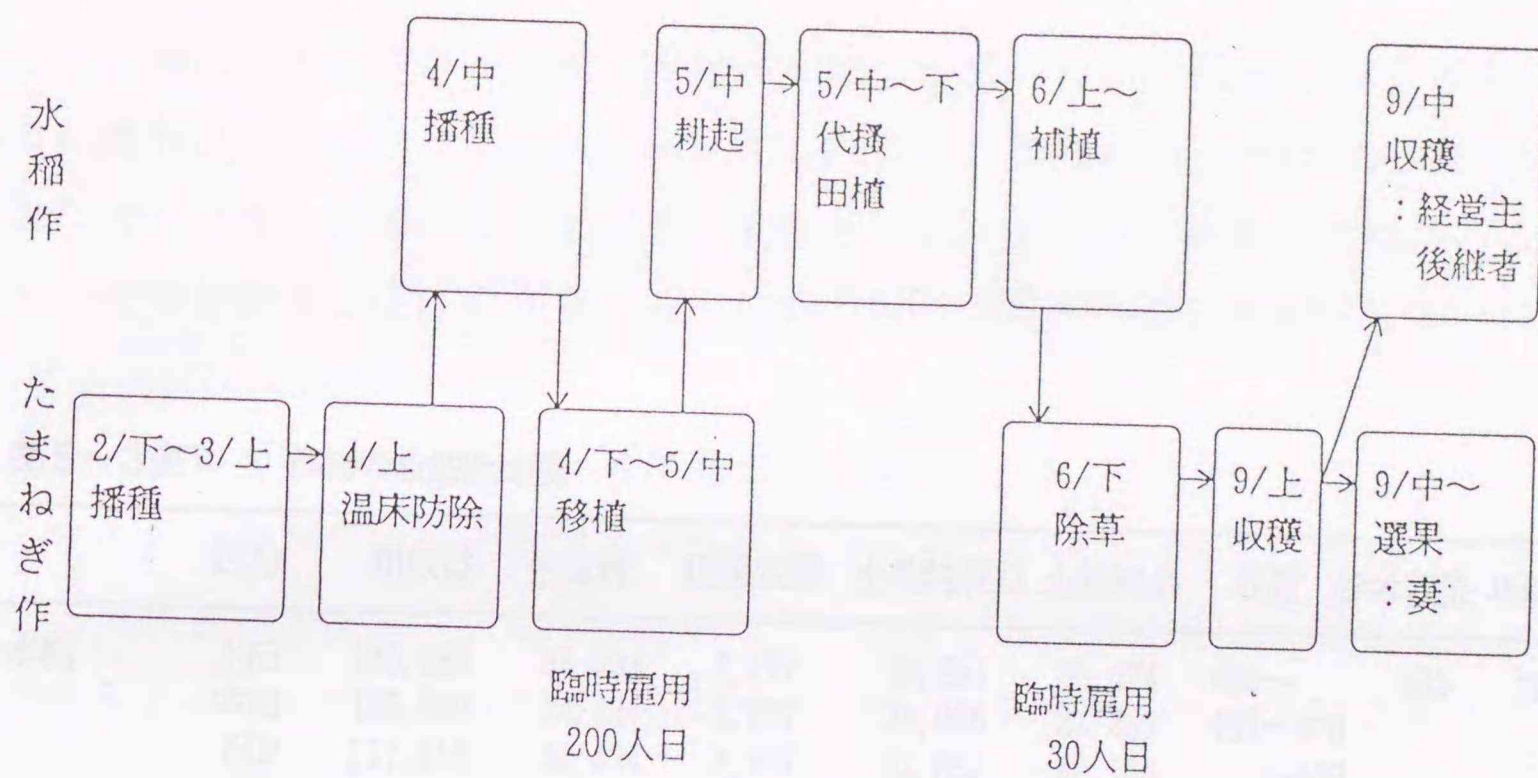
このような経営組織再編にともなって、労働組織も変化してきた。第5-4図は、「水稻+たまねぎ」作経営の年間の作業とそれに従事する労働力であり、他方、第5-5図は、事例経営の場合である。両者では経営耕地面積や労働力構成に差がみられるが、基本的に事例経営が「水稻作+たまねぎ」作経営であった時期も、稲作機械化段階の差異から作業期間に短長の差はありつつも、作業時期としては、ほぼ同様であったと見てよいであろう。この図の比較から、水稻作とたまねぎ作は、9月中旬以降の水稻作の収穫とたまねぎ作の選別をのぞいて作業の競合が少ないことがわかる。しかしながら事例経営はたまねぎ単作化を選択したのであった。次項ではこのような経営組織再編のモーメントについて考察する。

2. 地代負担力の作物間格差

第5-3表は、栗山町農業員会が標準小作料算定に用いる農産物生産費調査から、それぞれの農産物の収益性を求めたものである。表に示した畑地の区分は1級畑は沖積土、2級畑は丘陵平坦地(上)、3級地は丘陵平坦地(下)である。たまねぎ以外は公示されている上位等級地でのデータを示した。この表に示したデータは、出所の性格ゆえに厳密な分析に用いることは慎重にならざるを得ないが、各作物の収益性の概数は把握可能であろうと考えられる。

表中の生産費には、自家労働費および資本利子が含まれている。表では作物の収益性としてふたつの指標を示した。ひとつは土地純収益であり、粗収益から物財費、自家および支払労賃、土地改良水利費、資本利子を控除した金額である。もう一つは土地残余であり、土地純収益からさらに租税公課を控除したものである。

ここで土地純収益に注目すると、たまねぎのそれは、畑作物のみならず水稻と比較しても群を抜いて高い水準にある。また、畑作物の連作問題や、種子馬鈴薯の作付け割り当てを勘案すると、たまねぎ作の有利性はいっそう増すことになる。これらのことから、他の条件が一定であるならば農家はたまねぎ作部門を拡大しようとするであろう。

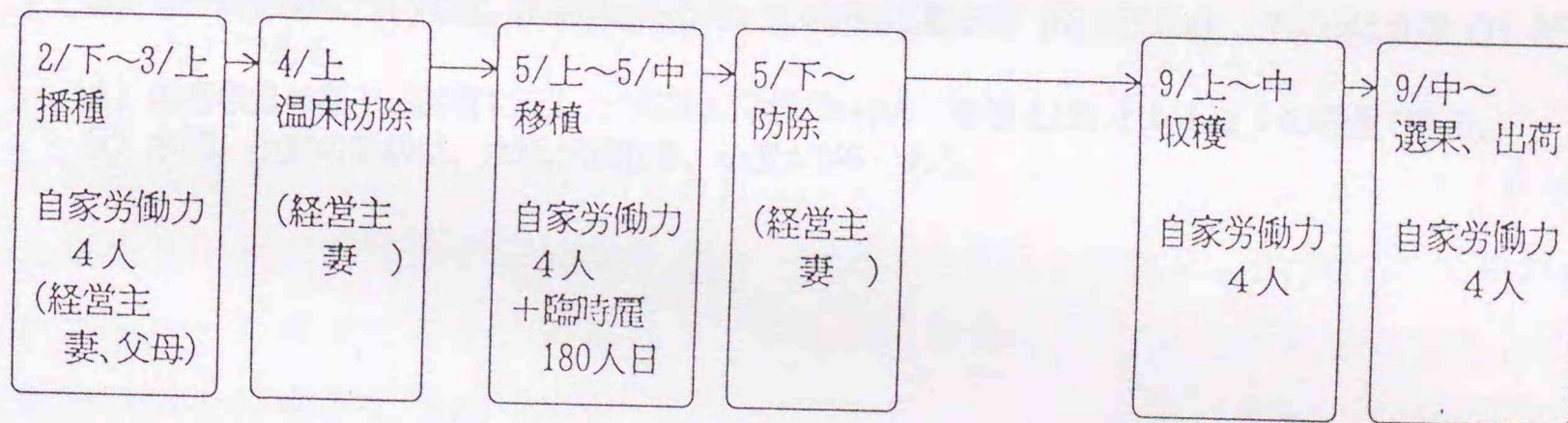


第5-4図 「稲作+たまねぎ作」経営の作業概要

出所) 聞き取り調査から。

注1) 事例は1990年時点である。

2) 作業は、水稻収穫、たまねぎ選果以外は、自家労働力3人が従事する。



第5-5図 たまねぎ専作経営の作業概要

出所) 聞き取り調査から。

注) 事例は1990年次点である。

第5-3表 作物の収益性比較

	区分	粗収益	生産費	租税公課	土地純収益	土地残余	収量	参考収量	単価
水稻	上田	133,685	94,434	3,777	39,251	35,474	480~	530	264.9
	中田	125,500	94,434	3,777	31,066	27,289	431~479		〃
	下田	117,315	94,434	3,777	22,881	19,104	~430		〃
たまねぎ	1級畑	329,000	262,366	15,830	66,634	50,804	4,700	5,150	70
	2級畑	315,000	262,366	15,830	52,634	36,804	4,500		〃
種子馬鈴薯	1級畑	207,860	164,171	5,313	43,689	38,376	3,200	3,720	
食用馬鈴薯	3級畑	132,440	93,101	5,300	39,339	34,039	2,800		47.3
小麦	2級畑	52,480	32,456	1,265	20,024	18,759	320	355	164
小豆	2級畑	83,790	47,585	2,140	36,205	34,065	210	218	399
てん菜	2級畑	108,528	83,680	1,340	24,848	23,508	5,600	5,620	19.4
単 位		円/10a	円/10a	円/10a	円/10a	円/10a	kg/10a	kg/10a	円/kg

出所) 参考収量は、「北海道農林水産統計年報(農業統計市町村別編)」(平成元年~平成2年、農林水産省)のほかは、栗山町農業委員会資料(1989年9月決定公告)より。

注1) 純収益は粗収益-生産費である。

2) 生産費の中には自家労働費および資本利子が含まれているが、自作地地代、租税公課および支払地代はふくまれていない。

3) 種子馬鈴薯については、3,200kgのうち、2,500kgは種子用(69.4円/kg)、700kgは食用(47.3円/kg)である。

4) 参考収量の種子馬鈴薯に示した数値は、統計年報の「春植えばいいいしょ」の収量である。

5) 水稻、小麦の等級は、水稻が5類2等、小麦が2等である。

さらに表には示さなかったが、労働投下量に注目すると、水稻作の10aあたり家族労働費は約2万7千円であるのに対して、たまねぎ作のそれは約6万円である。つまり、基幹作物を水稻からたまねぎに変化させるような経営組織の再編は、より多くの労働を投下して、より多くの土地純収益を獲得することを意味している。

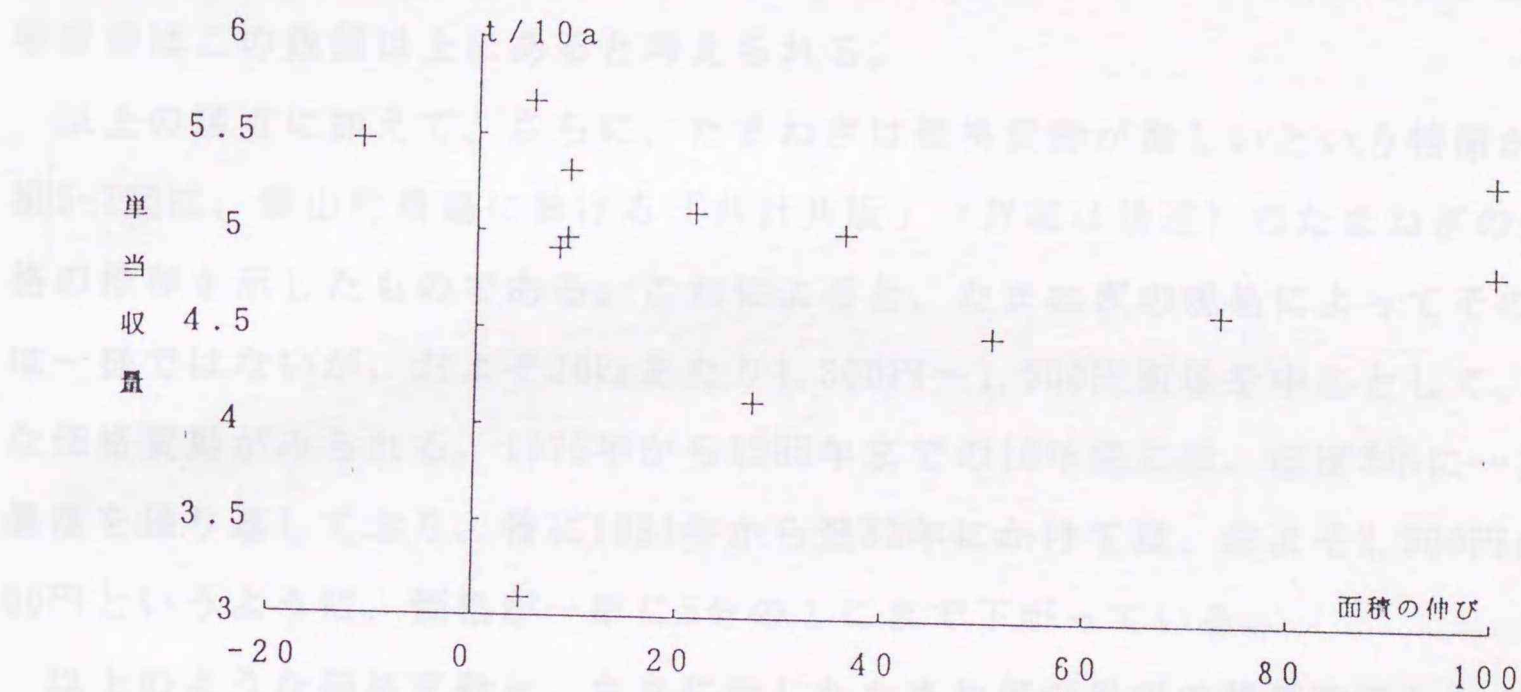
3. 生産力的制約の存在と地代負担力の変化

しかし、たまねぎ作が土地純収益獲得という点において相対的に有利な作物であると判断されるならば、なぜ経営者はたまねぎ作付面積を急速に拡大するような行動をとらないのであろうか。この点が、新たな問題としてうかびあがってくる。つまり、個々の水田作経営に対してたまねぎ作部門が地域的、階層的に徐々に導入、拡大され、これと表裏をなして産地が徐々に形成されてきたのであって、短期間に急速に成立したものではない。これはとりもなおさず、個別経営の経営組織再編には、一定の時間が必要とされることを示すものである。本節では、この点を、たまねぎの新規作付けが土地利用に与える影響の分析を通して、生産力形成の点から明らかにする。

たまねぎ作に適した耕地は、排水が良好であることは当然であるが、土性としては、多量の磷酸が必要である。この磷酸は、毎年補給されるが、作付けまもない数年間は、土壌矯正分も含めて、通常より多く投下される。栗山町では、土壌矯正前の圃場を「新畑」、矯正後を「熟畑」とよんでいる。このような土壌改良の必要性は転作田も畑地もほぼ同様である。しかし土壌矯正に必要な磷酸肥料を一度に投下することは、かえって生育障害を引き起こしてしまう。そのため必要な磷酸の量を数年に分けて投下することになるのである。その期間は、矯正前の土壌条件によって若干の差はあるが、一般的に3年ほどである。つまり、「新畑」を「熟畑」に矯正するまでの期間は、通常の肥料費のほかに土壌矯正にもちいる磷酸肥料の投資が追加的に必要になるのである。かつてたまねぎは、沖積土壌の畑地以外には作付けが不可能であると考えられていたのであるが、このような土壌改良によって転作田への作付けの道が開かれたのであった。

しかしそれでも、作付期間の短い転作田におけるたまねぎの単収は低い。たまねぎの連作期間とその単収の関係に関する調査はなされていないので、作付期間の短い圃場の面積割合の高い集落ほどたまねぎ作付け面積の伸びが大きいであろ

うとい。位置に關づいて系統差を認めしめたのは、第5-6図である。これは、栗山の第1区に示したたまねぎ作付面積の伸びと、1961年度のたまねぎ単収の相関をみたものである。面積の伸びが10%になっている角間作付面積が面積に少ないため、例外的と考へてよいが、ほかの角間の伸びは、作付面積の伸びとほぼ等しい。これは、単収が低いという点から、作付面積の伸びを減らしている。このことから、たまねぎを栽培に作付けして単収の割合が高い角間で単収が低く、栽培している面積が主である角間で単収が高いことがわかる。更に、第5-6図の平均値は、各角間ごとの平均的な面積であり、角間は角間内に「新田」と「熟田」が混在しているために、正確な平均値は角間以上の面積以上と考へられる。



第5-6図 たまねぎの収量水準と作付面積の変化の相関

出所) 栗山町玉葱振興協議会資料より。

以上の図から、たまねぎの単収と作付面積の伸びとの相関は、第5-6図に示したように、面積の伸びが10%以内では、単収が4.5t/10a以上である。面積の伸びが10%を超えると、単収が4.5t/10a以下になる。これは、面積の伸びが10%以内では、単収が4.5t/10a以上である。面積の伸びが10%を超えると、単収が4.5t/10a以下になる。これは、面積の伸びが10%以内では、単収が4.5t/10a以上である。面積の伸びが10%を超えると、単収が4.5t/10a以下になる。

面積の伸びに關づいて系統差を認めしめたのは、第5-6図である。これは、栗山の第1区に示したたまねぎ作付面積の伸びと、1961年度のたまねぎ単収の相関をみたものである。面積の伸びが10%になっている角間作付面積が面積に少ないため、例外的と考へてよいが、ほかの角間の伸びは、作付面積の伸びとほぼ等しい。これは、単収が低いという点から、作付面積の伸びを減らしている。このことから、たまねぎを栽培に作付けして単収の割合が高い角間で単収が低く、栽培している面積が主である角間で単収が高いことがわかる。更に、第5-6図の平均値は、各角間ごとの平均的な面積であり、角間は角間内に「新田」と「熟田」が混在しているために、正確な平均値は角間以上の面積以上と考へられる。

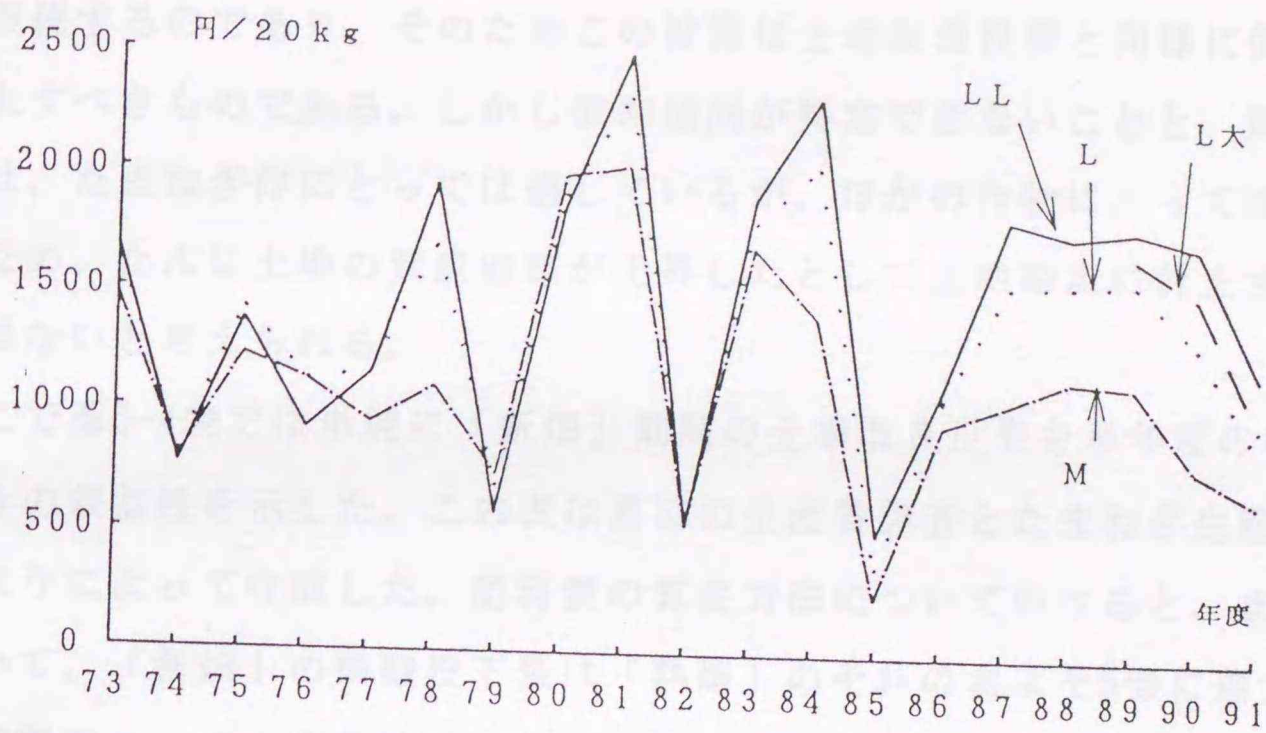
うという仮定に基づいて単収差をしめしたのが、第5-6図である。これは、さきの第5-1表に示したたまねぎ作付面積の伸びと、1991年度のたまねぎ単収の相関をみたものである。面積の伸びが100%になっている集落は作付面積が極端に少ないために例外的と考えてよいが、ほかの集落の場合は、作付面積の伸びの大きい集落ほど単収が低いという右下がりの相関を示している。このことから、たまねぎを新たに作付けした圃場の割合が高い集落で単収が低く、連作している圃場が主である集落で単収が高いことがわかる。図に示した単収は、各集落ごとの平均的な数値であり、実際は集落内に「新畑」と「熟畑」が交錯しているために、正確な単収差はこの数値以上にあると考えられる。

以上の諸点に加えて、さらに、たまねぎは価格変動が激しいという特徴がある。第5-7図は、栗山町農協における「共計共販」（詳細は後述）のたまねぎの生産価格の推移を示したものである。これによると、たまねぎの規格によってその水準は一様ではないが、およそ20kgあたり1,300円～1,500円前後を中心として、大幅な価格変動がみられる。1975年から1985年までの10年間には、ほぼ3年に一度の大暴落を繰り返しており、特に1981年から翌82年にかけては、およそ2,500円から500円というように、価格が一挙に5分の1にまで下がっている。

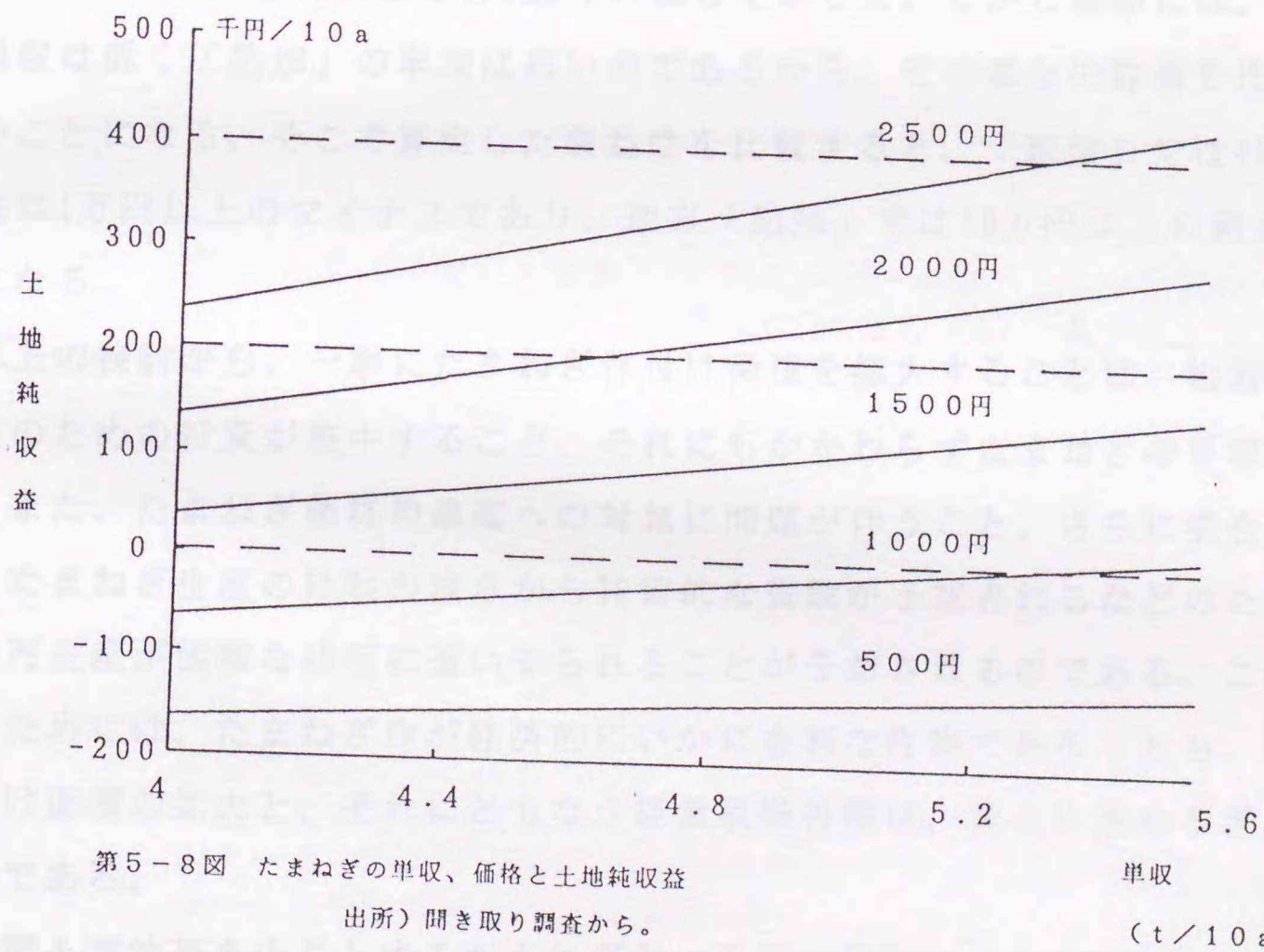
以上のような価格変動と、さきに示したたまねぎの単収の関係を示したのが第5-8図である。たまねぎの単収は、先の第5-6図を参考にして、4～5.6t/10aの場合を示した。作図のために用いた生産費は、先の「熟畑」での生産費であり、便宜上、各単収において10aあたり生産費に差はないとした。また土壌矯正のための経費は除いている。図によると、20kgあたり500円ではすべての単収水準で土地純収益はマイナスであり、その水準は10aあたりマイナス15万円ほどになる。1,000円になるとおよそ5.5t以上では純収益がプラスに転じ、1,500円では全単収水準で純収益がプラスに転ずる。

単収の高低に基づく土地純収益水準の差は、そのまま各々の経営の蓄積力にも影響すると考えられ、これはそのままたまねぎ価格の暴落への対応力とも直接的な関連をもつであろう。つまり、単収の高い経営ではそれまでの高い純収益のために、価格暴落にも対応が可能であると考えられるが、単収の低い経営ではそれが深刻であり、時として経営の再生産が困難な状況になる可能性があるのである。

最後に、土壌矯正のための肥料投資の影響を検討する。先にも述べたように土



第5-7図 栗山町農協における「共計共販」たまねぎの精算価格の推移
出所) 栗山町農協資料より



第5-8図 たまねぎの単収、価格と土地純収益
出所) 聞き取り調査から。

壤矯正のための肥料投資が必要な期間はおよそ3～4年であるが、この効果はその後も継続するのであり、そのためこの投資は土地改良投資と同様に償却費用として計上すべきものである。しかし償却期間が特定できないことと、磷酸分が高い圃場は、たまねぎ作にとっては適しているが、ほかの作物にとっては不適であり、そのため、たんに土地の資産価値が上昇したとして土地勘定に計上することは適切ではないと考えられる。

そこで第5-4表では単純に「新畑」期間の土壤改良投資を単年度の収支で処理した場合の収益性を示した。この表は農協の生産費調査とたまねぎ生産農家からの聞き取りによって作成した。肥料費の算定方法についてのべると、まず磷酸肥料について、「新畑」の磷酸投下量は「熟畑」のそれのおよそ5倍に達する。そのほかの肥料についても全体的に1割ほど多めになる。以上によって肥料費全体としては、「新畑」は「熟畑」のおよそ倍額になる。このほかに「新畑」では、炭酸カルシウムなどの土壤改良剤や、除草剤、農薬なども多く必要であるようだが、圃場によって差が大きく額を特定できなかったため、とりあえず同額とした。また、たまねぎの価格は先の第5-3表同様にほぼ平年並の70円/kgとし、たまねぎの単収は10aあたり4tから5.6tまでの5通りの場合を示した。しかし実際には、「新畑」の単収は低く「熟畑」の単収は高いのであるから、その場合の数値を比較すればよいことになる。そこで算定した収益性を比較すると、「新畑」では4tで土地純収益は1万円以上のマイナスであり、他方「熟畑」では10万円以上の剰余を生むことになる。

以上の検討から、一挙にたまねぎ作付け面積を拡大することは、短期間に土壤矯正のための投資が集中すること、それにもかかわらずたまねぎの単収は低いこと、また、たまねぎ価格の暴落への対処に問題が伴うこと、さらに場合によっては、たまねぎ生産の経験の浅さから技術的な失敗が予想されるなどのために、経営の再生産が困難な状況に追いやられることが予想されるのである。これを回避するためには、たまねぎ作が経済的にいかに有利な作物であろうとも、たまねぎ作付け面積の拡大と、それにともなう経営組織再編は、徐々に進めるざるをえないのである。

沖積土地地帯を中心とするたまねぎ作の先発的集落は、水田転作開始以前に既にたまねぎ作に取り組んでおり、それを転作田にも拡大するなどして、たまねぎ

第5-4表 たまねぎ作の新畑、熟畑における
収益格差の試算（単位：円/10a）

		新畑	熟畑
肥料費		59145	31000
生産費合計		291457	263312
単収(kg/10a)			
土	4000	-11457	16688
地	4400	16543	44688
純	4800	44543	72688
収	5200	72543	100688
益	5600	100543	128688

出所) 農協資料及び聞き取りから。

注1) たまねぎの単価は、農業委員会
資料と同様(70円/kg)である。

2) 土壌改良のための肥料も肥料費
とした。

第5-5表 栗山町農協のたまねぎ販売方法の概要

販売方法	共計共販		成行共販	ネット詰め
出荷用段ボール箱	出荷用段ボール箱		出荷用段ボール箱	ネット袋
翌年5月本精算	翌年5月本精算		販売時1週間プール	農家別出荷日別
共選施設使用	共選施設使用		共選施設使用	個選
取扱い量	248,429(54.1%)		98,672(21.5%)	112,014(24.4%)
精算価格	一般	F ₁		
2L	2,114	2,164	1,820	
L大	1,914	1,958	1,493	
L	1,714	1,752	1,359	
M	1,214	1,237	1,056	

出所) 栗山町農協からの聞き取り。

注1) 取扱い量および精算価格は、1990年度の実績である。

2) 取扱い量の単位は、個/20kg、精算価格の単位は、円/20kgで、
成行共販の精算価格は、通年の平均である。

作部門を基幹部門としている経営も多い。他方、後発的集落の場合は、水田転作以前はたまねぎ作の経験がなく、水田土壌もたまねぎ作には適したものではなかったのであるが、水田でのたまねぎ作付けの可能性とその方策が明らかになるにつれ、転作作物としてたまねぎ作に取り組むようになったのであった。ところが、たまねぎは容易に作付けの拡大はできないために、これら後発集落の経営では、たまねぎ作はいまだ副次的な部門にすぎないのである。

第4節 農協の農産物販売方法と販売方法選好の集落間格差

先に述べたように、栗山町のたまねぎの産地としての地位の確立には、町農協の果たす役割が大きく影響している。そこでまず農協のたまねぎ販売事業の概要を第5-5表に示した。表にみるようにたまねぎ出荷農家に対しては3通りの販売方法が用意されている。通常は農協の農産物販売は単一の方法に集約される場合が多く、地域内における個別経営の販売方法に対する選好の差異が表面化しにくい。単一の農産物に対して複数の販売方法を用意している栗山町農協の事例は、本章で示した課題を考察する格好の素材と判断される。

その販売方法であるが、第一は「共計共販」であり、選果および出荷が共同で、代金は通年でプール精算される。第二は町内では「成行（なりゆき）共販」とよばれる販売方法であり、共選場へ搬入後すぐに選果され出荷される。また販売代金はほぼ1週間単位でプール精算される。第三が町内で「ネット詰め」とよばれる方法であり、20kgずつネットの袋にいれられる。これは個選であり、さらに販売代金は、出荷農家の出荷日ごとに精算される。

各農家は、以上に示した販売方法の差異をふまえ、たまねぎを農協に出荷する前に、どの販売方法にどれだけ出荷するという予約をする。予約の変更は、農協の倉庫への搬入前であれば可能である。

栗山町農協がこのような販売方法を採用するようになった経過の概略を述べると、先にも述べたように、農協は1966年までたまねぎの販売には関わっておらず、すべて産地集荷業者が直接農家から買い取っていた。1966年11月に、栗山町の近隣に位置する北長沼農協、由仁町農協と3者で「南空知玉葱振興会」がつくられ、

農協がはじめてたまねぎ販売に乗り出したのであった。この時点における販売方法は「ネット詰め」および「共計共販」のみであった。しかし、「共計共販」は最終精算が翌年の6月頃であり、年末の農協の組合員勘定の決済までに間に合わない。そのため収支が芳しくない農家の現金需要に必ずしも十分こたえるものではない。ところがもう一つの「ネット詰め」は個選であるため「共計共販」では必要ではない選果のための労働力と作業場所が必要であるが、後に述べるようにすべての農家ができるわけではない。そこで1988年に、両者の折衷案として精算時期が出荷から遅くとも1週間と早くかつ共選である「成行共販」に新たに組み込まれるようになったのである。このときに新たに処理能力の高いたまねぎ選果場が竣工している³⁾。

以上の販売方法に対する農家の出荷対応を集落ごとに示したのが第5-6表である。これまでの分析と同様に、「一戸あたり販売数平均」の多い集落の順に上から並べられている。表中に示した数値は、すべてのたまねぎ生産農家が3通りの出荷方法を利用しているわけではないので、それぞれの販売方法を利用する農家数で販売方法別たまねぎ販売数を除したものである。ここに示された数値は、販売方法選択の集落間格差を示していると考えられる。

そこでこの数値に注目すると、表の上位に位置する販売量の多い集落では「ネット詰め」、中位の集落では「成行共販」、下位の集落では「共計共販」と販売方法選択の中心が変化していることがわかる。

販売方法を選択する農家の判断は、経営組織におけるたまねぎ作部門の位置づけやその技術水準と深く関わっており、それらは各経営のたまねぎ作への取り組みの中で形成されてきたものと考えられる。この点については第2節において詳細に検討してきたとおりであるが、ここで再度概要を述べると、表の上位に位置する集落が転作以前から沖積土壌の畑でたまねぎを生産していた集落であり、転作開始以降に転作田にもたまねぎを作付けする事によって集落全体のたまねぎ生産を拡大してきた。他方中位、下位集落は転作開始以降にはじめから転作田にたまねぎを作付けしてきたのであるが、畑の分布から、町東部の火山性土の畑を有する集落が表の下位に位置する集落であり、中位集落は、西部の沖積土壌と東部の火山性土壌に挟まれたグライ土壌で水田率の高い集落である。さらに一戸あたりたまねぎ作付け面積では、上位集落ほどその値が高く、販売規模がたまねぎ生産

第5-6表 一戸あたり販売数の集落差(1990年度)

	共計共販	成行共販	ネット詰め
三日月	3422.1	1845.8	5012.2
富士	4969.1	6897.5	1444.1
栗山2	2585.7	638.0	2523.4
桜丘	2408.5		2341.0
阿野呂	3455.2	897.7	1582.9
共和	2436.4	2169.2	857.1
旭台	1500.3	2175.0	744.5
南学田	2786.5	1295.0	
中里	2303.5	2614.0	455.5
湯地	979.5	1354.4	619.7
角田	1287.0		
雨煙別	1441.3	1398.0	26.8
御園	745.0		
継立	91.0		
平均	2791.3	2242.5	1723.3

出所) 栗山町農協資料より。

注1) それぞれの販売方法ごとの数量をそれぞれの農家数で除したものである。

2) 表中「雨煙別」は、北学田、鳩山、雨煙別の合計数である。

3) 単位: 個/20kg

規模と一致していると見てよい。

ここで販売対応に差異をもたらす要因について考察する。まずはじめにそれぞれの販売方法の性格を明らかにしておきたい。共選の「共計共販」と「成行共販」に対して、個選の「ネット詰め」は共選費用がかからず精算時期も早い。また後にみるように場合によっては「共計共販」よりも精算価格が高くなる場合がある。「ネット詰め」にはこのようなメリットが存在するのであるが、しかしすべての農家がこの方法を利用できるわけではない。

たまねぎを栽培している農家のほとんどは水田作経営もしくは田畑作経営であり、たまねぎ作部門のほかに稲作部門も経営内に並存している。そのような経営の年間の作業概要は、さきの第5-4図に示したとおりである。この図でみるように稲作とたまねぎ作は作業競合が少ないのであるが、しかしたまねぎの選果作業と稲作の収穫作業が重なっていることがわかる。「ネット詰め」販売は個選であるから、第一に農家自身がそのための労働力を確保しなければならない。第二にはたまねぎを選果するための作業場所と選果したたまねぎをおいておく倉庫などの場所を確保しておく必要がある。「共計共販」、「成行共販」の場合は収穫作業を稲の収穫がはじまるまでにすませておき、あとは選果場に搬入すればよい。作業時期の競合としては稲の収穫作業とたまねぎの選果場への搬入作業のみであり、作業時間としてみると、搬入作業はさほど問題ではない。

ある期間に複数部門間で特定の経営要素が競合する場合、その経営要素はその経営にとってより重要である部門（限界生産性の高い部門）に投下されると考えられる。たまねぎ作部門よりも稲作部門が重要である場合は、選果を選果場にまかせ、自家労働力を稲の収穫作業にあてようとするであろう。その場合の販売方法は、「共計共販」か「成行共販」ということになる。他方、たまねぎ作部門がより重要と認識しているのであれば労働力をたまねぎの選果に投下し、「ネット詰め」で販売すると考えられるのである。つまり、その経営の経済基盤として、稲作とたまねぎ作のどちらを重要視するのかということの違いが、共選である「共計共販」「成行共販」か、個選である「ネット詰め」か、という販売対応の差を生むのである。

「共計共販」と「成行共販」には、精算時期および精算価格に大きな差異が存在する。さきの第5-5表には、1990年度の「共計共販」および「成行共販」のたま

ねぎの精算価格も示されている。「成行共販」の精算価格は平均値であるが、全期間を通じて「共計共販」の価格よりも低い。つまり「成行共販」は精算時期は早いのであるが価格は低く、逆に「共計共販」は精算価格は高いが精算時期は遅い。

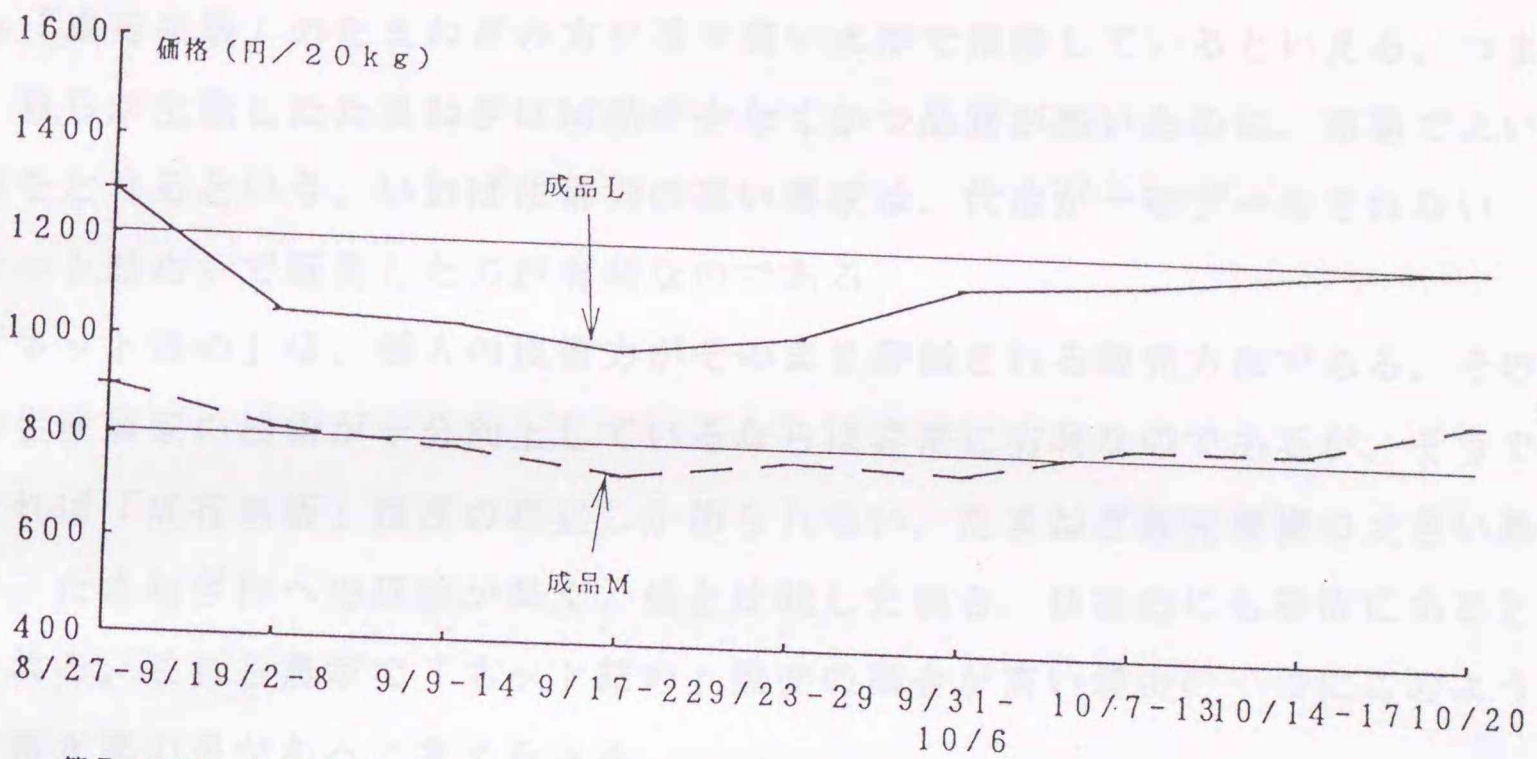
第5-6表の下位に位置する集落は、たまねぎ販売量が最も少ない。そのため経営内におけるたまねぎ作部門の位置づけは他集落に比して副次的付随的なものであろう。そのため稲作の収穫作業とたまねぎの選果作業では稲作を優先させ、また経営経済的にもたまねぎの販売代金に頼る必要はなく、生産を早める必要はない。しかし価格は高いほうがよい。そのため「共計共販」でほとんどのたまねぎを販売することになるのである。

次に中位の集落では、下位の集落よりもたまねぎ部門の位置づけが若干大きくなってきているが、秋期の競合場面ではまだたまねぎの選果を優先させるまでには至っていない。しかし経営経済的にはたまねぎ作の位置づけが重要になってきており、できるだけ精算は農協の組合員勘定の決済時期に間に合わせて欲しい。そのため共選であるが精算時期の早い「成行共販」に販売の力点をおくことになるのである。

最後に表の上位に位置する集落であるが、この集落の農家はたまねぎ作への取り組みが最も早くかつ経営組織におけるたまねぎ作の位置づけも大きい。また水田の経営面積が小さく、水稻の収穫作業は比較的短期間で終了する。そのためたまねぎの選果に投下する労働力を確保し「ネット詰め」販売が可能なのである。

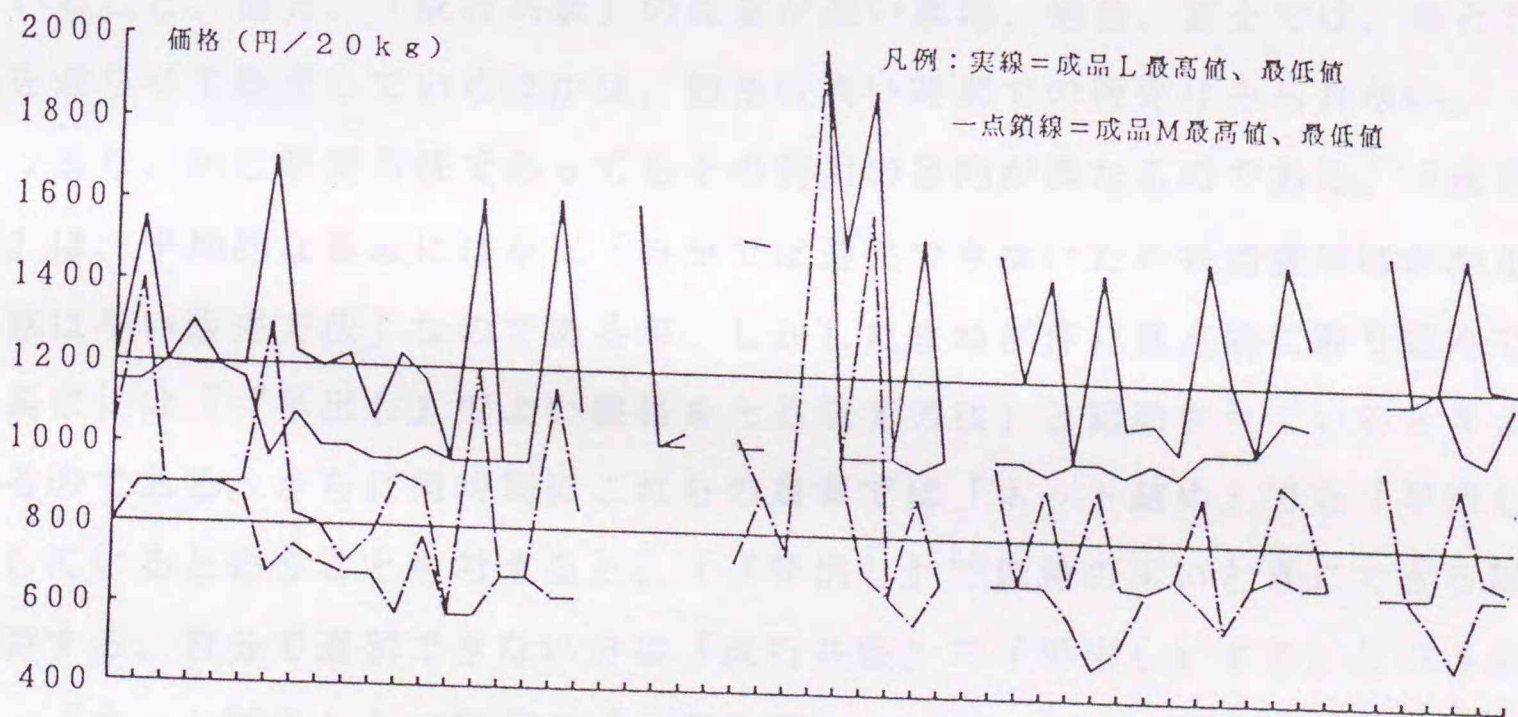
さらに、特徴的な点を指摘すると、同一の販売方法であっても、農家主体の差異によってその捉えられ方は一様ではないことがある。これをまず「ネット詰め」の場合で検討する。

第5-9図は、1990年度の「成行共販」のたまねぎの価格から「ネット詰め」では計上されない共選費用を控除した金額の推移をしめしたものである。また第5-10図は、同時期の「ネット詰め」たまねぎの生産者価格の推移をしめしたものである。ふたつの図でまずL品の価格の推移を比較すると「成行共販」のたまねぎの価格は、「ネット詰め」のたまねぎの最低価格より若干高めで推移している。しかし「ネット詰め」のたまねぎの最高価格は「成行共販」のたまねぎの価格を大きく上回り、場合によっては共選費用と同等の金額を控除しても「共計共販」よ



第5-9図 「成行共販」たまねぎLおよびMの価格の推移(1990年度)

出所) 栗山町農協資料より



第5-10図 「ネット詰め」たまねぎの価格の推移(1990年度)

出所) 栗山町農協資料より

りも高いことがある。他方M品に関しては「ネット詰め」のたまねぎの平均値よりも「成行共販」のたまねぎの方が若干高い水準で推移しているといえる。つまり、自らが生産したたまねぎはM品が少なくかつ品質が高いために、市場でよい値段をとれるという、いわば技術力の高い農家は、代金が一切プールされない「ネット詰め」で販売した方が有利なのである。

「ネット詰め」は、個人の技術力がそのまま評価される販売方法である。そのため生産農家の技術が十分向上しているならば非常に有利なのであるが、そうでなければ「成行共販」程度の利益しか得られない。たまねぎ販売規模の大きい農家は、たまねぎ作への経験が長く、他と比較した場合、技術的にも優位にあると思われる。これら農家で「ネット詰め」販売の割合が高い理由の一つにこのような技術水準の差があると考えられる。

次に「成行共販」の場合を見てみる。第5-9図に示したように、「成行共販」の清算価格は、出荷のはじめの頃は高いがその後、市場にたまねぎが出回る量が増加するにつれて徐々に低下していくという推移を示す。さて、このような「成行き共販」に対して、それぞれの集落の出荷量を清算時期に分けて示したのが、第5-7表である。これによると、たまねぎ作に重点的に取り組んでいるとみられる三日月、栗山2では、同じ「成行共販」でも価格の高い「早出し」として販売していること、他方、「成行共販」の比重が高い湯地、旭台、富士では、旭台が時期を遅らせて販売しているほかは、価格の高い時期での販売はみられない。

つまり、同じ販売方法であってもその利用の目的が異なるのである。「成行共販」は、平均的な農家には単に「自分では選果できないため共選費用はかかるが、精算は早い販売方法」なのであるが、しかしたまねぎ作に重点的に取り組んでいる農家には「『早出し』でよい価格をとる販売方法」と認識されていると考えられるのである。さらに同時期にこれらの農家では「ネット詰め」でも「早出し」をしているということを考えると、「『早出し』で価格のよいときにできる限り販売する、自分で選別できない分は『成行共販』で『早出し』する」というように、「ネット詰め」との関連で「成行共販」を位置づけていると考えられるのである⁴⁾。

第5-7表

「成行共販」の出荷日の集落間格差

(1990年度)

割合	出荷期間									合計
	8/27 ~9/1	9/2 ~8	9/9 ~14	9/17 ~22	9/23 ~29	9/30 ~10/6	10/7 ~13	10/14 ~17	10/20	
三日月	100.0									100.0
富士		1.9	4.5		11.4	18.5	49.8	13.8		100.0
栗山2	21.3	78.7								100.0
阿野呂			37.0		49.4	13.6				100.0
共和	14.5	25.5	30.4	8.0	21.6					100.0
旭台		14.3		8.1						100.0
南学田				100.0			2.0		75.6	100.0
中里			100.0							100.0
湯地		32.6		37.0		30.3				100.0
雨煙別								22.0	78.0	100.0

出所) 栗山町農協資料より

注) 単位: %

第5節 小括

本章では第一の課題として、産地をいわばミクロ的視点から見た場合に、産地形成にかかわる個別経営の経営行動が、より高い土地純収益の獲得をモータメントとする経営組織再編であること、しかしそれには生産力的制約が存在し、急速な経営組織再編が困難であることを明らかにした。農業経営が土地利用を基盤とした経営経済活動である限りにおいて、農業生産力形成に影響する制約を無視することはできない。そのため経営組織再編のテンポは、個別農業経営をとりまく経済環境の変化のテンポに比較して、緩慢である場合が多いであろう。農協などの組織的支援は、この点に対しても十分な注意を払うべきである。

第二の課題として、同一産地内にある経営であっても、選好される販売方法は異なるという点が明らかになった。本稿の分析によると、当該農産物に対して、相対的に生産規模、販売規模が大きく、高い技術を持っている経営ほど、個別に評価される販売方法を選好しているのであった。産地を形成するすべての農家の技術が平準化し、さらに販売規模や個々の経営の経営組織も類似してきた場合、複数の販売方法に対する農家の需要は低くなり、特定の方法に収斂していく可能性がある。しかし、産地が外延的に（地域的に外延部に拡大し、新たな農家が産地形成に参加する）もしくは内包的に（産地内の経営が各々の経営組織において当該作物部門を拡大する）拡大する過程において、産地内の個々の経営の技術力や経営組織の再編段階に差異が生ずる場合が一般的と見るべきであろう。そのために、経営組織再編の初期的な経営でも対応可能な販売方法や、その経営部門に専門的に取り組んでいる経営の要求にこたえるような販売方法を用意することが、産地全体の発展にとっても有効であると考えられる。

注

- 1) 第3章 注1 参照。
- 2) 産地形成については、特に川村琢『農産物の商品化構造』（三笠書房 1960）、『主産地形成と商業資本』（北海道大学図書刊行会 1971）、玉真之介「宮城県農会による『仙台白菜』の産地編成と販売統制」（『協同組合奨励研究報告』第十一輯 pp. 81-114 1985）参照。産地形成に関してはこのほかに、異質な農家層の存在との関連で論じた石田正昭『キクの共同出荷にみる個と組織』（農政調査委員会 1987）、多様なオーガナイザーの役割についてのべた御園喜博編著『地域農業の総合的再編』（農林統計協会 1989）、また一般論的には浅見淳之『農業経営・産地発展論』（大明堂 1989）、七戸長生『日本農業の経営問題』（北海道大学図書刊行会 pp. 80-100 1988）、頼平「主産地の形成と発展のメカニズム」（『農業計算学研究』第11号 pp. 10-19 1978）、『農業経営学』（明文書房 pp. 243-264 1991）、また本章で注目したたまねぎの産地形成についての市場論的アプローチとして、三島徳三『青果物の市場構造と需給調整』（明文書房 1982）などが注目される。
- 3) なお「ネット詰め」販売はその出荷精算方法から察せられるように、多分に産地集荷業者への対抗という意味合いがつよい。近年集荷業者が集荷するたまねぎの割合が減少し反対に農協への出荷率が向上しているといわれているが、農協担当者によると現在でも全たまねぎ生産量の3割以上は業者に流れているということであった。
- 4) 先の事例で示したたまねぎ専作経営は、「成行共販」のことを「早出し」と呼んでいる。これは「成行共販」の利用の位置づけを端的に示していると考えられる。

終章 水田作経営の経営組織再編のための課題と条件

1. 旧開水田作地帯における経営組織再編と産地形成

本論文では、「経営組織の形成→展開→再編（新組織の形成）」という経営組織再編の過程について、常に市場経済の動向、社会的生産力水準に影響を受けつつ、経営組織再編、個別生産力水準の形成、土地純収益水準の確定が循環的に生起していくという仮説をたてて分析をすすめてきた。終章ではまずはじめにこの仮説が具体的な事例分析においてどの程度当てはまっているのかということ、産地形成の事例として取り上げた雨竜町と栗山町の場合について検証する。

雨竜町において形成された「暑寒メロン」産地化の取り組みは、もともとは近隣の町村（北竜町）で先駆的に取り組まれ、産地形成に成功していた事例を参考に、同町の農業者と地元普及所、各機関が一体となって進めてきた事例であった。メロンに注目したのは、それに先行して作付けされていたてんさいの育苗ハウスの有効利用が当初の目的ではあったが、価格変動が激しい作物に組み、その後、市場評価の高まりと生産の拡大が並行的に進行していた。

しかしメロン作に取り組んでいた経営の土地利用再編の過程を克明にたどるならば、収益性の高い作物であっても作付け面積の急激な拡大は困難で、徐々に拡大せざるを得ないということが明らかになった。具体的には、まずメロン作の前作としてのてんさい、またその前作として大豆が栽培されるというように、還元状態にある水田をその作物にあった土壌に矯正するために、作物の前後作関係に注意せざるをえないということが指摘された。

さらにてんさいは、水稻とは異なり連作が困難であることから田畑輪換等を必要とする。しかし水稻連作という土地利用形態以外の経験がほとんどない水田作経営がこれに馴化するまでは、てんさいの過作連作による病害に見舞われるなど、試行錯誤を重ねており、これに数年間という時間を要していた。また労働集約的作物であるメロンの拡大も、1年間に数アール単位の面積拡大で今日の水準に到達したのであった。

しかしそれ以前の問題として、転作を「通い」において消化するというそれまでの土地利用形態から、「本地」にもってくるというプロセスをクリアする必要

があった。これは労働集約度という点では水稻と転作作物の関係が逆転したことを意味する。これを早期に経験した農業者は、転作作物として「豆類→てんさい→メロン」と徐々に労働集約的な作目に取り組み、産地形成において重要な担い手農家群となったのであった。ところが地域内におけるすべての農業者がこれと同じ経路で経営展開を実現したわけではない。産地化の中心的集落であった中島集落では基盤整備の工事期間中はほとんどすべての農業者が兼業に従事していた。そして、てんさい作に取り組んだものは兼業を中止し農業専業となるのであるが、そうでないものは依然として兼業就業を継続していたのである。水田基盤整備の実施はあくまでも農外就業のきっかけであり、問題はその後転作作物として水稻作よりも労働集約的な作目を導入し、農業経営内部に自家労働力の就業の場をつくりつつ、農業生産を拡大していけるかどうかということである。この点が旧開水田作地帯における「小農」としての水田作経営の性格が分化していく岐点であり、市場経済システムに包摂されていく局面における小農の分化の実態といえるであろう。その後、商品生産者としての性格を強めていく農業者とそうではない農業者に分化していくのであるが、前者においても農業経営活動の基盤である土地利用の制約からまぬがれえず、土地利用再編の過程は急速に進展するものではないのである。そのため土地利用再編ならびに経営組織再編は数年間という時間単位で進展していくのである。

しかしさらに問題として残るのは、同町においてメロン作やてんさい作が導入されたこと、さらには新作物への取り組みにおいて中心的な役割を担った人物の登場が偶然であったのか必然であったのかということがある。これは産地形成という点では、それに成功している地域とそうではない地域がある以上、偶然的な要素を排除することはできないであろう。しかしこれらは、各地域の動向を的確に収集できるような情報のシステム化、また新たな取り組みをマニュアル化し支援する体制を整えることで対応せざるを得ないであろう。

次に栗山町の事例であるが、栗山町では、たまねぎ産地形成の過程を時系列的、地域的、階層的側面から検討し、それが地域内における水田作経営の経営組織再編と表裏の関係にあることをしめした。そして、たまねぎに適した土壌条件の形成とともに生産力が向上し、これにつれて土地純収益水準も増加していくことを明らかにした。

水田におけるたまねぎ栽培のための土壌改良技術が明らかになったことは、個別経営にとっては与件であり、社会的生産力の問題である。これが実際に個別経営に採用される段階において、その具体的発現形態としての個別生産力水準は、個々の経営において様々である。そのため、個別生産力水準に応じて形成される土地純収益水準も、様々に異なることになる。われわれが分析したたまねぎの産地形成においては、継続的に利用されている圃場ほどたまねぎ単収が高く、それに応じて高い土地純収益をもたらしているのであった。このために経営総体としてもたまねぎ作に取り組んでいる期間の長い経営ほど高い土地純収益を取得し、他方、その取り組み期間が短い経営にあっては、それがマイナスである場合もある。このように土地純収益水準が経営組織再編のモーメントの強弱として表面化する。しかし、長期的にはこれがプラスになること、しかもその水準が他の作物を大きく凌駕していることなどのために、地域全体としてはたまねぎ生産が拡大する方向へ展開しているのであった。

しかし栗山町の事例を一般化するためには、まずたまねぎという作物の特殊性について検討しなければならない。周知のようにたまねぎ作のためには特殊な土壌改良が必要であり、そのために連作される作物である。特定作物の連作については、例えば1960年代の十勝における豆作連作において指摘されたような地力問題が想起される。この点について、確かにたまねぎにおいても連作障害はあるようであるが、しかしその程度は、豆類やてんさい等に比較して軽微である。また、分析中の事例において示したように、先駆的な経営では大量の堆肥が投下されている。連作障害によって生産力が致命的に低下するという可能性は低いようである。

さらに連作問題としては、かつて矢島、櫻井らによって指摘されていた水田「モノカルチャー」化の問題が想起される¹⁾。このなかで水田「モノカルチャー」化は構造的欠陥を内包しているとして、具体的に土地利用、労働力利用、資本利用の一面性が指摘されたのであった。さらに矢島は、水田農業の構造的欠陥がわが国経済構造の特徴であり、市場経済の原理が貫徹しない「二重構造」を底辺から支えているとし、その根幹には、農村における家父長制的支配構造と個人の非自立構造があることを指摘した。

この問題をわれわれの調査事例に当てはめてみると、程度の差はあれ、確かに

土地利用、労働力利用、資本利用の一面性が発生する可能性は存在している。さきに2戸の経営の耕種梗概において示したように、「水稻作+たまねぎ作」という組織形態から「たまねぎ専作」という組織形態への移行によって、周年的な農業就業が実現しなくなっていると思われるのである。

しかし「水田モノカルチャー」化の問題とたまねぎ単作化を同一視することはできないであろう。われわれの分析の前提にあるように、産地形成の過程は市場経済システムに対応しつつ商品生産者としての性格を強めていく農業経営の主体的行動の集積を意味しているのであり、これを家父長制的支配構造下にある非自立的個人と同一視することはできない²⁾。われわれが分析の対象としてきた農産物の産地形成に関わる経営組織再編は、農業分野において市場経済システムの論理が貫徹していくなかにおける経営経済活動であると考えられるのである。

2. 新開水田作地帯における産地形成の動向

次に考察しなければならないのは、以上の旧開水田作地帯の分析から明らかにされた経営組織再編の条件が、新開水田作地帯にも敷衍できるのかということである。この点に関しては、新開水田作地帯において今まさに経営組織再編問題が先鋭的に表面化しているのであり、現在いかなる対応を選択するのかということが地域農業展開の大きなポイントになっているといえる。

われわれの分析対象であった旧開水田作地帯では、水田農村が市場経済システムに包摂される過程においても、農民の地域への定着期間が長く、また同時にそれまでにおいて一定の地域社会の成熟と労働市場の展開があったために、地域内に居住したままの兼業化、農外就業が可能であったと考えられる。この意味では兼業化が一時的なバッファ機能を担っていたとみられる。そのために経営組織の再編によって農業内部に自家労働力の就業の場が形成された場合には、農外就業を中止して農業専業となることが容易であった。他方、新開水田作地帯では相対的に農民の定着の歴史が短く、地域社会の形成が未熟で労働市場の展開も相対的に不十分であり、兼業化よりも離農離村に結びつきやすかったと考えられる。いわば職能集団的な集落の性格が新開水田作地帯でより強いといえることができる。このために新開水田作地帯には、地域社会の維持という問題にまず取り組まなけ

ればならないのであり、旧開水田作地帯よりも事態は深刻であるといえる。

しかし近年の新開水田作地帯における農産物の粗生産額の動向をみると、やはり野菜や花卉などの労働集約的作物の粗生産額がのびる傾向にある。これを支えているのは、多くの場合、農協部会などの農家組織であるとみられる³⁾。

雨竜町では、メロン産地化の嚆矢をなしたのは、中島集落における蔬菜研究会であった。また栗山町においては、農協がたまねぎ販売に乗り出す前に、たまねぎ生産が地域内において一定の展開をみていた。この意味では、旧開水田作地帯の産地形成における農協の関わり方は、地域の個別経営の独自の取り組みが一定の展開をみた上でそれをさらに拡大するという役割を担っていたといえる⁴⁾。

しかし新開水田作地帯では、選択的拡大政策と水田転作政策の矛盾にかかわる問題が、最近年になって重くのしかかってきているのであり、個別経営の独自の取り組みを待つ余裕はないとみられる。新開水田作地帯では、個別経営の経営組織再編を起点として産地が形成されるという手法よりも、はじめから農家組織がオルガナイザーとなって産地を形成するという取り組みが一層求められていくのではないかと思われる。

われわれの議論の一般化に関する最後の検討は、新開水田作地帯、旧開水田作地帯において典型的にみられた経営組織再編の過程の差は、単なるタイムラグなのかつまり発展段階差なのか、それともそれぞれの地域農業構造に規定された類型差・構造差なのかという点である。確かに市場経済システムへの対応度が高い経営組織の再編を達成しているという点においては、旧開水田作地帯が先発的であり、それに比較するならば新開水田作地帯は後発ということになるだろう。

しかし今までの分析において明らかなように、水田転作政策に先立つ選択的拡大政策に対して、それを積極的に受容する基盤が整っていたのかそれともそうではなかったのかという点の差によって、その後の経営組織再編上の矛盾のあらわれ方とその時期に差が生じたのである。単作的面積拡大という経営組織再編の方向に関しては、紛れもなく新開水田作地帯が先発的であった。先発、後発というように地域を発展段階的に位置づけるのは、特定の尺度において一面的に評価する場合に限られるのであって、複数の地域における農業の展開を単線的な発展過程に位置づけることは不可能であるとみるべきであろう。これらのことから、新開水田作地帯、旧開水田作地帯における経営組織再編の取り組みの格差は、それ

それぞれの地域における農業構造の差に基づく類型差とみるのが妥当であろう。

3. 経営組織再編のための課題と条件

農産物の産地とは、単独では規模が零細である個別農業経営が、大量販売大量流通を条件とする高度に発達した市場経済システムに見合う市場対応を成し遂げた、個別経営群の組織である。組織としての産地は、個別経営における生産面、販売面の両面にかかわって経営経済活動を共同化することによって、規模の経済（外部経済）を獲得、拡大するという機能を有している。この意味において、第3章で検討した個別経営の生産面における新技術を受容するための組織である水田作生産組織にかかわって、現在必要とされるのは、農産物の産地という組織であろう。

しかしながら第1章、第2章において述べたように、選択的拡大政策と生産調整政策が経営組織再編にたいして与えた矛盾は、現在も水田農村に深刻な問題を引き起こしている。それは一部には深刻な負債問題として表面化している。第2章において述べたように、転作奨励金は単年度の米の需給調整が目的で支払われていたのであったが、同時に所得補償という性格が付与されていた。これにより、個別経営は転作奨励金の継続的な支払いを想定して、借入金による土地投資、機械投資等を続けていたのである。しかし転作奨励金の引き下げ、加えて生産者米価の抑制・切り下げ等によって収益性が急速に悪化するとともに投資の回収が困難になり、それが負債問題として表面化するにいたった。収益性の悪化は地価の下落を引き起こし、負債金額を下回ることによってオーバーローンの状態を引き起こした大面積経営も少なくない。

先にも述べたように、転作奨励金は、選択的拡大政策を積極的に受容し「水田単作的大面積経営」という経営組織形態を選択した水田作経営にとっては、生産調整政策との矛盾を覆い隠す「慰撫策」としての性格をもっていたのであった。これらの点を参酌すると、現在の水田作地帯における経営問題のすべてを個別経営の責任に帰することはできないであろう。

これらの点を含めて、現在求められているのは水田作経営の今後のあり方を明確にするための法制度の整備であろう⁵⁾。今までの分析結果から明らかなように、

個別経営は短期間のうちに経営組織再編の方向を転換することが困難である。水田作経営に対して長期的な展望を与え、経営対応の方向性を明確化できるような枠組みが求められているのである。

注

- 1) 矢島武編著『日本稲作の基本問題』（北海道大学図書刊行会 1981）、特に同書中の矢島「『稲作基本問題』とはなにか」、櫻井「水田モノカルチャーの歴史的成立と“現況”の特異性」、七戸「戦後におけるわが国稲作の展開の特質—水稲単作的奇形化の経過—」等の各論考を参照されたい。
- 2) しかし単作であることによって、たまねぎ市場の急激な変化に対応できない状況に直面せざるを得なくなるのではないかという問題がある。現在のように価格の暴落でもおよそ4年に1度であれば、それはすでに経営上織り込み済みということで対処は可能であろうが、生産過剰が恒常化することによって長期的に価格が低迷することも考えられる。これについてはやはり地域複合化、個別経営の複合化によって対処せざるを得ないであろう。その意味では複合的な産地化、生産団地化の方策が望ましいということになるだろう。
しかしそれにしても市場経済システムへの対応という点にかわりはなく、そのような急激な市場の変化に対処できるような組織形成が期待されるといえる。
- 3) 例えば第1章の町村比較において新開水田作地帯の代表事例として注目した北村では、北海北村農協管内の北村花卉生産組合を中心として花卉生産が近年急速に拡大している。
- 4) 青果物産地研究会編『北の産地づくり—先進青果物産地の取り組みと展望—』

(同会編集発行 1988)では、分析対象が水田作地帯には限定されていないが、野菜作産地形成に関わる様々な取り組みのなかで、先発的な事例のなかにこのように「生産者主導」的な産地形成が多いことが示されている。

5) 制度としての市場経済システムの性格を規定するのは、結局はその場におけるルールである法制度である。この性格が確定しなければ、そのシステム内で経済活動を営む経済主体の対応は不安定なものにならざるをえない(宮本光晴『企業と組織の経済学』新世社 1991)。

参考文献

- [1]秋山邦裕「大規模水田経営と集団による組織的補完」『大規模水田農業経営育成のための諸条件』中期金融69 農林漁業金融公庫 1989
- [2]浅見淳之『農業経営・産地発展論』大明堂 1989
- [3]石田正昭『キクの共同出荷にみる個と組織』農政調査委員会 1987
- [4]石田正昭・木南章「稲作をめぐる組織と市場」 農業経済研究第59巻第3号 1987
- [5]伊藤忠雄『現代農業生産組織の経営論』農林統計協会 1991
- [6]伊藤喜雄『現代日本農民層分解の研究』 1973
- [7]井上裕之「北海道水田地帯における農地賃貸借の諸問題」農林水産省北海道農業試験場『北農試農業経営研究資料』第52号 1984
- [8]井上裕之『農地市場構造の変化とその要因－北海道十勝畑作地帯を対象として－』（財）農政調査委員会1990
- [9]大泉一貫『農業経営の組織と管理』農林統計協会 1989
- [10]金沢夏樹「農業経営複合化の理論と現実」金沢夏樹編著『農業経営の複合化』地球社 1984
- [11]金沢夏樹「農業経営政策の構想」金沢夏樹編『農業経営学講座10 農業経営と政策』第10章 地球社 1985
- [12]金沢夏樹『水田農業を考える』東大出版会 1989
- [13]川村 琢『農産物の商品化構造』三笠書房 1960
- [14]川村 琢『主産地形成と商業資本』北海道大学図書刊行会 1971
- [15]木村伸男『農業経営発展と土地利用』日本経済評論社 1982
- [16]倉本器征『水田農業の展開条件』農林統計協会 1988
- [17]近藤康男『高度経済成長と農業問題』近藤康男著作集 第十二巻 農文協 1975
- [18]近藤康男編集代表『日本農政の転換－不況・外圧・減反－』日本農業年報X X VII 御茶の水書房 1979

- [19]近藤康男編集代表『基本法農政の総点検－二十年の総括－』日本農業年報
第30集 御茶の水書房 1982
- [20]坂下明彦『中農層形成の論理と形態』御茶の水書房 1992
- [21]阪本楠彦『地代論講義』東京大学出版会 1978
- [22]七戸長生「選択的拡大政策への農民的解答－北海道米作展開の意義」大内力
編集『米作－新しい波』日本農業年報XVI 御茶の水書房 1967
- [23]七戸長生『農業機械化の動態過程』農業総合研究所 1974
- [24]七戸長生「いわゆる限界農業地帯としての北海道－その特色の内実－」七戸、
大沼、吉田著『講座日本の社会と農業① 日本のフロンティアのゆくえ』日
本経済評論社 1985
- [25]七戸長生『日本農業の経営問題』北海道大学図書刊行会 1988
- [26]七戸長生「近年の畑作の構造変化とてん菜生産」てんさい研究会報告 第30
号 1988
- [27]七戸長生「転作下の水田農業 一部 北海道篇」（農業構造問題研究1992年
No.1（財）食料・農業政策研究センター） 1992
- [28]仙北谷康「個別単作的大規模水田経営の転換」牛山・七戸編著『経済構造調
整下の北海道農業』北海道大学図書刊行会 1991
- [29]青果物産地研究会編『北の産地づくり－先進青果物産地の取り組みと展望－』
同会編集発行 1988
- [30]田代洋一「1980年代における農業保護政策の撤退とその背景」季刊思想と科
学 No.74 1989.10
- [31]玉真之介「宮城県農会による『仙台白菜』の産地編成と販売統制」『協同組
合奨励研究報告』第十一輯 pp.81-114 1985
- [32]長 憲次『水田利用方式の展開過程』農林統計協会 1988
- [33]中島部落誌『逆川』
- [34]中島征夫「米麦二毛作の展開過程」金沢夏樹編著『農業経営の複合化』地球
社 1984
- [35]西村直樹「生産調整下における水田農業の展開過程」牛山敬二・七戸長生編
著『経済構造調整下の北海道農業』第2章第2節、北海道大学図書出版会
1991

- [36] 仁平恒夫「大規模水田農業の階層間格差と再編方向」牛山敬二・七戸長生編
著『経済構造調整下の北海道農業』北海道大学図書刊行会 1991
- [37] 農林漁業金融公庫『大規模水田農業経営育成のための諸条件－経営展開の課
題と展望－』長期金融69 農林漁業金融公庫 1989
- [38] 東山寛「最近の稲作地帯における農地賃貸借関係の形成とその性格」『農業
経営研究』北海道大学農業経営学研究室1991
- [39] 美唄市 「美唄市農業発展方策」1987
- [40] ブリンクマン『農業経営経済学』大槻正男訳 地球社 1969
- [41] 北海道農業研究会「大規模稲作地帯の現段階－南幌町農業の実態－」『北海
道農業』No.8 1987
- [42] 北海道農業研究会「水田土地改良投資問題と農家負債の累積メカニズム－南
幌町水田農業の追跡調査－」『北海道農業』No.13 1990
- [43] 北海道農業研究会「石狩川下流域における水田農業の構造問題－南幌町水田
農業実態調査報告第3報－」『北海道農業』No.14 1991
- [44] 北海道立総合経済研究所編『北海道農業発達史』中央公論事業出版 1963
- [45] 堀口健治「水田農業と米の生産調整－土地改良投資と稲作を中心として－」
- [46] 梶井功編著『農業改革の理論』Ⅶ 農林統計協会 1988
- [47] 三島徳三『青果物の市場構造と需給調整』明文書房 1982
- [48] 御園喜博編著『地域農業の総合的再編』農林統計協会 1989
- [49] 宮本光晴『企業と組織の経済学』新世社 1991
- [50] 八木宏典『水田農業の発展論理』日本経済評論社 1983
- [51] 矢島 武『現代の農業経営学』明文書房 1961
- [52] 矢島武編著『日本稲作の基本問題』北海道大学図書刊行会 1981
- [53] 頼 平「主産地の形成と発展のメカニズム」『農業計算学研究』第11号
1978
- [54] 頼 平『農業経営学』明文書房 1991
- [55] 和田照男「生産構造論的農業経営学の展開」金沢夏樹編『農業経営学講座 1
農業経営学の体系』地球社 1978
- [56] 和田照男「農業生産組織の企業形態論的分析手法」農業経営研究 第17巻第
1号 1979

[57]和田照男「稲作経営構造の再編・展開の諸課題」『長期金融65 稲作経営構造の再編と資金供給－土地利用型農業の体質強化の観点から－』農林漁業金融公庫 1985

[58]和田照男「集团的土地利用方式」梶井編『土地利用方式論－日本の土地利用の方向－』農林統計協会 1986

[59]渡辺好明「米の生産調整の経緯・現状と今後の課題」季刊農業構造問題研究 第168号 p.25-30 (財)食料・農業政策研究センター 1991

[60]綿谷赴夫『農業生産組織論』綿谷赴夫著作集第三巻 農林統計協会 1979

謝 辞

本論文の執筆にあたり、実に多くの方からご指導をいただいた。

七戸長生教授には、学部学生時代における農業経営研究のてほどきから、今日に至るまで、終始、懇切丁寧なご指導を賜った。太田原高昭教授、三島徳三教授をはじめ、北海道大学農業経済学科の諸先生からは、論理構成の細部にわたるまで、的確な助言を賜った。黒河功助教授、志賀永一助手には、論文作成当初から、農村調査の整理、論理構成等にかかわる助言をはじめ、筆者が鳥取大学に職を得てからは、北海道との距離的問題ゆえの不便さにたいして、格別のご配慮を賜った。このほかにも北大をはじめ、道内の他大学、試験場、研究所の方々から、様々なご指導を賜った。

本論文中の農村調査は、これら諸先生のご指導の下に、農業経済学科の大学院生、学生諸学兄と共同で行われたものである。農業経営学講座（現農業経営情報学講座）の、淡路和則、安延久美、吉野宣彦、俞炳強、原田淳、東山寛、松村一善の各氏からは、現地でのディスカッションやその後のとりまとめにおいても、非常に有益な示唆を賜った。とくに講座先輩である松木靖氏（現北海学園北見大学）からは、雨竜町調査にたいして、また北海道地域農業研究所幸健一郎主席研究員からは、栗山町調査にたいして、格別のご指導とご配慮を賜った。また、農家の方々や、雨竜町農協、栗山町役場、栗山町農協をはじめとする各機関の方々から様々なご指導・ご協力を賜った。

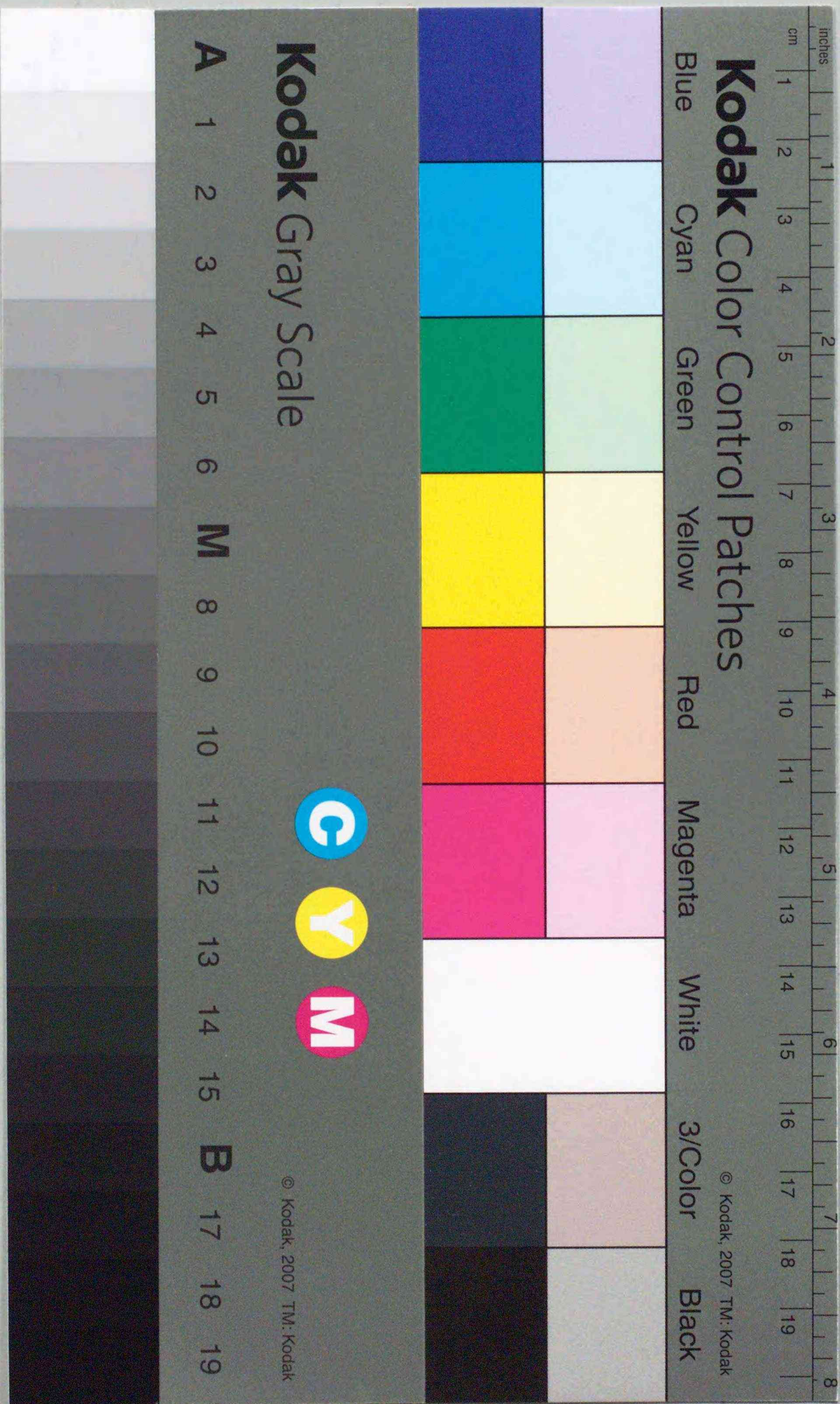
最後に、藤井嘉儀教授、小林一助教授、金山紀久講師をはじめとする鳥取大学農学部情報科学講座の諸先生からは、適切なコメントと、論文執筆のための環境を提供していただいた。

これらの方々にたいして、ここに記して深甚の謝意を表すものである。

1994年1月7日

仙北谷 康





Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19